

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可  
昭和十四年三月十日發行

# 同盟旬報

第三卷第六號・三月十日發行(No. 61)

【昭和十四年二月下旬號】

## 主要記事

第七十四帝國議會論戰……  
米穀配給統制法案要綱……  
南支深圳附近英領誤爆事件……  
上海租界警備問題一應解決……  
滿・洪兩國防共協定參加調印……  
グアム島防備案葬らる……  
英佛、フランコ政權承認……  
伊外相ポーランド訪問……

同人法團社 同盟通信社發行

昭和十四年 二月下旬 重要日誌

二月二十一日(火)

△増税關係法案上程(衆議院)  
▽陸空軍深州附近英領誤爆事件起る・英政府抗議

▽浙江省海門を封鎖す  
▽現地三當局出雲艦上でテロ事件對策協議  
▽有田外相上海テロ事件の議會答辯  
▽第三次國民參政會閉會

△滿洲國防共協定參加發表  
△英國、新主力艦進水・建造着手  
△英首相再軍備計畫演說・下院首相支持  
△英國防公債法案下院通過

△グワトキン氏ヲ獨外相と會見  
△フ將軍バルセロナで堂々閱兵  
△ベルギー新内閣成立  
△米、對南米政策促進法案可決  
△米、復興金融會社貸出權限法案可決

同二十一日(水)  
△樞密院滿洲の防共協定參加案可決  
△昭和四年度産生糸賣渡格差發表  
▽重慶・蘭貢間定期飛行開始  
▽天津英佛租界にテロ取締申入

▽北支棉花採取組合設立  
▽テロ事件で三浦總領事に重要訓電・工部局に重大要求提出・陸戰隊警備に就く  
△英空軍追加豫算議會提出  
△英首相武裝平和を説く  
△ガイダ氏英の再軍備を痛撃

△英閣議對伊政策檢討  
△佛首相米佛提携を強調  
△伊西兩巨頭交際

△ハンガリー新内閣の施政方針  
△バルカン協商會議終る  
同二十三日(木)

△衆議院十三年度追加豫算案可決  
△農林省、肥料配給是正に在荷調方通牒  
△磷肥會社の公定卸小賣價格決定  
△日窒社債千二百萬圓發行條件發表  
△刺繡糸等三品の純綿品製造許可  
△日本電工、昭和肥料合併決定  
▽外相誤爆事件に關し英大使に遺憾表明

▽海南島清瀾占領  
▽陸空軍蘭州第三次大空襲  
▽森島參事官外相にテロ事件報告  
△佛印當局海防港の荷役不許可  
△滿國、北中支蒙疆に防共關係官派遣  
△和蘭巡洋艦二隻建造令  
△シリア政變

△英外相英佛提携を謳歌  
△和蘭フ政權承認  
△フ將軍ヒ總統に謝電  
△グアム島防備案葬らる  
同二十四日(金)  
△内務書記官級二十名勅任待遇に昇格  
△傷痍軍人療養所長會議開催  
△臺灣商工會議所創立  
△毛織樓配給統制規則制定  
△物品税免稅點決定

△一般商品の思惑資金も抑制  
△日鐵社債千五百萬圓發行條件發表  
△臺灣電力、公稱資本金七千萬圓の増資案可決

▽維新政府第三國船の長江密貿易取締  
△滿國防共協定參加調印を終る  
△ムソリーニ、ヒトラー兩氏より滿國に祝電

△米、軍需資源確保法案可決  
△フランコ承認案佛下院通過  
△佛承認下交渉完了  
△ハンガリー防共協定參加  
△米、輸出入銀行法案兩院協議會通過  
同二十五日(土)  
△臨時事務次官會議  
△白金の配給統制實施  
△米券一億七千萬圓借換發行

△鐵業法改正案の勅令命令規定內容發表  
△中支戰線漢水制扼  
▽フランクリン議長テロ事件回答手交  
▽我要求原則的承認と認む  
△カムラン灣封鎖佛印總督令公布  
△ヒ總統ミュンヘンで獅子吼  
△獨宣傳相大戰説を駁撃  
△佛西協定成る

△人民戰線遂に抗戰拋棄、内亂愈々大圍圍  
△ポーランドに反獨氣運  
△米大統領勞働休戰要望  
同二十六日(日)  
▽三民青年團へ中共二百名參加  
△伊波會談  
同二十七日(月)

△中央物價委員會、農機具・織維品の公定價格答申  
△大日電社債三千万圓發行條件發表  
△廻轉爐製銻法協議會設立  
△ソ聯外蒙に赤色鐵路竣工  
△米、陸軍航空隊大擴充豫算下院分科會で決定

△パレスチナ騷擾再發  
△佛國務會議開く  
△伊、反伊記著に退去命令  
△英首相フランコ承認發表・通告を發す  
△アルゼンチン・リトアニア・エジプト・ボリビア・ヴェネゼラ・佛國等フランコ承認

△英首相承認聲明・議會承認問題討議  
△米駐西臨時大使館閉鎖  
△レーニン未亡人逝去  
△ベルギー内閣辭職  
同二十八日(火)

△高松宮殿下海南島作戰に御參加(公表)  
△兵役法中改正法案成立  
△商工省に生産力擴充委員會設置  
△人絹糸、スフ及スフ糸格付改正  
△商工省、織物の全國的自肅値下方命令  
△大阪市債二千餘萬圓借換發行條件發表  
△濱糸又復熱狂高  
△學術振興會理事長に長岡博士

▽テロ事件警備問題細目交渉に入る  
▽外相テロ事件經過を議會に報告  
△英海軍豫算發表  
△佛、油槽艦二隻建造  
△佛、佛印に飛行工場新設  
△獨逸で日本古美術展開く  
△ペル、駐西大使館昇格  
△在倫敦西大使館接收  
△駐佛西大使退去、大使館接收  
△アサニア大統領辭職

△ブルガリア皇帝ニコラ一訪問  
△ボラー氏政府を痛罵  
△宣戰國民投票案提出





ムソリーニ・ヒトラー兩氏より  
祝電……………

全滿に排共大會……………

滿洲兩國間防共駐在官派遣……………

北支蒙疆に防共關係官派遣……………

【財政經濟】  
圓資金調達問題諒解成立……………

滿洲取引所改組決定……………

鐵驢大農法實驗本格的開始……………

荳原料バルブ王子製紙も着手……………

滿洲生活必需品會社創立……………

スフ強制混入方針決定……………

水産振興三年計畫……………

不急事業への運轉資金流出抑壓……………

麻袋配給組合結成……………

商工省團ブロック輸出緩和要望……………

世界軍擴充競争……………

英國……………

空軍追加豫算……………

海軍豫算……………

海軍人員増加……………

新主力艦建造に着手……………

佛國西……………

油槽艦一隻建造……………

佛印に飛行機工場新設……………

獨逸……………

獨逸で強力機彈發明……………

和蘭……………

巡洋艦一隻を新造……………

米國……………

陸軍航空砲化案可決……………

陸軍強化案討議……………

陸軍航空隊大擴充……………

軍需資源確保法案……………

海軍大演習開始……………

英の對暹羅工作……………

ビルマの社會不安……………

印度國民會議派内紛……………

印度政府聯盟院退勤告を斥く……………

シリア政變……………

パレスチナ騷擾再發……………

イギリス……………

首相再軍備計畫演説……………

下院首相を支持……………

國防公債法案下院通過……………

陸大軍事豫算とシチーの反響……………

首相武裝平和を説く……………

ガイダ氏英の再軍備を痛撃……………

英閣議對伊政策檢討……………

外相英佛提携を謳歌……………

英國昨年中の貿易……………

ドイツ……………

グワトキン打診に奔走……………

ヒ總統ミンヘンで獅子吼……………

宣傳相大戦説を駁撃……………

外相日本文化使節招待……………

日本古美術展開く……………

フランス……………

佛國初會談……………

首相米佛提携強調……………

澄川大佐講演……………

佛外交と佛紙……………

イタリヤ……………

佛伊兩軍衝突説……………

伊領東阿の兵力……………

伊のリア増兵通告説……………

對佛要求提示延期か……………

反伊記者に退去命令……………

フランコ軍艦艦式……………

伊西兩巨頭交際……………

フランコ將軍と總統に酬電……………

フランコ政府近く大改造か……………

フランコ將軍攝政就任か……………

續々フ政權を承認……………

和蘭もフランコ承認……………

亞國フランコ承認……………

英首相フランコ承認……………

英フランコに通告……………

佛もフランコ承認……………

米國の承認は遅れん……………

フランコ承認既に廿四ヶ國……………

英佛承認經過……………

佛無條件承認に傾く……………

ペーラル特使活躍……………

英佛協議……………

英も即時無條件承認決意……………

英人民職練隊に通告……………

佛國務會議で承認決定……………

英首相廿七日承認閣明……………

フランコ承認案佛下院を通過……………

佛承認下交渉完了……………

佛西協定成る……………

佛も廿七日承認決定……………

英佛同時承認へ……………

ペーラル代首相外相と協議……………

英佛休戰斡旋に腐心……………

承認後の英の對西策……………

佛は今後を重視……………

英佛同時承認を確保……………

英首相承認聲明……………

英議會承認問題討議……………

在倫敦西大使館接收……………

駐佛西大使退去……………

在巴里西大使館も接收……………

駐米人民職練大使も動く……………

人民職練抗戰拋棄……………

佛領へ持込みの人民職練武器……………

マドリッド防衛陣動搖……………

スペイン内亂愈々大開闢……………

アサニア大統領辭職……………

アサニア大統領辭職……………

アサニア大統領辭職……………

マドリッド恐怖時代……………

ソ聯邦……………

沿海州黨大會……………

赤軍將星宣誓……………

黒海協定案を否定……………

レーニン未亡人逝去……………

歐州諸國……………

【ハンガリー】……………

新内閣組織方針……………

ハンガリー防共協定參加……………

【ポーランド】……………

伊波會談……………

伊外相波蘭訪問……………

伊外相訪波と波紙……………

伊波會談の成果……………

ポーランドに反獨氣運……………

波蘭の大學閉鎖要求……………

【ベルギー】……………

新内閣成立……………

新首相第一聲……………

内閣早くも總辭職……………

ウアン・ゼーランド博士出馬か……………

アメリカ……………

【グワム島案否決】……………

グワム島防備問題論戰……………

グワム島防備案比島の獨立……………

グワム島案否決の事情……………

グワム島案否決まで(下院開會)……………

グワム島防備案否決の波紋……………

孤立派議員連署を發せん……………

米中西部の孤立主義……………

對日、比政策が先決問題……………

トリビニオン紙防備費成……………

日本への影響を憂慮……………

比島の地位再検討要望……………

比島獨立法改訂樹選……………

グワム島防備案否決と米當局……………

防備案否決と米紙……………

グワム島を繞り上院賛否兩論……………

ハースト氏大統領の外交攻撃……………

ボラー氏政府を痛撃……………

宣戰國民投票案提出……………

反政府宣傳防遏法制定要望……………

米大統領勞動休戰要望……………

坐り込み戦術は違法(大審院の判決)……………

米放送局の日本紹介放送……………

萬博日本デーの催し……………

米空軍事故……………

NYタイムズ外報部長急逝……………

【經濟】……………

對南米政策促進法案可決……………

復興金融會社貸出權限法案可決……………

輸出入銀行法案兩院協議會通過……………

米商相演説……………

米墨石油紛争解決案……………

中南米諸國……………

日巴通商條約改訂交渉……………

ペルー板亂軍法會議……………

ペルー棉日本向輸出促進請願……………

伯國一の日本病院……………

仁孝天皇例祭

【二三】廿一日は仁孝天皇例祭につき宮中では皇靈殿に於て天皇陛下御親拜あらせられ敷をかなる御祭典を行はせられ、天皇陛下には午前十時内陣の御座に御参進、しばし御拜禮あらせられた

久邇宮徳彦王殿下兵學校御入學

【二三】京都府立第一中學校御在學中の久邇宮徳彦王殿下には今春同校第四學年御修了と共に海軍兵學校に御入學遊ばされることに御決定になつた

コープ氏に勳章贈與

【二三】長き邊ではロンドン日本協會評議員アルバート・ゲー・コープ氏が多年日英兩國間の交友關係増進に努力したるを思召され廿二日勳四等旭日小綬章贈與の御沙汰あらせられた

陸軍工廠長に賜謁

【二三】全國陸軍工廠長會議に出席中の小須田造兵廠長官以下各陸軍工廠長は廿三日午前十時宮中に参内天皇陛下に拜謁仰付けられ別室に於て茶菓を賜はり退下した

ヒ總統より花瓶一對献上

【二三】防共盟邦の國交愈々緊密の折柄に於て天皇陛下よりヒットラー總統に對し御贈品あらせられたるに對し同總統は廿三日オット大使を経てベルリン國立製陶所製花瓶一對を献上した

暹羅首相等に勳章贈與

【二三】長き邊りでは日暹兩國の友好關係

支

那

專

變

事

支

旬間大觀

上海共同・フランス兩租界内の抗日テロ事件は本旬に於て益々深刻化し、前旬の山口、金、田、高、屠、陳、小柳氏等に對する射殺或は射殺未遂(並死體發見)に引つゞき、李國杰氏暗殺、巡捕四名射殺、支那良民三名の曝し首等の陰慘な事件が頻發した

我方は之に對し前旬の三浦總領事並共戸特別陸隊司令官の對租界當局覺書手交以後、更に廿一日出先陳海外三當局會議を開きその對策を政府に請訓、政府は翌廿二日三省照會して現地系を檢討した結果三浦總領事に重懲訓令を發した。よつて出先三當局は同日午後共同租界工部局にフランクリン市參事會議長を訪ふて我が要求書を手交、フ議長は廿五日に至つてその回答を簡した

政府は右回答を審議し、原則的には我が要求を承認したものと認めたが、細目については今後の現地折衝に俟つことに決定、廿八日現地當局がフ議長を訪問してその通告を手交した。かくて問題は今後の細目交渉に移つたわけである。この警備問題に關する批判は伊太利有力筋の見解が最も正論と思はれる。曰く「日本側が支那の領土で遊撃隊の襲撃を阻止するために自由行動をとるのは當然至極である」

兩總長官殿下御参内

【二三】閑院參謀總長官殿下には廿四日午前九時五十分、又伏見軍令部總長官殿下には同十時廿分宮中に御参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ御所管事項に關して御奏上、同十一時四分相前後して御退出遊ばされた

高松宮殿下海南島作戦に御參加

【二三】高松宮殿下には長くも金枝玉葉の御身を以て酷暑炎熱の下に二月初旬以來大本營海軍參謀として海南島の作戦に來大本營海軍參謀として海南島の作戦に

御参加遊ばされ作戦上の諸要務に御從事

遊ばされたがこのほど任務を終了遊ばされ廿八日午後御機嫌はよく御歸京遊ばされ同日午後五時十分大本營海軍報道部より左の如く公表された

△大本營海軍報道部公表

高松宮殿下には大本營海軍參謀として本月初旬以來海南島作戦に御参加遊ばされ引續き作戦諸要務の爲中支方面に御行動中の處本日午後五時御機嫌よく御歸京遊ばされたり

廣東【二三】海南島派遣海軍部隊の帷幕に御参畫の高松宮殿下には二月六日午後六時廣東郊外白雲飛行場に御到着、南支派遣軍司令官安藤中將以下現地陸海軍各部隊長の出迎へを受けさせられ直ちに自動

車で海軍司令部前に御着、それより砲艇にて軍艦〇〇に御成り遊ばされ同夜は同艦にて御宿泊、七日御上陸、正午南支派遣軍司令部にて安藤軍司令官に謁を賜ひ親しくその勞を稱はせられた、次いで廣東北郊の觀音山頂上より復興途上にある廣東市街を御展望遊ばされ、引續き珠江を御視察の上軍艦〇〇に御歸還あらせられた

海南島三亞港市前線【二三】高松宮殿下には金枝玉葉の貴き御身を以つて今次海南島略作戦に御参加遊ばされ〇〇に御乘艦あらせられたが殿下の使艦に於ける御日常は熱帯の炎熱にも些かの御疲勞の色も拜せられず日夜軍務に御精勵あらせられ側近者をして等しく恐懼感激せしめられた、海口陥落の直後二月十二日には近藤最高指揮官外幕僚と共に戦艦向收まりやらぬ秀英棧橋より御上陸秀英砲臺をはじめ海口、瓊山兩地を隈なく御視察、次いで南部嶺林政略に向はせられこれ又占領の翌十五日には近藤最高指揮官以下幕僚と敵前上陸地〇〇より御上陸百度を超ゆる炎暑にも拘らず御幕案内の各幕僚も恐懼中上ける程の御元氣にて具さに御視察あらせられた

南支軍最初の個人賞狀

廣東【二三】南支派遣軍小田部隊の松井義短少尉(高松市)はバイアス灣上陸以來軍需品搜索蒐集隊長として着々成果を収めつゝあつたが、去る十一日廣東市海珠橋四方五百メートルの地點に敵の秘密倉庫の在るを探知し少數の部隊を引率取殘兵の銃火を同して突進遂に之を占領し倉庫内の鐵、銅、眞鍮、鉛、小銃、彈藥等價格七百萬圓にも相當する莫大な重

要軍事器材を押收、資源供給に多大の貢獻をなした、よつて安藤最高指揮官は同少尉に對し廿五日左の如く南支派遣軍初めての個人賞狀を授與した

△賞狀

陸軍歩兵少尉 松井 義短

右は軍需品搜索並に蒐集隊長を命ぜらるゝや積極敢爲其任務に邁進至誠これ馳むことを知らず、而も着意精巧、思慮周密、難眼克く機微の隠匿せる重要資源を押收して國軍目下の重要源の補給に大貢獻をなせり、仍つて茲に之を表彰す

南支派遣軍最高指揮官 陸軍中將 安藤 利吉

戰死將校氏名

【二三】(原隊發表)

▲中島徳部隊(戰病死)

▲北川部隊 歩兵少佐伊東武敏(名古屋市)

▲添田部隊(戰病死)

▲北川部隊 歩兵少佐伊東武敏(名古屋市)

▲添田部隊(戰病死)

▲北川部隊 歩兵少佐伊東武敏(名古屋市)

▲添田部隊(戰病死)

▲北川部隊 歩兵少佐伊東武敏(名古屋市)

▲添田部隊(戰病死)

深圳誤爆事件

敵機陸地深圳を爆撃

保増進に對からず寄與したる暹羅國總理大臣に勅一等旭日大綬章以下五氏に對し廿三日勅章贈與の御沙汰あらせられた

**久邇宮大妃殿下御參内**

【二三】久邇宮大妃殿下には廿四日午後二時四十五分御參内、御慶事御間近にあらせられる皇后陛下に御對面御見舞あらせられた

**伯國大使に御慰勞の御陪食**

【二三】天皇陛下には廿四日午後零時半近く離任するブラジル國特命全權大使ベドロ・レオン・ヴェロツ氏並に同夫人を宮中豐明殿に召され午饗の御陪食を仰付けられた

**故山階宮大妃殿下 一周年祭**

【二三】故山階宮菊麿王妃當子殿下薨去あらせられて廿六日は一周年に當らせられ麹町區富士見町の御殿では午前九時より權舎一周年祭の儀を次いで午前十一時よりは豐島岡御墓所に於いて墓所一周年祭の儀を行はせられた

**御靈代移御の儀**

【二三】去る廿六日御一周年祭を行はせられた故山階宮菊麿王妃當子殿下の御靈代は廿八日宮中皇靈殿に御移し參られた

**東伏見宮妃殿下御全快**

【二三】東伏見宮妃周子殿下には去る一月廿日御風邪から肺炎を御發病葉山の御別邸にて御療養中であらせられたが御經過至極御順調に涉らせられ昨今は殆んど御恢復遊ばされた

**東久邇宮彰常王殿下陸士御入學**

【二三】山砲第九聯隊に御在隊中の東久邇宮彰常王殿下には廿七日金澤驛御發士官學校本科に御入學の爲上京遊ばされた

香港【二三】九龍半島英領租借地と支那領との境界點にある廣九線上の驛站深圳は昨秋の南支作戦に際して我が占領下に歸しその後作戦の都合上之を放棄今日に至つてゐるが、最近支那側は同地が英租借地に隣接せる關係上同地を據點として頻りに軍需品の内地輸送及び治安の擾亂工作に出でるので廿一日我が荒鷲は大舉同地に爆彈の雨を降らせた、右爆撃の結果敵軍施設、停車場、無電臺等は大打撃を蒙つた模様であるがこれにより國境附近の支那人は俄かに動搖、英領内に避難を開始し午前中に早くも約五百名が英領内に流れ込んだ、英國側では午前十一時國境を閉鎖し一般民衆の國境通過を禁止した

**英領内に誤つて投彈**

【二三】(陸軍省午後四時發表) 昨廿一日午前十一時頃我が陸軍機は深圳墟停車場附近を爆撃中誤りて英國領土内に爆彈一發を投下し同時頃其の附近に到達せし機關車に命中せり、軍は直ちに日本總領事館を経て英國側に遺憾の意を表せり

**廣東**

【二三】去る廿一日行はれた深圳爆撃に關し廿五日正午南支派遣軍は左の如き報道部長談を發表した

二月廿一日午前十一時わが南支派遣陸軍航空部隊所屬の飛行機編隊は英國新租界に近隣する支那領内の深圳を根據地として策動しある支那軍無電臺等その軍事施設を爆撃中その中一機は多數の支那兵の潰走するを迫跡し銃撃及び爆撃を行ひありたる處偶々前方より進行し來れる一列車が急停車をなし、逸早く逆行せるを目撃し咄嗟にこれを支那領内に於ける軍用列車と思考しこ

れに向ひ爆彈二個を投下せり、飛行基地に歸還後誤彈の疑ひある右飛行機につき取調べたるころ右機關車は英國領内にあること判明し取敢へずこれを英國側に通告、陳謝の意を表すると共に更に調査を執行したる結果、該飛行機一機は全く地形を誤認し英國新租界地内において列車を爆撃し、なほ數彈を租界内に落下せる事實判明せり、よつて軍官局は改めてその旨を英國側に通告し目下善後處置につき考慮中なり

軍は從來第三國の權益尊重に關しては特別の注意を拂ひ作戦上のあらゆる不便をも忍びてその萬全を期しありたるころにして本事件は空中勤務中における錯覺により地點を誤認したるがために惹起せる全くの過失なりと雖も第三國の領域内に進入したるは全く皇軍の意思に反するものにして誠に遺憾とするところなり

**▲列車の乘客に被害なし**

香港【二三】當地英字紙報道によると我が荒鷲の列車爆撃現場附近の上水停車場では「列車の乘客及び乗務員には何等被害なかつた」旨を言明して居り又其後判明した所によれば英領内に於ける死者は若干名で英人の被害はないと傳へて居る

**▲國境線英人側も疑間**

香港【二三】日本空軍の爆撃現場附近の國境線に關し英國側では「國境線は深圳河よりも支那寄りに在り」と主張し、從つて同河の鐵橋も英領に屬するものとしてあるが之については相當異論があり「正確な線は深圳河の香港寄りである」とする意見を有つ者が當地英人間にも尠くない

**英駐屯軍側抗議の申入れ**

香港【二三】香港テレグラフ紙の傳へる日本軍飛行機の英領爆撃問題につき廿一日午前十一時香港駐屯軍ウエイ大佐は司令官クラジエツト少將の名に於て香港日本總領事代理黃田領事に對し傳へられる事件の説明を求め抗議の申入れを爲した

**英政府抗議訓令**

ロンドン【二三】日本軍飛行機が廿一日午前十一時頃九龍半島深圳墟停車場附近を爆撃中誤つて英領内に一彈を投下した事件に關し英國政府は廿一日午後直ちにクレイギー駐日大使に對し日本政府に抗議する標訓令を發した

**香港政廳に遺憾表明**

香港【二三】黃田香港總領事代理は廿一日午前十時帝國政府の訓令に基き香港政廳に民政長官スミス氏を訪問、國境誤爆事件に關し遺憾の意を表明した

**外相、英大使に遺憾表明**

【二三】去る廿一日我が陸軍機が支那領深圳の殘敵本據爆撃中接獲地英領九龍租界内地内に過つて爆彈が落下せる事件に就いては取敢へず同日午後岡崎在廣東總領事より駐在英國總領事に對し遺憾の意を表明すると共に事實調査の上可及的速かに善處する旨を約したが、英國側に於ても同日午後六時ドツズ駐日大使館參事官より口頭を以て抗議した、而して現地陸軍當局の現場調査に依れば該事件は全く我方の過失による事判明したので有田外相は廿三日正午外務省にクレイギー駐日大使の來訪を求め公文を以て「帝國政府は今此事變發生につき深甚なる遺憾の意を表明すると共に將來斯の如き事件の

防止につき萬全の策を講ずるものである、なほ死傷者其他に對する賠償問題に就いては双方現地當局間の折衝により速に解決せしめる方針である」旨を傳へ約廿分にして會談を了つた

**▲英大使の報告到着**

ロンドン【二三】英國政府は廿四日駐日クレイギー大使より日本軍用機の深圳爆撃につきクレイギー大使と有田外相との會談結果並に日本側の陳謝及び賠償の保障に關する報告を接受目下慎重に協議中である、消息通の報道によれば右協議の中心は日本側の陳謝を以て事件が解決したものと見るべきか否かにあるといはれる

**事件圓滿解決**

▲英大使澤田次官訪問【二三】クレイギー駐日英大使は廿五日午前十一時半外務省に澤田次官を訪問

九龍半島英領租借地に於ける爆彈投下事件に關する廿三日付有田外相の公文は本國政府に於ても満足するものである

旨を述べ、更に本事件を速かに解決に導くべく英國政府よりの回答公文の形式につて懇談を遂げ同四十五分辭去した

**▲英政府諒承**

【二三】去る廿一日の深圳附近に於ける英領誤爆事件に就いては廿五日午前澤田外務次官とクレイギー駐日イギリス大使との間に事件解決に關する最後の事務打合せを行つたが、クレイギー大使は同日午後六時半再度澤田次官を外務省に訪問、本國政府の調電に基き廿三日付有田外相の同事件に關する遺憾表明賠償其他に關する日本側の申入れを

全面的に譲承する旨を公文を以て申入れた、かくて賠償其他については今後現地當局間の折衝に譲ることとし、本件は茲に圓滿解決を見るに至つた

▲英外務次官解法聲明 ロンドン【二三】

パトラール外務次官は廿七日下院に於て深圳に於ける英領樺羅事件は日本政府の陳謝をもつて落着いた旨次の如く言明した  
深圳に於ける日本空軍の樺羅事件につき政府は日本政府に申入れを行つたが日本政府はこれに對し深く遺憾の意を表すると共に事件の責任者に對しては嚴罰に處する旨の回答を寄せて来た、賠償問題については更に直接折衝を遂げる筈である

### 北支各地討匪狀況

#### 北支各地討匪狀況

北京【二三】最近の北支討伐狀況左の如し

- 一 武信部隊は廿二日察荆關西方溧源西南十四キロ草廠附近で五百の敵と交戦これを西方山地に潰走せしめた、遺棄死體廿二
- 二 嚴城鎮(河北省曲陽西北)警備の石井部隊の一部は廿二曲陽西方十五キロ靈岳鎮附近で約百の敵を攻撃殲滅せしめた、敵死體十三
- 三 黄河北岸焦作鎮南方十二キロ寧郭鎮及び其の西方揚邑團警備隊は廿二日拂曉チエツコ機銃を有する約二百の敵が電信線切斷に來たのを發見、各交戦卅分の後これを擊退した、又寧郭鎮警備隊は同午後一時更に同地東南約廿キロ

小油村附近の既設陣地に據る敵百を攻撃大損害を與へて陣地を奪取した、敵死卅、我が負傷二

北京【二三】最近の北支討伐狀況左の如し

- 一 溧源附近を連日掃蕩中の武信部隊は廿四日同地南方十キロの掃蕩附近で獨立第十師第三營の約五百を攻撃南方に潰走せしめた、敵死七六
- 一 衡水(冀中)警備の官騎部隊は廿四日午後一時同地北方十九キロ葛莊附近で匪徒糾集下の敵三百と交戦これを北方に潰走せしめた、敵死卅
- 一 西大條部隊は廿五日正午邯鄲東方の邱縣で銃器一千を有する敵匪を無條件で降服せしめ武器を解除した
- ▲徐州西南方で敵一千を急襲 徐州【二三】山田部隊は廿四日徐州西南方卅キロ白土岩附近に集結し暴動を續けてゐる李明揚匪團約一千を急襲、多大の損害を與へ、目下向これに對し陸の荒蕪山湖部隊と協力攻撃中であるがこの戦闘に於て寡兵を率る最前線に指揮奮戦してゐた山田大佐部隊長(岐阜縣出身)は不幸敵彈に斃れ壯烈なる戦死を遂げた
- ▲太原附近常營集占領 徐州【二三】北支全線に亘る我が軍の神速果敢なる肅清大討伐に支那軍は今や戦々競々海水を履む思ひの裡にまだ各地に蠢動を續けて居るが、西隨海線歸德、開封南方中間地區に於ける龐炳勳麾下が陸空よりする我が奇襲に怯え切つて太原西方より新黄河を渡河し西方に遁入準備中なる情報を得た我が北川部隊は折柄の猛吹雪を衝いて太原より逐母口を経て常營集方面に前進、太原南方八軒王子李並に常營集附近に蟻

居する敵約四千を奇襲、之に猛撃を加へた上、敵を附近の濕地にまんと之を追込み泥濘に喘ぐ敗敵を殲滅、十八日王子李を奪取し更に踵を回して十九日未明常營集に對し奇襲を敢行、城壁に據つて頑強に抵抗する敵に猛攻を加へ、廿日全く之を占領、我は西南方新黄河渡河點に向け潰走中の敵を追撃中である、常營集守備の敵は我が軍の急進に周章狼狽、城壁の一角占領されると見るや崩れ立ち同志討の體態を各所に演じ城内は死屍累々、入城せる我が軍も領を背ける慘状を呈してゐた、この戦闘に於ける敵の遺棄死實に千七百の多数に上り、四分五裂全く戦意を失ひ退却中で同戦闘の指揮に當つてゐた第四十旅長陳守は未だ行方不明を傳へられ捕虜の言によれば城内司令部に於て戦死せるものゝ如く傳へられてゐるこれに加へ我が陸の荒蕪水先部隊は新黄河渡河點を西に遁走せんとする敵並に濕地を潰走中の敗敵に對し掃射猛撃を加へてゐるがこれによつて龐炳勳麾下の軍隊は全く殲滅疎離せらるゝに至つた

#### 冀中地區掃蕩戰

▲南宮、冀縣附近戰果 石家莊【二三】冀中地區の敵軍は我が軍各個擊破に全支離滅裂となり逃走の血路を見出すに躍起となつてゐるが、我軍は引續き隨所にこれ等敵軍を求めて擊滅潰々戰果を擴大してゐる、我が〇〇部隊二月八日より同十五日に至る南宮、冀縣附近に於ける戰果左の通り

- ▲敵遺棄死體七八〇、捕虜八〇、手榴彈五、九〇〇、小銃彈七三〇、小銃一四〇、馬匹三〇、其他軍需品多数
- ▲空軍部隊戰果 北京【二三】今次冀中

包圍掃蕩戰における陸空軍須藤、永持、鈴木各部隊の活躍は近代立體戰における一典型といふべく連日に亘る偵察、掃蕩、連絡等地上部隊戰果の著やかさに貢獻するところ大なるものがあつた、それは今次作戦が敵の遊撃戰術により索敵に多くの困難を伴つたこと、地上部隊の殆ど總てが快速部隊となつてゐたため強襲補給等に困難があつた點から特に飛行部隊の援助を必要としたためで三部隊の精銳は連日果敢なる奮闘を續けて重任を果し屢次に亘る空前未嘗の敵前着陸をさへ敢行した、八日より十九日に至る三部隊の戰果は次の如し

▲蘇縣西方で敵死六百 濟南【二三】冀中東南地區肅清中の平田快速部隊は十八日午後二時半華縣西方地區で敵第十、第十二軍團司令部及び教導隊政治部に屬する三千の敵と激戦三時間の後敵の遺棄死六百卅五に上る殲滅的打撃を與へて潰走せしめた、我が鹵獲品小銃五十八、小銃彈四千二百、手榴彈三百その他莫大に上つた

▲饒陽・定縣附近掃蕩 北京【二三】冀中包圍戰で大打撃を受けた約六百の敵は饒陽方面から北方に脱出せんとしつゝ、あつたが、我が吉澤部隊は十九日同地南方地區で之を捕獲邀撃し大打撃を與へた、敵死四〇、これにより敵はその企圖を放棄し再び南方に敗退した、又同日今田部隊は定縣南方十一キロ大辛鎮附近で約百の敵を攻撃之を潰滅した

#### 山西省掃蕩戰

▲十五、廿一日戰況 太原【二三】山西省内の敵匪は一名も存在を許さずと我が陸の精銳は日夜間斷なく掃蕩の手を弛めず至る所に敵匪を粉砕し赫々たる戰果を収めて居るが各地に於ける肅清工作狀況次の如し

- 一 森本部隊は十五日新絳北方地區にて山西軍教導隊第二師特務團を潰走せしめた、敵遺棄死體十八、捕虜二、又同日稷山西北方地區に於ても敵二百を攻撃多大の損害を與へた、敵死八
- 二 森本部隊は十七日新絳北方地區に於て敵二百を擊破潰走せしめた、敵死

肅清は引續き掃蕩中で戦局は逐次南方に移行しつゝあり、我が上杉部隊は廿一日午後九時卅分杏河屯附近に堅固なる陣地による石友三軍二千を擊滅、之を東南方に潰走せしめた、敵の遺棄死三百

▲討伐戰績 石家莊【二三】我が軍冀中地區肅清の進捗につれ皇軍の温情と慰撫を慕つて附近難民の復歸するもの數知れず、明期冀中再建の日は眞近かにありと見られてゐるが、最近の討伐狀況左の如し

一 西大條部隊は廿二日午後潘家莊(清河西方六里)附近にある石友三軍二千五百を擊滅すべく〇〇を進發、これを急襲潰走せしめた、同部隊は引續き南方に敗退する敵を求めてこれを徹底的に掃蕩すべく目下〇〇附近に進出、爾後の攻勢準備中

#### 山西省掃蕩戰

一 毛利部隊は十九日午後寧晉南方七里後新立莊附近にある有力なる共匪軍を挾撃、これを東北方に潰走せしめた、戰果多大

- 一 森本部隊は十五日新絳北方地區にて山西軍教導隊第二師特務團を潰走せしめた、敵遺棄死體十八、捕虜二、又同日稷山西北方地區に於ても敵二百を攻撃多大の損害を與へた、敵死八
- 二 森本部隊は十七日新絳北方地區に於て敵二百を擊破潰走せしめた、敵死



十二

三 原部隊は十六日河底村南方地區に於て青年抗日決死隊約三百五十を攻撃して潰滅せしめた、遺棄死體十九

四 山崎部隊は十八日拂曉を期し萬門口附近に於て第八路軍七百を奇襲潰滅せしめた、敵遺棄死體百七十、捕虜五

五 高橋部隊は十八日和順北方地區に於て約八百の敵を遭遇して撃滅、敵死六十

六 岩切部隊は十九日未明鋒縣東方に於て第八十五師の四百を急襲之に甚大なる損害を與へた、遺棄死體十、捕虜三

七 米岡部隊は南判橋附近に於て敵匪を撃破、十八日浮山に入つたが敵の損害は遺棄死體六十、捕虜三、一方臨汾を遊蕩した江島部隊も獨立第八旅に屬する敵を隨所に粉碎同日浮山に入つたが敵死合計四十五

八 岐野部隊は十八日五冀北方豆村附近にある敵第八路軍五百を急襲し之を文字通り殲滅した、敵遺棄死體のみでも二百五十に上り殘匪は何れも負傷者といふ慘敗振で敵は完全に抗戰能力を失ふに至つた

九 我が電話修理掩護部隊は十九日和順東北方地區で三百の敵を發見攻撃後滅した、敵遺棄死體卅四

十 室谷部隊は廿日萬泉北方の大趙村で敵の政治保衛隊約二百を攻撃潰走せしめた、敵死十四

十一 箕島部隊は廿日拂曉壽陽北方十六村の寨北村に於て遊撃隊五百を急襲撃破した、敵死四十五

十二 中村部隊は廿一日浮山西方十六村の賀家庄の約二百の敵を粉碎した、敵遺棄死體十七

中支戰況

▲浮山北方で七百粉碎 太原【二三】米岡部隊は廿二日浮山北方南王村北側地區に於て獨立第八旅、獨立第三旅、浮山自衛隊等合計七百の敵を攻撃粉碎之を北方に潰走せしめた敵の損害は遺棄死體百廿六、我が方損害なし

▲靈石東面の敵匪殲滅 太原【二三】三原部隊の一部は廿三日靈石東南方の孟家嶺においてまた廿四日その東北方高地及び馬和村附近に於て敵第八十四師五百二團の約千六百を覆滅これを潰走せしめた、敵遺棄死體六十、捕虜一、鹵獲品、小銃十五、自動短銃十一、機關銃一

▲廿四一五日 太原【二三】山西各地における殘敵肅清工作その後の狀況左の如し

一 山口部隊の一部は廿四日離石東方吉家村の娘廟東北方高地附近の陣地に於て發動を續ける敵第七十一師第四二八團の約三百の敵を攻撃交戦五時間の後これを北方に潰走せしめた、敵死卅一、捕虜一

一 韓陽鎮(山西南端蒲州南方) 東方面地に又もや殘敵が逐次集結しつゝあるを察知した我が隊、熊谷部隊は廿五日南北よりこれを挟撃覆滅した、敵は楊子良の指揮する遊撃隊約五百で遺棄死三十、捕虜八、鹵獲品迫擊砲二、重機關銃二、小銃二

一 汾城西北方西申黃村に最近第六十一軍に屬する敵約千五百が潛入せるを察知した我が隊、藤原部隊は廿五日これに猛撃を浴せ西北方に潰亂せしめた敵死十八、鹵獲品小銃六三、輕機二

浙江省海門を封鎖す 上海【二三】帝國海軍は浙江省北部の海門に於ける封鎖を強化すべく軍事行動を起す必要上来る十五日附々三艘艦船に對し危險を避くるため同港々外に避港するやう勸告したが其後艦隊々の同港の閉塞作業が今回終了したので廿一日午後別項の如く其旨發表され浙贛線方面を後にひかへた海門は全く我が手に閉塞されるに至つた

上海【二三】艦隊司令部午後四時發表 海軍封鎖部隊の一部は昨日浙江省北部の海港海門の閉塞作業を完了せり

▲天水、岳口嶺占領 南京【三五】(中支軍午後四時發表) 我軍は二月廿日天水(應城西南四十村)を占領し廿三日新堤口附近に於て北上中の敵の約五百と遭遇戦を交へ之を擊退急追し同日夕漢水の要衝岳口嶺を占領し漢水を制扼せり

▲第五戰區の敵早くも混亂 漢口【三五】敵の虛を伺いた我が江北部隊の一齊進撃に當面の敵第五戰區は今や名状す可らざる大混亂に陥りつゝあり、我軍に近接する安陸、荊門、襄陽の各縣城內は殊に擾亂を極めると言はれる、敵第五戰區總司令李宗仁が襄陽、左翼兵團司令李昌仙が棗陽、右翼兵團司令、張自忠が荊門にそれと本據を置き、麾下に馮治安の十九、劉汝明の九十八、劉和縣の三十八の各軍約二十ヶ師を擁し更にその背後には軍事委員會に直屬する王瀛緒、孫震軍

等が豫備兵團として控へてゐるが、敵第一線部隊は事變以來我が猛襲下に打ちのめされた敗殘部隊であり、我が軍行動開始の報に早くも一齊後退を開始し混亂に拍車をかけてゐる、尙情報によれば荊州及び宜昌にあつた王瀛緒の四川軍は蔣介石の指令により我が西進阻止のため第一線に向け進軍中であると言はれる

▲聖人嶺占領 漢口【三六】(中支軍午後十一時發表) 快速部隊を有する〇〇部隊は昨廿五日正午義合集(京山の南々西方約二十村、南西方南廟、青龍山及その南方高地の陣地に據る敵の約五百を攻撃し一撃にこれを突破せり、攻撃部隊は引續き聖人嶺方面に戰果を擴張し同五時聖人嶺を占領し尙前進中

▲余家店占領 漢口【三六】(中支軍午後四時發表) 我軍は二月廿四日隨縣東北方卅村余家店附近に於て約一千の敵を攻撃し逐次増加せる敵をも撃破し廿五日掃蕩余家店を占領、續いて〇〇方面に進撃中なり、余家店附近に遺棄せる敵の死體二百を下らす

▲雁門口一帶の高地占領 漢口【三七】(中支軍午前十一時發表) 二月廿五日聖人嶺を奪取せる我軍は依然攻撃を續行し廿六日午後一時完全に雁門口一帶の高地を占領、更に敵を急追して午後四時沙洋鎮東方約二十村王家塆南方の線に進出せり

▲漢水東岸地區の制眼目 漢口【三七】目下快速部隊を陣頭に漢水河岸の敵要衝舊口嶺、沙洋鎮の線に向つて猛進中の我軍は廿七日中には漢水河岸に達し同河東岸地區の安全制壓は時間の問題となつた

漢口【三三】連日の降雨を肩して義合集西南の峻嶒南山廟を起點に青龍山、聖人嶺、大關山、洋虎嶺、姜家陳等の連山を結ぶ漢水東岸の敵主陣地線を突破、我が〇〇部隊は漢水河岸まで餌料の地點に進出したが、右陣地に於て我に抵抗した敵兵力は約五千で、遺棄死により曩に武漢陥落に際し離散した于學忠軍の一部を交へた四川軍であることが判明した

▲清水壩占領 漢口【三六】孝感、舊口鎮街道に沿ひ漢水を目指し猛進中の我が軍は廿七日正午沙洋鎮東方十五村の敵隊點清水壩を交戦時餘にして占領した、これにより漢口、宜昌公路南方山嶺地帯に據る張自忠軍約四ヶ師は全く退路を遮斷され混亂を極めてゐる、又襄陽方面に向つて進撃中の右翼川保部隊も廿八日朝來頗みに戰果を擴大敵を西北に壓してゐる

▲漢水戰線最初の激戰展開 漢口【三六】我が神速果敢なる進撃により退路を遮斷され漢水東方山岳地帯に遁入した張自忠軍約四個師に對し漢水戰線の我が左翼進撃部隊は廿八日朝來之を包圍、痛快なる殲滅戰を展開中である我が包圍下に陥つた敵は死物狂ひとなり山頂に名刹白鬮觀音堂があるので有名な靈峰大峯山(標高四〇〇米)を據點として今朝來小艇にも逆襲に轉じ來り、茲に新行動開始以來の激戰を展開、彼我の銃砲聲は一帶の山河を震撼壯絶を極めてゐる、又我が一隊は應城京山街道に沿ひ依然猛進撃を續け廿八日午後縣河河岸の敵據點熊家灣を奪取し更に降雨のため増水濁流滔々と奔流する縣河の強行渡河を開始した

▲長江南北の敵現狀 漢口【三七】武漢陥落に際し我が急追軍

から僅に身を以つて脱出し全く四分五裂の狀態に遭つた敵はその後時日の経過と共に逐次戦力を恢復し最近漸く我が進撃に對應する態勢を整へて來た、即ち武漢地區當面の敵は左の如くである

一 敵狀全般 我が軍當面の敵は江北に於ては一部を除く外は我と遠く隔離し江南に於ては我が軍に直接對峙してをり、各方面とも廣範なる地區に亘つて堅固なる陣地を構築して我が進撃態勢に對應すると共に各種遊撃隊を我が占領地區内に潜入遊撃せしめ、治安の擾亂を企圖或は一部の兵力を我が前面に出撃せしめつゝある、最近我が占領地區外各地區に於ける敵の行動が稍々活潑を加へて來たのは敵戦力が漸次恢復しつゝある證據である

二 江北方面 長江以北襄陽、信陽を結ぶ線以南に第五戰區を設立し、李宗仁を總司令とし卅數ヶ師を配備してゐる (イ)東北地區 于學忠軍(舊東北軍)及び廖益軍(廣西軍)を合し五、六ヶ師は南城附近より英山に至る大別山中に蟠踞してゐたが、同地方は物資缺乏甚しく且つ寒氣のため廖益軍は一月月上旬より漸次麻城羅田の線に移動してをり、于學忠軍は蔣介石より魯蘇戰區(山東、江蘇戰區)に移動を命ぜられ一月月中旬より行動中であるが、同軍補給路を我が軍に遮斷され物資特に軍需品の缺乏甚しく物資爭奪のため同志打の醜態を演じてゐる

(ロ)北方地區 確山及び南陽附近には第一戰區總司令衛立煌に屬する孫連仲、沈克の約六、七ヶ師があり

(ハ)西北地區 隨縣より漢水河岸の沙洋鎮及び襄陽に亘る間には第五戰區の主力約卅個師を配備してゐる、又京山附近にあつた敵は一月月中旬我が軍のため西方に撃退され現在第五戰區右翼兵團司令たる張自忠並に王績緒軍(四川軍)等約八ヶ師が安陸、荊門、荊州を結ぶ線に蟠踞、我が進撃に備へてゐる

三 長江上流方面 揚子江南岸の岳陽から宜昌に至る長江沿岸地區には江防部隊の四川軍舊東北軍十ヶ師が駐屯し、洞庭湖沿岸には約五、六ヶ師が湖岸要地に配置され更に學生軍約五萬が重慶より進出待期中と言はれる

四 江南方面 敵は我が江南進撃を極度に恐れ湖南省を警備の重點に置き、第九戰區總司令代理薛岳の指揮する六十數ヶ師を配備すると共に新瀘河及び修水の線乃至は洞庭湖畔より東陽湖湖畔に亘る廣範なる地區に堅固なる陣地を構築し我が南進阻止に懸命となつてゐる

(イ)粵漢線及びその東北地區 同區は湯恩伯の指揮に屬し新瀘河左岸高地より長沙北方高地に至る間に五線の陣地を構築してゐるが、更にこの陣線を我が軍に突破された場合を豫期し洞庭湖、侯山等を據點とし、目下陣地の構築を急いでゐる

(ロ)江津線地區及びその西北地區 第十九集團軍總司令羅卓英指揮下に修水右岸より南昌に至る間に峻嶮なる山嶽地帯及び修水河を利用して數條よりなる堅固な縱深陣地を構築し又廿數ヶ師の大兵を集結し防衛に躍起と

なつてゐる 武漢周邊の殘敵汚濁掃掃 漢口【二六】武漢周邊一帶警備の我軍は去る廿日來占領地區内に潜入蠢動中の敵遊撃隊並びに匪賊の一齊剿滅を期し、江南、江北相呼應して連續的大討伐戦を展開しつゝあるが現在既に左の如き多大の戦果を収めてゐる、即ち

一 武漢東北地區に於ては吉田、渡邊、後藤、江口、高橋各部隊は去る廿日相呼應して行動を開始し道觀河(新洲東方十六キロ)及びその北方沙河、天子河を結ぶ線の東方山地に蟠踞する鄂東遊撃隊を求めて徹底的にこれを追撃殲滅的打撃を與へて潰亂せしめた、又麻城附近の我が軍は廿日以来麻城西北の旋盤山及び麻城北方山地にあつて蠢動中の敵匪を連續的に討伐中で廿六日現在判明せる戦果のみにても敵遺棄死體二百一十、捕虜十七、鹵獲品小銃廿七、同彈藥二千九百發、迫撃砲彈廿發の多數に上つてゐる

一 又北方地區に於ては松枝部隊は信陽四周の敵匪に猛撃を加へ、更に町屋部隊は應山北方約十キロ蔡家河北方地區の敵遊撃隊に銃槍を加へて夫々多大の戦果を収めた

一 更に江南に於ては我が岳陽、通城前線の敵は去る廿日以来我が方の状況偵察のため數百より成る小部隊を以て數回に亘り進襲し來つたので我が軍は積極的に進撃してこれに猛反撃を加へた、敵は死體二百八十を遺棄して西南方に潰走したが敵死體中には四名の將校あり、湯恩伯麾下の廿五名、九十五、八十二の各師なることが判明した、

杭州附近討伐戦果 杭州【二六】我が〇〇部隊の一月下旬より二月末迄の杭州附近に於ける戦績左の如し 討伐回数九七、敵遺棄死體八六六、捕虜三五、鹵獲品(迫撃砲一、小銃二三〇、機關銃九、彈藥四〇、九一五)

### 南支 戰 況

#### ☆ 海南島戰況

##### 文昌占領

文昌【二三】廿二日午前六時南渡江右岸より行動を起した野々木部隊は三江市まで五里の間敵の破壊して逃走した橋梁三ヶ所を山下部隊の協力架橋により急進し午前十時早くも三江市を抜き更に一部隊は潭牛に進んだ、潭牛まで一里曇天を幸に一擧に猛進、午後四時半宿營地潭牛を占領したが文昌の敵足立つとの報に應ふいとまもなく勇躍戦車を先頭にして更に四里を猛進、薄暮迫る六時半文昌縣城の一角に突入した、敵はこの神速なる進撃に死體約百を遺棄して西南方に潰走我が部隊は更に敵を追つて進撃する一方直ちに城内掃蕩に移つた、文昌に據つてゐた敵は獨立第九旅歩兵第六二五團の約三百で敵の戦死推定約百五十、我が軍は一名の戦傷者もない

### 空中戰・空爆

#### ☆ 海 空 軍

##### 湖北湖南爆撃(廿一日)

上海【二三】艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於て海軍航空隊は昨廿一日左記箇所を攻撃し多大の戦果を収め全機無事歸還せり 一 同日午前湖南省東北平江北方の敵據點部落を爆撃し之に多大の損害を與へたり

濟瀾占領 濟瀾【二三】野々木部隊に次で文昌に入

二 宜昌攻撃部隊は同市東部に全弾を集中投下し四ヶ所より大火災を生ぜしめたり

三 襄陽及び荆門に向へる部隊はそれれ市中の重要軍事施設多數を爆破し荆門に於て大建築物二を炎上せしめたり

浙江省諸都市爆撃 (廿一日)

上海【二三】(艦隊報道部午後四時発表) 中支方面に於て浙贛交通機關攻撃任務を有する海軍航空隊の一部は昨廿一日諸暨(浙江省)並に同市街衢を空襲兵營及び驛附屬建築物を爆破粉砕したる外線路多數を切斷し市中軍事施設に大損害を與へたり、尙同部隊は昨廿二日鎮海、臺州(共に浙江省)方面偵察攻撃を實施し鎮海砲臺臺州市内軍事施設及堆積せる多量の軍需品を爆撃し何れも多大の損害を與へ全機無事歸還せり

南支各地爆撃 (廿五日) 上海【二三】(艦隊報道部午後四時発表) 廿五日南支方面に於ける海軍部隊の活躍次の如し

一 海南島に於ける海軍陸戦隊の一部は崖際附近部落の掃蕩を實施せる所敵兵器彈藥若干を押収せり

尙一部航空部隊は本掃蕩戦に協力せる外海南島南部の偵察を實施せり

他の有力なる航空部隊は福州、廈門、汕頭方面の偵察攻撃を實施し廣東省汕尾港に於ける敵舟艇を爆撃これに大損害を與へたり、更に別の航空部隊は雷州角附近の軍需品倉庫らしき建築物を爆撃炎上せしめ多大の損害を與へたり

☆陸 空 軍

蘭州第二次大空襲續報

▲松尾少尉機自爆 ○○【二三】去る廿日の蘭州大空襲に際し不幸敵機のため上田大尉機と時と所を同じくしてもう一機松尾少尉機が同様敵陣に自爆したことが判明した、即ち松尾元茂少尉機はこの空襲中の最中に低々全弾を投下して尙群り來たる敵機六機、七機と渡り合ひ銃身も裂けよとばかり機銃を以て戦闘中不幸敵機を受けたもので其の大奮戦振り荒鷲達を感激させて居る、尙同機の搭乗者は左の如し

松尾元茂少尉、尾高次郎准尉、白倉元之輔曹長、長谷川嘉男軍曹、内田義信軍曹、石津光義伍長

蘭州第三次大空襲 (廿三日)

○○【二三】(中支軍午後九時発表)

一 あくまで敵空軍の殲滅を期する我が陸軍航空部隊は二月廿三日三度敵空軍の大根據地蘭州を空襲せり、即ち數十機より成る大編隊は午後二時五十分頃蘭州上空に於て敵機機群と猛烈なる空中戦を交へつゝ蘭州飛行場及び市街の軍事施設を爆撃せり(戦果は調査中)

二 又他の大編隊は正午頃平涼を空襲しその軍事施設を爆撃し全弾目標に命中せり

三 又別に一編隊は寶雞に敵機を求めて進攻せるも空地ともに敵機を見ず、地上の軍事施設を攻撃せり

○○【二三】廿三日我が陸軍航空部隊が三度敢行せる蘭州大空襲に於て我が陸の荒鷲の餌食となつた敵機数は激戦の爲め多少正確を確くとしても五十機を突破せる事は確實で空の勇士の殊勳赫々たるものがある、即ち我が各爆撃隊と激烈なる

空中戦をまぢへたる敵機はソ聯製イ十五型及イ一十六型、米國製グーチスホーク、セヴァスキー等で最初は二、三十機の敵機群だつたが我が快速攻撃部隊が空中及び地上に於て攻撃した敵機はテーパー、セヴァスキー、ダグラス等合計七十機に達しそのうち撃墜又は損傷を與へたもの五十機以上に上り全く敵空軍に潰滅的打撃を與へ、實に陸の荒鷲未曾有の大戦果であつた

▲貴き犠牲十八勇士 ○○【二三】廿三日の我が陸軍航空部隊の第三次蘭州大空襲行で井關大尉以下十八勇士は敵陣に射ち貫かれ満身創痍となり愛機諸共敵飛行機格納庫軍事施設目掛けて壯烈なる自爆を敢行した、十八勇士の氏名は左の如くである

井關正夫大尉、牧野克巳中尉、山田唯男中尉、森安志准尉、小野寺一治曹長、藤田清曹長、倉田其平曹長、村上善吉曹長、櫻井國助曹長、鈴木真雄曹長、白石正夫曹長、濱崎香曹長、松本眞喜軍曹、松本義左衛門上等兵、田北豊上等兵、前田敏夫上等兵、林徳太郎上等兵、栗原龍二上等兵

尙大村中尉以下若干名の負傷者があつたが何れも生命に別條なき見込である

蘭州三回空襲の戦果

北京【三五】ソ聯の對蔣援助ルートたる迪化—蘭州、庫倫—蘭州兩赤化ルートは最近新疆省内の道路並各赤色機關の整備により迪化—蘭州間の武器輸送が躍進的に増大し就中飛行機及びソ聯飛行將校の到着するもの頗る多數で兩ルートの終點たる蘭州は支那空軍最後の空軍基地として東西兩飛行場を整備し、各種の軍用機を

配置すると共に嚴重なる防空施設を施し宛然空の砦の觀を呈してゐる、即ち昨年十一月我が原田部隊の蘭州空襲當時同飛行場に在つた敵機は僅々七十機と謂はれ空中に認められたもの十六機のみで更に高射砲弾は遂に一機も發せられなかつた貧弱さであつたに反し、去る十二日から開始された陸軍の爆撃隊の蘭州空襲の際には敵は常に數十機を以て我を迎へ激烈なる空中戦を展開する一方高角火器の對空射撃も相當激烈なものであり、撃墜又は爆碎の機も數機に上つてゐる事實は蘭州が如何に敵航空基地として隔進しつゝあるかを雄辯に物語つてゐる、之によつて見れば事變勃發以來我が陸海の荒鷲群の執拗なる反復爆撃により潰滅に瀕した支那空軍をソ聯の援助により蘭州に於て再建せんとしつゝある支那軍の意圖は明瞭であり常に數倍の敵機を撃する大空中戦を演じつゝ地上空中より雨飛する敵機の嵐を潜つて再三に亘り大空爆を敢行する原田、田中、服部等陸空軍阿修羅の奮戦は實に此の敵空軍最後の大根據地を撃滅せんとするもので支那空軍の死命を決する重大作戦であるが、荒鷲群今次の蘭州空襲は既に三回、其戦果を表示すれば

第一回(十二日) 撃墜廿一機、爆碎十機(確實なるもの)、遭遇敵機數四十機  
第二回(廿一日) 撃墜廿六機、爆碎多數、遭遇敵機數五十機  
第三回(廿三日) 撃墜五十六機、爆碎多數、遭遇敵機數六十機  
計 撃墜百十三機、爆碎多數、遭遇敵機數百五十機

となり、撃墜、爆碎の敵機數總計は最少

限にして百五十機を下らず且つ東西兩飛行場及び敵軍事施設に投下された巨彈の數は實に○○○の多き上つてゐる、然し乍ら此陸空軍空前の光輝ある戦果の蔭に於ける上田、松尾、井關機の悲壯な自爆を始め戦死負傷等の犠牲あり、第三回空襲當時には百餘機の敵機を受けた機さへあり、斯くて支那空軍全滅の大業は貴き荒鷲の血潮に彩られつゝ完成の一途を邁進しつゝある

石友三司令部爆撃 (廿一日)

北京【二三】西大條部隊の一部は廿一日威縣東方で約二千の石友三軍と遭遇交戦十餘時間之に大打撃を與へ敵死三百を算したが、同日午後須藤飛行部隊の○機は館陶東北地區を南下中の石友三軍を爆撃しその南下企圖を完全に放棄せしめた、この爆撃を受けたのは石友三司令部と見做され石友三自身もこの爆撃を受けたものと見られる

漢水攻略戦に協力爆撃 (廿七日)

○○【二三】江上部隊の決河の猛進に相呼應して我が陸の荒鷲群は廿七日朝來密雲を衝いて大舉出動し漢水河岸の敵據點羅漢寺、沙洋鎮を反覆空襲して敵に多大の損害を與へた、即ち田中(義)大尉の指揮する○機より成る大編隊は我が地上部隊の猛進に追捲られ沙洋鎮附近に於て漢水を渡河し、退却中の敵舟艇を発見これに巨彈の雨を降らせ卅數隻を爆沈し更に河岸にあつた軍需品集積場を粉砕したが、内數機は彈藥置場の真只中に命中し附近にあつた數十名の敵兵は天空高く吹き上げられ壯絶を極めた、又横田中尉の率ゐる他の一〇機は敢走軍隊に上

限にして百五十機を下らず且つ東西兩飛行場及び敵軍事施設に投下された巨彈の數は實に○○○の多き上つてゐる、

つて混戦を極めつゝある沙、鎮市街の敵兵に互撃を見舞ひ更に軍事施設を木ッ葉微塵に痛撃した、同地一帯の敵軍は既に士氣全く沮喪し我が荒鷲群の姿を發見するや我先きに墮壕の中に飛び込み遂に一發も囁みせず我が機は五百米の低空を縦横に舞弄しつゝ痛快なる爆撃を敢行、全機機翼を連ねて其地に墮落した

同(廿八日)〇〇【三六】我が秋山、原田兩部隊の荒鷲〇〇機は漢水戰線の地上部隊に策應し廿八日午前十一時前後密雲を衝いて敵據點安陸及び隨縣を空襲し城内に集結中の敵集團に互撃を浴せ多大の損害を與へた

### 國民政府

#### 蔣政權危機に直面す (A.P.)

ニューヨーク【三三】廿二日ニューヨークに達したA.P上海電は上海の外國軍事専門家の觀測として蔣政權は今や最後の危機に臨んでゐる旨次の如く報道し注目された

上海の外國軍事専門家は蔣政權の地位は次の如き理由によつて現在非常な危機に當面してゐると觀測してゐる、即ち

- 一 支那軍は現在までに約百萬の損害を蒙つた後奥地に退つめられた
- 一 支那軍は尠大なる軍需品を喪失したが、日本軍によつて主要海港並に鐵道が占領されてゐる爲、その補給は極めて困難である
- 一 支那空軍は今や事實上全く潰滅し爲に輸送路の恢復を企圖することは

#### 益々困難となつてゐる

一 ゲリラ部隊は組織を缺き、就中武器彈藥を充分に持たぬ爲、北支の治安を擾亂することが出来ぬ

かくて目下全力を擧げて建設中の補給路が完成するか乃至は國際情勢の變化が日本を支那の戰場から引揚げしめるかどうかを實現するまで蔣介石が自己政權の統一を確保し、支那軍の士氣を維持出来るかどうかは頗るあやしいものとなつて來た

#### 劉峙を重慶衛戍司令に

上海【三三】重慶來電によれば蔣政權は廿一日付を以て蔣介石直系の將領にして前河南省主席たりし劉峙を重慶衛戍總司令に任命したと

#### 米支文化協會成立

上海【三三】最近米國の歌心を求めるに大童となつてゐる重慶政府が成立を急いでゐる米支文化協會は廿二日重慶に開會式をあげ米國國民に馴染深い蔣介石夫人宋美齡を名譽會長に、行政院長孔祥熙を會長に夫々祭上げ教育部長陳立夫、滯米中の陳光甫、司徒雷登等を顧問に並べてゐる

#### 崩壊せる中央宣傳部立直る

上海【三三】重慶來電によれば周佛海が汪精衛と共に出國以來、缺陣中であつた中央宣傳部副部長には中常會の決議により元上海市社會局長潘公展が就任した、中央宣傳部長には汪派の領袖顧孟餘の後を襲つて疊に孫科派の葉楚傖の就任を見更に副部長の補充も済んだので一時潰滅に瀕した中央宣傳部も漸く立直つた譯である

#### 重慶で兵役補充の議

香港【三六】重慶來電に依れば軍事委員會兵役補充會議は去る廿日開會、廿四日閉會した、同會議は第二期抗戰に對し屬するため蔣政權の兵役機構改善並にこれが實行方法を協議したもので主要軍人二百餘名出席、何騰欽司會の下に新軍隊建設に關する諸方策を決定した

#### 三民青年團へ中共二百名參加

香港【三六】中國共產黨が抗日陣營内への赤色勢力浸透を目標として提案した國共新合作案は其後國民黨五中全會の承認を得て共產黨員の三民主義青年團への參加が認められ國民黨の外廓團體にして蔣政權支持の有力團體たる同青年團への共產黨員の進出は抗戰陣營今後の動向を示すものとして極めて注目されたが重慶來電に據ると其後五中全會決定に基いて表面共產黨籍を離脱の上、三民主義青年團に參加した中共黨員はその數既に二百名に達したと報ぜられる、一方廿五日を以て閉會した四川省中等、高等、大學各學校長會議に於ては同會議出席の各學校長四百名も全部國民黨並に三民主義青年團に加入するを中合せたが、蔣政權が共產黨の勢力進出に對抗しその支柱たる國民黨及三民主義青年團の擴大を圖る事は新國共合作案の行はれてゐる今日では中共側赤色勢力に更に廣い範圍の活動圈を與へる結果となつてゐる實情に在り共產黨側の新國共合作案の具體化されると共に國民黨側は越え難きデレンマに陥りつゝある

#### 重慶・昆明防空施設に躍起

香港【三六】我が空軍の活躍は國民政府

同脅威の的であるが重慶は地形の關係上秋から冬一杯春中頃迄霧が立ち籠めこれが自然の防空施設をなし比較的空氣を蒙ることが少かつたが、重慶來電に依れば廿五日軍事委員會では二、三ヶ月の後は快晴の續く季節に入るに鑑み同市に大規模な防空設備をなすことになり其の一として木造家屋の多い重慶が數發の爆撃で直ちに火の海となる事を防止する爲め全市に二百米内外の間隔で防火地帯を設け此の地帯に當る民家は片端から取壊しが命ぜられたがその戸數三萬餘、實に重慶全戸數の四分の一に當り民家は此の暴撃に家を奪はれ怨嗟の聲を放つて居る

#### ▲昆明 上海【三六】雲南省首都昆明は

昨年十二月廿六日の我が荒鷲の大空襲以來人心競々住民の中には既に城外に避難したのも少なくないが、最近昆明は佛印及びビルマと重慶を繋ぐ政治並に軍事上の據點として愈々その重要性を加重して來たので雲南省政府は防空施設の強化に全力を注ぐこととなり、昆明來電によれば省政府當局は空襲後の火災の損害を減少する辦法として

- 一 商店一軒隔ぎに塀の代りに必ず特別製の煉瓦塀を築くこと
- 二 商店十五軒隔ぎに一軒を毀れ必ず空地を設けること

#### を強制的に命令した、而してこの命令に従はざるものは嚴罰に處することになつたので住民の不安と不満の空氣は昆明市に満ちてゐると言はれる

#### 廣東省南部の防備に狂奔

香港【三三】我が海南島占領によつて支那側は廣東省南部、殊に雷州半島の地位に不安を感じるに至り日本軍雷州半島攻

撃の夢塵に脅かされて諸種の流言が飛びつゝあるが支那軍事當局は先般の桂林軍事會議の決定に基き最近莫樹杰陸下の廣西軍二箇師を南下せしめる一方西江一帯の警備に當つて居た夏威陸下軍隊を雷州半島方面に移動せしめ只警防備に狂奔してゐる、夏威及び第四軍司令張發奎等は最近同省南部一帯を巡視したが軍事委員會からも政治部設計委員丘映夫を此の方面に派遣視察せしめてゐる事實あり今や支那軍事當局の關心は粵南に集中されてゐるかの感がある

#### 汪精衛關係記事掲載禁止

香港【三三】重慶來電によれば蔣政權は汪精衛の國外脱出事件に關し各新聞雜誌に對し汪精衛に關する記事の掲載禁止を命じた、又去る一月の五中全會に於ても汪精衛問題に就き提案したものがあつたが中央の命により之を撤回せしめたことが判明した、之等の事實は蔣政權が一般民衆を新抗戰國策にする徹底抗戰へと引摺らんとするもので和平論の擡頭を恐れる抗戰主流派の策動と見られる

#### 汪精衛夫妻に旅券交附

河内【三三】去る七日頃汪精衛夫妻は國民政府より外交官旅券各一通受取つたと判明した、汪夫妻はこれにより今後佛印當局に何等の届出を要せずして自由に海外旅行出来る譯である、右は國府が一方に於て新國共合作による抗戰國策を主張しつゝも、尙黨の長老たる汪精衛の國民黨からの離反を憂ひ之が噴止策の現れと見られ、疊に汪精衛の黨除名處分を行ひつゝも汪派の諸領袖に對しては何等の處分をも爲さざりし事實あり、國府

の汪派に對する態度は極めて微妙なるものがあり注目を感じてゐる

第三次國民參政會

第三次國民參政會の成果

上海【二三】第三次國民參政會は去る十二日の開會式に引續き十八日まで大會及び各分科審査會を開き十三日の大會に於ては行政院長孔祥熙は一般戰時行政を詳述し軍政部長何應欽は日支兩國の戦力を分析し更に各戰區に於ける過去三ヶ月の支那軍の抗戰經過を報告し抗戰の前途は樂觀すべしと述べ、外交部長王寵惠は列國の對日態度及び日本政府は條約公約に違反し東亞獨霸の野心を遂げんとしてゐると述べ十四日の二次大會に於ては内政部長何鍵は一般内政施設と參政會決議案の實施狀況を報告し經濟部長翁文灝は西南、西北各地の經濟建設に對する政府當局の苦心を披露し、十五日の三次大會に於ては財政部長孔祥熙より數字を掲げて財政の狀況と英米諸國は中國の抗戰に同情し既に援助を實行しつゝあると力説し、交通部長張公權は西南部各省の交通事業と最近の電信連絡の實情を報告した此の閉行政院各部の報告は夫々各審査委員會に附議され各參政員提出の諮問案に對しては各主管長官より夫々口頭或は文書を以て回答された、尙此の外政府或は參政員側より提案され討論の後通過せる該議案は次の諸件である

一 川康視察團組織案

蔣介石議長提出  
今次大會閉會後國民參政會に川康建設期成會を組織し更に川康建設視察團を組織し四川西康方面の現地視察を行ひ川康建設具體方策を確立せんとするも

一 特殊委員會組織案

參政員杭立武等四十人の緊急動議により第一次、第二次兩參政會決議文書の實施狀況に對し檢討を加へる特殊委員會を組織する事となり杭立武以下九參政員が委員に任命された

一 蒙回苗苗各族の團結に關する諸案

一 蒙回苗苗各族の團結に關する諸案  
一 知識分子動員に關する諸案

漢奸の文字抹殺議決

香港【二三】重慶來電によれば第三次國民參政會は十二日開會以來十八日迄に五回の大會を開いたが第一回より第三回迄は各機關長官の報告を聴取し第四、第五回大會に於て提案に對する討論が行はれた、第三、第四大會に於て可決された決議案中重要なものは次の通り

一 川康建設視察團を組織する案

本案は蔣介石議長より提出、蔣介石は川康の重要性につき詳細説明萬場一致を以て通過した

二 特別委員會を組織する案

杭立武等四十名の參政員提出に成るもので、參政會第一、第二回の兩回に於て可決された決議案狀態を檢討する爲め特別委員會を設置せんとするもの可決通過し江庸、曾琦、齊世英、范予遂、許孝炎、李中襄、林祖涵、胡汝驥、杭立武の九名が委員に選出された

向可決された教育文化決議案の主なるもの次の通り

一 抗戰史を編纂し以て重要戰事文獻と爲す案

二 中央義務教育經費を逐年増加し戦地及び後方の義務教育を推進する案

三 中央は明年豫算編成に當り普通教育文化經費を増加し以て國民教育に積極的推進を與へる案

四 政府をして特殊教育を擴充せしめ以て教育の効果を發揮せしめ抗戰力軍の増加に資する案

五 淪落區(被占領地)の青年を救済し以て日本の手に利用されざる様にする案

六 今後漢奸の文字を抹殺し民衆の抗戰勝利の信念たる事をより明瞭ならしめる案

七 中央をして廣く外國に宣傳品を送り以て海外宣傳に資する案

抗戰國策擁護案可決

香港【二三】重慶來電に依れば第三回國民參政會は十九日、廿日、廿一日の三日間に亘り所謂抗戰國策擁護案を審議し

一 第二期抗戰の開始に當り重ねて抗戰國策擁護の宣言を行ふ案

二 近衛聲明に對する蔣委員長の駁論を擁護する案

三 蔣委員長の近衛聲明に對する駁論を今後の抗戰國策の唯一の標準とする案

三案を討論萬場一致を以て可決した

内政關係諸案議決

香港【二三】重慶來電第三次國民參政會に於て決議された内政關係の諸案は次の通り

一 行政の效力を發揮せんが爲行政各機關の連絡に特に注意する案

二 全國人口を全部登記せしめ居留證、生康證(出生年月日證)の制度を實行し以て全國治安を整頓し長期抗戰に利する案

三 政府をして公務員回避法を制定せしめる案

四 後方文化水準を高め社會群衆の幼稚なる迷信を打破するため戰時教育文化法令を實施する案

五 政府をして人口を總算せしめ以て救済に當らしめる案(原則的に承認、政府は本案實施辦法を制定する事を附帶決議として通過)

六 政府は適材を適所に置き官吏の腐敗を一掃するに努力せん事を擁護する案

七 河北流亡難民及び失業青年救済案

八 大規模なる邊境服務團を組織し邊境事情を視察せしめ邊境民族を團結せしむる案

九 政府は縣長を慎重人選し待遇を高め任期を確定し監察を厳重にし縣政を明朗化し以て抗戰建國を利する案

十 大規模なる公債を發行し黄河氾濫地區を賑濟する案

十一 民權主權を強化し民生を伸張し抗戰に利する案

國府提出の重要議案

香港【二三】第三次國民參政會に於て可決された政府提出議案中重要なものは左の如し

一 第二期戰時行政計畫 今後二年間に亘る軍事、外交、財政、内政、經濟、交通、教育等の各部門を包括し抗戰建國の一切の企畫に關するもので參政會提出前各院部に於て反復檢討せるもの

二 兵役法修正案 兵役義務の平等を原則としたもの

向政府はその他國民精神動員に關する重要報告を行つた

軍國國防及財政經濟決議案

香港【二三】第三次國民參政會に於て可決された軍國國防及財政經濟諸決議案は次の通りである

一 後方重要城市及び工業文化區域の防空設備を強化し犠牲を減少し抗戰建國の基本的力量を強化する案

二 兵役實施巡迴團を組織する案

三 大空軍を建設し以て最後の勝利を獲得せんとする案

四 戰時監獄服役囚人軍務服役辦法を制定し抗戰力量を増加する案

五 國民抗戰公約宣誓運動を行ひ以て國民抗戰精神を培養し抗戰力量を發揮する案

經濟決議案は左の通り

一 西南建設を積極的に推進する案  
二 書籍印刷物を増加し以て教育普及及抗戰力増進に便ならしむる案  
三 後方の物價及び糧食問題に留意し危機を防止する案  
四 經濟建設に關係ある諸機關を合併統一し以て各方面の調査資料の集中に便ならしめ戰時及び戰後國民經濟建設、設計に備へる案  
五 糧食を調整し民生を安定せしめ抗戰基礎を強固ならしめる案  
六 戰區經濟機構を健全ならしめ以て全面的抗戰力量の充實を圖る案  
七 戰地經濟政策を樹立し以て抗戰に利せんとする案

參政會駐會員選定

香港【二三】國民參政會廿日の第八次大會に於て閉會後重慶に留まり關係事務處理に當るべき駐會員が選定された、國家主義派代表張君勳、共產黨代表葉邦憲等各派を網羅して居り主なる顔觸れ左の如

張君勳、李中襄、顧前、黃炎培、陶百川、林予濠、王家楨、張瀾、劉叔模、胡汝瀾、李潢、江庸、傅斯年、許楚生、秦邦憲外八名

國民參政會閉會式

香港【二三】重慶來電に依れば蔣政府が抗戰建國の迷渺貫徹のため去る十二日より重慶に於て閉會中であつた第三次國民參政會は廿一日午前十時閉會式を舉行した、尙同參政會は前後九回に亘つて秘密會を開き八十餘件の重要決議案を可決したと言はれる

抗戰決議案全文

香港【二三】重慶來電、廿一日閉會式を舉行せる第三次國民參政會は閉會に當り左の如き決議案を通過した、全文次の通り

本會は第一次大會に於て抗戰建國綱領を擁護するの決議案を通過し第二次大會に於ては長期抗戰國策擁護案を通過した、これ全國民衆の意志の團結人心統一の事實を有力に表示したものである、昨年十二月廿二日日本首相近衛文麿は一片の聲明を發表し中國征服東亞獨霸の野心實現を企圖した、蔣委員長は其の關係を察し同廿六日該聲明を反駁するの宣言をなし、國民政府と中國人民が既定の國策を擁護するの決心を中外に示した本會同人は當地各地に在つて此の宣言を讀み大いに感激した、よつて前記三案を合併討論し茲に抗戰既定方針を支持到底すべき事を決議せんとするものである、全國民は政府を擁護し第二期抗戰國策を執行するに當

り蔣委員長の昨年十月廿六日の近衛聲明に對する駁論を服膺し以て我が領土主權と行政の完成を回復し抗戰建國の大業を完成せん事を期する

米の銀買上げ感謝(孔祥熙演説) ニューヨーク【二三】AP重慶電によれば行政院長孔祥熙は去る廿一日第三次國民參政會の最終日に於て米國の銀買上げ法幣安定に資すること大なりし事を強調次の如く演説した

過去三ヶ月間に於いて米國政府が支那所有銀の大買上げを行つたことは法幣の安定を助けること大であつた、民主主義諸國が支那の抗日に對して與へる援助に對しては唯感謝の外はない

☆ 財政・經濟

重慶・蘭貴間定期飛行開始

上海【二三】重慶來電によれば中國航空公司重慶、昆明、ラングーンラインの旅客機試験飛行は廿二日朝重慶發無事ラングーンに到着したので愈々来る廿八日より正式定期飛行を行ふ事となつた、同航空線はラングーンより英國のイムピリアル・エアウェイズに連絡重慶より僅か四日にしてロンドンに到着する英支最短路トである爲め國府は之が宣傳に大重となつてゐる

▲ 使用機は米國製 ラングーン【二三】

重慶、昆明、ラングーン航空路使用機は米國製ビークラフトで時速百八十哩、搭乗飛行士は何れも米人でC・L・シャープ、オスカ・C・ウィルキー、J・トーマの三名である

重慶・河内間新空路開設

河内【二三】佛印經由による支那の對外航空連絡は貨客共増加の一途を辿り歐亞公司の昆明、河内線週二回往復のみでは要求に應じ切れぬ現狀に鑑み、支那側では豫て重慶河内を直接結ぶ新線開設を計畫、佛印當局と交渉中であつたが、佛人筋消息によれば愈々近く中國航空公司の手で實施されるに決したといはれる、乗員はすべて米人、機體も米國製を使用の管だが既に發表された昆明、緬甸線とも支那の對外航空路はこれより大發展を示すが、重慶と國外との直接連絡するのは同線が最初で連絡基地としての河内は益々重要性を加へるに至つた

タンクスステン輸出權讓渡か ロンドン【二三】廿三日ロンドンに入つた信賴すべき情報によれば國民政府資源委員會は列國財團から成る北京の對支借款團に對しタンクスステン鐵の輸出權を讓渡したといはれる、タンクスステンは支那の重要輸出品であるわけ右報道は窮境に喘ぐ蔣政權の動向を示すものとして注目されてゐる

香港に兵器工場新設

香港【二三】我が廣東政略前途廣東に於て中央の命に依り主として軍需品、兵器の製作を行つて居た捷和鐵鋼廠は廣東陥落後重慶に移轉したが蔣政權の命により香港に分工場を設置し去る二月十日より業務を開始した、同分工場は資本金百萬香港佛總經理は鄭植之が就任目下瓦斯、スク、飯盒、鶴嘴、鐵兜等の製造を行つてゐる

明年末までに廣東ドルを回収

香港【二三】確報によれば蔣政權は我が占領地區に於ける金融問題特に上海及び廣東省の蔣政權金融組織を維持せんがため種々の工作を行つてゐるが、来る三月開催の金融會議に於て財政部は嚴に發した廣東ドルの回収期限一ヶ年を更に二ヶ年延長して民國卅四年に至つて廣東ドルの通用を禁止し法幣を以てこれに代へんとする案を提出するに決定したと云はれる

西南經濟開發會議關係 香港【二三】重慶來電によれば國民政府は西南經濟開發計畫の積極的進行を圖るため来る三月中旬重慶に關係者を召集西南經濟會議を召集するに決定した

滇北鐵務公司創立

香港【二三】昆明よりの情報によれば國民政府が目下全力を集中しつゝある西南開發の一として資源委員會と雲南省政府との決定に基き今般資本金二百萬元の鐵山會社が昆明に成立した、名稱は滇北鐵務有限公司と言ひ從來雲南に勢力あつた東川鐵業公司はこれに併合され雲南北部一帯の各鐵山より主として銅、鋅を採鑛せんとするものである三月一日より開業する

川黔公路の旅客貨物營業開始

香港【二三】重慶來電によれば國府交通部西南公路局は川黔公路(重慶―貴陽)の旅客貨物營業を来る三月一日から開始することとなつた、又財政部貿易委員會はこの公路輸送により茶、桐油等の海外輸出を促進するため關係會社を連絡し同委員會より補助金を支出して之が獎勵に當る

特種殘留外人の保護保證せず

漢口【二三】(中支軍發表) 武漢攻略戰の當初廬山東西の地區に於ける戰團の結果敵軍主力は德安、南昌方面に潰走せるも廬山には敗殘の敵數千殘留し山上の町牯嶺に在る第三國人百數十名を盾として日本軍の攻撃を免がれんと種々の方策

事變と列國動向

を講じつゝありしを以て軍はこれら第三國人全部を下山せしむる必要を感じ、昨昭和十三年十一月下旬在九江英米代表に對し軍の代表者を派遣し九江に於て會見せしめ折衝の結果牯嶺在任第三國人全部を下山せしむるに決したるも彼等はそ

の一部分(四十三名)を除き頭として下山

を肯んぜず約百名の外人は英米代表再三の勸告をも拒けたるを以て遂に同代表一行も彼等が自己の危険に於て残留することを申請せり、情報に據れば廬山上の支那軍は第三國權益を擬裝し、或はその邸宅内に起居する者ありて我が攻撃を免がれんとしあるのみならず〇〇に於ける支那人及び一部の第三國人と聯絡し食糧の補充、日本軍の状況を偵知する等極めて卑劣なる行為あり、我が軍が猶大の山上に在る支那軍を掃滅するは極めて易き事なるも山上の第三國人に對し危害の及ぶ事を考慮し今は憐憫の情を養て依つて軍は一月卅一日在上海第三國官憲を通じ特偵に殘留しある第三國人は二月十日を限り下山するや再度の勸告を申入れたり、然るに二月六日に至り某國官憲より特偵在存者との連絡困難なる理由により期日の延期方を要請し來れるを以て軍は慎重考慮の結果英米代表と九江に於て折衝せしめ、作戦上或種の不利を忍ぶも期日を延期することとせり、英米官憲は我が軍の意のあるところを諒とし種々奔走努力せるを認む、米國、英國兩艦長は二月十七日自ら廬山に登り特偵在存者に對し下山を勸告せり、その結果四十七名は二月廿二日下山することとなりしを以て我が軍は歩哨線の通過を許容しその交通許容特に上海方面への下江に關し特別な軍用船をも提供する等極力便宜を與ふる事とせり、但し依然一部の第三國人が特偵に殘留しあり、彼等に對し日本軍はその安全を念願しありと雖も戰鬪の結果彼等に被害の及ぶ事あるも日本軍として責任を負ふを得ず、又在特偵第一三國權益も從來の經驗に鑑み日本軍の占

據に至る間支那軍に蹂躪せられることあり得可しかのみならず前記の如く支那軍が第三國權益を擬裝し之を利用しあるを以て之が完全なる保護を保障し得ざるを遺憾とす

▲特偵殘留外人向四十七名 我が【二三】軍再渡の勸告によつて廿二日廬山を下山せる外人は四十七名に上りその個別人員は米國十一、英國十九、ドイツ七、スエーデン五、ベルギー三、ラトヴィヤ一、ソ聯一で外にこれ等の使用支那人十三名があつた、尚下山を肯んじないものは英國人のカルストン(八)といふ婆さんや宣教師等四十七名である

▲殘留外人に避難所設置 上海【二三】廬山殘留外人に對し我が方は既にこれが生命の安全を保證せざるも出来る限りこれが安全を圖らんがため、本日我が現地當局は九江在泊英米兩艦長と協議の結果特偵西南部にある學校及びホテルを避難地區とし殘留外人はすべて同所に避難せしめることになつた

▲四十七名上海に向ふ 九江【二三】特偵殘留中の外人四十七名は我が軍の手厚い保護の下に冷雨降りしける廿二日午後三時無事下山、山麓の蓮花洞より軍差廻しの自動車に分乘九江領事館に於いて小憩の後午後六時御用船〇〇丸に乗船廿三日朝上海に向つた

英 閣 下院支那事變討論

▲對蔣援助問題 ロンドン【二三】極東問題は連日下院を賑はしてゐるが廿日の下院質問時間

につき次の應酬が行はれた

△ノルベーカー議員 政府は昨年九月聯總會が採擇した決議遂行のため對蔣財政援助につき更に何等かの措置に出る意向はないか

△ノルベーカー議員 英國政府が對蔣財政援助につき更に何等か爲し得るところがあれば政府は議會並に國內に於て廣汎な支持を期待することが出来よう

▲海南島問題論議 ロンドン【二三】極東問題は引續き英國下院の論議を賑はしてゐるが、廿七日午後の質問時間に於て海南島問題が又もや蒸返され保守黨議員とパトラー外務次官との間に左の如き質疑應答が行はれた

△ワードロウ・ミルン議員(保守黨) 政府は日本軍が海南島占領を繼續する間同島に在る英國權益を擁護するやう命令洋艦を海南島に速時派遣するやう命令を發する意向はないか

△パトラー外務次官 政府は同問題については充分検討したが現在の情勢に於ては未だ海南島に英國軍艦を派遣するが如き決定には到達しなかつた

△アラン・グラハム議員(保守黨) チェンバレン首相は海南島占領が軍事的必要に基くとの理由につき日本政府に更に詳細な説明を求めると共に少くともかゝる軍事的必要が終熄する條件につき説明を求めればクレギー駐日大使に訓令を發する意向ありや

は目下考慮中であるが現在のところこれ以上申上げることは出来ぬ

英船米を敵地に運搬 上海【二三】中支軍軍占領地域より地域外への米穀等の移出については維新政府より嚴重なる制限が附せられてゐるにも拘らず、去る十二日揚子江口の漕浦江に於て上海行の名目の下に我が軍及び治安維持會の許可證の交付を受けた英船大通號及び西和號が多數の米を積込んだ後指定通り之を運搬せず船側に繋船せる無許可の英船蘇州號及びノールウエー船ダーパー號に積みかへ蘇州號は汕頭へ、ダーパー號は何れかへ向ひ更に十五日には英國艦隊貨物船レイサン號も又多量の米を積んで何れかへ向つた事實が判明したので沿岸警備に當る帝國海軍は廿二日附在上海英、ノールウエー兩國總領事に對し三浦總領事を經て今後斯る不正事あれば有差効切なる方法を講ずべき旨抗議を申入れた

ラングーンに突入懸迫氣運 ラングーン【二三】最近ビルマ人の親日的氣運が濃厚となりたるため當地に於て今回のビルマ騷擾は日本人の煽動によるなどとの噂が當地官憲筋及在留英人間に於て傳へられ之に關聯して日本人懸迫計畫があるやに聞えてゐたが本日發行の御用新聞ラングーンガゼットはシンガポールに於ける日本人捕縛事件を引用して當地に於ても日本の軍事探偵は活躍してゐるだらうから當局は之を取締を嚴重にす可きであると説き日人懸迫を從速しめてゐる、之は英國人の熱日病に原因するものであるが一面に於て彼等は支那の逆

宣傳に惑はされてゐる筋もある、何れにせよ之は在留邦人にとつては極めて迷惑な問題である

ビルマの對蔣援助積極化 ニューヨーク【二三】廿五日ニューヨークに達したAP重慶電は最近英米兩國を旅行しビルマ、雲南ルートを経て重慶に到着したカナダ、トロントの國際赤十字社幹事ロバート・マツククルー博士の次の如き談話を報道してゐる

英國官邊のビルマ雲南ルートを通ずる對蔣援助は最近殊に積極化し彼等は支那側が要求してゐる以上の各種の便宜を與へてゐる、例へば北ビルマ鐵道は標葉を運搬する爲に線路にガラスの敷き換へが行はれ、又道路の橋梁は重い荷物が通過するに備へて補強が行はれた、來る三月乃至四月には英國製のソーニークロフト、米國製のシヴオリ、ダツチ等のトラック各五百臺が到着することとなつてをりこれ等のトラックが到着すればビルマ雲南ルートの物資運搬は大いに増加するだらう

一月中の香港貿易總額 香港【二三】香港政廳貿易局發表によれば一月中の香港輸出入總額は八千八百萬弗(約五百萬ポンド)で昨年同月の一億百十萬弗に比し廿パーセントの減少である、輸入は四千七十七萬弗で昨年同月に比し卅四パーセントの減少、又輸出は四千廿萬弗で二パーセントの増加を示した

香上銀行年次株主總會 香港【二三】香上銀行年次株主總會は廿五日午前十一時半から香港の同行本店に於て開催されたが同株主總會に於ける取

取

締結の報告案は次の通りである

一九三八年十二月末日に終る一年間の本行の純益金は一千五百廿九萬六千六百廿一香港弗でこれに前年度よりの繰越金三百卅八萬三千〇四弗を加へ、これより中間配當總額六百四十五萬三千七百八十一香港弗(一九三八年八月八日支拂濟、一株につき二磅半の割)及び重役賞與金八萬六千七百二弗を控除した上百萬弗を家屬其他銷却費に繰入れ最終株主配當金を七百七十四萬四千五百卅七香港弗(一株當り三磅半年度同様)とし残り三百四十萬六千卅四弗を次年度へ繰越すに決定した

▲香港上海銀行年次株主總會は廿五日當地に開催されたが同行取締役會長ビナス氏は右席上、昨年度の業績を述べたる後極東の政治經濟に關し次の如き演説を行つた

△政治情勢はデリケート 本行の年次株主總會に於ては取締役會長が極東に於ける政治、通貨の情勢に關し相當長文の論評を爲すことが多年の慣例となつてゐる、然し乍ら本年は政治情勢が餘りにもデリケートであり又通貨貿易状態が餘りにも變動的である、故に之等の諸般につき茲に余の簡れんとするところが自ら概括論に限られ又諸君がより強硬なる言葉遣ひ或はより詳細なる論議を望まれる事項に關し余が全然觸れず、或は簡單に言及するのみに止めても失望されることはなからうと思ふのである、現在非常に物議の種になり易く又政治的にデリケートな諸問題に對し余の地位にあるものが殊更に詮議

だてすることがこの際如何に愚であるかは諸君の御賢察に御任せする、吾人はもとより何れの政府とも内部的關係を有せず余の言が多ければ多いほど外部に於て諷刺の種となることも多いのは明白である、バランスシート及び報告書に明かなる如く凡ゆる困難にも拘らず過去一年間本行は着實に歩んで來た、併し極東の互に隣接する二大國が敵對關係にある限り財政經濟上の展望等は致底望まれぬ、更に現在の事變は支那の門戸開放及び英國の在支權益保持に關しても面白からぬ状態を引出した、余の見る所では最近英本國では外國間の關係について要らざる議論だてが多過ぎる様である

△法幣問題 支那の通貨は爲替割當制の實施と共に爲替の暗相場が生じ、一九三八年には七片八分の七といふ最低値に陥ちこんだが、その後八片二分の一に回復して現在のところ、或る程度の安定を示してゐるが「外部の影響」なるものに依る脅威が絶えず存在してゐる北支ではこの安定は常に脅かされてゐる

△支那財政と外債 蔣政府の財政は戰時状態により左右されてゐるとは云へその窮狀は西部諸省の豐作と華僑からの資金維持により或程度緩和され幸運と巧みな操作によつてその財政は今日迄は效果的に維持されて來てゐる、支那の海關行政に就いて云へば昨年五月の所謂日英協定は未だ國民政府の承認せぬ所ではあるが事實上該協定は非常時期を安全に切替けるに相當効果があつたと云はねばならぬ、國民政府が之に

贊成しないのは理由もあることゝは云へ遺憾とせざるを得ない、蔣側の不承認の結果占領區域の海關から外債擔保割當が支出されてゐない、兎も角昨年中海關擔保外債に關する支拂を續けた國民政府は一月初旬海關收入八割を失つたの理由に右支拂停止を宣言した海關收入擔保外債の將來は日支事變の將來と關聯してゐる、併し外債を通じて信用を維持するは國府當局の誇とする所であり事實未だ實際には停止してゐないが國民政府が當面の問題解決の爲め最善を盡すべきことを信じて疑はない

△外國權益の保護 海關は事變下の困難にも拘らず、その國際的性質を保持して各國人の商業的利益に不偏不黨を保持することに成功してゐる、他の鐵道鹽政の如きにも斯る仕組を利用して外國權益を保護することが望ましい、鐵道の事變に依る打撃は相當大きいものと見られる尙ほ瀋陽鐵路は未だその建設初期にあるが、その將來性は大きなものと確信する

△外國貿易 外國貿易について國民政府が其輸出を長江流域から南支に移すことに成功したことが注目される、而して事變の結果海岸は封鎖され内地輸送の危険は増大したのにも拘らず輸出入が繼續して斷絶せぬのは賞讃すべきであらう、北支では棉花の對日輸出が増加し西南支那では重要輸出品の増産獎勵が施行されてゐる

△上海の情勢 上海は武力により已むを得ず新情勢に轉化せざるを得なかつた其新情勢は表面化には此一年間に於て殆ど變化を見ず、蘇州クリークの北方日本軍占領地區に於ては少數の工業が操業を開始し數千の支那人が復歸したのが、是等地區の大部分は一年前と同様の儘に放棄されて居り荒廢地區の再建については重要な計畫は未だ何等着手されてない、余は昨年ミッキン取締役會長が述べられたこと即ち、上海の問題は其解決に當つて列國が工部局を支持することの重要性を強調し得るのみである

△事變の影響 日本は今大事變によつて殆ど表面的には打撃を受けてゐない様に見える、外國に於ける圓の價值は法幣よりも稍々高い程度であるが之だけに依つて日本の實力を過少評價することとは出来ない、滿洲國は一年々々日本との關係を密接にして行きつゝあるが余は昨年滿洲國とドイツとの間に通商協定が成立したことを特に注目したい

△香港に於ける影響 香港の情勢は昨年中に廣東の陥落其他南方諸港の封鎖により非常な變動を見た、然し之によつてパニックは起らず幸にも香港弗及び香港の財政は健全であり、吾人は自信を持つて將來に對處し得る地位にある

△結論 最後に當り余は極東の情勢に就き今一言述べたい、永年に亘り極東に隣接する二大國日本と支那との關係は面白からざるものがあつた、然して現在に於ては兩國間の關係は再び明朗化する氣配さへも見ることが出来ないのは遺憾である、事實事變は危險極まる變動を示して居り今にして調停が試みられなければ兩國間のギャップは擴大される一方で和解の途は益々難し

くなるばかりであらう、數百平方哩の領土は廢棄し數百萬の民衆は先づ軍事行動により次いで繰返へす匪賊の跳梁により劫掠せられて居り將來も平和の恢復せざる限り斯かる苦しみは繰返されることゝ思はれるが、余は之について總説することは所を得たものではないと思ふ、余の願望せんとするところは國策の衝に當る人が此情勢に留意されて調停の機を捉へて一つには此の憂鬱なる苦惱を救ひ又一つには日支兩國が全世界の利益のために自然にして平和なる發展を遂げる情勢を醸成せられんことを祈る

佛 海防の武器輸送股賑

香港【二三】緬甸と共に支那に殘された貴重な武器輸送路の咽喉部たる佛印海防の事情について佛印側では同港の輸送路としての活動を躍起となつて否定してゐるが、最近同地の土語新聞ドンファツプは「海防の股賑」と題し次の如き報告記事を掲載して居り同港が如何に支那奥地への軍需品輸送路として活氣溢れてゐるかを皮肉にも暴露してゐる

最近の海防港は船ではち切れん許りだ船が入る度毎に三日四日と晝夜發行の荷揚が續けられてゐる、貨物は倉庫に收容し切れず附近の空地といふ空地に堆高く積まれてゐる、中でも主なものには鐵道材料と自動車特に米國製自動車だ、東京州の全自動車職工は之が組立作業に忙殺されて居る、東京の自動車登録数は一月のみで七百臺に達してゐる、即ち廣西省方面への自動車輸送には先づ東京で登録せねばならぬからだ



港には五、六百の苦力が働きつづめておる、然しその仕事は總べて荷揚で、積荷は全くなく此處を出て行く船は皆赤腹を出して行く、苦力の外に多數の鐵道係員が之も晝夜兼行で鐵道材料の荷揚、組立に従事して居る、注目すべきは埠頭に支那人の働く姿が滅切殖えた事、主人の苦力の監督や貨物の番人として指圖をして居るものは大多數支那人なのである

**對支武器禁輸解除か**

河内【二三】皇軍の海南島占領により最も深刻な影響を蒙つた佛印は徐々に各方面にその反響を示し始め新聞は連日社説に於て或は英米佛の軍事共同行為を主張し或は英國の讓歩遠征政策に追隨した事の愚を慨嘆するなどその歸一する所を知らぬ有様でカムラン灣軍港の急設なども有力な輿論を形成しつつあるが一方從來少くとも形式的には武器、軍需品の禁輸と云ふ制限を課せられてゐた對支武器輸送に關し佛政府が今回この制限を撤廢したとの説が有力に行はれてゐる、佛印當局では右に關し何等公式意見を發表してゐないが當地新聞の傳へる所では佛政府の斯る百八十度轉廻は最近佛印から本國に對して行はれた民間運動に動かされるところにも日本が協約に背いて海南島を占領したといふに對する報復手段であるとされるが、右の理由は首肯し難い點が多々存する、即ち從來も極東問題に關しては英ととも極めて慎重な態度を持して來た佛印當局が殆んど言掛りに近い日本の協約違反を楯に佛國政府の名に於て堂々世界に廣言した對支武器軍需品の禁輸解除などの愚舉を斷行するなどとは考

へられない、佛印政府はそれが如何なる結果を招來するかを何人よりもよく知つてゐる筈である、更に佛印事情に通ずるものならば何人たりとも右解除が單なる反日行動或は對日嫌がらせのみを目的とするならばいざ知らず、實際には殆んど何等現状を變へるものではないことを知つてゐる筈である、禁輸令の存否に拘らず武器軍需品は依然輸送を繼續されてゐることは衆知の事實であり、佛印業者が聲を大にして佛本國の弱腰政策の結果と非難してやまない、海防港の滯貨の山は船舶、鐵道等の關係者をしていはしむれば佛印の海口並びに鐵道の現狀を以てすれば已むを得ない結果なのである、佛印それ自體がその儘をつくり廣東、香港ルートに代位すべくあまりに準備に於て欠けること多かつたことが今日の佛印ルートの不振の第一原因である、従つてこの障礙が除去されない限り禁輸解除は何等實際的效果を齎らすものでないであらう

▲土民は對支國境開放に反對 河内【二三】佛印の對支國境完全開放運動は佛印、本國相呼應して一部業者により依然猛烈に續けられバリでは佛僑民協會極東權益保護分科會等が主となつて各方面に呼びかけ佛印側で最近強硬な輸送制限撤廢論が主張され注目されているが從來殆ど意見を開陳しなかつた土民側は近來有力な反對氣運が醸成され表面化しつつあるは注目されてゐる、即ち從來一一般土民は對支輸送が直接彼等に齎す所少く窮乏危険多きを理由として消極的態度を持してゐるが、廿五日當地有力土語紙グワイエトバオはその社説に於て土語新聞として最初の見解を述べ海南島が日本軍の手に歸

した今日對支國境の解放は佛印の死活に關する重大危険を肩すものであると論じ敢然開放に反對の態度を示したが輸送關係には多くの土民が使用されてをりその影響は甚大と見られる

**佛印當局海防港の荷役不許可**

河内【二三】援路としての海防が最近二週間に亘り全くその機能を停止するにいたつた、即ち目下海防港には支那回貨物を満載した各國船七、八隻が碇泊してゐるがこれ等は何れも荷役を爲し得ず徒らに立往生してゐる、右は佛印當局が荷役を許可せぬためで、これによりさらだに狹隘な海防港は相當の混亂を呈し、支那回輸送機關は佛印當局に對し露々たる非難の聲をあげてゐるが當局では本國よりの命令であると稱して依然荷役を許可してゐないと言はれる、尤も佛印當局では各方面からの陳情により目下本國に對し、實情を具申してその裁断を仰いでゐる模様だが何れにせよ當局の斯る斷乎たる處置は當地の對日感情が最近頗る緩和した事實を示すと共に海南島占領後の佛印の動向を卜する上から極めて注目すべき現象である

佛印運送との修好に傾く 河内【二三】佛領印度支那は傳統的に隣國シヤムと感情的對立を續けてゐるが支那事變以來同國との修好論が唱へられ海南島占領後右傾向が目立つて著しくなつたかに觀測される、列國權益交叉地帯に狹まされて辛うじて獨立を維持してゐるシヤムとしては極めて微妙な位置におかれ英佛の極東勢力は協力してシヤムのこの種立場に乘じて益々自己の足場を固めんと

するかの如くで佛印としては皇軍の南進により北部國境方面の警戒強化を餘儀なくされてゐる關係上シヤムとの修好を調整し後顧の憂から解放せんとしつつあることは明かであるにシヤム政府の招聘により同國の軍事施設視察に赴いた佛印陸軍のグアション大佐一行は昨廿二日河内に歸還したが更に近く佛印政府の招きによりシヤム武官が佛印の軍事施設視察に來越することになつて居り今後の佛印シヤム關係の發展は注目されてゐる

**駐支佛大使佛印視察**

河内【二三】新任駐支佛大使コム氏は赴任に先立つて佛印當局と意見交換の爲め廿五日西貢着、陸路各地を視察廿八日午後河内に入り數日滞在、總督以下と打合せの上昆明經由重慶に赴く豫定、新大使はギリシヤ公使より抜擢されたもので赴任に先だち日佛支三國關係極めてデリケートな佛印各地を廻りは佛印當局との懇談は注目される

**カムラン灣封鎖佛印總督命令**

河内【二三】曩にカムラン灣一帯に土地收用法を適用、要塞構築の意志を明かにした佛印當局では廿五日附官報を以て總督令により「佛國軍艦以外全船舶に對し同灣内に於ける入港碇泊を一律に禁止する」旨公布して同總督令は禁止區域を明示すると共に除外令をも同時公布したが右によつて見るもカムラン要塞の構築は相當に進捗してゐるものと見られる、同地方は有名な磁砂の産地で日本船も從來屢々右積取りのため同港に入港して居たが、今後はこの便宜を失ふこととなる模様である

佛印への支那人避難者激増 河内【二三】戰火を逃れて安住の地を求め支那避難民の群は支那と國境を接する佛印にも極めて多數を算し一昨年及び昨年の兩年間に於て既に廿三萬餘に上るものと見られてゐる、目下のところ未だ正確なる根拠に基く佛印避難支那人の全體的統計はないが過般西貢支那領事館發表による同地方支那人増加数は一九三八年度西貢地方三三、一六八、堤岸(シヨン)地方一八、三五六八、計五一、四七二人、一九三七年度増加數四九、三二〇人合計一〇〇、七九二二人に達しこのほか交趾支那西北部よりカンボチャにかけて約十萬人、東京地方に約三萬人が増加、結果この二年間に於ける在佛印支那人増加數は總計廿三萬に上るものと見られる、而してこれら支那人の増加は何れも事變による避難者たることは明かである、右のうち東京地方は大體富裕者、運送貿易關係者が多數を占め、南方は小商人、労働者等貧困者が絶對數を有するものと見られるが、之により一九三八年末現在に於ける佛印華僑數は六十萬に達するものと想像される、この意味からしても日支事變は支那對佛印關係に極めて大きな影響を及ぼしてゐるものと云へる

**カムラン、要塞の規模**

河内【二三】土地收用と一般船舶の航行禁止とにより愈々本格的工事に着手したカムラン灣の要塞構築の規模が如何なる程度のものかその内容は窺知すべくもないが、去る十三日佛本國で發表された佛印防備強化費が三億フランに及ぶ點、最近三月間に亘り佛印の國防施設を視察した佛下院海軍委員副委員長ボスケ氏が

下院に提出した佛印防備強化案では潜水艦、水上艦を含む強大な極東艦隊編成が主眼となつて居る點、海南島占領により佛印内の國防強化案が一入眞鋭になつて居る點、今回の航行禁止區域の廣大な點等から見て相當大規模なる事が想像される

**對支援助に反對論**

ワシントン【二三】米國下院は廿一日輸出入銀行及び商品信用會社の存続期間二ヶ年延長案を審議した結果二八〇票對七七票の壓倒的多數でこれを可決直ちに上院に廻附した同法案は本年六月末を以て満了となる輸出入銀行及商品信用會社の存続期間を一九四一年六月卅日迄二ヶ年間延長せんとするものである、同案の審議に際しフィッシュ、ウォルコット、ロジャース、シュニアフアー等の共和黨議員は最近輸出入銀行が支那に對して行つた二千五百萬弗の借款供與に對し抗日支那の武器購入を援助するものとして猛烈に反對を表明し、輸出入銀行が西半球外の國に借款を許與するのは米國を戰爭に捲込む危険あるものとしてこれを禁止せんとする數個の法案を提出したが賛成者少數で否決された、尙これと同時に上院の銀行通貨委員會でも下院案と類似の輸出入銀行及び商品信用會社の期限延長案を可決したが同委員會でも共和黨のタフト議員等は對支借款供與を以て國帑の濫費且つ米國を戰爭に捲込むものとして極力反對した

**外紙論調**

「新支那建設」中「支那情勢」參照

**佛印防備強化論 (佛紙)**

佛印防備強化論 (佛紙) パリ【二三】パリ各紙は最近引續きスペイン問題を大きく扱つてゐるが海南島問題に關する論評も毎日二、三掲載されてゐる、廿一日のオールド紙は海南島占領に鑑みフランスは海の守りを固くすべし

**ソ 厚和【三三】ソ聯の外蒙制覇に一轉機を劃するものとして注目されてゐたキヤフタ、ウラン・**

との佛下院海軍委員長ルネ・トール氏寄稿の論文を掲載した、トール氏の論文要旨左の通り

海南島占領及び日伊の援助に依るシヤムの軍備強化が印度支那を脅かす事は極めて大である、最近下院海軍委員會副委員長の一人が現地を調査した結果に徴しても海からの攻撃に對する防備は極めて不十分なることを認めざるを得ず益々警戒を嚴重にせねばならない

**海南島の重要性指摘 (伊紙)**

ローマ【二三】政府機關ジョルナレ・ダイタリア紙は廿三日の紙上に極東の事態が新局面を展開せんとしてゐる時に際し海南島は日本にとりその戰略的意義が極めて大である旨を強調して次の如く述べてゐる

日本が海南島に陸海軍の根據地を置くことにでもなれば先づ第一に香港の軍事的意義は英國にとり全く零となるし又フランス租借地の廣州灣は孤立せしめられ佛領印度支那へは直接的脅威を加へることとなり、英國のシンガポール根據地も又無力化せざるを得ぬに至るであらう、日本が現在果して斯かる軍根根據地を海南島に設置する意志があるかどうかは明かでないが、若し米國、フランス、英國が夫々グム島印度支那及びシンガポールに軍事施設を設ける場合にも猶日本が海南島をそのまゝにして置くことを信するならば、これは馬鹿氣なことだといはねばならぬ、民主主義諸國の勢力は今や極東から閉出しを喰つてゐるのでありこのことは又歐洲殊に地中海政局に多大の影響を齎すものである

**新支那建設**

**北支情勢**

**北支の皇軍確保地域**

北京【二三】昨年以來北支全面に行はれた屢次に亘る我軍の討伐は二月中旬を以て一段階に達したがその結果昨年八・一三記念日前後に比し我軍占領肅清地域はその範圍に於て飛躍的な發展を示し各主要都市及び各城道沿線を中心としてその地區は一躍北支全土を蔽ふに至りその完全占領は最早時期の問題と見られる、而して今日尙我軍未肅清地域は

△正太線南側、同蒲線東側山岳地域△

正太線北側、五臺東方の山岳地△同蒲線西側陝西省境に至る晋西地區△濟南

東南方地區の一部△山東半島東端の一部△冀南地區大名南方の一部

等に過ぎず以上を除く北支全土は鐵道に

よらぬ旅行さへ突發的事件のない限り安

全性を保證される状態になり臨時政府治

下に參加した縣は總數の八、九割を占め

るに至つた、之は我が軍討伐が單なる戰

闘の域を脱し經濟思想の諸工作を緊密

に並行せしめ北支農村の新制度たる保甲

制度、自治制度を基本とする治安工作が

事實上非常な進歩を遂げた結果と見られ

るが、一方重慶政府が中央系以外の各軍

に對して清算的態度に出た爲め武器彈藥

戰費等の枯渇により著しくその勢力を弱

めた事實も原因の一半と考へられる、即

ち河北山東の殘軍は整備極めて劣弱僅少

のため一旦我が軍の出動に遭へば立所に潰滅する状態であり山西に於ける第八路軍及び遊撃隊は前者に比べて相當多數の自動火器を有し、少數の迫撃砲、山砲等を有してはゐるものゝ、雜貨等が極度に枯渇してゐる状態にあり、昨年十二月に於ける如き我が軍に對する逆襲は全く跡を絶ち山岳地に於ける地方民衆工作を行つてゐるに過ぎず防共北支完成は二月中旬の大飛躍を基礎として近日にありと見られるに至つた

**天津日伊兩租界間の軍橋進捗**

天津【二三】事變最初に萬國橋通過を佛租界當局より拒絶された苦い經驗に鑑み我軍當局では非常の場合に對處すべき準備を整へるとともに併せて一、般交通の便宜を圖るためイタリア租界當局の諒解を得て日本租界福馬街から白河對岸のイタリア租界に永久軍橋を架設することになり既に工兵隊の手に依つて釐々工事が進められて居る、新軍橋の長さは百五米幅七米五〇で自動車通過は勿論増水期に際しても船の航行に差支へない程の堂々たるものである、從來日本租界河西より河東に至る交通路は一本もなく非常の場合に於て各種の不便を感じたが、今回の軍橋架設は軍の行動は勿論一般日本人の受ける交通上の利便が頗る大きいものと見られる、尙イギリス租界を經由して特一區、大連碼頭、日本租界及び華街を結ぶ新公路は臨時政府建設總署の手に依り舗裝工事が開始されるが完成の上はバス

の運轉も行はれ非常な便宜を期待されて居る

北支棉花採取組合(假稱)設立

北京【二三】北支棉花配給統制については、是に棉花買付代行機關を設立、軍需民需棉花の需給を統制して来たが向組織並に運用に關して圓滑を缺くものがあるので廿二日官民關係者參集棉花統制連絡委員會を開催した結果新たに現地棉花買付諸機關棉花輸出業者紡績業者等打つて一丸とする北支棉花採取組合(假稱)を設立、配給統制に乗り出すことに決定した、而して右配給組合の設立に當つては一支那側關係業者にも充分參加の機會を與へ北支に於けるあらゆる業者を參加せしめて全面的に配給を統制すること

一 當局の統制の限度は必要最少限に止め組合をして自主的統制を行はしめること  
一 價格についても當局は單に抽象的に最高最低價格の條件を附する程度に止めることの方針をとり専ら業者の自主的統制に一任するもので決定せる設立要旨は次の如くである

一 目的 戰時體制下に於ける棉花需給の要求に應じて北支棉の日常配給網を確立、併せて棉花増産品補改良には支障なきを期す  
一 構成 (イ)現在北支に於ける關係業者を一部包含する (ロ)北支棉花の配給を獨占し既存買付機關の手持棉花を一切引受け、過嚴決定せる本年及内地百卅萬三千ピクル、滿洲國五十六萬一千ピクル、中

支廿五萬八千ピクル、地場百十七萬八千ピクルの割當配給に當てる

(ハ)棉花買付については一切棉花業者その他の自由を委ねる

(ニ)組合參加は強制的とする

(ホ)組合の基本金出資割當、損益配當配給方法等に關しては右の範圍内に於て業者間の設立準備委員會に於て決定、運くとも三月初旬には設立する

天津英佛租界にテロ取締申入

天津【二三】上海共同租界に於ける抗日テロ事件の頻發(中支情勢參照)を重大視してある天津現地當局では親日支那人が多数居住してある天津英・佛租界の空氣が最近の再度に亘る英佛租界工部局巡警猖獗事件に明かなる如く相當不穩の度強く、上海に於けると同様の事件發生すら危懼されるに至つたため廿二日午後五時我が田代總領事はフランス總領事及び英國主席領事に對し抗日テロ事件の發生を未然に防止するため租界内に於ける不穩分子を嚴重取締の標注意を喚起した

振學合作社創立

北京【二三】東亞雜誌の第二輯士青少年學生教導につき教育關係當局と緊密な提携の下に諸種の側面的援助工作を行ひつゝあつた新民會首都指導部では今回學費の低減と使用學用品の合理的統制を目標として統後の學校消費合作社を發展的に改組し振學合作社を創立することに決定北京特別市教育局、日華宗教團體、新民印書館等の協賛を経ていよいよ一大教化合作運動に乗り出すこととなつた、振學合

作社は北京特別市管内中、初等學校並に四郊實験區内所在學校に支部を設け、學生並に教員及び加入一般團體者を會員として、本部に總務、消費合作特別事業の三部を設置して學用品、日用品及び事務用品の良價廉價配給をなし配給利益金を特別事業を行ふものであるが右は獎學振興に資するところ大なるものと各方面から期待されてゐる、なほ新民會では首都指導部の振學合作の組織に次いで即時各地にも設立の豫定で着々準備を進めてゐる

同蒲線南北段及支線全通

太原【二三】去る二月一日より同蒲線榆次臨汾間並に汾陽支線二月十六日より臨汾運城間の貨物假營業を開始して同蒲線南段に於ける民間貨物輸送の道を拓いた太原鐵路辦事處では引續き同蒲線北段の假營業を開始して更生山西建設に資せしめんと準備を急いで来たが愈々三月一日を期し太原、原平鎮間に於ける貨物並に原平鎮、運城間及び汾陽、白家莊線、西銘線の一般旅客取扱ひを開始することとなり茲に昨年十二月太原辦事處創設以來僅かに三月にして同蒲線南北の旅客貨物取扱ひの實現を見るに至つた

北京臨時政府

法幣第三次切下げの一般的影響 天津【二三】舊法幣は愈々昨日を以て第二次切下げを施行され北支に於ける懸銀券補辦徹底工作は一段と強化されるに至つたが聯銀天津支店では十九日は本日にも拘らず一般民衆の便宜を圖り平常通

り開店、舊法幣との交換に應じたが何れも小口のみで金額も比較的小額に止つた模様である、今回の切下げに依る一般的影響は大量左の如きものと見られる

通貨價值の變動に依つて起る換物人氣は緩漫にして目立つた影響はない、然し最近南方送金の激増を示してゐることは頗る注目されてゐる、右は舊正需要物資の決済送金、並に一月中旬ナショナルシチー銀行に依つて行はれた法幣建預金者に対するアグリメントの要求に依り支那人預金者中には法幣建預金を引き出し中國交通銀行に預金替へを行ふ一方北支に於ける法幣價值の變動を恐れ大口資金の南方逃避を圖る結果と見られてゐる、一方斯くの如く最近の法幣幣制旺盛にも拘らず法幣をたどり法幣一千元に對し五、六圓を示してゐることは一時輿地に退藏された法幣が舊正需要並に切下げ明日切迫に連れ再び輿地より京津地方に出廻り法幣デフレの傾向が緩和せられた結果と見られてゐる

大同市建設計畫

太原【二三】太原大都市建設計畫は昨年八月以來、臨時政府建設總署並に山西公署、山西特務機關の間で着々準備が進められて来たがいよいよ解氷期を待つて第一期建設事に着手することになつた、即ちこの第一期工事は

一 太原、大同並に太原、榆次を結ぶ自動車道路を太原城東側において接續せしめ、また停車場地帯に舗装道路を作る  
二 大北門より飛行場に至る道路を舗装する  
三 太原、榆次の間中に民間飛行場を建設する  
四 太原、大同間の鐵道を廣軌にする等であるがこれに引續き將來の大大原市を市外にまで延長し北は飛行場、南は宋廟、西は汾河に至る區域を太原市に包含せしめるといふのである

萬安、僧念に治癒齋結成

太原【二三】山西省靈縣南方河對岸の僧念、萬安續はつい最近まで殊麗の真窟となつて居た所での地部の居民は何れも彼等の虐待に惱んで居たのであるが我軍が二月上旬殘匪を徹底的に驅逐して同に入るや良民達は手に／＼俄か作りの丸を以て歡迎し心から皇軍の進出を喜ぶ萬安續は五日、僧念では十九日夫々村の長老が民衆から推されて治安維持會

つたところ最近治癒齋工作の進展と共に真意の民衆の交換を求めるものが激着してをりこれら交換も機關不備等から不する民衆保護の念慮に基いたものである

大同市建設計畫

太原【二三】太原大都市建設計畫は昨年八月以來、臨時政府建設總署並に山西公署、山西特務機關の間で着々準備が進められて来たがいよいよ解氷期を待つて第一期建設事に着手することになつた、即ちこの第一期工事は

一 太原、大同並に太原、榆次を結ぶ自動車道路を太原城東側において接續せしめ、また停車場地帯に舗装道路を作る  
二 大北門より飛行場に至る道路を舗装する  
三 太原、榆次の間中に民間飛行場を建設する  
四 太原、大同間の鐵道を廣軌にする等であるがこれに引續き將來の大大原市を市外にまで延長し北は飛行場、南は宋廟、西は汾河に至る區域を太原市に包含せしめるといふのである

萬安、僧念に治癒齋結成

太原【二三】山西省靈縣南方河對岸の僧念、萬安續はつい最近まで殊麗の真窟となつて居た所での地部の居民は何れも彼等の虐待に惱んで居たのであるが我軍が二月上旬殘匪を徹底的に驅逐して同に入るや良民達は手に／＼俄か作りの丸を以て歡迎し心から皇軍の進出を喜ぶ萬安續は五日、僧念では十九日夫々村の長老が民衆から推されて治安維持會

長に就任、盛大なる發會式を舉行し、明朗山西建設に邁進する事を誓つた

**河南省政府開封に移る**

開封【二三】河南省省長蕭瑞臣氏は去る廿二日夜官民多数の歡迎に開封省府に於て、之により省政府は名實共に彰徳より開封に移轉し河南の明朗化に邁進する事となつた

### 中支情勢

#### 漢口佛租界開放

漢口【二三】漢口佛租界當局では廿三日より特別第一區（舊獨租界）及び特別第二區（舊露租界）に面する二門を開放し一般人の通行を許した、今回の開放は豫め我が關係當局と諒解の下に行はれたもので之により日本租界、特一區の東方地區より特二區、特三區（舊英租界）支那人街に至る通行は極めて短縮され漢口は一段の明朗性を加へるに至つた

#### 上海テロ事件(續)

##### 總領事・陸戰隊司令官覺書内容

上海【二三】上海共同租界の治安狀況悪化に關し十五日租界當局に對し手交した三浦總領事公文並に特別陸戰隊司令官覺書（前號廿五頁参照）は左の如くである

△二月十五日付上海工部局參事會議長宛三浦總領事公文

共同租界に於ける最近のテロ行爲については去る十日貴下との會談に於て注意を喚起したる處であるが、本官は來る二月十九日（舊正月）頃更に不逞分子がテロ行爲を企て居る情報に接した

この種テロ行爲の再發を豫防するため租界當局に於て特別な措置を講ぜられたい、本官は昨年八月十三日の記念日頃租界當局の執られた適切な措置を想起し、來る舊正月前後に租界に於ける如何なる暴行の再發をも豫防するためその全力を傾注せらるべきを信するものである、なほ日本海軍特別陸戰隊よりの覺悟と司令部の希望を別紙の通り傳達する

##### △特別陸戰隊司令官覺書要旨

上海の治安維持の責任を有する各種機關はその居留者をして安居樂業し得るやうその全力を盡すことは言を俟たない、日本海軍特別陸戰隊司令官は去る一月下旬以來蘇州河以南共同租界に於て暴行爲の起らざりしことは殆ど一日もなかつたこと及び而もその犯人が一人だに現場に於て租界當局の手に捕縛されなかつたことを遺憾とするものである、兇行區域は日本側防衛區域外ではあるが日本軍としてはその防衛的任務に照し共同租界中の前記區域に於ける不安狀態に對して無關心たるを得ない、不逞分子は來る二月十九日の舊正月頃更にテロ行爲に及ぶ計畫中と報ぜられるので日本側當局は安寧秩序の維持に關し特に關心を持つ次第である、昨年八月十三日の記念日頃租界當局が嚴重なる措置を執られたことを想ひ租界が現在の如き不安狀態にあることを一層遺憾事となすものである、日本海軍特別陸戰隊司令官は租界當局は來る舊正月前後暴行爲を豫防するため從來よりも嚴重なる豫防手段を講じ尚關係各方面との密接なる協力により

上海市の現状を改善し常に平安なる狀態を維持するため一層努力せられんことを切望するものである

#### 上海テロ事件 一月以降十數件

【二三】最近上海に頻發する政治的テロ事件に關する上海租界當局の態度に就ては我方は極めて之を重大視して我方の抗議に對する租界當局の出席を注視してゐるが、本年一月以降十數件に及ぶ親日要人並に維新政府機關に對する抗日テロ團の兇行に對し未だ一人の犯人をも逮捕することを得ざるは工部局警察の能力の問題はざるべからず、抗日テロ團強硬に對する當局の誠意をも疑はざるを得ないとし外務省に於ては出先官憲を奮勵して工部局當局の猛省を促すべく出先官憲よりの最近情勢の報告並に意見具申を待つて有效適切なる抜本的解決策を講ずる筈である、因に本年一月以來の抗日テロ事件は左の如くである

一月廿三日	工部局探偵黃福林氏	擄殺者官職氏名	摘要
一月廿一日	滬西警察偵緝隊分隊長 耽壽賢	射殺	射殺未遂
一月廿九日	維新政府參議 馬育航氏	射殺	射殺
二月五日	上海市社會局雜民救養組主任 朱錦濤	同上	同上
二月六日	申報記者 錢華	同上	同上
二月七日	維新政府江浙浙專總務局長 周紀堂	同上	同上
二月十日	上海市政府ジュヌフイルド警察分署にテロ團十數名襲撃	同上	同上

二月十三日	同ブレナン路警察分署襲撃	二月十四日	沈福泰 山口政一氏死後一週間經過死體発見
二月十四日	朝鮮人 金次學氏田益彰氏他支那人一	二月十六日	浦東水上警察署員 高鴻銘氏
二月十九日	維新政府外交部長 陳氏	同上	同上
同上	公大紡績第三工場に手投彈投擲	同上	同上
同上	軍屬小柳忠一氏他三名	同上	同上

るたことが白日の下に曝露された、即ち我が軍の共同、フランス兩租界包圍後、租界内の抗日テロ行爲を始め我が占領地區遊撃隊の連絡指導、我が治安工作の積極的妨害を目的として租界内に潜入活動を開始した機關は藍衣社、C・C團、三民主義青年團、遊撃隊、特務隊を始め主要團體のみにも廿三に上り、附隨機關を合すれば更に多數に及んでゐるが、これら機關が昨年未に至り大同團結し上海各機關黨團特務隊聯合辦事處略稱特聯處なる強力なる統一的組織を設置した、而してその活動に關しては

一 日本軍に對する情報の蒐集

二 日本軍の後方攪亂

三 日本軍占領地區内に於ける遊撃隊其他抗日各機關との連絡、武器彈藥物資の補給輸送

四 維新政府要人、親日支那人の暗殺暴行

を目標としてそれらの分擔を定め相當巨額の資金を擁して活動を續けてゐたものであり、租界明朗化の爲これ等の抗日機關は何れも我が實力を以てしても排除せねばならぬものである

**收容の支那捕虜脱走**

上海【二三】共同租界當局の警備に對する無能とその不誠意が叫ばれてゐる折柄又も廿一日拂曉租界内に收容されてゐる支那兵捕虜の脱走事件が起り租界警備の無能力が白日下に暴露されるに至つた即ち廿一日朝膠州路捕虜收容所に於て人員點檢の際員數一名不足せるを發見調査の結果無錫人の蕭某なる捕虜が拂曉の闇に乗じて警備兵の目を掠め收容所の圍壁を乗り越越え隣接せる膠州路公園を通り抜

けて脱走したことが判明したが何分にも事件発生後既に数時間を経た後のこと、脱走兵の行衛は知れず目下共同フランス兩租界の當局では協力してこれが探査に當つてゐるが逮捕は覺束ないものと見られる、尙同所に收容されてゐる捕虜は一昨年我が閩北政略に際し租界に隣接せる四行倉庫に立籠つて我に最後まで抵抗を試み遂に武裝解除によつて租界に逃げ込んだ抗日意識最も濃厚な支那兵で昨年八月十一日にも多数脱走を企てたことがあり、當時租界警備の強化が要望されてゐたにも拘らず茲再今日に至り又もや今回の如き不祥事を招來したことは一租界の警備に當つてゐる英軍並に工部局警察が誠意と能力を欠いてゐるが爲めで租界の不安は益々加重されて來た

**李國杰氏暗殺さる**

上海【二三】租界不安が頂點してゐる廿一日又もや白晝租界の街路上で親日支那人が抗日不逞テロ團のため暗殺された事件が勃發した、暗殺された親日要人は李鴻章の孫に當る元招商局董事長李國杰(李西氏)で午後四時頃新開路一、一三〇の自宅を出で、友人一名と共に新開路北側を才登路に向ひ歩行中突如後方より灰色の職工服を着た二名の怪支那人が拳銃六發を亂射、李氏は頭部に二發、腹部に二發の銃弾を受け海格路に在る赤十字病院に搬送込まれたが同四時四十五分絶命した、我が方が斷乎たる對策に出でざる限り今や租界の治安は全く救ひ得ざる状態に陥りつゝある

**工部局當局の不當な斷定**

上海【二三】租界警備に對する工部局警

察の無能振りは今や全く白日の下に暴露されるに至つたが工部局當局では屢次の政治的テロ事件を飽迄隠蔽せんとする卑劣なる態度に出で十九日南京路冠生園に於て日本人婦女子を傷つた事件に對しては痴情關係なりと布告し又更に小柳氏、李國杰氏暗殺に對しては表面維新政府又は市政府と關係なき所から全く政治的性質を有せざるものであると不當な斷定を行つて居り、我が現地官民を痛く激昂せしめてゐる

**出雲艦上で三當局會議**

上海【二三】これまで隱忍自重し來つた我が陸海外三省出先當局は租界當局に對し斷乎たる處置を講ずるの必要に迫られ前日に引續き廿一日午前中に各官別に對策を議した後、午後二時より碇泊中の第三艦隊旗艦出雲艦上に陸軍側各部隊長、金谷、楠本兩大佐、濱田參謀、馬淵中佐海軍側及川艦隊司令官、野村中將、宋戸少將、光延參謀、外務側森島參事官、三浦總領事、河原領事等をはじめ各出先關係官出席の下に陸海外三省聯合會議を開き、各種の情報並に觀測を基礎として當面のテロ防遏對策並に根本的租界對策に關し前後三時間に亘り慎重協議を遂げた結果、租界の治安を確保し抗日テロ分子を根絶せしむべき最も有効切なる方策を確立し今後の租界當局の態度並に事象の推移を嚴重監視すると共に萬一に處する重大なる決意を固むるに至つた

**三浦總領事に重要訓電**

【二三】上海に於ける抗日テロ團による暗殺事件に關し廿一日在上海海陸外各出先官憲は出雲艦上に會して緊急協議を行

ひ直ちに緊急對策を決定して政府に請願したが、外務省では最近のテロ事件續續は工部局警察當局の無能力は勿論、事件發生防止並に犯人逮捕に何等の誠意を有せざるを以て上海の治安確保のためには我方の客年來要求中なりし日本人陸軍官の増員權限強化、待遇改善を得るに非ざれば絶對不可能なりとの見解を持してゐるものゝ如く、廿二日午前十時より陸海兩省の關係をも加へ現地案を中心に種々協議を重ね、在上海三浦總領事に重要訓令を發し直ちに工部局當局との間に嚴談を開始せしめることとなつた、而して更に事態の悪化を見る場合には第二段の強硬對策を用意し飽くまで不逞分子の絶滅と治安確保の達成に向つて邁進する決意を固めてゐる

**有田外相讓電答辭**

【二三】十九日支那舊正月を期して行は

れた上海に於ける陳維新政府外交部長及び我居留民に對する計策的暗殺事件に對しては我が朝野舉つて極めて之を重大視し外務省に於ては直ちに三浦上海總領事に對し訓令を發し租界當局に對し嚴重抗議を提出する處あつたが、廿一日の衆議院本會議に於ては民政黨の小山谷藏氏より緊急質問が行はれ之が措置に關して政府を擁護すると共に自衛權發動を要望した、之に對し有田外相は

**白晝頻々とテロ事件續發**

上海【二三】廿二日午前九時半頃上海西部越界地區シンガポール路の我が公大(鐘紡)第四工場にモゼル銃を操せる多數支那人暴漢團入り、同所警備中の上海特別市政府巡捕を狙撃、更に同所に待機中の我が憲兵隊橋本軍曹及び工部局日本人巡查柴田光一氏に對しても攻撃的姿勢に出たので柴田巡查は拳銃を以て之に應戦、逃走せんとする暴漢の一名を捕縛したが同所附近の茶館に於て特別市政府巡捕が射殺され又時を同じくしてロビンソン路を公大第三工場附近に於ても十數名の支那人暴漢が拳銃を以て自動車にて通行中の上海特別市政府巡查一名及び工部局支那人巡捕二名を狙撃してこれを射殺何處へ遁走した、公大第四工場には十九日朝もテロ團が支那人暴漢一名につき

**森島參事官外相に報告**

【二三】森島在上海大使館參事官は廿二日急遽飛行機にて上京したが、廿三日午前中に有田外相に上海の現状を詳細報告すると共に現地機關の治安維持對策を説明の後外務事務當局とも種々協議を遂げ滯京二、三日にして直ちに歸任の筈である

態度を聲明したが、上海に於ける治安の現状を以てしては第三國の要求する上海平常化等は今日の所到底實現不可能なりとの我方の見解を裏書きするものであつて此の點我方としては更に租界當局並に第三國の蒙を啓く必要を認めてゐる

**我が陸戰隊警備に就く**

上海【二三】我が海軍陸戰隊は廿二日朝

工部局側に重大要求提出

上海【二三】重大化する上海テロ問題に處すべき現地地障、海、外三當局の對案に基き慎重協議の結果決定された我が政府の最高訓令が廿二日正午到達したので同三時陸軍側櫻井警備司令官、廣田大佐、馬淵中佐、海軍側より宋戸陸戰隊司令官、光延中佐、外務側より三浦總領事、佐藤磯野兩領事は打揃つて共同租界工部局にフランクリン市參事會議長を訪ひ三浦總領事より日本は租界内のテロを強壓、根絶し以て租界の秩序と平和を希求する精神より本要求を爲すものである旨簡單に述べて要求書を手交し會見僅かに十分に表に關しては適當なる時期を選ぶことに双方の意見一致我が上海總領事館は午後五時次の如く發表を行つた

**時發表**

△在上海帝國總領事館午後五時頃發するテロ事件に關し廿二日午後三時陸軍側より櫻井警備司令官、廣田大佐、馬淵中佐、海軍側より宋戸陸戰隊司令官、光延中佐、外務側より三浦總領事、佐藤、磯野兩領事はフランクリン市參事會議長を訪問し文書を以て現在の事態に善處するための有効適

と答辭し上海の治安問題の極めて重大なる所以を示唆すると共に帝國の發したる

**時發表**

△在上海帝國總領事館午後五

切なる處置に關し諸要求をなしたり、  
 尚フランクリン氏往訪後租界側は英及  
 伊警備司令官を往訪し工部局側に對し  
 なしたる要求に關し通報するところあり  
 たり

▲對工部局要求米國側にも通告 上海

【二三】廿二日我が方より工部局に對し  
 文書を以て手交したる上海テロ肅清に關  
 する要求については、同日英國及び伊太  
 利各警備司令官に對し直ちに諒解を求め  
 たが、廿三日午前十一時半陸軍側柳井警  
 備司令官、廣田大佐、海軍側岡田陸戰隊  
 司令官、光延中佐が我が方を代表し、米國  
 警備軍司令官オーガン大佐を正式訪問し  
 對工部局要求問題に關し我が方の立場を  
 説明諒解を求めた、此の日米兩軍事當局  
 者の會談は頗る友好的な空氣の裡に行は  
 れた

石黑領事上京

【二三】上海租界のテロ事件頓發に關す  
 る重要報告のため上海總領事館領事石黑  
 四郎氏は廿四日午後零時五十分上海より  
 空路福岡飛行場着、午後一時廿分發飛行  
 便で急遽東京上した

フランクリン議長回答手交

上海【二三】(總領事館午後八時發表)  
 フランクリン市參事會議長は二月廿五日  
 午後六時三浦總領事來訪しテロ事件に  
 關する二月廿二日付我が方要求に對する  
 回答を手交せり、陸海外現地當局に於て  
 目下その内容を檢討中なり

要求原則的承認と認む

【二三】上海工部局當局は我方の五項目  
 より成る廿二日付要求事項につき廿五日  
 夕刻左の如く回答をなしたつた、即ち

一 一九三八年七月十九日發布、工部局  
 緊急條例の規定に従ひ工部局警備當局  
 は今後とも抗日テロ行為取締を繼續す  
 る

一 共同租界内に於けるテロ取締に關し  
 日本領事館警察官並に憲兵の協力を默  
 迎する、但し右協力の方法については  
 警察當局相互に於て細目に關し協議を  
 以て定む

一 水路(黃浦江及び蘇州河)から租界  
 に入出入する支那人の搜查並に検査は從  
 來通り一層の努力をなす

一 共同租界内要所における支那人の搜  
 査は従來通り實施すると共に現在の狀  
 況を一層勵行する

一 工部局日本警察隊員の缺員は人を得  
 次第直ちに補充する

一 依つて外務省では右回答を慎重檢討の結  
 果同回答は細目の點については猶ほ不滿  
 足なるものもあるも原則的には我要求を承  
 認せるものと認め、廿七日午後現地出先  
 機關に對し、回訓を發したが在上海三浦  
 總領事は右訓令に基き廿八日フランク  
 リン工部局參事會議長に對し

日本政府は工部局側に於て今後日本人  
 の保護及び政治的テロ行為彈壓に就き  
 日本側と篤と協力する意思を表明せら  
 れたことを諒承し、今後日本側が工部  
 局に協同することを承諾したるものと  
 思考する、仍つてこの諒解に基き日本  
 側警察機關は工部局警察當局との協力  
 を直ちに實行に移すについて諒承せら  
 れた

とて日本領事館警察官並に憲兵の工部局  
 との協力を直ちに實施する旨を宣言し、  
 今後とも我要求條項の實質的貫徹につき

折衝を續けると同時に工部局の態度を嚴  
 重監視する態度に出るものと見られる、  
 なほ前記一九三八年七月十九日發令工部  
 局緊急條例の要綱は左の如きものである

一 共同租界内に於て武装せる部隊に對し  
 抵抗したるものは何人たるを論ぜず當  
 該部隊に引渡さるべし

一 共同租界内に於て武器を以て犯罪を犯  
 せるものは租界の保護を受くることな  
 く租界より放逐せらるべし

一 共同租界警察は許可を得ざる武器搜  
 査のため公私の總ての場所に立入るこ  
 とを得

一 テロリストの搜索に役立つべき情報  
 を供給したるものは五千弗以下の賞金  
 を與へらるべし

一 許可を得ざる武器發見に役立つ情報  
 を與へたるものは相當の賞與を與へら  
 るべし

一 租界内に於て許可なき武器又は爆彈  
 を所持せるもの、又はテロリスト活動  
 に從事し又は關與せるものは何人たる  
 を問はず租界より放逐せらるべし

テロ良民に及ぶ

上海【二三】廿七日朝滬西地區アレナン  
 路華倫路角の申新紡績垣根に支那人生首  
 三個(女二名男一名)が吊り下げられ北  
 新徑附近の住民の極度の恐怖に陥れて居  
 る、住民の語によりこれは遊撃隊一味の  
 仕業で彼等は良民の生首を曝して住民に  
 向ひ好漢の射殺は容易だが民衆は忘れ勝  
 ちになる、日本軍に協力すると斯様な事  
 になるから注意せよと警告し何處かへ逃  
 亡したことが判明した

現地當局工部局へ返簡手交

上海【二三】(上海總領事館午後五時半  
 發表)テロ事件に關する二月廿五日附工  
 部局よりの回答に對し現地陸、海、外三  
 省協議の上回答に對する我方の見解を更  
 に工部局宛申入れることとなりたる結果  
 廿八日午後四時三浦總領事、廣田大佐、光  
 延中佐は工部局に市參事會議長フランク  
 リンを往訪し我が方返簡を手交せり

警備問題細目交渉に入る

上海【二三】(現地陸、海、外、出先機關  
 を代表して三浦總領事、廣田大佐、光延  
 中佐は廿八日午後四時共同租界工部局に  
 フランクリン參事會議長を訪問、廿五日  
 附フランクリン議長の回答文に基き我が  
 現地中央打合せの上決定せる通告を手交  
 したがフランクリン議長は我が諒解事項  
 に對して同意を發表したので之に基き明一  
 日工部局警察ボーン警視總監と我が金谷  
 憲兵隊長との間に細目に關する打合せを  
 行ひ日本側、工部局協力の租界警備に乗  
 出す事となつた、而して我が方としては  
 飽くまで實力發動の如き不祥事を避ける  
 建前より從來の行懸りを一掃、工部局當  
 面の好意は出来るだけ之を容れる方針な  
 るも細目に就ては尙種々の問題を發して  
 居り工部局當局の何方如何を嚴重監視し  
 た上で事態の如何によつては更に爾後の  
 對策に當る筈である

緊急條令勵行せば問題一段落

上海【二三】廿八日共同租界工部局市參  
 事會議長フランクリン氏が我が現地當局  
 の通告を接受し茲に租界當局と我が現地  
 當局との折衝は一段落を告げ、一日より  
 具體細目の協定に入ることとなつたが  
 租界工部局當局は工部局緊急條令を勵行

し共同租界内に於て武装警官に抵抗するも  
 の又許可なき武器發見物の所持者又は不  
 法行為の活動に從事又は關與せるもの、  
 租界放逐、テロ犯人搜查に對する情報提  
 供の獎勵等に努めテロ行為の取締を嚴重  
 にし一方日本側の憲兵、警察官の協力を  
 依りテロ根絶を期し黃浦江、蘇州河等水  
 路より租界に入る支那人の搜查檢問を實  
 施せしむる各項を直ちに實行に移し我が  
 通告に基いて降備に當るものと期待され  
 るが現實に實行されるれば租界の肅清は  
 その第一階段に入る譯である

外相議會に報告

【二三】有田外相は廿八日の貴族院豫算  
 總會に於て特に發言を求め速記を中止し  
 て上海テロ事件の經過を報告したが更に  
 同日午後の衆議院本會議に於て議事日程  
 終了の後秘密會を要求同事件の内容及び  
 其後の經過を報告した

實業團體重慶にテロ制止電請

上海【二三】上海共同、フランス兩租界  
 が事變後も交通、經濟、文化の重要據點  
 として大なる役割を演じて來たことは周  
 知の事實で支那紙はこれを日本軍占領地  
 區内にある孤島とも呼んでゐるが、租界  
 の庇護下にある國民政府各機關も抗日テ  
 ロ事件に伴ふ日本の租界當局に對する屢  
 次の強硬抗議を見るに及んで漸次反省の  
 色を示し今後は斯の如き事件が頻發す  
 るに於ては却つて第三國の支持を失ひ遂  
 には租界内に於ける活動の自由をすら奪  
 はれ自縛自縛に陥るであらうとの見解が  
 擡頭、上海市商會始め在滬各商業團體は  
 廿七日重慶政府當局に對し連名を以て左  
 の如き請電を發し抗日テロ事件の制止方

を要請するに至つた

上海は租界ありてこそ日本軍包圍後も  
商工業の自由を失はず今日に至つた、  
而して今次のテロ行爲もこれに依て何  
等日本軍に對し根本的損害を與へ得た  
とは認められない、第一租界の實權が  
日本に依つて把握されんか上海の金融  
文化は根本より破壊されん事を恐れる  
日本軍占領地内に燒かれたる光榮ある  
孤島を保有するため抗日テロの行動  
を速かに制止されんことを望む

支那紙所論

▲我が強硬態度に上海支那紙狼狽 上海  
【二三】連日依然として喧まぬ抗日テロ  
事件に對しては上海にある邦字紙は勿論  
支那紙、外字紙も重大なる關心を以て何  
れも之れを大々的に取扱ひつゝあり廿二  
日の政府巡捕に對するテロ事件に就て支  
那紙は「偽警備員編員驅逐せらる」とか  
「勸漢未だ成らず流氓人を傷つく」など  
依然煽動的記事を掲げてゐるが廿二日  
午後我が方より工部局に對してテロ撲滅  
に關する具體的強硬要求書を提出したこ  
とは抗日各紙に一大衝動を與へ、各紙は  
筆を揃へて「日本は租界警察權を攫奪せ  
んとす」、「日本側は獨自の行動を執ると  
揚言し租界を恫喝す」等の大見出しを附  
し、更に「租界當局は上海戦後治安維持  
に全力を盡し大いに成績をあげてゐる、  
現に支那人巡警は四千餘名、外人隊、日  
本隊、印度隊の巡査は二千餘名、總數六  
千數百名を擁して如何なる事變が起らう  
ともなほ餘りある充實振であり、加ふる  
に機械化義勇隊が二千餘名待機して居り  
英米等各國軍隊も協力してゐるので租  
界當局の治安維持の實力には、寸毫も異議

を挟まれる謂れない」と秘論し租界警  
備に對して我が方が力を以て進出するが  
如き場合を極度に恐れる支那側の狼狽振  
を如實に物語つてゐる

▲上海支那紙の租界擁護論 上海【二三】  
上海の各支那紙は廿五日朝刊に於て工部  
局市參事會は我方の強硬要求に對し秘か  
に三次に亘る臨時市參事會を招集したが  
未だ回答を得るに至らず各參事會員は  
問題を重大視して夫々本國側の意向を打  
診してゐると報じ更にその社説欄を對日  
強硬意見一色に塗りつぶし第三國歐起す  
べしと煽動してゐる、即ち華美晨報は「租  
界行政を擁護せよ」と題し上海テロ事件  
は日本の中國侵略の結果である我々は租  
界内に於けるテロ團體の對日反撃の不足  
を憂へ嘆じてゐるものである、日本が今  
回の如き單なる暗殺事件に藉口として大  
慾を現はしたのは租界を嫉視し行政權を  
奪はんとする意圖にほかならない、日本  
の中國侵略は同時に英米の在支權益を排  
除せんとするものであるが故に租界の行  
政權は飽く迄維持されねばならぬ事を第  
三國は憂るべきである、租界行政擁護  
の方法は日本の要求を全面的に拒絶し寸  
毫の讓歩、妥協もなさぬことである、日  
本が一租界に挑戦せば英米佛は歩調を一  
にしてこれに當るべきである、この他諺  
報も亦煽動によつて讓歩する勿れとの表  
題の下に激越なる要求一蹴論を掲載して  
ゐる

▲重慶支那紙自己暴露 上海【二三】重  
慶來電によれば重慶時事新報は廿八日上  
海のテロ問題に關し「治安を亂すものは  
誰ぞ」と題する左の如き社説を掲げ憤慨  
すべき手前勝手をあげてゐるが注目すべ  
きことは今回のテロ事件が重慶政府の指  
令により全く計畫的租界擾亂を目指すも  
のであることを暴露してゐることである  
即ち今回のテロ行爲は中正なる支那人の  
愛國心の發露であり漢奸を憂すことを妨  
害せんとすることは全支那人に對する侮  
辱を意味するものである、日本が租界  
内の漢奸の利用を中止するに非ざればテ  
ロ行爲は終息することはないであらう、  
吾人はこの際左の點に關して共同、佛租  
界當局共に深甚な注意を喚起するもので  
ある

一 共同佛兩租界は支那領土であり將政  
府が回收する以外には何人も之を左右  
することは出来ない  
一 陳録の暗殺は兩租界を根柢として陰  
謀を企らむ漢奸に加へられたテロであ  
る、兩租界當局は須らく斯かる陰謀を  
企らむ日本側のテロ團體を租界外へ  
放逐すべきである  
一 日本は陳録の暗殺事件を種に租界内  
の人心を惑はし反蔣宣傳を行はんとし  
てゐるが、租界當局は法律を守り支那  
人の言論の自由を尊重し公正なる態度  
を持し日本の武力に屈することなく支  
那人の自由を保護すべきである

上海テロ事件と列國態度

▲【二三】強硬で非妥協的」ロンドン【二三】  
日本軍用機の九龍半島深堀機墜問題  
につき英國政府はクレイギー駐日大使に  
相當強硬な訓令を發し陳謝の外賠償をも  
要求する意向といはれるが一方上海共同  
租界に關する帝國政府の要求に對しても  
極めて非妥協的な見解を示してゐる、極  
東關係筋では特に租界問題の情勢を重視  
してゐるが一九三八年一月帝國政府が工

部局の改組を要求した當時に比し英國政  
府の態度は強くこそなれ弱くはならぬと  
見てゐる、以上一般の空氣を反映し廿二  
日のデーリー・テレグラフ紙は深圳機墜  
問題に對すると同様工部局改組問題につ  
いても英國政府の態度は「極端に強硬で  
非妥協的」と報道してゐるが英國政府と  
しては眞向から英米兩國に挑戦するが如  
きは日本の主流的な意向でないとの見解  
を懷きなほ協調の餘地を残してゐるので  
日本軍の海南島占領に際し別に軍艦を派  
遣しなかつたと同様、今後も依然靜觀的  
態度を続けるものと見られる

▲【二三】上海租界問答 ロンドン【二三】  
廿七日の英國下院質問時間は極東問題で  
賑つたが、就中親日支那要人の暗殺に端  
を發した上海共同租界の治安問題につき  
議員とパトラー外務次官の間に左の如き  
質疑應答が行はれた  
△ウオードロー・ミルン議員(保守黨)  
政府は上海工部局に對する日本側の要  
求に注意を拂つてゐるが、政府は共同  
租界から派出してゐる道路の中若干は  
工部局の買収した土地の上を走つてゐ  
るとは言へ實際は日本當局が樹立した  
支那政權によつて警邏されて居り、更  
に事件の生起したといはれる地域は全  
く右政權の統治下即ち工部局の權力の  
及ぶ範圍外に在ることを御存じか、然  
るに諸情報に示すところによれば日本  
側は事件が直接工部局の管轄下に在る  
地域に生起したやうに主張してゐるら  
しい、政府は工部局の組織變更に關す  
る日本側の要求に反對するやう工部局  
の立場を支持する意向であるか  
△パトラー次官 政府は日本が上海工部

局に若干の示唆を爲し上海の治安維持  
の効果をもつと擧げるやう要求したこ  
とを承知してゐる、工部局は日本側の  
示唆を検討中の模様で英國政府は工部  
局に對し何時でも出来る限りの勸告  
乃至支持を與へる用意を以て情勢の  
推移を注意深く見守つてゐる、問題の  
租界から派出してゐる道路は租界包圍  
線の周邊内に在る限りやはり工部局警  
察の管轄下に在るものである、しかし  
これ等の道路の或るものによつて圍ま  
れてゐる地域は上海市政府の管轄下に  
在り、維新政府の某要人が暗殺された  
のはかかる地域の内一つである、し  
かし爾餘の事件は皆共同租界内で生起  
してゐる

△グラハム議員(保守黨) 政府は上海共  
同租界の周圍の日本の統制下に在る地  
域の秩序が混亂し英國國民の脅威とな  
つてゐる事實について日本政府に申入  
れをなす意向であるか  
△パトラー次官 政府は上海西部の現状  
が不満足なのを承知してゐる、この問  
題についてはすでに現地日本當局及び  
日本政府に對し注意を喚起した  
▲【二三】英國各紙は廿三日の紙上に何  
れも上海租界のテロ事件を取上げ、工部  
局の不誠意を棚に上げ日本の侵略行爲に  
基く當然の結果だと論じてゐる、主な論  
調左の通り  
△タイムズ紙 最近支那政府要人が續々  
暗殺されこれに驚愕した日本は頻りに  
工部局側の無能と不誠を鳴らし脅威的  
態度に出でゐる、しかし租界は人口稠  
密でこの中には日本の侵略行爲に對し

部局の改組を要求した當時に比し英國政  
府の態度は強くこそなれ弱くはならぬと  
見てゐる、以上一般の空氣を反映し廿二  
日のデーリー・テレグラフ紙は深圳機墜  
問題に對すると同様工部局改組問題につ  
いても英國政府の態度は「極端に強硬で  
非妥協的」と報道してゐるが英國政府と  
しては眞向から英米兩國に挑戦するが如  
きは日本の主流的な意向でないとの見解  
を懷きなほ協調の餘地を残してゐるので  
日本軍の海南島占領に際し別に軍艦を派  
遣しなかつたと同様、今後も依然靜觀的  
態度を続けるものと見られる

▲【二三】上海租界問答 ロンドン【二三】  
廿七日の英國下院質問時間は極東問題で  
賑つたが、就中親日支那要人の暗殺に端  
を發した上海共同租界の治安問題につき  
議員とパトラー外務次官の間に左の如き  
質疑應答が行はれた  
△ウオードロー・ミルン議員(保守黨)  
政府は上海工部局に對する日本側の要  
求に注意を拂つてゐるが、政府は共同  
租界から派出してゐる道路の中若干は  
工部局の買収した土地の上を走つてゐ  
るとは言へ實際は日本當局が樹立した  
支那政權によつて警邏されて居り、更  
に事件の生起したといはれる地域は全  
く右政權の統治下即ち工部局の權力の  
及ぶ範圍外に在ることを御存じか、然  
るに諸情報に示すところによれば日本  
側は事件が直接工部局の管轄下に在る  
地域に生起したやうに主張してゐるら  
しい、政府は工部局の組織變更に關す  
る日本側の要求に反對するやう工部局  
の立場を支持する意向であるか  
△パトラー次官 政府は日本が上海工部

界當局の治安維持の實力には、寸毫も異議

を要請するに至つた

を要請するに至つた

を要請するに至つた

を要請するに至つた

暴を以て暴に酬ひんとする者が多少あるのは自然であるから暗殺と云つても現在のやうに偶然的に止まり且大規模に至らないのはむしろ工部局の功と稱すべきだ、租界が日本の手に移れば上海は一週間も経たないうちに混亂状態となること必定である

△マンチエスター・ガーディアン紙(自由黨機關)工部局側に責任を轉嫁せんとする云ひ分は日本が租界支配の勢力を増大せんとする魂膽に相違ない、△デーリー・テレグラフ紙(保守系)租界當局に於てもこれ以上日本に譲ることとはあるまい

更にタイムズ、デーリー・テレグラフ兩紙は深圳の誤報事件にも言及してゐるが要旨左の通り、△デーリー・テレグラフ紙 日本側は常に錯誤に基く遺憾な事件だと云つて釋明するが裏心遺憾と思つてゐる模様であるものゝ訓練と能力の充分ならざることを暴露するものだ

△タイムズ紙 英國政府は目下極東に關聯し或る種計畫を考慮中であるが本事件は政府を刺戟せるもので、かゝる計畫の發展を促進せしむるが如き出來事は何事に依らず日本の利益に反するものである

▲(米)事態の推移注視 ワシントン 三三上海租界内抗日テロ事件の續發に對し日本政府は愈々強硬方針を以て臨むに決したがハル國務長官は廿三日新聞記者團との會見で同問題に對する米國政府の態度を左の如く語つた

米國の上海現地當局は目下陸力事態の推移を注視してゐる、果して現地で問題を處理し得るか否か出先の報告を待つて國務省としてもその態度を決することゝならう

因みにハル長官は驚愕せられた米國の對日通牒に對する日本側の回答をその後督促した様なことはないと言つた

▲(伊)日本軍に委ねよ」ローマ 三三上海共同租界に於ける反日遊撃隊のテロ行動激化に對しイタリア有力筋は廿四日左の如き見解を披瀝してゐる

上海共同租界は支那の領土であるから日本側は遊撃隊の襲撃を阻止しこれを撃滅するため租界内に於て自由行動を採ることは當然のことだ、租界當局も既に治安維持上無能力を暴露した以上、他國軍隊の警備區域を擧げて日本軍に委ね速かに治安の回復を圖るべきである、フランス租界にしても同様でフランス官憲がこれを肯んぜざる時は戰時的措置により絕對交通遮断を敢行するは勿論それ以上の有効適切な臨時治安工作斷行も列國が承認すべきである

### 南京維新政府

#### 人事更迭

▲廉隅次長外交部長代理任命 南京 三三維新政府では兇彈に罹れた陳外交部長の後任に就き人選中の所廿四日の臨時緊急議政會議に於て現外交部次長廉隅氏を部長代理に任命するに決定した

▲行政院宣傳局長更迭 南京 三三維新政府行政院宣傳局長劉驥氏は今回辭意を表明したのの後任として内政部秘書孔憲鑑氏を任命することとなり廿五日此旨發令された

▲警察隊を租界周圍に派遣 南京 三三維新政府では廿一日の緊急議政會議に引續き廿三日午前十時より行政院に於て陳群内政部長、任援瀟綏靖部長以下治安關係各機關代表等會合し日本軍當局列席の上、上海テロ事件に關する具體的對策を協議した結果日本軍の積極的支援のもとに差し當り上海租界の周圍に有刀なる綏靖部隊及び警察隊を配置し不逞分子の出入を嚴重監視すると共に非常の場合には有効適切な獨自の行動をとることに決定した

#### 第三國船の長江密貿易取締

南京 三三維新政府は最近第三國船舶が長江を遡江し開港場以外の港に於て密貿易を行ひつゝあるに對し從來屢々注意を喚起してゐたが本日この議政會議に於て之が積極的取締方針を決定近く密貿易の絶滅に乘出すことゝなつた

## 南支情勢

#### 花縣南方地區に續く治維會成立

廣東 三三廣東北方の村落に出沒してゐた支那遊撃隊は今や中央からの軍費支給も絶たれたため振奮發奮を擡にし、爲に部族民怨の的となり隊員の逃亡と相俟つて自滅の一途を辿つてゐるが、之に伴ひ之等諸村落の住民は皇軍不斷の宣撫工作により漸次我が方の眞實を解し日支提携の大旗の下に治安維持會の發會式を擧げることとなり、又花縣南方地區の龍口、新街等の諸部落に於ても我が宣撫工作により多大の効果を収め、去る九日龍口に於て附近廿二ヶ村新街では十四ヶ村の代表が夫々治安維持會結成打合せ會を開催した、尙二十二日以降を期し毎日約二ヶ村宛の割合で流溪水北岸、花縣南方地區に至り相次いで治安維持會の結成を見る筈であり之等の地方を荒し廻る遊撃隊の徒黨もその出身村落の平和に立ち歸る狀況を目撃して銃を棄て歸順する者續出の有様である

#### 海南島情勢

海口治安維持會成立式 海口 三三占領後十數日にして早くも新海口建設の母體となるべき海口の治安維持會(委員長毛澄澄氏)が廿二日成立した

瓊山海口兩治維會治安稅制整備 海口 三三瓊山、海口に首座瓊山の治安維持會生れ今又海南島第一の都市海口の治安維持會が成立するに及んで茲に海南島は全く將政權から總絶し堂々として更生の巨歩を踏み出した、元來海南島の政治的、經濟的中心は瓊山、海口にあつたので今やこの兩中心地の治安維持會が成立した事は皇軍の占領地は勿論非占領地も皆む同島に絶大な反響を呼び起してゐるが、事實上海南島の新政權とも見らるべき右の兩治安維持會は緊密な聯絡をとりつゝ皇軍指揮下に新生海南島を目指し本格的な活動に乗り出すことゝなつた、而して

#### 海南島佛教協會發會式

海口 三三佛教を通じて日支提携を圖るべく過般來成立を急いでゐた海南島佛教協會は準備全く成り廿五日午後二時から海口西南郊大英山法隆寺に於て發會式を擧げ引續き事變難者追悼會を舉行した

先づ第一に瓊山、海口附近一帯の治安を監軍と協力して確保するに努むると同時に島内民衆に呼びかけて新秩序建設への一體化をはかり更に紊亂の極にあつた稅制の改革に着手することゝなつた、即ち治安關係は既に瓊山、海口共警察局の復活をはかり皇軍の戰果擴大と平行して積極的工作に乗り出し、瓊山海口治安維持會を中心とする新勢力の擴大に努める方針である、又稅制改革に關しては過去に於ける軍閥の犠牲となつて重稅に喘いでゐるが將政權の勢力下にあつても島民の負擔は軽減せられざるのみか、益々その苛徵誅求は劇しく全島の疲弊は極度に達してゐた、殊に島民の大半を占める農民は高率の地租、農作物稅を課され其の上要件によつて一定限 以上の收穫があること之に對しては沒收に等し重稅を課してきたので農民は最少限の耕作をなし此の爲め島内の大半は未開の儘に放置されてゐる有様である、海南島の新政權とも見られる兩治安維持會は斯る實情を是正すべく根本的稅制の改革をなし島民の滴重負擔を排除し産業の開發を助成し島民の安民樂業を期してゐるから従つて兩治安維持會が機構の整備に伴つて右の根本方針が漸々實施される曉には全島の更生も意外に早く實現するものと期待されてゐる



第七十四回 帝國會議

旬間大觀

會期も残すところ一箇月足らずとなつたが手に汗する程の問題もなく前途の見据多もつてゐることゝて兩院ともに極めて事務的に議事を進行してゆく。それでも貴衆兩院は上海抗日テロ事件で異常の緊張を呈し、衆議院豫算總會では與進院をめぐつて對支開發問題に關する細密な問答が行はれるなど與進院會らしい空圍氣がたゞよつた。國民はたいそれがいつもながらの驕權と決意被據に了らざらんことを祈るのみ。兵役法中改正法律案が衆議院通過によつて愈々今議會最初

正法律案を可決するため廿五日に開かれたのみ。前旬來續行の豫算總會は廿四日一先づ打切り廿五日から分科會に移り連日究明が行はれたが、既に衆議院で論議をつくした後として二番煎じの儘がないでもないのはやむを得まい。其他では宗教法案が片付いた後の委員會は格別問題を惹き起す程の議案なく平凡に進行した。

本會會議

廿五日は午前十時三十分開會直ちに日程に入り

豫算總會

廿一日は午前十時十九分開會三浦新七氏(同和)北支、中支の法幣問題につき質問を行ひ之に對し速記を中止して石渡藏相より答辯あり

政府側答辯打合せ

米内海相は廿一日正午院內大臣室に於て同日午後の衆議院本會議頭小山谷藏氏(民)の去る十九日上海に於て行はれたテロ事件に關する緊急質問に對する政府の答辯につき打合せを行つた

政府提出法案(政治・備參照)

政府は左の法律案を議會に提出した

衆議院

- 一 保險業法中改正法律案
一 臨時資金調整法中改正法律案
一 國境取締法案
△廿一日
一 軍用資源秘密保護法案

貴族院

貴族院本會議は委員會の議了した寺院等に無償貸付の國有財産の処分に關する法律案及び郵便年金法中改

委員附託、次いで一寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する法律案(政府提出)を上程柳原委員長より委員會の經過並に結果を報告、討論なく採決の。果委員長報告通り修正可決、最後に

一 郵便年金法中改正法律案(政府提出)につき淺野委員長より委員會の經過並に結果を報告、これ又討論なく採決の結果委員長報告通り可決して同十四時四十分散會

緩和の問題につき質し藏相 圓ブロッコ内の輸出問題は複雑な問題で大蔵省も商工省も之を阻止する考へは無い、圓ブロッコ内の輸出を第三國向きの輸出と全然同一視することは困難である、全體的に圓ブロッコ内の輸出を緩和する考へて對策を施す必要はあると思ふ、上海方面における問題については貿易の點から考へ今日法幣をある程度利用することは必要であり目下考案中である

昭和十二年法律第五十七號中改正法律案(鐵の輸入税免除に關する件)(政府提出、衆議院送付)

三浦氏 新聞によると商工會議所や貿易振興會が中南支において新幣制の出来るまで法幣を使用することを決議して居るとあるが事實か

大正十四年法律第五十一號中改正法律案(關東州の生産にかゝる物品の輸入税免除等に關する件)(同上)

藏相 この決議は新聞にある通りであるが當局としては必ずしもその決議の通りにはやかねるのである法幣は將政權の紙幣であるからそれが如何になつて行くかといふ事は當方だけの事情では判らない、殊に今日法幣を賣るには一定の制限があり他の貨幣に換へられる限り利用し得るが全面的に法幣を基礎とすることは出来ないと思ふ

森氏 今回の増税に對しては物品税は全部生産者に負擔させ成る可く小賣價を上げさせぬ方針でやられるのか

明治四十二年法律第九號中改正法律案(樺太に於ける石炭の採掘に關する件)(政府提出、衆議院送付)

三浦氏 國策會社と爲替管理の問題について質し藏相一部速記を中止して答辯して森平兵衛氏(妙)圓ブロッコ内の輸出

森氏 事變以來景氣は數行的で思想的にも相當動搖して居る、首相の所見如何

一 明治四十五年法律第廿三號中改正法律案(樺太に於ける石炭の採掘に關する件)(政府提出、衆議院送付)

一 名古屋帝國大學創設に伴ふ帝國大學特別會計及官立大學特別會計の關涉に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

首相 政府も國民精神總動員に關する左

來の施設を強化する考へであるが尙ほ物心兩面に關して種々施設を必要とすると思ふのでこの點に深く考慮するかくて零時廿五分休憩、午後二時十分再開

森氏 中央物價委員會に於ては政府より原案を提出して委員會が承認を與へるに過ぎず、會議は形式に流れてゐる、商品別に最も公平な價格を決定するに原價計算が必要である、しかもその計算は専門家でなければ出来ない、物價委員會に専門家を集める必要がある、將來物價の騰貴を抑へ消費を節約させるために商品の單純化が必要と思ふが如何

八田商相 委員會の改善には考慮したい、常任委員の増加と同時に専門委員を増加したい、公正な價格を決定するために權威者を集める必要があるとの説は尤もである、恒久的物價對策には生産から消費にいたる過程の合理化を圖る必要があると思ふ、商品の規格については單純化が必要であると思ふこれは今後重要問題として何らかの對策を施す考へである

森氏 今日産業界に闇相場が行はれてゐるがこれが取締りは非常に困難と思ふ、同業組合を團員して連帶責任を負はせ又、業者の惡意を抑制する必要があると思ふが如何

商相 闇相場があることは屢々問題となつてゐるが取締を一層厳にすると共に他方法規に難解の點もあるからこれを一般人に周知せしめるやうにしたい、なほ組合の自肅自戒によつて相當抑制が出来ると思ふ、惡意についても政府

としては組合自體の働きによると同時に組合を助長し監督を嚴にした、森氏滿洲大豆の輸出統制、小賣商の問題につき價し商相より答辯あり更に森氏中央物價委員會と地方物價委員會の連絡、輸出對策等につき質し

商相 輸出振興について原料の輸入によらず國産原料によつて奨励することに充分努力する、貿易振興については輸入原料を輸出工業の方に最も充分配給するやうに努力してゐる、貿易會社の設置については尙ほ考慮を要する

森氏文化工作及觀光事業の振興及び關係豫算の増加を唱出し有田外相及前田鐵相より夫々その必要に同感の旨答辯あり  
山本米三氏(同成) 國有林を特別會計として剩餘金を森林事業に使用しては如何、森林保險を設ける考へはないか、木材はその價格に比して運賃が非常に高い、故に全國にわたり林道開設計畫を必要とせず、森林金融に對し特別の途を講じては如何

櫻内農相 國有林特別會計論は尤もであるが種々議論あり目下考慮中である、林道については政府も林道助成費を計上してゐるが非常に少額で効果があがらぬから今後その増額につとめる、森林金融は甚だ不完全でこれは日本の森林行政上注意すべき點である、森林保險については將來充分の調査を必要とする

山本氏砂防工事、植林その他森林調査機關を設ける必要を述べ、これにつき大學に特別の講座を設ける考へなきかを質し、荒木文相これに答へ午後四時四十三分散會

廿二日

町村制改正問題  
廿二日は午前十時廿分開會  
山本米三氏(同成) 町村制改正案が提出見合せとなつたことは遺憾である、之を來議會に提案する考へであるか

木戸内相 町村制を改正すれば之に伴ひ市制の改正をも必要とするので今回此の提案をとり止めた、成可く早い機會に提案を希望してゐる

山本氏 市制と切離して町村制のみの改正案を近く提出する意思はないか  
木戸内相 町村制の改正には之と關係ある市制と切離して再検討することは出来ないと思ふ

臺灣米管理問題  
次田大三郎氏(同成) 政府は何故に臺灣米の増産に努められないのか、殊に戦時、於ては食糧問題は頗る重要である、しかも事變は長期に亘るものである、故に今に於いて米の増産を圖ることは緊急事である、農産物は收穫遞減の法則が行はれるために臺灣で更に三百萬石、朝鮮において二百萬石の増産を圖ることは非常に困難である、然し困難なるが故に之を放置することは出来ない、自然に放任しておけば臺灣の農民はどしどし米を作り内地米を壓迫するので臺灣當局は臺灣米の産額を制限するに努め出したが、この人為的對策を止めてしまへば米は自然に容易に増産する筈である、この案が通過せんか今後確實に米は減産せざるを得ない、今日臺灣において甘蔗の有利性は米の有利性に接近して居る際、米の値段を二圓引下げて甘蔗の方の値段を従來通り

とすれば農民は米を止めて甘蔗を作ることは明白である、政府よりの配布考慮を見るに臺灣の耕地反別を減少せしめることが政策であるかの如く受け取られる、政府は從來未開墾地を開墾するから耕地反別は増加すると言はれるが開墾事業は容易に二年三年の間に出来るものではない、少くとも當分の間は耕地反別は減少すると思ふ、且開墾に當つて労働力が問題となるが今日餘り労働力はないのである、この事は政府においても叫ばれて居る、又防風林を作ると云はれるが防風林を作るには何年かゝるか分らない、少くとも十年廿年後の話である、要するに政府の説明通りの米の耕地反別が増加するとしてもそれは十年廿年後の話である、この目前の事業を心配してゐるのでこゝ數年の間米の供給を減少させるやうな政策をとられるのは不可なりと思ふが如何

八田拓相 戦時食料問題の重要な事は御説の通りである、臺灣において今回移出米管理案を制定する事は臺灣の米作を減少せしめるものでは絶対にない、その増産を圖らんとするものである、政府としては從來臺灣米の産額を出来るだけ抑へて居る事は事實である、然し今回の管理案は臺灣米の價格を適正にすることを目的としたので一石二圓引下げは必しも内地米の價格に比して決して不當とは思へぬ、又臺灣は最も天然に恵まれた土地であるから戦時に必要な他の作物の増産を圖り同時に米にも計畫的増産性を與へその増産を圖るといふことが本管理案の目的とする所である、必ずしも米の減産を目的とするものではない、内地米との關係については内地米と外内米を全體に見て本年度の生産を豫想し綜合的に需給を調節したい、それがためには農林省とよく協調する考である、故に必要あらば非常手段を講じて他の作物にあつた耕地を米作に振り向けることも出来るのである、要するに之は必ずしも臺灣だけを考へてやるのではなく内外地を通じ米の増産に計畫性を與へてやつてゐる次第で臺灣總督府も研究に研究を重ねてこの案を得た次第である

次田氏 第二に臺灣の移出米を管理した場合に之が臺灣の人心に及ぼす影響如何といふことである、若しこの管理案を行ふとすれば臺灣の農民は一家平均五十圓位の減收となる、この收入減を來す政策を行ふ事は容易ならぬことだ内地に於てかゝる策を行ふとすれば到底こんな案は通らない、朝鮮に於ても同様である、内地でも朝鮮でも成立しない案が臺灣ですら〜と成立するであらうとは常識あるものには考へられない、新聞では記事掲載禁止となり之を臺灣の人々が知つたのは二ヶ月か三ヶ月前であつて、しかもこの案を悪くいふ記事は掲載させぬのである、臺灣人も日本人であるから戦時目的のためにこれ〜の事は必要なりと申せば承諾するものと思ふ、然るに今度の案について五十圓の減收になるやうなものを行はねばならぬといふことは私共には不可解である、かゝる案をもつて臺灣人心に良好なる影響を與へ得ると思ふのか如何か

拓相 臺灣の移出米管理案が農民に對し一時収入減になることは事實と思ふ、しかしそれは極めて一時で直ちに回復し得るものと思ふ、耕地の新開拓、水利の問題その他農民の福祉の問題につき總督府は積極的の乗り出す筈であるから結局それは収入を増加する原因となる、而して米の移出も計畫的になるので総合的にみて臺灣農民の生活は安定することとなる、總督府も從來非常に努力して居るのであるが今後もこの案が農民の福祉のために役立つものであることを認識せしめるために努力するであらう、拓務省としても充分努力する

上海抗日テロ事件

かくて十一月五十九分休題 一時四十二分再開、有田外相は特に最近における上海の抗日テロ事件につき發言を求め

外相 十九日維新政府外交部長が暗殺され昨日は李氏が暗殺された、本年に入りの種事件が十数件に上り犯人がまだ捕へられぬ、この治安維持については工部局に注意して来たのにかゝる事件が頻發したのは遺憾である、昨年帝國軍隊が租界を通過した時爆弾を投じた事件があつたが、それ以來工部局當局と治安維持につき交渉し、工部局における日本人警官の数の増加並に權限の擴張を要求し結局昨年一月工部局はある程度我が要求を容れたがその實行については日本人の高級職員として特別監視副總監一名を入れたに過ぎなかつた、其後交渉を重ねてゐたが本年に入り租界の治安が計畫的に擾亂され上

海の總領事より共同租界及び佛租界當局に嚴重抗議したところ充分注意する云つたがそれにも拘らず其後度々事件は發生したのである、上海では陸海外の當局が協議して處置につき對策を練つてゐるが帝國としては之に對し適切な解決を得るために交渉を開始することとなつた、交渉の内容は言明出来るぬ

松井茂氏(同和) この問題は頗る重大で憂慮に堪へぬ、今度のやうな事件は世界に類例のないことであると思ふ、之等租界が反日宣傳の根據地となつては我國の種々の對策も水泡に歸するのである、之は獨り上海の租界の問題でなくその他の地方の租界にも及ぶことである、今副總監が二人居る、又日本警官が二百数十名しか居ないので此處の警察は非常にやりにくいのである、從つて警官の増員をせねばならぬと思ふ、それに餘程人員を選ぶ必要がある、政府は當然警官の増員を工部局に要求せらるゝことと思ふが之に對しての所見如何、自衛權の發動といふことを申されるも上海には各國人が居り非常に危険も困難と思ふそこで自衛權とは何ぞやといふことを伺ひ度い、上海租界に接してゐる支那警察の状況であるが支那警察は我國の如く國家警察ではなく地方限りの警察に過ぎないので今日では未だ眞の警察の姿を呈して居らぬ、その他に我國としては外務省警察があるが、願はくはこの租界に接する地方の日支警察の完成のために此上とも充分に力を致すべく注意せられ度い同時に日支警察官の養成の爲にも入

に努められ度い、英國の警察は世界に評判の良い警察であるのに今度のやうに上海租界におけるテロ事件が發生し無警察状態に陥つて居ることは眞に英租界警察のため遺憾に堪へない

租界治安維持確保抜本源泉方針闡明

有田外相 上海工部局の日本人警察官の増加については昨年末我國より要求して居ることである、しかもそれは獨り數の増加のみならず權限の擴張をも要求して居るのである、從つて今回の事件に對する交渉についても權限の擴張は當然採り上げられるべき問題と思ふ且つ警察が手下に使用するものは支那人であるために一層困難を伴ふ故、それを統御するために相當の權限を要する事は明かである、昨日衆議院に於ける質問に對し私から自衛權の必要の存する以上何人と雖も之を妨げることには出来ぬといふ自衛權の理論上の根據を申上げたのであるが之は重大なる權利である故誰が見ても當然と思はれる事案に至らぬと發動は出来ぬと思ふ租界以外の日本側の警察についても充分事態に合ふやうにその組織を改善して行き度い、このためには又警官の養成にも充分力を盡し度いと思つて居る

板谷氏、更に海運政策について質し鹽野選相伊勢谷警備局長より答辯ありて三時四十八分散會

上海工部局の行動と猶太人暗殺問題

廿三日の最終日は午前九時四十分五分開會 赤池源氏(同和) 上海は支那の經濟の中心地である、同時に英國の東洋根據地であり、又ユダヤ人の金城湯地である我が國としては上海は大陸進出の基地である、特にその治安維持は我が國にとり重大關心事である、これは將來においても現在同様重大問題である、然るに不幸にして上海は治安が非常に亂れテロ行為が昨今續出するにいたつてゐる、上海のこの不穩状態も一時的といふのなら問題とするに足らぬがこれらの事件は上海の人氣悪化の反映である、一昨年支那事變勃發當時租界の人氣は大體平穩であつた、然るに南京廣東、漢口の陥落とともに上海の人氣

ことについては目下研究中で只今の所尙申上げる時期に至つて居らぬは遺憾である

板谷宮吉氏(附)産金政策について質し今井商工政務次官 産金の増産を論ずること如何に必要であるかは言を換たぬ

産金會社の増資については現在程度に對する融資の利子はそり高いとは思はぬ、産金事業に低利資金を貸すことに對しては大藏省と協議する、精鍊所の設立、技術員の養成についても努力して居る

板谷氏、更に海運政策について質し鹽野選相伊勢谷警備局長より答辯ありて三時四十八分散會

上海工部局の行動と猶太人暗殺問題

廿三日の最終日は午前九時四十分五分開會 赤池源氏(同和) 上海は支那の經濟の中心地である、同時に英國の東洋根據地であり、又ユダヤ人の金城湯地である我が國としては上海は大陸進出の基地である、特にその治安維持は我が國にとり重大關心事である、これは將來においても現在同様重大問題である、然るに不幸にして上海は治安が非常に亂れテロ行為が昨今續出するにいたつてゐる、上海のこの不穩状態も一時的といふのなら問題とするに足らぬがこれらの事件は上海の人氣悪化の反映である、一昨年支那事變勃發當時租界の人氣は大體平穩であつた、然るに南京廣東、漢口の陥落とともに上海の人氣

は段々と惡化し且つ工部局の態度もだん／＼傲慢になつて来た、かゝる状態をこのまゝ存置することは憂心に堪へぬ、今日適當の處置をとる必要がある我が國大陸の基地たる上海に於て種々の事件が勃發し我が國威を損するやうな事態に陥りつゝあるは大問題であるこれに對し政府は如何なる具體案を有するか、工部局に對し政府は如何に見てゐるか、治安維持の能力を有すると考へられるか、又工部局がかゝる事件に對し誠意ありと考へられるか、更に能力なし誠意なしと見たならば如何なる對策に出られるか

平沼首相 上海の治安状態については誠に遺憾である元來共同租界は外國人の生命身體の安全を保つために現今の支那においては安全地帯であつた、然るに今回の情態はテロの根據地たる觀がある、この情態を放任することは出来ぬから治安維持につき根本對策を講ずる考へである、これについては現地に

も訓令を發してゐる

有田外相 上海の治安については甚だ遺憾である、これは或意味から申すと能力なしと見られ、又誠意なしと見られる、故に我が國としては工部局をして誠意あらしめ且つ能力の不足するところは補ふやうにせねばならぬとつてゐる、對策としてはさし當りの措置と恒久的措置とがあるが今のところ申し上げる時期にいたつて居らぬ

赤池氏 工部局の態度に對し不満に感じて居られるかどうか

外相 昨年春以來工部局に日本人警官の増加を要求したがこれは實現を見ない

ので不満を感じてゐる  
赤池氏 應急措置と恒久措置とがあると申されるがこれについて政府に考慮願ひたいことがある、上海における日本警察官の数の少ないのを遺憾に思つてゐる、根本問題は上海租界の撤廢である、昨年の近衛聲明によると「租界の返還に對して積極的なる考慮を拂ふに吝ならざるものである」と申されてゐるが私はこれに對し滿腔の賛意を表するものであるが、政府はこのやうにする考へはないか

平沼首相 租界の撤廢については支那全般にわたり各國共通のことであるから全般的に考へねばならぬ  
ついで赤池氏の第三國の支那における權益に關する質疑に對して

平沼首相 第三國の支那に於ける權益は固より我が國において尊重することに變りはない、たゞ今日東亞の新建設といふ重大なる使命を有してゐるのでこれに抵觸するものは如何なるものもこれを認めることは出来ない  
赤池氏 次は上海におけるユダヤ人の問題である、その数は千五百以上と思ふがこの避難民の一部は米國を通り一部は滿洲國を通過して來てゐるが、我が政府はかゝる旅券なき無國籍人を何故に滿洲國を通過させたか、又工部局は支那人小學校を彼等避難民の收容所に當てゝあるが、これはかつて我が軍部が貸與を申込んで拒絶されたところであるにも拘らず、工部局がかゝる措置をとつた、これに對する政府の所見如何外相 シベリヤ經由で滿洲國に入ったユダヤ人は八十數名である、これらを滿洲

を通過させたのは滿洲國に在住することを滿洲國が希望しなかつたためであると思ふ、次に上海に集まつた避難民の收容所に關し支那人小學校を充てたのをどう思ふかとの御質問であるが私は今初めて聞いたところである、現今我が國でユダヤ人なるが故に特別の取扱ひをせざる必要とするのが一度に來るとなれば對策を必要とするので工部局でも頭を悩ましてゐるといふことを聞いてゐる、領事團にも措置方につき相談があつたといふことを聞いてゐるので他に收容するところがなく止むを得ず支那人小學校に收容したのではないかと思ふ

赤池氏更にユダヤ人問題につき實し政府側よりの答辯なく淺田良逸男(公正)(委員外)より防空問題につき質疑あつて質疑を終了しかつて附託三件を分科に移すこととしついで昭和十三年度第二追加豫算案審議方針に關し渡邊委員長より諒解を求め正午散會した

赤池氏更にユダヤ人問題につき實し政府側よりの答辯なく淺田良逸男(公正)(委員外)より防空問題につき質疑あつて質疑を終了しかつて附託三件を分科に移すこととしついで昭和十三年度第二追加豫算案審議方針に關し渡邊委員長より諒解を求め正午散會した

廿八日

十三年度追加豫算可決  
廿八日は午前十時十四分開會、各分科主席より昭和十三年度追加豫算の審査報告あり討論採決に入り全會一致右追加豫算三案を可決、

ついで有田外相發言を求め上海テロ事件につき速記を中止してその後の経過を報告し同十時五十七分散會

豫算分科會

第一分科

【二三】廿五日は午前十時廿分開會石渡藏相から十三年度追加豫算につき説明あり、質疑に入り大河内輝耕子(研)支

那に對する政治、經濟、文化の指導方針につき質し  
日高興院經濟部長 目下は軍事行動進行中であるから軍事的必要は第一とすべく經濟はこれに従ひ占據地においては支那民衆の心を把握するにつとめる必要がある、軍の必要と睨み合せて政治經濟文化の諸工作を行ふ、しかも日滿支一體とし調和のとれた政策をとらうとするものである、北支における經濟政策の主眼點は鐵、石炭、金及び綿羊の開發及びこれがための交通設備、電氣通信の開發にある

【二六】廿七日は午前十時十五分開會大河内子河井彌八氏(同成)八條隆正子(研究)より夫々質疑あり  
矢吹省三男(公正) 興亞院の十三年度の追加豫算は相當多額であるが十四年度も莫大ならぬと思ふが如何  
石渡藏相 十四年度分も相當多額に上るものと思ふ詳細は研究中である  
河井氏 連絡部豫算の組方は大まかなものであるが將來はどうか  
谷口大藏主計局長 將來は明確に計上する考へである

探決に入り追加豫算三案とも可決し、次いで十四年度の豫算につき石渡藏相より説明あり直ちに秘密會に入り午後零時十分休憩、午後一時卅九分再開  
大河内子 今度の増税は本豫算の租稅收入中に見積つてゐるか  
松隈大藏書記官 今回の増稅計畫の確定せざる前に本豫算を編成したのであつてこの増稅は本豫算中に含んでゐない

十四年度の追加豫算案に入れて審議を願ふ豫定である  
八條子 滿洲國國防分擔金を廢止したる理由如何  
松村大藏政務次官 滿洲國夫れ自身の經費が著るしく膨張したからである  
矢吹男 滿洲國國防分擔金の廢止の理由として滿洲國の歳出膨張の爲との答であるが滿洲國の經費膨張は今年に限らぬ、廢止の理由は他にあらぬのではないか

原對滿事務局長 今迄滿洲國は日滿議定書によつて此の分擔金を納付したものであるが、日滿共同防衛のため滿洲國に於て種々設備することが増加し、又滿洲國自身の經費も實質的に膨張しこれがため滿洲國は分擔金を廢止する申出をなし日本政府も之に同意したのである  
なほ細目につき質疑應答あつて三時五十分散會

【二六】廿八日は午前十一時七分開會矢吹男 地方財政に餘裕があれば中央の財政に繰り入れるのは妥當と思ふが果して地方にこの餘裕ありや、六大都市に於ては漸次収入が増加しつゝあると聞くがどうか  
石渡藏相 大都市を含む府縣の収入は増加し財政に餘裕を生じたりとのことで研究したが一般には窮乏町村もある故全般的に國家の歳入に繰り入れる事は困難の状態である  
ついで十一時十七分より廿一分まで秘密會に入り零時廿二分休憩、午後一時四十分再開、大河内子、八條子より夫々質疑あり

矢吹男 支那新政府が憲形を整へた時興亞院の經費は減少するか  
日高興院經濟部長 支那側に餘裕が出來て仕事を引受けるに至れば興亞院の經費は減するかも知れないが日支間の活動の共同分野は廣いのであるから却て増すことも考へる、興亞院の經費の増減については未だ斷言する時期に至つてゐない  
かくて四時散會

【二五】廿五日は午前十時廿四分開會有田外相より十三年度追加豫算案につき説明あり  
山川端夫氏(研) 裏松友光子(研)等より質疑あり次いで有田外相より十四年度總豫算案につき説明あり  
裏松子 外務本省機能充實に關する經費の中に情報部の擴張も入つてゐるか  
有田外相 入つてゐる  
裏松子 外務省情報部の擴張は結構であるが陸軍省内閣等の情報部を一括する考へはないか

有田外相 目下その考へはない外務省の情報部は特別の機能を果してゐるもので外相の手足となつてその意の儘に行動するものでなければ機能を果し得ない、之を一組織にするとなればこの機能も果すに困難となる  
裏松子、山川氏等より重ねて質疑あり同十一時五十一分休憩、午後一時四十分再開、鹽野法相より十三年度追加豫算案につき説明あり質疑に入り松村義一氏(公正)から種々質問あり質疑を終了、續いて折務所管の十三年度追加豫算案につき寺田折務政務次官より説明あり山川氏より質疑あり二時六分散會

【二三】廿七日は午前十時廿三分開會、十三年度追加豫算三案の質疑を終へ採決に入り満場一致可決、次いで昭和十四年度豫算の審議に入り

出淵勝次氏(同和) 支那に於て同胞は多年迫害を受けてゐるにも拘らず内地の支那人は平和な生活を送つてゐる、これは我が國民は現に戰爭してゐる他民族に對し如何に寛容なる態度を有するかを示すものである、ユダヤ人についても寛容な態度をとるものと思ふが政府の所見如何

有田外相 特にユダヤ人なるが故に特別な取扱をなすことはないであつて此のことについても訓令を發したのである

芳澤謙吉氏(交友)山川氏より夫々質疑あり午後零時五分休憩、午後二時十九分再開

裏松子 北洋漁業の問題に關して最後に満足すべき協定に達しない場合は自由出漁を爲す斷乎たる決意ありや

井上歐亞局長 圓滿解決を見るべく努力する

裏松子 かつて自由出漁をなした例があるか、もしありとすればその結果はどうであつたか

井上局長 歐洲大戰のとき自由出漁を爲したが當時は格別の問題を生じなかつた

付説明あり山川氏より司法官の素質向上のための施設につき質し之に對し

鹽野法相 近年に於ける司法部の職員の非難を一掃するため司法制度調査會に諮問し其の答申を得て國體を明徴にし司法任務の重大なるを知らしめる等の司法精神を定めたのである、その施設として先づ司法官試補を第一部とし第二部は判檢事として四年以上在職のものを一年に數十名宛集めて相當期間中央に於て修養させ一般社會思想涵養、經濟知識の修得をさせる、第三部は任官八年以上に亘るものであり四ヶ月乃至六ヶ月間司法に關する特殊の研究例へば犯罪、證據等に關し研究させ更に充分研究して司法官須要の指導精神を實際に具現する様に努力する

更に裏松子、渡邊千冬子(研究)等より質問あり零時十二分休憩、午後二時一分再開、松田正之男(公正)松村氏、裏松子より夫々質疑あり三時五十分散會

【二三】廿五日は午前十時十分開會、木戸内相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明あり

千秋季陸男(公正) 政府は神社行政に關し何故權威ある特別官衙を設けぬか、追加豫算案に所要の費用を計上する考へはないか

木戸内相 特別官衙設置は政府多年の懸案である、現在神社局擴充の爲追加豫算を計上したが之に満足せず一段の擴充を期したい

千秋男 祭祀の調査機關を設置する意志なきや

木戸内相 考慮する

荒木文相、廣瀨厚相よりも夫々追加豫算の説明あり松井茂氏(同和)防空法、警察官練習所の統一等につき質し午後零時十八分散會

【二三】二十七日は午前十時十八分開會追加豫算案三案の採決に入り、全會一致可決、十四年度一般豫算の審議に入り紀俊秀男(公正)に續いて

岡部長景子(研究) 祭祀一致に對する政府の所見如何

平沼首相 祭祀の本義を國民に徹底せしめることは最大重要事である、そのために種々施設を講ずることは肝要で、さし當り教育方面よりこれが趣旨徹底が今日の急である

續いて千秋男、大森佳一男(公正)より質問あり十一時五十七分休憩、午後一時三十九分再開、次田大三郎氏(同成)より利根川改修問題につき質疑を爲し、辰馬技監より説明あり、續いて二時二十分より秘密會に入り四時十九分秘密會を終つて後、川村竹治氏(交友)より官更身分保障令問題について質し出淵勝次氏(同和)紀男等より夫々質疑あつて同五時十六分散會

【二三】廿八日は午前十一時八分開會、荒木文相より十四年度文部省豫算につき説明あり西尾忠方子(研)岡部子よりそれ〴〵質疑あり、正午休憩、午後一時四十分再開、千秋男、川村氏、紀男より質疑あり四時五十八分散會

【二三】廿五日は午前十時十分開會米内海相より海軍省所管十三年度追加豫算案及び十四年度本豫算案につき説明あり、十三年度追加豫算案については質

疑なく討論に入り採決の結果異議なくこれを可決つて十四年度豫算案の質疑に入り、渡邊行男(公正)日ノ關係につき説明を求めたが答辭なく菊地武夫男(公正)衆議院に於ける水谷長三郎氏の統制經濟に關する質疑に對する米内海相の答辭につき質疑をなし

米内海相 消費は節約すべきものであるが無暗に統制すべきものではない、かつて私は獨逸に於いて感心したのであるが時勢に基づいた信念の上から消費節約を行つてゐた、精神總動員といふものは愛國心の上からも又時勢の上からもこれを行はなければ効果があがらないのではないかと思ふ

三井清一郎氏(研究) 國民精神總動員及び陸隊増強の必要につき質し

米内海相 只今特に海軍の陸隊を増加する考へは有してゐないが今度の兵役法の改正によつて不足を補ふことは出来る

三井氏より更に燃料問題について、又大久保立子(研)よりも質疑あり十一時四十分休憩、午後一時卅八分再開、同四十三分まで速記を中止して質疑應答を重ねた後速記を開始し、二質疑を重ねて散會

【二三】廿七日は午前十時十二分開會、岡喜七郎氏(交友)より燃料問題及び軍事豫算との關係につき訊したる後

三井清一郎氏(研究) 十四年度總豫算案に於て繰延額が多いやうに見へる、これは生産力の不足から起つて來たものとすれば臨時軍事費に於てもかゝいふことが生じはしないか、生産の擴充は所期の程度に進んでゐないのではないかとの心配がある、豫算の實行には

生産擴充が伴はねばならぬと思ふが、今日の産生力擴充に關する海相の所見如何

米内海相 只今政府で計畫してゐる生産擴充計畫はその所期の結果を得るためには餘程努力しなければならぬと思ふ併しどうしてもこれはやつて行かねばならぬものと思ふ、海軍としてもこの生産力擴充の結果を基礎にしてやつて行く積りである

次いで渡邊男より北樺太に於ける石油問題について質疑あり大久保立子(研究)より速記を中止して質疑あり、これにて海軍省所管に關する質疑を終了、十一時廿三分散會

【二三】廿八日は午前十一時八分開會、板垣陸相より陸軍省所管の十四年度豫算につき説明あり阿部氏、菊池男より臨時軍事費と一般豫算の關係につき質疑あり又三井氏より論功行賞及び輸送力の問題につき質疑あり夫々陸相政府委員より答辭あつて午後零時一分休憩、一時四十三分再開、菊池男より軍馬の購入價格に關し質疑あり二時四十九分散會

【二三】廿五日は午前十時十分開會八田商相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明し先づ追加豫算案の審議に入り三浦新七氏(同和)及び森平兵衛氏(研究)より中小商工業者の轉業問題につき質疑あり次いで十四年度總豫算案の審議に入り森氏より二三の質疑あり十一時五十四分休憩、午後二時二分再開、櫻内農相より農林省所管の昭和十四年度總豫算案並に同十三年度追加豫算案につき説明し山本三三氏(同成)林道

分科 豫算案につき説明あり

【二三】廿五日は午前十時十分開會八田商相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明あり

分科 豫算案につき説明あり

【二三】廿五日は午前十時十分開會八田商相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明あり

分科 豫算案につき説明あり

【二三】廿五日は午前十時十分開會八田商相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明あり

分科 豫算案につき説明あり

【二三】廿五日は午前十時十分開會八田商相より十三年度追加豫算案及び十四年度總豫算案につき説明あり

分科 豫算案につき説明あり

問題につき、森平兵衛氏(研究)勞働力補充問題等につき質問をなし同二時卅五分散會

【三二】廿七日は午前十時十五分開會、十三年度商工省所管追加豫算案並に農林省所管追加豫算案につき夫々採決の結果これを可決し、次に商工省所管本豫算案の審理に入り内田重成氏(交友)燃料問題、炭費衡問題につき磯田信恒子(研究)代用燃料問題につき夫々質問し

岩倉道俱男(公正) 油はアメリカで買はうと思へばいくらでも買へるのである統制を行ふのは金の關係即ち爲替届が苦しいからであらうと思ふが若し金の爲なら出来るだけ國民に油を使はせて生産力輸送等には困難のない様にすべきではないか

小島燃料局長官 物動計畫の内容にも關係するので産業上影響もあるが今日に於ては相當強度の制限を必要とする考へる

山本氏應召中の中小、商工業者の救済問題につき質問し新倉商務局長より答辯あつて十一時五十八分休憩、午後一時五十分再開、岩倉男より午前引續き燃料問題に關し又三浦氏より貿易並に物價問題につき質問あつて同三時十六分散會

【三三】廿八日は午前十一時十五分開會森氏は中央物價委員會に關し三浦氏は農業組合の助成に關し夫々質問し政府委員より答辯あつて午後零時三十分休憩、一時四十九分再開、森氏、内田氏より滿洲大豆の輸出統制岩倉男より滿洲の石油問題磯田子より貿易の問題につき夫々質問し三時十四分散會

第六分科

【三三】廿五日は午前十時十八分開會鹽野選相より逓信省關係總豫算案の説明あり次に船橋清賢子(研)より電力、船舶問題について質疑あり鹽野選相及び政府委員より夫々答辯あつて午後零時四十分散會

【三三】廿七日は午前十時十四分開會、鐵道省所管十三年度追加豫算につき前田鐵相より説明あり討論採決の結果之を可決、次に逓信省所管十四年度本豫算の審議に入り伊藤文吉男(公正)及び委員外議員會我前邦子(研究)より航空問題につき質疑あつて十一時五十分休憩、午後二時再開、大橋八郎氏(研)より船舶問題その他につき、又舟橋子及氏家清吉氏(研)より郵便貯金問題につき夫々質問し同三時五十分散會

【三三】廿八日は午前十一時十二分開會前田鐵相より鐵道省所管十四年度一設豫算につき説明あつて午後零時四十分休憩、一時四十分再開、舟橋子占據地に於ける車輛並に燃料問題について質問し伊藤男より日滿支の輸送連絡につき板谷宮吉氏(研究)より北海道の運輸問題につき夫々質問し同三時十分散會

特別委員會

宗教團體法委員會

▲寺院境内地無償貸付法案併審【三三】廿一日は午前十時十分開會、併託された寺院境内地無償貸付法案につき大河内輝耕子(研究)大塚惟精氏(研究)舟橋清賢子(研究)より質問あり

田所美治氏(同和) 本法施行期日は如何

江口政府委員 宗教團體法の施行期日と同じくする考へである

岡部長景子(研究) 第四條の支拂年限は相續稅等の年限に比較して見ても短かすぎると思ふがかくの如き短期間に於て完済することは不可能と思ふが如何

江口政府委員 從來時價で買つた寺院に對しての均衡の點も考へたのである、又相續稅とは其の性質が異なる

かくて同十一時五十分休憩、午後一時卅五分再開右同法案に關して大河内子、塚本清治氏(同)より勅令案についての質疑あり二時十八分懇談會に入り同五十分懇談會を終つて

大塚氏 私はこの場合第四條の前段五年を十年に修正して但書を削除したらよいと思ふが如何

赤字公債委員會

【三三】赤字公債委員會は廿一日午前十時卅三分開會委員長に高橋景賢子(研)を副委員長に深尾隆太郎男(公正)を互選の後、松村大藏政務次官より提案理由の説明あり委員側より資料提出の要求あつて同四十三分散會

【三三】廿二日は午前十時十五分開會藤原銀次郎氏(研究) 最近の變動的景氣によつて好景氣の方面には公債をもつと持たせる方法を講ずる必要はないか

長基連男(公) 郵便年金の新契約が最近振はない理由如何

藤川簡保局長 近年豫定利率が低金利時代のために引き下げられ従つて掛金が増加したことによるのであると思ふ

長男更に特別返還金について質問し藤川局長の答辯ありついで大塚勝太郎(交友)選記を中止して質疑を終り討論に入り河原田稼吉(研)長男よりそれ〴〵賛成意見を述べ採決の結果全會一致可決、二時四十分散會

【三三】廿二日は午前十時十五分開會藤原銀次郎氏(研究) 最近の變動的景氣によつて好景氣の方面には公債をもつと持たせる方法を講ずる必要はないか

現在郵便局などで行つてゐる公債の賣出方法は生温いと考へる、政府は證券業者等の専門家を利用して之に若干の手数料を拂ひ賣らせる方法をとれば成績が上ると考へるが政府の所見如何

松村大藏政務次官 公債の方法以外にもまだ各種の方法があると思へる、今後さらに効果的な方法を出して出来る限りの之を實行に移し度い

味の悪い感じを國民として掴くと思ふ之に對して大藏當局の率直なる考へを知りたい、又兌換券の發行が物價騰貴に如何なる影響をもつかといふことに對する當局の所見如何

松村次官 戦時下ではあるが日銀の所有公債のことは驚くべき数字にはなつてゐない、本年一月の日銀の手持高は漸次減少して十六億内外になつてゐる、公債の消化は比較的順調に行つてゐると考へる、次に兌換券は漸次増加の傾向にあるが經濟界の通貨を必要とする要求などを考へれば此の程度の通貨膨脹ならばさして驚く程のものではないと思ふ、又現在の物價騰貴の原因は通貨の膨脹によるよりも寧ろ物資の需給關係によるものが多いと考へる、政府としては通貨の物價騰貴に及ぼす原因について充分考慮を拂ふと共に物資需給の原因についても充分考へて行きたい

今回物品稅を課した理由もこゝにあるのであつて奢侈的物に賦課してこれが抑制を圖らんとするものである

藤原氏は石渡藏相よりの此の問題に對する答辯を求め

石渡藏相 今日までの國債の消化は順調であつて物價騰貴は貨幣の増加によるものは殆どなく又あつても極めて僅少であつて物價騰貴は私と物との比例上物資の需給關係から主としてくるもの

と考へる、需給關係から来る物價騰貴については商工省を中心として對策を講じてゐる、又兌換券の増加より来る物價騰貴は貯蓄獎勵、消費節約等による外一面増稅を行つて購買力を取去ることが必要なりと考へてゐる

藤原氏 北支、中支方面等に出てる兌換券の高はどの程度であるか

石渡藏相 朝鮮、臺灣の兩銀行及び北支方面に出てる兌換券の高は一億五千萬圓見當である

次いで河田烈氏(公正)より質問あつて正午散會

【二三】廿三日は午前十時廿分開會 藤原氏 少額公債は一般大衆を目的とするものであるがこれを政府は買上げる際手数を考へるのは考へないのであると思ふ、政府の所見如何

松村大藏政務次官 買上によつて利得を得ようといふ考へではないが御趣旨をくんで出来る限り考慮したい

稻畑勝太郎氏(同和) 公債賣出しに當つて政府はもう少し宣傳しては如何

松村次官 我國では公債販布の教育宣傳が不徹底である考へる、出来る限り速かに之が具體的方法を講じたい

西野元氏(研究)より公債買上の手数の問題、裏松友光氏(研究)より大藏省預金部公債所有高の問題につき夫々質疑あり午後零時五分散會

【二三】廿五日は午前十時卅一分開會、藤原氏更に國民貯蓄の總額につき質疑し入間野局長より昨年金融機關に集つた金額は四十八億圓、個人の有價證券投資額は廿二億圓、合計七十億圓餘と推定してゐる旨の答辯あり

橋本實斐伯(研) 公債發行の限度如何矢野大藏參事官 これを數字で示すことは困難である、物價對策貯蓄獎勵等國民の愛國心に訴へて相當消化出来ると思ふ

西野元氏(研)、稻畑氏よりそれ、質疑あり十一時四十九分散會

【二三】廿七日は午前十時廿三分開會、小濱農務局長より農業再保險特別會計法案の提案理由説明あり河田氏、西野氏、藤原氏より夫々質疑あり午後零時十五分散會

人事調停法委員會 【二三】廿一日の人事調停法案特別委員會は午前十時十四分開會、鹽野法相より人事調停法案、非訟事件手續法案の二件につき提案理由説明あり、更に大森民事局長より詳細なる補足説明あり、次いで岩田宙造氏(同和)山岡萬之助氏(研究)等より質疑あつて同十一時廿八分散會、尙ほ委員長に二荒芳徳伯(研)、副委員長に渡邊修二男(公正)を互選決定した

【二三】廿二日は午前十時十五分開會 山岡氏 人事調停法は道義に立脚して調停する建前になつてゐるが道徳と法律の關係を實際問題において如何に律してゆくか

大森民事局長 道徳と法律とが實際問題に於いて合致しない場合には出来る限り道義に基づいて調停してゆきたい

更に山岡氏、岩田氏等より法律的の細目にとり質問あり、大森民事局長よりそれ、答辯あつて十一時四十八分散會

【二三】廿三日は午前十時十分開會前田勇男(公正)の質問の後併託議案たる非訟事件手續法中改正法律案に關し大森民事局長より各章別の説明あり十一時十分散會

【二三】廿七日は午前十時十二分開會、非訟事件手續法中改正法律案につき大森民事局長より逐條詳細なる説明あり岩田氏、山岡氏より質疑あつて同十一時四十七分休憩、午後三時八分再開、直ちに速記を中止し懇談の後四時二分散會、尙ほ大森民事局長より非訟事件手續法中改正法律案の施行期日は前議會に於て成立した商法中改正法律及有限會社法と共に昭和十五年一月一日とする旨言明した

朝鮮事業公債法委員會 【二三】廿一日の朝鮮事業公債法中改正法律案委員會は午前十時十七分開會矢野大藏參事官寺田拓務政務次官より提案理由の説明あり委員より參考資料の要求あつて同十一時廿七分散會、尙ほ委員長に堀田正恒伯(研)、副委員長に大藏公望男(公正)を互選決定した

【二三】廿三日は午前十時十三分開會、久保田敬一男(公正)、藤原俊九男(公正)大藏男より質疑あり十一時四十七分散會

【二三】廿七日は午後一時五十三分開會 簡單な質疑應答あつて三時廿分散會

軍用自動車委員會 【二三】廿一日軍用自動車検査法案委員會は午前十時十七分開會、委員長に小村捷治侯(火)、副委員長に立見豊九子(研)を互選の後板垣陸相より提案理由の説明あり大島健一氏(同和)、三井清一郎氏(研究)、上野喜左衛門氏(研究)、岡喜七郎氏(交立)立見子より質問あり十一時五十九分散會

▲原案可決 【三五】廿五日は午後一時卅九分再開、立見男、岡氏、大島氏、松木宗隆伯(研究)、三井氏、小村侯よりそれ、質問あり討論に入り

松木伯 本案に賛成す、自動車は戦時に必要なるは多言を要せず、その準備として平時より自動車を検査する事は極めて緊要である、尙本案實施に當つて官民間に相懸摩擦の起らざる様希望するものである

と賛成意見を述べ採決に入り原案通り可決、三時九分散會

名大創設委員會 【三六】貴族院の名古屋帝大創設に伴ふ特別會計關涉に關する法律案委員會は廿八日午前十時十分開會、矢野大藏參事官より提案理由説明あり藤原銀次郎氏(研究)より名古屋帝大の豫算關係、學生の募集、校舍建築起工の時期設備費の年度割等について質疑あり午前十四時四十分散會、尙ほ委員長に後藤一藏伯(研究)、副委員長に今岡國貞男(公正)を互選決定した

鐵輸入税免除委員會 【三六】廿八日の貴族院昭和十二年法律第五十七號中鐵輸入税免除改正法律案委員會は午前十時九分開會、松村大藏政務次官より提案理由の説明あり野村徳七氏(同和)鐵の生産擴充に關する質疑あり之に對し秘密會に於て政府側より説明し次で長野忠次氏(研究)及野村氏より質疑あり同十一時休憩、午後一時四十分再開、三室戸子、山根男より夫々質疑あり同十五分散會、尙ほ委員長に三室戶敬光子(研究)、副委員長に山根健男男(公正)を互選決定した

衆議院では前月末から昭和十三年度追加豫算を組上に再開された、豫算議會は廿二日、廿三日の兩日で審議を了り再び待機の姿勢をとつたが増稅法案等十五を算する委員會は會期も次第に切迫して來たことよつて夫々議案の検討、態度決定に忙しい。従つて本會議も委員會の報告上程のため廿一日、廿三、廿五、廿八日の外特に廿二日も開會、左の諸件を通過せしめた。

昭和十三年度追加豫算、鐵輸入税免除、關東州産物品輸入税免除、樺太石炭採掘、森林法、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔兵役法の六法律の改正法案と名古屋帝大創設特別會計、林業種苗再法律案。

各派交渉會 【二三】衆議院の各派交渉會は廿一日午前十一時半院内に開會、議事日程に關し協議の結果左の如く決定して午後零時十分散會した

一 廿一日の本會議は劈頭日程を變更して平沼首相、板垣陸相、米内海相、有田外相の出席を求め小山谷藏氏(民政)より上海に於ける治安維持に關する緊急質問をなすこと

一 續いて増稅案を上程し石渡藏相の説明に對して小山倉之助(民)、横川重次(政)、松永東(民)、小池四郎(第)、片山哲(社大)、並に小山亮(第)、青木作雄(東方)兩氏の中より一人の順で登壇質問を行つた後卅六名の委員付託として當日は散會、委員長は民政

一 廿二日は特に本會議を開き宗教團體法案を除く他の法案全部を上程すること

衆議院

衆議院では前月末から昭和十三年度追加豫算を組上に再開された、豫算議會は廿二日、廿三日の兩日で審議を了り再び待機の姿勢をとつたが増稅法案等十五を算する委員會は會期も次第に切迫して來たことよつて夫々議案の検討、態度決定に忙しい。従つて本會議も委員會の報告上程のため廿一日、廿三、廿五、廿八日の外特に廿二日も開會、左の諸件を通過せしめた。

昭和十三年度追加豫算、鐵輸入税免除、關東州産物品輸入税免除、樺太石炭採掘、森林法、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔兵役法の六法律の改正法案と名古屋帝大創設特別會計、林業種苗再法律案。

一 廿三日の本會議には特に問題の宗教團體法案を上程すること  
 一 民族優生保護法案は暫時日程より省くこと

**重要農林水産物確保決議案**

▲各派共同衆議院提案【二】云 政民兩黨では長期聖戰に對する食糧燃料政策遂行の上に萬遺憾なきを期するや重要農林水産物確保に關し政府の善處を求めると同時に於いて決議案を提出すべしといふに意見の一致を見、民政黨側より前田、村上兩氏政友會側より東郷、三好の兩氏を委員にあげ案文の調整その他につき協議中のところ廿八日にいたりこれが決定を見たので小會派にも賛成を求めた上來る二日の本會議に各派共同提案の形式を以て緊急上程することになつた決議案文左の如し

**△決議案**

農林漁業の生産を増進し國民生活の安定を期するは長期聖戰對應の絕對的要務なり、政府は速かに重要農林水産物の生産増進に關し生産資材の供給、労働力の調整、生産物價格の適正並に農山漁村部落實行團體を整備強化せしむる等適當なる施設を徹底し以て聖戰目的の遂行上萬遺憾なきを期すべし  
 右決議す

**本會議**

**上海治安維持緊急質問**

廿一日  
 午後一時十三分開會、劈頭日程を變更して上海に於ける治安維持に關する緊急質問のため  
 小山谷壽氏(民政) 今回の上海に於ける

テロ事件の犠牲となつた維新政府外交部長陳錦氏に對し全國民の名に於て深甚なる弔意を表する  
 と述べれば先づ議場一せいに拍手して之に應ずる

小山氏 陳錦氏の遺難事件は時と言ひ場所柄と言ひ警察當局が意を用ふれば取締る事が出来た筈である、又舊正月前後には何か起るといふ流言はひろく流布されてゐたところである、此の流言については我が方から工部局當局に警告が行はれてゐたと聞知してゐる、これにも不拘共同租界の真中である、修虐な事件が行はれたことは我々は決して輕視出来ない、かゝる事件が頻發することに對して我が政府は何と考へてゐるか、此の機會にかゝる事件突發の際に如何なる交渉を行つたか、其の交渉の内容、租界當局の答辯その答辯が如何なる程度にまで實行されてゐたかこれを詳細に説明せられたい、かゝる事件の頻發は工部局に治安確保の能力がないのか、その誠意がないのか、或ひは蔣政權と工部局とが通謀してゐるのではないかとさへ疑はれる、政府は之を如何に見てゐるか  
 と政府の態度を追及し  
 外交當局の努力で解決出来なければ實力を發動するほかはない、政府は自衛權の發動を實行する意思はないかと首相に詰め寄り轉じて陸戰隊の上海警備状況を海相に質し更に陸相の所信を聞きたい、

平沼首相 小山君よりの御尋ねの點に對しまして私より大體のことを御答へ致します、由來共同租界は支那に於ける

治安が不充份でありますために外人の生活安定地帯として生れ出たもので御座いまするが最近の如く反つて租界をしてテロ行為の根據地たらしむるが如き感を呈するに至りましたる事は誠に遺憾至極の事であり、この點斯くの如き事態が改まらざる以上は東亞新秩序建設のために今後治安維持の方法に關しては根本的に考慮しなければならぬと思ひます、小山君の御尋ねの租界の返還のことは之は支那全體に亘りまするところの一般の見地から考究すべき事であり、今回の事につきまして考慮すべきことは治安維持の方法に關して根本的の對策を講ずる、このことで御承知を願ひ度いので御座います、而して個々の問題に對しましては夫々所管大臣より御答へを致します

有田外相 元來上海等において租界といふ特異の地域を濫用しまして不逞分子や共產黨の暗躍しますることは默過し得ざる所でありまして特に上海租界内におきまます治安の混亂は政府におきましても從來非常なる關心をもつて眺めて來た所であり、我が出先官憲におきましては中央の方針を帶して隨時適宜の對策を講ずることを怠らず殊に今年一月以來租界内の治安が再び計畫的に擾亂せられるや氣運を看取して在上海日本總領事は本月十日共同租界及びフランス租界當局に對し嚴重取締方を要請したのに對し兩租界の當局は其の努力を約束したのであります然るにも不拘今回陳外交部長暗殺の如き重大事態の發生を見るに至りまし

たことはあらゆる意味におきまして遺憾と存する次第であります、昨年一月租界行進中の我が軍隊に對し擲彈が投擲せられたる事件を契機とした上海日本總領事は共同租界當局に對し工部局警察外に於ける日本人警察官を増強し其の地位並に待遇を改善し相當の實権を附與することを要求したのであります、右要求につきましては複雑なる折衝の結果昨年七月工部局側より或る程度我が要求を容認したる回答に接したのであります、しかるに其後工部局側におきましては警察に於ける日本人高級職員として一名の特別警視總監を任命したる以外何等の處置を講ずることなき状態にありました爲に昨年十一月以來在上海日本總領事は改めて工部局警察の改善、能率増進を眼目としたる提案について折衝を再開し目下交渉繼續中なのであります、恰も此際今回の如き親日支那要人暗殺のみならず直接我が在留民を目標とする兇行事件が惹起せられましたことは甚だ遺憾に堪へません、政府は早速我が現地當局に對し適切有效なる措置を講ずべく訓令を發して置きましたが具體的事態については未だ報告に接するまでに至つておらぬのであります、何れにいたしましても此上と斯くの如く事態が改まらざるに於ては只今總理大臣から述べられました様に今後の治安維持の方向に關して根本的に考慮せざるを得ずと考へて居るのであります、又自衛權につきましては自衛の必要の存する以上何ものも其の發動を阻害することとは出来ないものと信じてゐる次第であります

あり、上海に於ける陸戰隊の警備の現状につき概略申述べます、第一は警備區域であります、御承知の通り共同租界は日本、米國、伊太利、イギリスこれだけの軍隊が擔當して居るのであります、我が海軍の擔當區域は蘇州河のガーデンブリッジから蘇州河を經まして概ね以東の地區であります、警備を擔當いたしますところの陸戰隊指揮官が警備區域の警備の指揮官であります、他國の軍隊の指揮官とは横の連絡はいたして居りますけれども縦の連絡は御座りませぬ、従ひまして他國の軍隊を日本の陸戰隊指揮官が指揮することはいふ様なことはないであります

坂垣陸相 テロ事件が頻發するだけの理由で租界を戰場と認めることはそう簡單には參りません、上海租界に於けるテロ事件は故郷にいとまなく我が方の抗議に對し租界當局は陳辯を事とし租界の治安維持を實行してゐません、これは彼等にその能力がないと云ふよりは取締りを實行するの誠意を有しないのではないかと、かう思はれるのであります、租界に於ける日支人に對する生命の安全を保證しない以上彼等の租界警察權に信頼することは出来ませぬ、かくの如き状態が繼續せらるゝにおいては自衛上有效適切なる手段を講ずることも又止むを得ないと考へるのであります  
 と夫々帝國の斷乎たる決意と方針を披露し緊急質問を終り  
**増稅關係法案上程**  
 かくて再び日程を變更して増稅關係法案



の審議に移り  
 一支那事變特別稅法中改正法律案(政府提出)  
 一 臨時利得稅法中改正法律案(同上)  
 一 臨時租稅措置法中改正法律案(同上)  
 以上三案を一括上程石渡蔵相提案理由說明を行ひ質疑に入り

小山倉之助氏(民政) 第七十三議會において中央地方を通ずる根本的稅制整理案提出を要望したが政府は何故この院議を無視したのか、財政の膨脹に伴ひ公債依存の傾向は次第に増大しつゝあるが租稅に依存する限度をどの程度に置かんとするか、増稅は公債の利拂の程度に止めるのか、生産力擴充計畫の遂行に順應して減價銷却の緩和、代用品研究費支出に對する免稅、株式買入の借金利子の控除、臨時利得稅甲種の廢止など稅制を適宜改革する用意はないか、物品稅の免稅を撤廢し更に賣上稅を創設する意思はないか、船舶、鑛業權の臨時利得稅につきその價格決定の時期を昭和十一年十二月卅一日に決定したのは何故か、課稅されざる法人國策會社などに再檢討を加へ、課稅上の治外法權を撤廢するなど他に財源を求むる意思はないか

石渡蔵相 今日には既に長期建設の段階に入り稅制整理の時期に達したと思ふので十五年度には提出したいと思つてゐる次第である、生産力擴充計畫の遂行に順應して研究費支出に對する課稅上の問題は考慮したい減價銷却は今同大幅に短縮したのでこれを法律に規定したが半年としたことは急速に生産力擴充を取り運びたいためである、株式買

入借金の利子控除は今後研究したい、物品稅の免稅點を設けたのは物價問題との關聯からで賣上稅の創設は將來研究したい、免稅團體に各々理由あるものであるが根本的稅制整理の場合には再検討したい

横川重次氏(政友) 政府は戰前平時の覺悟を以て財政經濟計畫の確立に邁進せねばならぬ、これには増大する國費を調達する公債、租稅兩政策を調整適合せしめることが肝要であるが政府は如何なる具體策があるか  
 ついで増稅案の具體的檢討に移り  
 今回の増稅の目標はどこにあるか、又増稅によつて消費を抑制し得ると考へてゐるか、社會倫理的イデオロギーを以て租稅政策を左右することは不適當ではないか、第一種、第二種、第三種所得に對する課稅の不均衡が生産力擴充の重大なる障礙となつてゐる、第三種を輕減するか進んで第二種を重課するか何れかによりこの不均衡を是正する考へはないか、生産力擴充に急なる餘り鑛山などで富礦が放置され貧礦のみが掘られてゐる有様であるが國策上寒心に堪へない

更に第三種所得の二割控除の意義について質し最後に  
 遊興飲食稅の國稅移管により地方は彈力性ある稅源を失ふことになるが政府はこれが補填及び將來の地方財政について如何なる考慮を拂つてゐるか、又還元の方法はどうなつてゐるか、物品稅を國民衛生保健に必要な石鹼、齒磨等にまで及ぼしたのは不當ではないか鑛業權讓渡利得に對する課稅は生産力

擴充を阻害することにならぬか、又過去に遡つて課稅することは不相當であるが適當な處置はないか  
 石渡蔵相 財政の原則から言へば公債は成可く少くし度いのであるが事變繼續中の今日將來の公債發行額を具體的に豫定する譯にはゆかない、稅制改正の主たる目標は所得稅の改正にある、今度の増稅をやる意味は全部を公債で賄ふ事が穩當でないかと考へたから物價政策上からも必要であると考へたからである、所得稅の稅種間の不均衡については將來研究したい、富礦放置の問題は稅の影響であるとは考へてゐない第二種所得に重課するため稅の上では均衡を得ても投資が減退し實際仕事が妨げられるのでは何にもならぬと思ふさらに遊興稅、物品稅等について答へた後

鑛業權の讓渡利得に對する遡及課稅は前例がある  
 木戸内相 遊興稅を移管しても交附金を増すから地方財源が潤滑することはあるまい、地方還元原則については地方自治體の實情に即する標折角研究中である  
 松永東氏(民政) 政府は今回の増新稅により幾干の金額を増徴しようとするのであるか、此金額をもつて公債利拂ひに當てる考へであるか、若し來年度以降公債發行毎に増新稅を行ふのでは結局稅制の根本が破壊されはしないか、政府は増稅案提出の際に増收見積額を過少に評價し國民負擔の増加をカモフラージュする傾きがある、今回の増新稅による増收額は正確に幾何、又物品

切手課稅はデパート、商店に課するものであるか購買者に課するものであるか、遊興飲食稅の新設により都市財政を脅威することにならぬか、遊興稅に代る交附金は如何にして分配するか、地方財政交附金を増額するのは地方都市財政は困窮するではないか、遊興稅を廢止する考へはないか  
 とて遊興稅を國庫に專斷で移管し之に代ふるに權力に基く交附金をもつてのぞむのは官僚の權力擴張の要具に供されたものであると難じて質問を終れば拍手湧く  
 石渡蔵相 今回の増稅は豫め稅額を定めて行つたものでなく臨時利得稅物品稅を中心に部分的増稅を企圖した結果一億九千餘萬圓の稅額を得たものである従つて公債利拂の爲の増稅と云ふ譯ではなく稅制改革を破壊するものでもないと思つてゐる、増收額過少見積の事實はない却つて見積り過大であつて實額が減つてゐる事實もある、増稅と物價政策との調整についてはよく考慮したい、物品切手稅は發賣者が貼用するが結局購買者が納稅者になるものと思ふ、遊興稅は實際上廢止することになるものと思ふ

木戸内相 今後の補給金は遊興稅の國庫移管の缺陷を補填するものであるから一般の地方財政補給金の配分方法の通りにはゆかない、今年には既に地方總算に組込んでゐるのであるから此點もよく考慮して分配額を決定したい  
 小池四郎氏(第一) 生産力擴充のため利益を與へねばならぬと云ふ考へ方をもつてゐる蔵相は現在股販產業が不當過大な所得を得てゐることを知り之が是

正のため今回の増稅を企圖するに至つたものと思ふが政府が既に不當過大の利益を得てゐるものありと知るならばむしろ股販產業が互利を得るに先立つて適正なる手段をとつて之を制限統制すべきであると考へるが如何、一般國民は國策に則つて消費節約を履行してゐるが之は明かに一種の社内留保の如きものと云へるしかし一般は之に對し何等の代價を受けないのに反し巨大な利益を得てゐる大企業家は減稅により留保所得を得てゐる、此點疑問なきを得ない又何等利益率を制限せず此儘にすれば政府の物價引下政策を釘付けにする虞れがある兩相の所見如何、時局に反する大建築大遊興等に對しては今回の如き生ぬるいものではなく禁止的、累進的課稅をなすべきであると思ふが如何、砂糖に對する今回の消費稅は砂糖製造業者に負擔させ様とするものか或は消費者に負擔させんとするものか

石渡蔵相 不當過大の所得者の生じてゐるのを免れ得ないのが現在の状況であるため之等に對して増稅等によつて負擔を課することにしたがお説の見解についても一應考究したいと思ふ、留保所得のあることは物價を低下せしめるよりもむしろ騰貴せしめるとの御尋ねであつたが之は稅金の問題でないと思ふ、砂糖の消費稅は稅の建前から云へばその負擔は消費者にあるがその生産コストの再檢討については充分考慮したい

片山哲氏(社大) 今回の新增稅立案の趣旨は稅を通じて消費節約の政策を徹底

せしめんとするもの、如くであるが、之によつて物價騰貴を招來せしめ政府の低物價政策と矛盾することになる、しかも消費稅物品稅の増徴は必ず之が一般大衆に轉嫁されることとなるが之等について政府は如何に考へるか、惡性インフレーション防止は勿論、増徴を計る上にも所得稅のみならず臨時利得稅、財產稅等の中樞として新時代に處する租稅の新體制を樹立する必要があると思ふが如何、今日我國産業は國家の統制の下に重工業、化學工業中心に轉換しつつある、租稅政策もこの轉換に伴つて一體せねばならぬ、之をやらぬから我國の統制は舊態依然たる大衆課稅なのである、利得稅、直接稅、財產稅等の上に稅制を樹て直すことが眞に産業政策に合致せる租稅政策ではないか、臨時利得稅を戰時利得稅に改稱する意見はないか

石渡藏相 今回の増稅は始めから二億圓と見當をつけたのではない、臨時利得稅と物品稅を中心として戰時増收を對象としたのである、稅制改革に當つては今後の産業政策と摩擦せぬやう又負擔の均衡といふことを原則として考へ度いと思つてゐる、臨時利得稅の増徴については研究したが他方に超過所得稅等もあるので今回の程度に止めたものである、**「戰時」といふ言葉は今日用ひてゐないが臨時利得稅といふ名稱も適當でない様な感もあるから次の稅制整理の時には考へて見た**

青木作雄氏(東方) 專横以來物品稅の増徴により物價は可成り騰貴してゐる、此の物價高により知らず知らずの間に國庫に多大の負擔をかけてゐるのではないか、藏相は國民の所得には既に擔稅餘力なしと見られるか  
石渡藏相 現在の所得稅に増徴の餘地なしとは云はない、唯今日は所得稅の増徴は適當でないと思へたのである、今後日滿支經濟の發達によつて國民の所得は相當増加すると思ふ、それが將來の公債に對しても大きな力となると思つたり答へ、之にて質疑を終り増稅關係法案三件を一括して卅六名の委員に附託、殘餘の日程は廿二日に延期する事とし午後六時十分散會

廿二日 三件可決

一 鑛業法中改正法案等上程  
直ちに日程に入り  
廿二日は午後一時十二分開會、

森下國雄氏(民政) 鑛業對策の根本は賠償制度を設けることではなく鑛害防除を徹底するにある、政府は鑛害防除につき如何なる決意と用意とがあるか、又鑛業従業者の福利施設徹底が今日の急務ではないか、この目的達成のためには鑛業警察機能を擴大強化する考へはないか

八田商相 鑛業警察の擴充に必要な經費は明年度豫算に計上してゐる  
藤瀬厚相 鑛夫の災害預防及び扶助保護

等については鑛山監督局と協力して將來一段の努力を拂ふ積りである  
田尻生五氏(政友) 鑛業法に對し全面的改正を加へる意思であるか、鑛害に對する賠償制度を確立することにより法理上より見れば無過失賠償主義を採用したものと考へるが如何、此の無過失賠償主義は將來各種産業に基く災害に對し重大な示唆を與へるものと思ふが此點政府はどう考へてゐるか、又本法は金錢賠償を原則として原狀回復を例外的に認めてゐるに過ぎないが耕地陥没の場合等には原狀回復を原則とすべきではないか  
八田商相 鑛業法の全面的改正に關しては政府としても同感で鑛業法改正調査委員會も存續して研究して行く積りである、本法は法理上無過失賠償主義を採用してゐるものであるが他の産業等との關係は別の機會に政府委員より答へしめる、耕地の原狀回復については本法運替の上で充分考慮して行き度いと考へてゐる  
松村農林政務次官 過去の鑛害地で其の責任者が明かでない土地に對しては國家の手で相當な施設を行ひ原狀回復に努力する決心である  
松尾三三氏(民政) 鑛業權に讓渡があつた場合鑛害の賠償は讓受人に於いてなすべきではないか、賠償は原狀回復を原則とすることが妥當ではないか  
八田商相 鑛業權の讓渡に際しては當事者が鑛害の有無を充分明らかにされたと思ふ、陥没地が原狀に復することによつて被害に副ふやう努力したい

矢野大藏參與官よりも清めり代つて森幸太郎氏(政友) 鑛害發生の時期を如何にして見るか、炭鑛の災害は科學的に防止し得ないか、石炭業者だけで損害賠償を供託させるのは不可ではないか、化學工業に伴ふ損害に對して賠償制度を實施する考へはないか  
八田商相 本法案は鑛毒發生の時期、範圍の認定を法律的基础の上に置くことが目的である  
廣瀬厚相 各種工業に伴ふ災害防止には充分努力してゐる、賠償制度は今後研究する  
長谷長次氏(第一) 鑛業政策の國立研究所、特殊鑛の採掘國策會社、主要地方に精鍊所等を設ける意思はないか  
八田商相 只今國立鑛業研究所を設ける考へはない、特殊鑛の國有國營化は考へては居ないが非鐵金屬の會社を作つて地方の小鑛山を活用する方法は考慮して居る、精鍊所の設置を將來考へたい

田原春次氏(社大) 小鑛山に多大の災害が起り經營者に賠償能力が無いやうな場合は如何にするか、炭田地方に連帶賠償組合を組織させる考へはないか、石炭事業を國家管理に移す意思はないか、鑛山監督者が退職後炭鑛會社に入社するのを禁止しては如何  
八田商相 小鑛山の連帶組合の組織については出来るだけ指導したい、石炭事業の國家管理は只今の所考へて居ない  
監督官更の行爲に對しては充分取締る  
木戸内相 商工省、厚生省の持つて居る鑛山警察權を直に内務省に一元化することは技術上並びに労働政策上實行困難である

尚瀬厚相 松村農林政務次官よりも答辯あり質疑を終了、錢の輸入稅免除に關する委員會に併託委員を廿七名に増加しつつ日程を變更し  
一 昭和十二年法律第五十七號中改正法律案(錢の輸入稅免除に關する件)(委員長報告)  
一 大正十四年法律第五十一號改正法律案(關東州の生産に係る物品の輸入稅免除に關する件)(同上)  
結果の報告あり報告通り可決確定  
一 明治四十五年法律第廿三號中改正法律案(樺太に於ける石炭の採掘に關する件)(委員長報告)

廿三日

一 昭和三十三年度追加豫算案即ち會を通過せる本年度追加豫算案即ち  
一 昭和十三年年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)  
一 昭和十三年年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)  
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)

十三年度追加豫算案可決  
宗教團體法案上程  
廿三日は午後一時十三分開會、

一 昭和三十三年度追加豫算案即ち會を通過せる本年度追加豫算案即ち  
一 昭和十三年年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)  
一 昭和十三年年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)  
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)

の三案を一括緊急上程し櫻井豫算委員長より豫算總會の経過並に結果につき報告あり直ちに討論に入り

武知勇記氏(民政) 各總費共必要巴むを得ざるものと認める、殊に興亜院關係豫算は本追加案では二百萬圓に過ぎぬが其の任務は重大であるから今後一般の努力を希望し原案に賛成すると自席より賛成意見を述べ次に原惣兵衛(政友)豊田收(第一)山崎銀二(社大)田中耕(第二)各氏も夫々自席より簡單に賛成の旨を述べかくて採決に入り全員起立満場一致を以て委員長報告通り可決確定續いて

一 宗教團體法案(政府提出、貴族院送付)

を上程荒木文相提案理由説明質疑に入り高見之通氏(政友) 本法案制定に當つては宗教の概念を明確にする必要あり、社會通念によるといふ如き漠然たる答辯では不可である、政府の宗教に対する定義如何、宗教の特異性は奇蹟を信仰するところにある、政府は宗教團體を取締るに當り此の特異性を容認する用意があるか、防共、對支方策、米國の對日感情は正等のため宗教の持つ任務は重大である、之等の目的のため宗教の一大運動を起す意思はないか、回教を宗教の中に認めては如何、支那三千五百萬の回教徒は非共產である、我防共の大業完成のため之に働きかける方法を講じては如何、獨伊米佛等何れも回教を公認してある、我國は何故か公認を躊躇するか

當であると思ふ、即ち信仰を基礎とし教義を樹てし宣布するものが宗教と考へる、宗教の特異性は認める、宗教を基礎とする國際的運用は今日其の活躍が乏しいが國際情勢に鑑み今後大いに考慮し度い、回教は世界三大宗教の一であり大陸に對する方策の上から必要である、本法案には明記してはるないが第一條の「其他の宗教團體」と言ふ内に包含されてゐる

斯波貞吉氏(民政) 宗教は信仰であり精神上の問題であつて之を法律で規定することは至極困難である、最近淫祠邪教が盛んになつて居り而も當局は之に類する宗教團體を公認して保護獎勵してゐるが如く見受けられる、即ち金光教、天理教、丸山派等はこれであり丸山派等は現在もなほ孤使ひの域を脱してゐない、斯様な宗教は公益を害し秩序を紊すものであるから版車に取締るべきである、宗教團體法によつて之を取締り得るかどうか、佛教各派僧侶の腐敗墮落は現在著しいものがある、之を取締りと肅正に關して當局はどう考へてゐるか、我國道徳の基礎は教育勸語にある勸語によつて風教は淳化されねばならぬ、政府は國民に對し我國の道徳は教育勸語を骨を服膺することによつて明かに確立されるものであり勸語以外の何ものをも必要としないことを明かにすべきであると思ふが如何

荒木文相 法律によつて宗教は左右出来るものでないと思ふが宗教團體をして後顧の憂なく活動させる様にしてゐる淫祠邪教の取締については豫め之が禁止制限をなすことも出来る様に立案されてゐる、信教の自由は國民たるの義務、安寧秩序を害せざる範圍内に於て認められてゐるのであるから之に反するに於ては斷乎禁止する條項を設けて嚴に取締得る様にしてゐる、我國では教育勸語一本でよいとの御意見であるが御尤もと考へる教育勸語は國民の本分を御示しになつて居りこれに依つて國民教化の實を上げ得るものと確信してゐる憲法により信教の自由が認められてゐるがそれは國民の義務に反せざる即教育勸語に背反せざる範圍内に於ける信教の自由であることは當然である

曾和義式氏(政友) 政府は宗教に對して認職不足である憲法に許されてゐるのは信教の自由であつて宗教の自由ではない本法案は信教團體法案とすべきである我が國に於いては天照大神を大本として八百萬神に齋祀することが眞の宗教であり佛教その他のものは我が國の宗教に非ず單なる信教である、政府はこの點に關する認識を缺いてゐるこれに對する政府の所見如何

平沼首相 元來我が國では神ながらの道が宗教である、他の佛教その他は宗教にあらずとの御説であつたがこれは要するに宗教に對する觀念の相異であり詮すれば言葉の違ひである、神ながらの道は絶対の道であり我が國固有の教である、この道に抵觸する教の存在は絶対に許さぬ、現在佛教その他を宗教としてゐるのは行政上教義信仰宣布儀式を有つ團體を宗教團體と名稱してゐるのである

木戸内相 本法案が成立すれば類似宗教に對する思想的監督は文部省において又公安を害し風俗を紊すものに對しては治安上これが取締りを内務省で勵行する、これによつて類似宗教の監督取締りは充分に出来ると思つてゐる

大島寅吉氏(民政) 木案成立後政府は東亞新秩序の建設のため豫算を以て善良なる宗教團體を動員して積極的活動をなさしめる考へがあるか、宗教の健全なる發達のため内規或は省令を以て各派寺院の相續争ひ其他の醜争を無くするやうにする考へはないか

荒木文相 出來得る限り力を大陸の宗教宣撫に盡したいと考へる、これがため宗教團體の活動を促す積りである、又宗教團體の内部の監督は充分にやつて行く考である

赤松克麿氏(第一) 近來日本精神の旺盛になると共に宗教否認の主張が現れてゐるが宗教生活上の弊害は由來深刻なもので國民生活上及び學問影響も重大である日本精神はすべての文化を包容し融合するものである、國民思想の健全なる發達を圖るためにも文部當局は宗教上の對立摩擦を解消せしむべきではないか、或る宗教團體は御眞影の禮拜神社參拜、軍事教練などに反對しその教義は國際主義であつて極めて非日本的なものがある、我が國民精神と相容れざるものは大宗教と雖も斷じて許すべきではないと思ふが如何、支那民衆の間には歐米宣教師の勢力が深く滲透してゐる、我が宗教家の奮起を促すと共に政府當局も進んで積極的方策をとられたい

荒木文相 我が神社がすべての宗教の上に卓越してゐることは宗教的な摩擦をなくすることになるものである、これは如何なる宗教家も従はねばならぬ國民的義務である、宗教家の大陸發展については全然同感で宗教界の發奮を大いに促したいと考へる

木戸内相 我が國體に反し治安に害ある如き宗教團體は躊躇なく取締る

杉山元治郎氏(社大) 神社が宗教なりや否やについては學説が分れてゐるが政府當局の見解如何、又神社法を制定する意向はないか、本法案の思想的根柢は唯物論にして最近の唯心的傾向に反すると非難されてゐるが如何、本法案に目的條項を缺いたのは何故か、政府の宗教政策は宗教の保護助長にあるのか、又は監督取締に重點があるのか、新興宗教は助長する方針か抑制する方針か、宗教結社の監督が内務省にあるのは何故か、寺院固有土地の見積り及び處分方針如何

荒木文相 神社の行爲は宗教行爲とは見ない、その行過ぎに對しては神社法等の制定によつて取締る必要が生ずると思ふ、國民の信仰には干渉せずこれを啓蒙して行くことか憲法上の信教の自由は與へられた所以であると思ふから宗教政策はこの基礎に立つて保護もし

監督もせねばならぬ、目的修項を缺いたのは宗教の目的は自ら明かであるからである、新興宗教にして國民精神に合致しよきものはその健全な發達を助長するも淫邪邪散については充分取締らねばならぬ

木戸内相 神社法の制定は昭和四年以來神社制度調査會で研究中である  
松村大藏政務次官 國有財産中寺院境内地に貸付てゐるのは二千九百萬坪、一億八千四百餘萬圓である之が處分については近く法案を提出する

推尾辨匠氏(第二) 信教の自由と本法案との關係を平沼首相より答辯あり度い宗教といふ言葉は一般宗教と宗派教派等種々に使用されつゝある、文部省でも屢々混淆を來してゐる、本法の特質を明示するため單に教團法と改めては如何、宗教々々の國家的標準を示すため宗教々々機關を設置する考へはないか、又宗教取締監督に當る警官に宗教の教養を與へる用意があるか

平沼首相 信仰の自由は憲法の認めるところであるが安寧秩序を害し臣民の義務に反するものは認めることが出来なから取締は必要である、又外來の各宗教が我が國體化して發達して來たことは歴史の示すところであつてかゝる意味で宗教の健全なる發達を期するため一面保護を加へ一面取締を行はねばならぬ

荒木文相 本法を宗教團體法としたのは從來の慣習に従つたものでこれによいと思ふ、宗教々師の資格を上げることが結構だがこれは各宗派の自治的陶冶に俟つてよいと思ふ

木戸内相 警察官の取締については誤りなきを期したい  
なほ清水外務政務次官からも答辯あり七名の委員附託に決し殘餘の日程を延期して五時卅七分散會

廿五日 法案可決

廿五日午後一時卅一分開會、劈頭小山議長より「去る廿二日を以て會期三分の二に達したので今後は本會議中隨時委員會の開會を許可する」旨を述べ日程を變更し  
一 森林法中改正法律案(政府提出、委員長報告)  
一 林業種苗法案(同上)

につき小山委員長より委員會の経過並びに結果を報告し、報告通り可決確定、ついで  
一 保險業法改正法律案(政府提出)を上程八田首相提案理由を説明、質疑に入り

田村秀吉氏(民政) 營利保險業者の不當競争、契約の掠奪などが國民經濟に與へる弊害は甚大なものがある、今回の改正でこれらの弊害を徹底的に是正し得るか、現在卅餘會社の中には相當弱い會社があるから直ちに強制權力を以てこれを徹底的に整理しては如何、大衆保護の社會政策的見地からも生命保險は國營に移すべき必然の傾向にある政府は進んで保險國營に進む意志はないか、保險會社の運轉資金現在卅五億圓に達し年々四億圓づつ増してゐる、長期資金としてこれ以上のものはないか、政府はこの三、四割乃至全額を公債に振り向けさせる考へはないか、簡

易生命保險金額を最高一千圓に引上げる意志はないか、火災保險には免責約款があつて地震による損害は無視されてゐる、震災保險を國營の下に創設する考へはないか

八田首相 弱小會社の整理は十分考慮しなればならぬ、しかし急激な整理をやらうとは思つてゐない、保險國營については保險業が既に多年の歴史を持ち一國の經濟にも重大な關係があるので實際の見地から考案せねばならぬと思ふ、生命保險資金は時局に相應した生産力擴充に効果的に運用する様指導したい、國債の消化にも充分協力させたい、生命保險に關する重大事項については商相は蔵相、厚相と協議する様になつてゐる、震災保險は一般民營會社に實行させるのは困難である、政府は目下研究中である

廣瀬厚相 保險國營は將來の問題として考へたい、資金の運用、生保の移管問題も關係當局と協議したい  
石渡藏相 保險國營は將來考慮したい、資金の運用は現在新規増加額の三分の一は公債に振向けられてゐる、公債一本槍でなく一般株式の引受等にも努めさせたい  
紅藤昭氏(政友) 本案は大會社のみを保護するものではないか、約款の改正に手をつけるなかつたのは何故か、生保の免許取消等に關し官僚獨裁の弊を防ぐため商工省に保險委員會を設ける考へはないか、第九十九條の弱小會社の合併勧告は徒らに業者に動搖を與へるのみであるから削除するか又は改めは如何、生保資金を赤字公債に振向け又

強制貸付を命ずる意思はないか  
八田首相 本案は被保險者の保護を目的として居り決して大會社を保護するものではない、不當な約款を改めて行く本法に基礎書類の變更命令權を入れたのは其の一つである、一般の基礎的な事項については獨善の弊を避けるため委員會を設けることは考慮し度い、しかし業者の信用に關する様な問題を之に諮問することは避け度い、合併勧告は極めて秘密に行ふ積りで第九十九條は適正な規定と思ふ、生保會社の國債保有高は充分増加させ度い  
松永義雄氏(社大) 保險料金を低下せしめて保險契約者の負擔を輕からしめる考へはないか、保險業を第三國に進出せしめ國際收支の改善に資せしめる考へはないか、徴兵保險で甲種入營者と補充應召者との差別待遇をしてゐるが不當ではないか  
石渡藏相 保險會社は今日資金の三分の一を國債に振向けられてゐるがその保有率を高めるについては商工當局ともよく相談したい保險業の海外進出については研究をしたいと思ふ  
八田首相 保險料低下については善慮したい考へで目下資料蒐集中である又自分としては本法の適正なる適用により保險業の健全を期し得ると考へて居り從つて今直ちに國營といふことは考へて居らぬ、徴兵保險には臨時召集者には支拂はぬ約款があるがその運用については研究したい  
これにて質疑を終了し十八名の委員に附託、次いで  
一 臨時資金調整法中改正法律案(政府

提出)  
を上程石渡藏相より提案理由の説明あり直ちに赤字公債委員會に併託、次に  
一 國境取締法案(政府提出)を上程八田首相提案理由説明十八名の委員に附託、引續き  
一 軍用資源秘密保護法案(政府提出)を上程米内海相提案理由説明國境取締委員會に併託更に  
一 大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法關稅率法及保險倉庫法等の朝鮮に於ける特例に關する件)(政府提出)

を上程八田首相提案理由を説明朝鮮事業公債法委員會に併託、次いで  
一 北海道土功組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
を上程木戸内相提案理由説明質疑に入り松浦周太郎氏(民政) 北海道の土功組合は大正末年の我が國の人口食料問題に基いて設立されたもので今日之が窮況にある事は一に政府の責任である本改正法の如き姑息策に依らず政治的に一舉に之が救済に乗り出しては如何、政府は北海道の資源開發について冷淡である北海道拓殖につき政府の所信如何とて「亞寒帯農業者卅萬人を救ふ事は自分の使命である」と結んで隆壇

木戸内相 北海道土功組合の状況は最近好轉してゐるので特別助成については考へてゐない、それよりも事業資金を潤澤ならしめる事を考慮してゐる次第である時局産業開發については力を致しつゝあるが拓殖計畫そのものを根本から改訂する事は一考を要すると思つてゐる

矢野大蔵参事官 北海道拓殖計畫の改訂  
 についてはとくど研究したい  
 松尾孝之氏(政友) 組合の廢置分合は組  
 合の協業に依ると規定されてゐるが協  
 議の具體的内容如何又土地改良補助費  
 の率を高める考へはないか

木戸内相 土地組合に對しては拓殖費の  
 補助により土地利用を全からしめ組合  
 の健全なる發達を希求してゐる次第で  
 ある、土地改良費の補については特に  
 考慮する

之にて質疑を終り九名の委員に附託次に  
 一 公證人法中改正法律案(政府提出貴  
 族院送付)  
 を上程倉元司法次官より提案理由を説明  
 し人事調停法案委員會に併託、殘餘の日  
 程を延期して四時五十分散會

**兵役法中改正法案成立**  
 廿八日は午後二時十六分開會、  
 質問日のことゝて先づ青年の教  
 育振興に關して國務大臣の所見  
 を質すべく

佐藤與一氏(民政) 青年團の健全なる發  
 達の爲特に勸令をもつて青年團令を發  
 布して青年學校を義務制とした如く青  
 年團を義務制として全國の青年は全部  
 義務として青年團に入團する様にする  
 考へはないか、青年學校が義務制とな  
 った結果青年團に留るものは寥々たる  
 ものとならう、青年團の發達と活動を  
 活潑ならしむるため一日も早く青年團  
 令を公布、實施する様希望する、現在  
 青年團に對する補助金は甚だ少い、此  
 際増額しては如何

荒木文相 内外の情勢に鑑み青年教育の  
 重大なるを痛感してゐる、此の爲青年

學校を義務制としたわけで青年團は青  
 年學校と併立、兩者相俟つて活動せし  
 める様にしたが將來は此の兩者を打つ  
 て一丸として公的活動をなす様にし度  
 い、此のために補助金の増額も考慮  
 し度いと思つてゐる  
 次いで日程を變更して

一 短期現役小學校教員俸給費國庫負擔  
 法中改正法律案(委員長報告)  
 一 兵役法中改正法律案(政府提出、貴  
 族院送付)(委員長報告)

を一括上程山本委員長より委員會の經過  
 並に結果に關し報告ありその通り可決確  
 定、兵役法改正法律案は今議會貴衆兩院  
 共通過し最初に成立した法律案である、  
 次いで

一 酪農業調整法案(政府提出)  
 を上程櫻内農相提案理由説明質疑に入り  
 深澤吉平氏(民政) 酪農業の發達の爲適  
 正面積を如何なるところに置き又酪農  
 産物の加工配給等は其の生産者の團體  
 をして主として統制せしめる考へはな  
 いか、本案と北海道拓殖計畫との關係  
 に對する政府の所見如何、權太を除外  
 しては本案の趣旨は徹底しないが何故  
 除外したか、國民保健上政府が行つて  
 るる煉乳事業の助長政策は結局大に厚  
 く小に薄いといふ缺陷を有つてゐる、  
 本案により大煉乳會社は益々利益を獨  
 占することとなり中小業者は其の利益  
 を受けること少くなるがどうか

櫻内農相 酪農産物の統制を主として全  
 國的に生産者の團體をしてやらせるこ  
 とは北海道は兎に角全國的には出來な  
 いと思ふ、今回は權太を除外したが將  
 來は其の必要に應じて順次之を及ぼし

て行きたいと思ふ、大會社に利益を與  
 へ中小業者等をして困らすとの御  
 心配であつたが當局としても充分此點  
 を研究して御趣旨に副ひ度い  
 次いで漢那内務政務次官、澤田商工參事  
 官より夫々答辯あり

野澤勝氏(社大) 時局下の資源の擴充  
 を期せねばならぬ時我國最近の乳兒死  
 亡率の多いのは憂ふべき現象であるが  
 本案の見地から國民保健との關係につ  
 いて些かも考慮されてゐないのは遺憾  
 である、政府の所見如何、政府は酪農  
 産物の價格政策のみに其の重點を置い  
 てゐるが不可である、全國百六十一萬  
 の乳酪業者中八十五萬は農家である、  
 しかも之等業者は大資本會社の壓迫に  
 年々轉業せざるを得ない窮地にある、  
 政府は之等業者と共に乳牛の飼養業者  
 の生活の安定を期すべきであるのに拘  
 らず本案に於て何等生産者の保障と言  
 ふ點は少しも考へてゐない、是正する  
 考へはないか、現在の飼料不足の甚し  
 い際一體不可分の滿洲國が飼料の輸出  
 に關し輸出統制税を徵收してゐるが不  
 可解の事だ、政府はこの點につき日滿  
 間を如何に調整するか

櫻内農相 酪農業の統制と共に厚生省と  
 協力して營養上から見た國民保健政策  
 をやつてゆきたいと思ふ、飼料の問題  
 は日滿間の重大問題である、豆粕は輸  
 出統制税を課してゐないと思ふが大豆  
 は課税する事になつてゐる、これにつ  
 いては關係方面と相談してよく調整し  
 てゆきたいと思ふ

廣瀬厚相 御趣旨に副ふ際遺憾なきを期  
 したい

と答へ十八名の委員付託とし、次いで  
 一 明治卅五年法律第四十九號中改正法  
 律案(國勢調査に關する件)(政府提出、  
 貴族院送附)  
 を上程黒崎法制局長官提案理由を説明  
 山崎常吉氏(第一) 從來の國勢調査は靜  
 態調査であつて動態の調査を缺いてゐ  
 る、これでは調査の結果をいつでも發  
 動したいといふ時局の要求に應じ得ら  
 れないと思ふ、政府は今回の改正に際  
 しこの點を考慮したかどうか  
 更に人的資源の整備擴充について各國務  
 大臣に質すとして空席の大臣席に向つて大  
 風呂敷を擴げ最後に平沼首相より答辯あ  
 りたいと述べて降壇

廣瀬厚相 労働者の寄宿舎については善  
 處してゆきたい、乳幼児保健局につ  
 ては只今設立する考へはない  
 と答辯を行ひ櫻内農相、黒崎法制局長  
 官、小柳文部政務次官より夫々答辯あ  
 り

塚平重藏氏(社大) 國民の消費調査は一  
 時的に臨時に行ふのか、定時的に度々  
 行ふ考へか、消費調査の範圍如何、中  
 央統計委員會では國勢調査に當り農工  
 商別の經濟的項目を含ましむべしとし  
 てゐるが、政府はこの決議を實行に移  
 す考へはないか、厚生省に労働統計局  
 を新設しては如何

黒崎法制局長官 今回行ふ消費調査は定  
 期的に行ふ考へはない、但し必要に應  
 じその時々に行ふ考へである、消費調  
 査は販賣業者について小賣價格を調査  
 し物價の國民消費に充てられる部分を  
 集計する積りである、調査品目は重要  
 消費物品で只今の見當では百五、六十

種になるのではないかと思ふが目下研  
 究中である、労働統計の整備について  
 は政府でも充分注意し内閣統計局でも  
 労働課を設けて鋭意改善に努めてゐる  
 労働統計局を設ける考へはない  
 之にて質疑を終了して九名の委員に附託  
 次いで有田外相より上海の治安に關し發  
 言を求め政府の要求により午後五時二分  
 秘密會に入り同五時十分秘密會を解き直  
 ちに散會

**豫算總會**

北支開發計畫  
 廿二日は午後一時卅三分開會  
 原惣兵衛氏(政友) 物動計畫、  
 生産力充實計畫は必ずしも

治安の確立を前提とするものでない、  
 先づ開發計畫が樹てられてその必要に  
 應じて治安を定めて行けばよい、興亞  
 院の開發計畫如何

柳川與亞院總務長官 大體の開發計畫は  
 ある、北支開發計畫設立に當り現地で  
 大體の目論見を樹てその見込は樹つて  
 居るのである、然しその後事慮の變化  
 に適合するやう修正したものもあるが  
 大體十四年度の方針だけは立つて居る  
 のである、而して治安、交通、資金、  
 物資、努力等の關係から絶へず計畫に  
 變更を加へて居るのであつて昨秋興亞  
 院が設立せられて以來逐次開發會社を  
 して實行に移さしめ興中公司の仕事も  
 之に移す方針である、只今直接開發會  
 社の子會社となつて居るものは華北電  
 信電話會社の一社のみであるが漸次他  
 の會社を設立し興中公司をも包含する

ことなる、之等は成る可く今年内に  
進めたい、故に北支蒙疆にある事業會  
社は蒙疆電氣設備會社、蒙疆銀行、北  
支には華北電氣、中國聯銀等である、  
交通は軍、滿鐵、鐵道省が協力して設  
備を急ぎ只今軍の管理下において居る  
が事情の許す限り成る可く早く獨立會  
社の手に移し度、農産その他詳細の  
數字は他の政府委員より説明する

日高興亞院經濟部長 大體今後數年の所  
を眺みまして現地で作成致しました案  
に付き各方面の物關關係又日本側の生  
産力擴充關係などを眺合せまして之を  
検討致して居る次第であります、大體  
の開發の方針としては日滿支の密接な  
關係に預みまして主として國防資源  
特に地下に埋藏されてゐる資源の開發  
といふことを開發會社關係の點に於て  
主眼としてやることになつて居ります  
又同時にその開發のために必要な  
交通運輸といふ點、又一般の産業のた  
めに必要の電氣通信といふ様な事業が  
主要な點になつて居るのであります  
この點は會社法にも必要な事業の統制  
をやるといふことで明かにされて居る  
次第でございます、主要礦産物として  
只今考へられて居りますものは鐵、石  
炭などでござりまして鐵につきまして  
は現狀に於て既に差當りの問題とし  
て興中公司その他で龍烟の鐵礦などが  
實際上動いて居ります、又石景山の製  
鐵所も動いて居る次第でございます、  
之を更に開發計畫を進めて行くといふ  
點に付いて専門家を派遣しまして其の  
報告書などを纏めて居りまして仕事を  
進めて居る次第でございます、又鐵山

ばかりでなく製鐵に付いてもやつて居  
る次第でございます、石炭も同様でこ  
ざりまして現在井徑炭、大同炭など  
實際興中公司及び滿洲炭礦で開かして  
居りまして相當額の出炭を見て居る譯  
でございます、この點についても石炭  
の必要なものは開發會社の手を通し  
やるといふ趣旨で目下研究中でござ  
ります、それに伴ひまして石炭の液化と  
いふことも考へて行かなければなら  
ないのでその點については液化の方法  
その他につきまして目下研究中でござ  
ります、日本側から見まして非常に  
我が工業界から見ても重要なもので  
ござりますからこの開發は至急にやり  
たいと思つてゐる次第でございます、さ  
う致しまして地方の需要を満すばかり  
ではなく日本に對する輸出を増すか  
いふ趣旨でやつて参りたいといふ計  
畫でございます、現在既に興中公司にお  
きまして長芦鐵の對日輸出及増産の施  
設をやつてゐる譯でありそれは鋭意努  
力中でございますが興中公司は既に開  
發會社の方で資本を全部肩代りいたし  
まして開發會社の下に於てゐる譯で  
あります、この鹽業自體についても  
又開發會社の子會社としての仕事を進  
めて行く様に計畫して居ります、相當  
具體的に計畫を致してゐる次第であり  
ます、これらの資源を出しますに必要  
な交通の點については先程の説明の趣  
旨によりまして現地及び後方の資源、  
資材の關係を眺み合せまして相當具體  
的に研究をいたして居ります、主なもの  
は鐵道、それに伴ふバスの事業など  
は現在でも興中公司が出資いたして居

ります華北汽車公司といふのがありま  
して天津、北京方面を經營いたして居  
りますが之も交通の事業として開發會  
社の統制の下に動いて行く事になる譯  
定で居ります、港の點についてもこの  
點は最も重要な點でございますので既  
に應急の措置をいたしまして塘沽港の  
吞吐能力を増す必要がございますので  
この點については應急施設として只今三  
百五十萬噸だけの吞吐能力に擴張いた  
して居るのであります、その他に新し  
く港灣をつくるといふ點について技術  
的の點からも技術官の方で十分具體的  
の案を作りましてそれを技術的にも檢  
討いたして居る程度迄進んで居ります  
電氣事業に付きましては現在に於きま  
しても日本側に於ては主として興中公  
司であります、電氣事業で日支合辦でや  
つて居りますものが天津それから蒙疆  
の方又濟南などがございますので此點  
につきまして一部のものには既に肩替  
り其他の形式によりまして開發會社か  
ら資金が入つて居ります、又事業其物  
につきまして子會社を作ると云ふやう  
な方面に向つて研究中でございます、  
通信事業につきましては先程御説明の  
通りこれは昨年七月に華北電氣電話會  
社と云ふものが出来北支に於てきます  
主なる電氣電話の事業をやつてゐるの  
であります、之は最近開發會社の方  
で投資を致しまして子會社になつて  
居ります、是非非常に業績が良く參つて  
ゐると云ふ事でございます、農業の中  
棉花につきましては此前一寸御説明致  
しました通り是は支那の民衆生活にも

大いに關係があるのでございます、我  
方と致しましても非常に重要な點なん  
であります、支那側の民衆生活に密接  
な點があると云ふ所などを考慮致しま  
して原則として支那側に於て此の棉花  
の開發と云ふ施設を致しましてさうし  
てこれに對して日本側から技術上其他  
各方面で援助をするものと云ふ建前に致し  
てありますので差當りの標準と致しま  
しては北支に於きまして三ヶ年間に事  
業前三倍即ち年産五百萬ピクル作る  
見當でございます、其位迄作らせると  
云ふ事が差當りの見當と致して着手致  
してゐる次第でございます、それで既  
に軍變前からござりまして日本側で經  
營しております華北産業科學研究所  
と云ふものを擴張致しましてそれを研  
究の中心に致しましてそれに對して日  
本側から補助を出し人を出しまして研  
究に努めると云ふ事になつております  
又指導獎勵の點につきましては支那側  
で在來の棉花改進會の組織を改組擴大  
致した次第でございます、之れに對し  
まして日本側の援助と云ふものは主と  
して日本の棉花栽培協會の方から援助  
する事になつておりましてその栽培協  
會に對し政府から補助金を出すと云ふ  
建前になつてゐるわけであり、これ  
は從來の經緯もござりまして差當り  
の所拓務省の方からの豫算で出る様な  
事になつてゐる次第でございます、大  
體主な點に付きましてはさう言ふ點で  
ござりますが未だ其外に鹽業に伴ひま  
してソーダ及鹽滷灰と言ふ様なもの、  
増産と言ふ事なども計畫してゐる次第  
でございます

原氏 事變處理に對する興亞院の使命は  
極めて重大であると考へるが、これが  
爲めに政府の要路大官に現地を視察  
されんことを希望する、又興亞院に  
る軍の人々は眞に軍政に掌つてゐる氣  
持をしつかりと認識してやつて貰ひた  
い  
平沼首相 お述べの點については他の總  
會に御答辯申上げる  
原氏 在留邦人に對する退去命令は今日  
最早必要なしと考へるがこれを撤廢す  
る意思なきや其の時期如何  
平沼首相 其の時期については今日お答  
へ出来ない  
柳川長官 支那に於ける日本人に退去を  
命ずることは最後の手段である、先づ  
注意をしそれでいなければ戒告をし  
なほ不充分なれば各機關と協力して辦  
處すべきで最後の手段としては退去命  
令を發するのにも已むを得ないが御趣旨  
の點は諒承する  
原氏 北支に於ける軍顧問の法律上の性  
質並に今後の取扱ひ如何、興亞院官制  
上の一員として如何なる地位を與へる  
か  
柳川長官 軍當局と打合せの上連絡部設  
置後適當に處置すべく研究中であるが  
現地に於ける支那政權に指導援助を與  
ふべき地位に置く方針である  
原氏 爲替管理法により北支には千圓以  
上携行を許されぬ、これでは北支に  
於ける營業が困難となるが藏相の所見  
如何  
石渡藏相 北支滿洲國は第三國とは異なる  
のであるから許可を受ければ千圓以上  
の携行も出来る、只北支に於て抑制し

度い産業に充當するための持出しや内地とは異なるが資金調整法の趣旨に悖るもの、第三國の目的を有するものは携行を許可しない  
 原氏 北支進出のため商標法を制定するの意思なきや

日高興院經濟部長 商標法の制定が必要なることは同感である、現行の中華民國の商標法は現狀に照し不適當であるから維新政府に於て之が改正を研究中である

原氏 現地に於ける私權確保のため北支支領事裁判制度の上級裁判を置き又支那の司法裁判を指導する必要があると思ふが如何

鹽野法相 理想としては普通裁判所と控訴院を設けることも賛成であるが豫算を要することでもあり充分研究を要する、又支那の司法裁判指導は支那の内政に關する問題でもあり考慮する

興亞院の組織權限運用  
 豐田豐吉氏(民政) 興亞院の組織權限運用につき説明されたい

平沼首相 組織權限は興亞院官制に定むる如く國家として決定した方針を實行する機關である、しかして現地に於ては連絡部があつて出先各方面と連絡する、唯軍司令部との關係については治安については軍司令部の所管である、又外交に關することは興亞院の範圍外である

鈴木政務部長 興亞院は政務、經濟、文化、技術の四部があり各部門の各科に於て夫々の事務を分掌してゐる、此外三月上旬を期して現地に連絡部を置き主として用兵治安につき軍の一體

關係を主眼として治安、開發其他につき軍と連絡部と分擔協力して事に當るしかして軍の暗黙の威力のうちに治安が保てる様になれば連絡部が全部の仕事を所管する様になる

豐田氏 軍の所管事項を連絡部が引繼ぐといふが其の結果は行政權と統帥權との交錯、紛淆を來すことはないか、又強力なる支那の中央政權が樹立されねばならずは我國が指導せねばならぬがそれは外交、軍事、行政の何れに關するか

平沼首相 中央政權は樹立されねばならぬ、之については我國が導いて行かねばならぬ、之は外交の範圍ではない、行政の範圍である、興亞院長官が必要に應じて之に當る

豐田氏 謀略は統帥系統たる特務部がやるか又行政系統たる興亞院がやるか  
 平沼首相 興亞院で行ふこともあり又從來の機構として軍が行ふ部分もある、これは官制上どの機關が行ふと定める譯にはゆかぬ事柄である

豐田氏 居留民の取締中第三國との涉外事項の所管如何  
 平沼首相 居留民の取締は在支官憲が之に當る

豐田氏 上海の民團は工部局の管下にある、又領事館も之に關與してゐるが將來は興亞院が代つて事に當るか  
 平沼首相 目下總領事官が之に當つてゐる將來も同様である

豐田氏 北支開發、中支振興兩會社に對する補給金の算出根據如何  
 日高經濟部長 開發振興兩社共創立以來日が淺いが昨年末に於て北支開發會社

が二千萬圓、中支振興會社が千二百萬圓に對して現貨と照し合せて實現して行くこと云ふことにしてゐる  
 豐田氏 中支方面への出發點は内河航行權を有効に確保することにあると思ふ、今日までの所は殘念乍ら單なるペーパープランに過ぎぬ様に見られる現狀如何

日高經濟部長 内河汽船會社は資本金は甚だ少いが仕事は進めてゐる、營業地域は治安工作の進展と相應するもので未だ充分でない點もある、揚子江の河口海近くまで及ぶことになつてゐるがまだそこまで進んでゐない、振興會社からも融資を受けて今後船も新造し能率も上げたいと思つてゐる

豐田氏 開發會社の創立が遅れたが其の理由如何、又開發會社に其の子會社の經營の方針如何  
 石渡藏相 北支中支の兩會社が創立の遅れたのは可能なり限り迅速にやつた上で遅れたので已むを得ない

豐田氏 軍の管理工場は如何なる目的に基いてゐるか  
 板垣陸相 軍の管理工場は種々の目的があつた、占領地域の治安維持を圖る見地から其の地域の工場を放任することは適當でないので取敢へず之を動かし開發會社の仕事が進むにつれて之に移す方針をとつたのである、又現地に於て必要なものを現地で支辨する必要にも基いてゐる

豐田氏 新上海建設の大計畫は恒産會社に於て進めてゐるのか  
 日高經濟部長 大きな上海の都市計畫については維新政府でやつてゐる、日本の方も協力はしてゐる計畫としては理想的な上海を建設することが目的で之に向つて現貨と照し合せて實現して行くこと云ふことにしてゐる

豐田氏 軍需關係會社のため開發會社の子會社を壓迫されることはないか  
 陸相 過渡期に於ける問題でこれが過ぎれば自然の状態に移るものと思ふ、又

軍需關係會社のため將來開發會社の子會社を壓迫するといふことはない  
 豐田氏 北支方面に於ける港灣は如何様にして經營する方針であるか

石渡藏相 北支方面に於ける港灣經營問題は考へ方としては統一的に考へるべきであると思ふ、又何人がその經營に當るか篤と研究を要する問題である

豐田氏 何人が當るか重要問題である  
 柳川長官 統一的に經營しなければならぬことは言を俟たぬがたゞ當初の間は會社の都合と軍の要求などのためからして或は別々に經營することになるかも知れぬ、併し根本は統一的に經營するにある

豐田氏 將來多數の會社を經營するに於てはそこに一定の基本計畫がなければならぬ、これらの計畫内容如何、又物の方面から見た我が國の生産擴充計畫と關聯した一定の基本計畫並びに日滿支を一體とした觀點からみた計畫もあると思ふが如何

柳川長官 物の方面からの計畫は大要樹つてゐるが具體的なことは他の適當な機會で説明したい  
 豐田氏 續いて日滿支三國間の基本計畫を實施するについて其順序及び資金關係も明らかになつてゐる希望して後

上海租界治安維持確保策  
 豐田氏 治安維持に關しては産業、交通等の關係に重點を置いてその萬全を期さなければならぬ、租界の治安維持については昨日の議會で外相の説明があつたが専ら今日にいたつてゐる以上租界の治安維持は有効適切といふ抽象的言辭のみでは意味をなさない、外務當局

の治安維持は有効適切といふ抽象的言辭のみでは意味をなさない、外務當局

の有効適切な處置とは具體的に如何なる策をいふのか  
有田外相 今回の事件に關聯して日本のとるべき有効適切な處置の具體的内容は目下交渉中であるからたゞ今申し上げかねる

豊田氏 支那に於ける治安攪亂を目的とする遊撃隊は約十七あり、中には井七萬の遊撃隊を持つものもあると云く、産業の開發のためにはこれらを討伐して治安を圖ることが絶対に必要であるが一體如何なる方針で治安工作に當るのか

板垣陸相 我が軍の占據地域内に於ける部隊は治安維持に専念して居る所謂治安維持第一主義を以てそれ〴〵活動してゐることはしば〴〵申し上げた通りである、治安維持の方法は限りある兵力を漫然と配置しても効果がないのでありまして軍事上或る地點に軍を集中することも、即ち諸般の點を考慮し必要な地點に重點を置き逐次全般的效果を收めねばならぬことは當然である、産業開發と治安維持の問題は兩者互に關係を有するものである、故に軍といたしましては事情が許す限り産業開發上必要な地域には優先的に駐兵する方針である

豊田氏 宣撫事業の後に來る宣傳事業について支那側の共同意向も見て來てゐるが支那青年層の人心を獲得しなければ治安の維持も鈍かしい、これを如何なる方法で獲得するか對策如何柳川長官 非常に困難であるが是非ともその方向に向はねばならぬ、我が軍の行動が止むに止まれぬ理由から出たも

のである點を充分知らせるやうにして飽くまで根氣よく一定の方針で彼等を指導感化するやうに努めなければならぬ  
これを以て質疑全部を終了し午後四時十五分散會した

十三年度追加豫算可決

廿三日は午前十一時四十二分開會、前回をもつて質疑を終了して居るので

- 一 昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 一 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)

決算委員會

【二三】廿三日は午後二時五分開會、西川貞一氏(政)より農村漁村對策につき樋口善右衛門氏(政)よりアルコール原料甘藷買上價格引上問題につき、井上良次氏(社)より轉業對策につき各々質問あり大藏工商兩省府委員より答辯ありて五時半散會した

【二三】廿五日は午後二時五分開會、井上良次氏(社)より大學病院の實績福田關次郎氏(民)より大日本青年會の不正事件、國民精神總動員中央聯盟の綱紀問題、松尾孝之氏(政)より教育問題、森田重次郎氏(民)より入學試験緩和對策、井上、

佐竹晴記(第二)河合義一(社)三氏より航路補助、通信特別會計等の諸問題につき各々質問あり荒木文相、その他關係各省府委員これに答辯して午後六時五分散會した

【三六】廿八日は午後二時卅五分開會、預金部資金運用問題に關し  
井上氏 預金部資金中社會事業方面並に社會政策的意味を以て融資された額はどれ程あるか

廣瀨預金部資金局長 正確には申上げ兼ねるが大體社會事業的資金への放出額は地方資金として放出されてゐる約廿億の資金中一月末現在で五億五千三百萬圓程度に達してゐる、尙預金部資金は約六十億に達してゐるが、事變發生以來は國債消化に努力を拂ひ、今日までの國債への放資額は卅五億に達してゐる

特別委員會

福田關次郎氏(民政) 預金部資金の運用方針如何  
廣瀨局長 運用方針としては大體國債應募引受、生産力擴充に關する事業社債の引受、並に地方資金の三本建の方針をとつてゐる、十三年度に於ては國債引受は六億五千萬圓、地方資金一億九千萬圓、生産力擴充關係社債引受一億一千萬圓となつてゐる

福田氏 預金部資金中對支借款關係に運用され回収不能となつてゐる資金如何  
廣瀨局長 對支借款關係資金は既に一般會計に肩替りされた部分も多く従つて現在額は直接融資四千六百廿萬圓に過ぎない、これ等は現在事變關係で償還するべき年賦等も中絶してゐる  
福田氏 生産力擴充關係への融資額及び

既設五ヶ年間に於ける融資資金の回収不能分はどの位になつてゐるか  
廣瀨局長 生産力擴充關係への融資は主として政府保證債の引受の形式をとつてゐるがその額は十三年度に於て約一億九百六十六萬圓となつてゐる、尙特殊の事情で回収困難に立到つたものに対しては融資條件を緩和する等の方針を採つてゐるが回収不能に陥つたものは全然ない

更に福田氏決算の紊亂と人権の蹂躪とを指摘して綱紀補正の必要を強調し、田邊内閣書記官長より全然同感につき政府としても充分注意する旨を言明、更に井上山田順策(民政)兩氏より鐵道省所管の質問あり政府委員の答辯ありて四時五十分散會した

裁判所構成法委員會  
【二三】廿一日の衆議院裁判所構成法改正案(議員提出)特別委員會は開會に至らず流會となつた  
【二三】廿二日は午前十一時十五分開會、野田文一郎氏(民政)より  
裁判所の大權を委任せられてゐる司法官の待遇を格段に向上せしめ裁判官の地位は檢事と切離して一段高くしておく必要がある、これ本案を提出した所以である  
と提案理由の説明をなしこれに對して鹽野法相は  
現行司法制度をもつて満足するものではないが本案は裁判制度の根幹に觸れる重要問題であるから直ちに賛成する

青救補助法案委員會

【二三】青年學校教育費國庫補助法案委員會は廿一日午前十時四十三分開會  
長野長廣氏(民政) 地方の行政官殊に教育に従事するものが内務省の威令には服するが他官廳の威令に服さぬといふ官紀弛緩の事實がある、内相の所見如何  
木戸内相 地方官吏殊に教育に従ふものは敬愛と人格とを持たせることが必要で之が督勵に慎重を期してゐる  
長野氏 官吏身分保障令を撤廢する意思はないか  
内相 現内閣は既に平沼總理より答辯されたやうに官吏身分保障令を撤廢する必要なしとしてゐる、しかし撤廢せよといふ他の議論も強く行はれてゐる、

譯にゆかない、即ち昨年司法制度調査委員會を開設して諸種の問題を研究中であり現に諮問第二號第一の問題として檢事局の組織並に裁判所との分離問題を審議中であり當局としてはその答申を待つて籌慮する方針である  
【三三】廿七日は午前十時五十分開會、討論採決に入る豫定のところ政友會側の都合によつて廿八日午後後に延期することになり直ちに散會  
【三六】廿八日は午後二時卅五分開會、討論に入り高橋義次(民政)高橋泰雄(政)松永義雄(社)金井正夫(第一)各代表委員の賛成演説の後採決の結果、裁判所構成法改正法案並に檢察廳法案の兩法案共滿場一致可決、同一時半散會した



官吏の監督官紀正については文官分限委員会の活用により相当地度官吏の道を正して行くことが出来ると思ふ

【二三】廿二日は午前十時卅五分開會、直ちに質疑に入り

長野氏 戦傷將校又は下士にして現役にあり得ない者を青年學校の指導員として軍事教練を行はしめると共に精神教育に當らしめる意思はないか

中村一務局長 戦傷將校の人格が高貴であれば精神教育上偉大な効果があることは歐洲大戦後獨逸が獨眼又は隻腕隻脚の戦傷勇士を教師として今日の隆々たる國威を築き上げたことを見ても判る。この事は既に陸軍でも研究を遂げてゐるが、尙關係當局とも協議連絡して善慮したい、又これは獨り青年學校のみならず我國のすべての教育機關に配置することが出来れば精神教育上極めて貢獻するものと思ふ

長野高一氏(民政) 勤勞青年層に對し青年學校就學の義務を負はすために産業に悪影響を及ぼすことはないか

小柳文相 務務次官 小學校を卒業して直ちに産業に従ふ者は非常な數に上るが國の全體から考へて多少の不便は忍んでも此等の勤勞青年を青年學校に就學させ必要なる知識を修得させねばならぬ、青年學校の實際からみても生徒は好學心と共に責任心が旺盛であつて産業上支障はない、しかしこの問題は重大であるから義務制實施に際しては常

に考慮を拂ひ最善を期したい、これにて質疑を終り午後零時七分散會し

【二三】廿三日は午前十時五十分開會、直ちに質疑に入り河合義一氏(社大)より青年學校教育に關する質問あり荒木文相これに答へついで

田子一民氏(政友) 青年學校の義務制は最小の経費で最大の効果を狙ふものであるから融通性のあるものであつてほしい、又體位向上の見地から青年學校生徒には小學校の施設を使用せしめられり中學校の施設を使用せしめられたい荒木文相 充分考究しよう

長野長廣氏(民政)より其中等學校に對する不祥事件に關する質問あり小柳務務次官の答辯あつて午後零時廿二分散會

【二三】廿五日は午前十時卅八分開會、直ちに質疑に入る 佐藤與一氏(民政) 教育に關する規定は勅令によらず法律をもつてする意志はないか

平沼首相 この點については色々の論議のある所であるが今日まで永年教育に關する法則は勅令によつて規定し來つたもので只今では勅令事項の範圍になつてゐる、自分の考へでは將來もこの方針を續けて教育に關する法令は勅令によつて規定したい

その他佐藤氏より所謂萬民輔翼と教育勸語との關係等について質疑あり平沼首相よりこれに對する答辯あつた後 田子一民氏(政友) 青年學校義務制の施行に際して將來この尊い青年學校教育に貢獻のあつた功勞者を顯彰する考へはないか

平沼首相 御趣旨は御尤もである、從來も民間の功勞者に對しては畏き遡りより級位級勲等特別の御沙汰があつた、青年學校教育功勞者の顯彰のことは今少し廣い範圍からこれを認める必要もあるやうに思はれるから關係當局とも諮つて考慮しよう

以上にて質疑を了り午前十一時五十分散會

【二三】廿七日は午後一時卅二分開會、直ちに質疑に入り 庄司氏 青年學校本科卒業生に對し一級中等學校卒業生と同等の資格を與へ上級專門學校入學の道を開く意思はないか

田中社會教育局長 青年學校は郷土に即した教育を施す所であるからその特性を失はぬことが必要である、又上級學校へ入學の道を開くためには一級中等學校卒業生の資格と視み合せて考究する必要があるので青年學校に於る教科内容をもよく研究した上で決定したいと答へ午後二時廿二分散會

軍馬資源法案委員會 【二三】廿一日は午前十時廿五分開會、小原笠八十美氏(政友)軍馬品種の交配問題につき詳細に亘つて荷見馬政局長官に質疑をなし正午散會

【二三】廿二日は午前十時四十五分開會、前日に引續き小笠原氏より質疑あつて後 陣軍吉氏(第一) 鍛鍊競馬は一府縣一ヶ所となつてゐるが如何にして決定するか、地方競馬の負債整理は如何にするか、獸疫防疫支所出張所を設置する方針を確立しては如何、産馬地方府縣に

對しては畜産課を設け専門技術官をしてその長たらしめる考なきか 荷見馬政局長官 鍛鍊競馬の施行場の選定は地方有力者の意見を尊重することを基本とするが風致上、衛生上、交通上の諸點を考慮して有効適切な方途を以て設置する、廢止される地方競馬の負債整理は軍用保護馬鍛鍊中央會及び地方競馬整理委員會に於て行ふが、馬券を賣らざる地方競馬に於ける整理はこれを行はざる方針である、防疫支所出張所の設置については今後とも盡力する、畜産課の設置については關係當局と協議の上實現を期したい

更に限部岩吉、坪山徳彌、小串清一(以上政友) 諸氏よりの鍛鍊競馬に對し地方税を徴するや否やとの質問に對し 内務省當局の意向としては從來通り地方税を徴することになる府縣もあることと思ふ

との答辯あり、午後零時卅分休憩、午後一時四十五分再開、山崎常吉氏(第一)小野謙一氏(東方)より競馬獎勵と射倂心抑制の調和問題、新馬種の交配問題につき質疑ありこれにて一應質疑を終了、午後三時散會

【二三】廿八日は午後一時四十三分開會、直ちに休憩して「鍛鍊競馬に於いて地方府縣税の附加を許さざる旨を明記すべし」といふ委員側の意見につき、委員と政府側と懇談を重ねたが結局意見の一致を見ず休憩のまゝ午後三時廿二分散會

赤字公債委員會 【二三】廿一日は午前十時開會

▲純銀も買上げか 【二三】廿一日は午前

一 金資金特別會計法改正法律案

を議題として審議に入り速記を中止して相田大藏省理財局長より金資金運用の實情につき説明あり次いで速記中止を解除して質疑に入り 宇賀四郎氏(民政) 金資金の運用に當り本来の産金目的を逸脱し、殊に興業銀行の債券を巨額に保有する理由如何相田理財局長 金資金の運用は金の増産に利用すること本来の目的である 松村大藏務次官 興銀を通じて生産擴充の目的に副ふためである 尙入間野銀行局長よりも興銀債券保有當時の金融事情につき説明あり 宇賀氏 金資金を銀の買入にも運用する途を拓いた理由如何 相田局長 金地金は銀との混合金地金である兩者一緒に買上げる方が産金業者の便宜であるから産金獎勵になるのを銀は國際貸借手段として利用せられてゐるからである

東條貞氏(政友) 純銀の買上も行ふか 相田局長 差當りは混合金地金の銀を買上げるのみであるが將來情勢如何によつては純銀も買上げるかも知れぬ

▲北拓銀行法審議 【二三】廿三日は午前

▲東條貞氏(政) 諸氏と石渡藏相、入間野銀行局長との間に質疑應答あり正午休憩

▲産金増産方策問答 東條氏 産金五ヶ年計畫は豫定通り進んでゐるか

八田商相 必要資材の準備に時日を要するため昨上半期迄は豫定通り行かな

かつた點があるが下半年より本年にかけて次第に豫定通り進んである

東條氏 産金増産につき何等か新しい計畫をたてゝあるか

八田商相 産金業者に對して増産の割當をなし之に必要な物資の配給等に努力する考へである、また金精錬所の如きに就ても産金會社から助成してもつと賃金の増産を計りたいと思ふ

東條氏 日本産金振興會社の社債の利率はどの程度を豫定してあるか

小金鑛山局長 中小鑛山に出来るだけ資金を放出するためにはなるべく低利のものとする必要がある、一流社債のやうに四分二厘で募債するとなると貸付金利が五分以上にも上廻つて事業の活潑を期待できない心配もあるから目下此點につき大藏省と折衝中である

宇賀氏 金の強制管理について政府は研究したことがあるか、また之を實行する考へはないか

八田商相 金の増産に就ては種々方策を充分研究した結果、強制國家管理にしない方が目前の産金増加を計る上に適當であるとの結論を得て今日のやうな方法をとるに至つたものと思ふ

宇賀氏 昨年の産金獎勵金及本年に入つてからの新産金増加成績如何

小金鑛山局長 十三年度の産金獎勵金は四百四十三萬圓で既に俸給殘高と事業費の一部を除いて全部交付済みである本年に入つてからの産金成績は極めて大きつばにしか判らないが昨年より良好である

次いで北海道拓殖銀行法中改正法律案に就て深澤吉吉氏(民)と入間野銀行局長と

の間に質疑應答あり午後三時五十八分散會

▲議會權威損傷報道の真相判明迄審議中止 【三五】廿五日は午前十一時五十分開會、劈頭板谷委員長より

廿五日の東京某新聞に赤字公債委員會の審議上忌はしき事實があるかの如き報道がありかゝる報道は議會の權威を甚だしく傷けるもので此まゝの状態では審議を續行することが出来ない、故にこの事件の真相に就き内務省に調査方を依頼したい

と述べ之に對し生悅住内務省圖書課長より

未だ同問題の真相につき内務省として十分に調査はしてゐないからその内容についてはお答へし兼ねる

と答へ續いて山崎常吉氏(第一)は同問題に對する内務當局の徹底的真相究明を要求する

かゝる問題の傳へられることは議院全體に及ぼす影響は甚大であり、その徹底的調査がなされる迄は赤字公債委員會の審議を中止すべし

【三三】廿七日は午前十時卅五分開會、松村大藏政務次官より併託請案臨時資金調合法中改正法律案について説明あり内務省生悅住圖書課長より新聞記事報道問題に就き「北拓」として本委員會議員から威嚇を受けたことは承知してゐない旨の報告あり、質疑に移り八田商相に對し低物價政策の根本方針を質し商相より別項の如き答辯あり

田中氏 物價政策に對する行政機構が一

元化あつてこそ低物價政策の實があると思ふ、生産配給、消費を一部局に集中してゆくべきと思ふが之に對する信念を伺ひたい

八田商相 物價委員會は民間の學識經驗者を網羅して十分なる物價問題に對する研究としてゆく機關となし、之と呼應して商工省内に新部局を設け緊密なる連絡をして行く、これが現在の状態に於ては最も適切な方法であると思ふ、物價問題の解決は生産、配給消費に對する國民の自覺が必要である、政府としては國民の自覺が必要である、協力を誘導することが必要である

宇賀氏 産金振興會社の産金獎勵上の効果は十分である、政府の所見を問ふ、商相 産金會社は設立後なほ日が浅いため十分な効果を擧げるに至つてゐない事實は認められ今後産金の積極的増産に力めるやう努力したい、之が爲に産金會社をして金の精鍊所設置をなさしめることが必要であると思ふ

宇賀氏 産金振興會社資金計畫の詳細内容は申し上げられないが金資

金特別内容はなほ十分な餘力を持つてゐるから出来る限り産金會社へ融資を圖り金増産に便宜をはかるつもりである

田中源三郎氏 政府は物價低下政策と關聯して消費節約運動に積極的に乗り出す必要があると思ふが如何

商相 物價對策に伴ふ經濟警察の取締は法的根據を有するものであるが同時に消費節約に對する精神運動は極めて大切であると思ふ

かくて午後零時十分散會

▲恒久的物價方針闡明 【三五】田中源三郎氏(政友)の質問に對し八田商相は答へて政府の低物價對策としての恒久的物價政策方針を闡明した

政府は物價對策としては昨年設置された中央物價委員會、地方物價委員會機構の根本的改正をなして必要なる人的要素を整備すると同時に之と關聯して商工省の機構を改革、物價問題を取扱ふ物價局或は物價對策局ともいふべき新部局を設置物價問題に對する學識經驗者を網羅し物價の推移、公正なる價格決定に對しこの兩機關の二本建で物價對策をやつてゆきたいと思ふ、而して物價問題に對する根本方針も従来の騰勢物價抑制政策を轉換せしめる必要があり、今日では將來に亘つて永い間の恒久的物價安定策を樹立實施せねばならぬと思ふ、之には物資の配給、輸送、金融、貿易等各般に亘つて關聯があるから物價委員會の研究と相俟ち各省と緊密な連絡を圖り政府全體が此の重大問題解決につとめたい同問題の具體的進行としては既に一昨日中央物價委員會官制を改正して前藏相池田成彬氏が會長となり常任委員を設置、之に研究員を附随せしめ事項別、物資別に専門委員を設けることになつて居り、また地方委員會も中央と連絡をとり恒久的物價政策に努めることとなつてゐる

▲樺太石炭採掘案可決 【三三】廿一日は午後三時廿分開會、前回を以て質問を終了した樺太に於ける石炭採掘に關する明治四十五年法律第廿三號中改正法律案の討論に入り栗山博氏(民)沖島謙三氏(政)

須永好氏(社大)石坂繁氏(第一)小田榮氏(第二)より夫々賛成意見の開陳あり採掘の結果全會一致原案通り可決、續いて臺灣米穀移出管特別會計法案に就き矢野大藏參事官より提案理由につき、又實質的内容をなす臺灣米穀移出管理の内容の如く夫に就て森岡臺灣總務長官より左の如く夫々説明をなし川崎末五郎氏(民)小田氏、須永好氏(社大)から資料提出の要求あつて同四時半散會した

▲臺灣米移出管理の目的(森岡長官説明) 一 管理案は臺灣産米の調和的發展と國家的使命達成を目的とするものである即ち從來内地の米穀事情に對應して局内の水利、土地改良等の施設を禁止した爲め臺灣農業の全般的發達を阻害するに至つたので、戦時下食糧政策上米の漸進的増産を圖る標榜施設を講ずる一方有用作物を奨勵して産米の調和的發達を計り帝國經濟圈確立の爲めに其の地理的特殊性(黃麻等麻軍需構植物の栽培)を發揮せんとするものである

【三六】廿八日は午前十時四十二分開會、樺本重蔵(社大)山崎常吉(第一)兩氏より新聞記事報道事件の速かなる解決に對する要望あり、續いて入間野大藏省銀行局

二 本案は農家經濟の安定向上を目的として、米價の騰落の激しい臺灣で米作に倒荷する現在の傾向を匡正する事は農家經濟の安定上必要である、其の爲めに農家經營の多角化を企圖してゐる

三 尙此爲めに總督府は我國食糧問題の重要性に鑑み農林當局と協議して内外地を通ずる需給推算に基いて生産計畫を立てる様にした

四 賣渡價格と買入價格から生ずる剩餘は其大部分を局内に還元して土地生産力の擴充農家經濟の向上に充てる方針である

五 管理案と相關々係にある砂糖に對しては適當な統制策(糖業令)を講ずる方針である

▲臺灣米穀管理問答【二三】廿三日は午前十時卅五分開會、愈々今議會提出重要法案の一たる臺灣米穀移出管理特別會計法案の審議に移り

長野高一氏(民) 臺灣米移出管理案は純粹な經濟問題であるにも拘らず重要産業調整委員會の終了迄局内の新聞掲載を禁止し東京に於ても其反對運動を彈壓したのは如何なる意味であるか

森岡總務長官 臺灣は内地と異り民度も低いので案の内容を議會提出が未だ決定せざる以前に論議を許す事は經濟界、民心に及ぼす影響が大なので禁止したわけである、從つて答申案決定後には解除した、東京に於ても解禁前に反對的小冊子の頒布を禁止したが解禁後は何等壓迫してゐない

長野氏 管理案作成に當つて農林省、拓務省、總督府三者間に何等かの協定を行つたと聞か、其の内容如何

植揚拓務省殖産局長 三者協定の内容は一臺灣總督府は農林省の内外地を通ずる米穀需給推算に基き一定の生産年次計畫を立てること

二 これを基礎として月別移出計畫を樹立する事(時の米穀事情を參酌して)

三 移出に當つては販賣は農林省に委託し米穀會社をして代行せしめる

四 米穀會社は必ず基隆、高雄二支店を設置する事

五 米穀會社不成立の際には別個の販賣機關を設ける事

長野氏 移出管理案は農民を搾取せんとする、差別的觀念から出發してゐると言ふ風評があるが當局の所見如何

八田拓相 内臺一視同仁の精神の變りなき事は勿論で拓務省としては寧ろ農家經濟の安定農民の福祉増進に寄與する所大なりと確信してゐる、何等差別的觀念を有するものではない

長野氏 管理案實施に依る剩餘金を一設會計に繰入れず農村のみに還元せんとする理由如何

森岡總務長官 管理案を實施しても決して米は減産しない寧ろ漸進的に増産する様に計畫し一方軍用必需品を獎勵する様に於て、從つて戦時下國策の線に沿ふものと考へる

岡野氏 米管理案を實施しなくとも有用作物の増産を期待し得るのではないかと田端殖産局長 米管案の實施に依つて有用作物増産の效果成績を一層適確ならしむる一方局内産業の調和的發達を求むる爲めに是非其實施が望ましい

岡野氏 買上米の貯蔵、生産費の決定等に就いて如何なる考慮を拂つてゐるか

田端局長 買上價格及生産費については一般經濟事情を參酌して適正ならしめる方針である、又貯蔵については貯蔵期間の金利、保障料等を考慮してゐる

岡野氏 米管案の實施に依り米價の下落を來たし其結果甘蔗其他の農産物の下落を惹起し農家經濟の不安を來しはせぬか

森岡總務長官 若干の値下りはあるかも知れぬが甘蔗については糖業令に依つて統制し(買上價格を許可制とす)農家經濟に急激な變化を與へない様にすべのみならず農家の多角經營に依つて漸次収入を増加するものと思ふ

八田拓相 一時農家収入は減少すると思ふが間もなく収入は恢復し更に増加する様な計畫を持つてゐるから統治上悪影響はないと考へる

▲臺灣米移出法案審議【二五】廿五日は午前十時四十五分開會同前に引續き併託案たる臺灣米穀移出特別會計法案及び臺灣事業公債法中改正法律案に關する質疑を續行

松山常次郎氏(政) 事業公債千八百卅萬圓は如何なる用途に使用するのか

森岡總務長官 臺中州梧棲の築港に使用する、其計畫は第一期四年計畫一千五百萬圓を以て中型船程度の繫船設備を完成し第二期計畫は更に千二百萬圓を以て一萬トン級船舶の出入設備を完成する積りでゐる

松山氏 臺灣の産業發展のためには電氣特に水力電氣が必要と考へるが當局の方針如何

森岡總務長官 臺灣の電氣は西部百七十萬キロ、東部八十萬キロ、合計二百五十萬キロで西部は臺灣電力が東部は別個の會社で電氣の開發を行はしめる方針である

松山氏 高砂族(生蕃)の嘗つて住居となした山間地帯に山林移民を實行する意思なきや、又高砂族を山地から平野に引出す事について如何なる計畫を有してゐるか

森岡總務長官 臺灣總面積の大部を占める山地の開發は頗る重大事であるので當局としては昭和十一年以來四ヶ年計畫で山地開發調査を行ひ來り其結果計畫的に夫等の土地利用の方策を樹てつゝある山林移民も其一策として考慮してゐる、高砂族は大體山地から山脚地帯に移住せしめる方針である

松山氏 高砂族を一段と精神的に厚遇することが理藩上必要と考へるが當局の所見如何

森岡總務長官 理藩政策は今日産業經濟全般に亘つて非常に進歩してゐるし、

又今次の事變に於ては高砂族も志願して軍夫となつてゐる程で精神的にも餘程進歩して來る

松山氏 臺灣は南方發展の基地である、特に南洋華僑に對する宣傳呼びかけが今日必要と考へるが臺灣當局は如何なる方策を採つたか

森岡長官 中央と連絡し放送(福建、廣東、馬來各語)其他の方策を考へてゐる

松山氏 海南島の開發拓殖計畫を有するや南支調査會は總督府と如何なる關係にあるか

森岡長官 海南島處理については中央の方針に從つて臺灣としての使命を達成したい、南支調査會と直接の關係はないが連絡便宜を與へる事は必要と思ふ

松山氏 臺灣米管案は國策的見地から見て當を得た政策と考へるが米管案實施に便乘して利益を受ける砂糖業に對して無水酒精製造を強制する意思はないか

森岡長官 今日國策上の見地から無水酒精の製造は極めて重要であるから砂糖業者に對しては特に協力を要望してゐる

▲答へ、十二時十五分休憩、午後一時四十五分再開 沖島謙三氏(政) 米管案實施に依る有用作物の獎勵は結構であるが其耕地は何處に求めるか、水田、甘藷の地域に喰込んで米の減産を招來しはせぬかと田端殖産局長 水利施設、土地改良等に依り十二萬三千餘甲歩を増成し、其一部を充當する方針である

成島勇氏(民) 米管案實施に依り木の減

産を招来しないと云ふ根拠を明示されたい。

田端殖産局長 一段當り収量の増加を計る機指導施設をなし一方急激な變化を與へずして農法の改良進歩を計る、水利施設、土地改良等に依り(十ヶ年に二千萬圓)水田面積十二萬三千甲歩を増成する、品種の改良、季節風の被害を除くための耕地防風林設置等の方策で増産するつもりである

吉植庄亮氏(政) 滿洲國では外貨取得の爲め圓ブロック内への大豆輸出を制限するさうであるが臺灣の如く大豆粕の大部分を滿洲國に仰いでゐる、地域では農業上の影響頗る重大である、當局の方針如何

原對滿事務局長 未だ決定してゐるわけではない、只滿洲國の貿易統制法の改正に際し近い將來制限品中大豆大豆粕を入れる事があるかも知れぬ、併し影響する所頗る大であるから實施に際しては慎重に考慮したい

成島氏 米管案實施に依る農家収入の減少は如何なる方法でカバーする積りか又米と相關々係にある砂糖業に對しては如何なる方策をとる積りであるか

田端殖産局長 有用作物の奨励、土地生産力の擴充立體的集約農法の實施に依り農家収入は寧ろ増加する計を有してゐる、従つて減収は極く一時的と考へる、砂糖に對しては米管案實施と同時に糖業令を施行して買上價格を許可制として甘蔗の値下りを防ぐ積りである

田端殖産局長 別個の販売機關を設立すべく充分用意がある

と答へ更に朴春琴氏(第)管理案實施後の見透しに就き質問し三時十分散會  
【二七】廿七日は午前十時五十分開會前日に引續き臺灣米移出管理案に對する質疑を續行

成島氏 長期建設の現下に於て内外地を通ずる一貫した米穀政策を樹立する必要があると考へるが當局の根本方針如何

田中好氏(政友) 梧棲の築港計畫樹立に際しては後方地帯、電力關係、工場敷地、南支南洋内地との關係等も充分考慮して決定したのであるか

森岡總務長官 約四ヶ年間に亘り附近港灣の關係からあらゆる方面との關係をも考慮の上梧棲を選んだわけである

田中氏 臺灣電力の一元制統制下にある臺灣に於て東部と又別個の電力統制會社を許可する方針と聞くが其の理由如何

別個に考慮したい

田中氏更に臺灣電力會社の機構に就いて質し高田稔平氏(民)より資料提出方を要求し十二時十分休憩、午後二時廿八分再開

田中氏 米價の適正、農家經濟の安定と云ふこと、有用作物の奨励増産と云ふ事は別個の問題を考へるが従つて國策上有有用作物を必要とするならば増税其他の方法に依つて行つた方がよいではないか管理案に依らねばならぬと云ふ根本理由を明示された

森岡總務長官 有用作物を奨励し増産する爲めには米作偏重を匡正する必要があり又管理案は農業を中心として計畫されたものであるからこれに依る剩餘金は農家に還元するが當然である、一般收入たる増稅收入を特に農村に還元する事を制度化する事は不穩當であると思ふ

田中氏 米管案實施に依る米の減産を心配する向きが多いが將來は兎に角今年から果して減産しないか

森岡長官 將來十ヶ年廿三萬餘甲歩の水田を増成するし、又今年からも特に水利施設等を行はずとも増産する計畫見透しである

田中氏 當局は糖業令を以て米作と相關々係にある砂糖業者を取締る相であるが其内容を速かに明にされたい

森岡長官 目下種々研究してゐる例へば糖業者が相當の利益を得てゐる事は事實であるから、事業公債發行に際しては糖業資金を利用する等である

長野高一氏(民政) 米管案實施による農家の收入減は如何なる方法でカバーするの收入減は如何なる方法でカバーするか

森岡長官 甲當り収量の増加水利施設の擴充、耕地面積の擴張、經營の多角化等に依つて充分補填し得ると考へる

と答へ三時五十二分散會  
▲臺灣關係質疑【二六】廿八日は午前十時四十分開會

川崎氏 領憲以來既に四十年を経た今日臺灣に於て今更皇民化運動を提唱する理由如何

田端殖産局長 農業に關聯する道路、水利事業等を意味してゐる

と答へ、かくて十二時十分一休休憩、午後二時廿分再開午前引續き臺灣米移出管理案に關する質疑に入り

川崎氏 米買上價格の基礎たる生産費は如何なる方法で決定したのか

田端殖産局長 臺灣各州下に亘つて各事情を異にした農家蓬萊米生産者二百五十戸、(在來米生産者五十戸合計三百戸)に就き調査したものである

川崎氏 管理案に於て二圓の利鞘をとる事に決定した根拠如何

田端局長 臺灣産業の調和的發展を主眼とし一方農家經濟に急激な變動を與へない事を考慮すれば概千斤に就き五圓石當り二圓程度引下げた事が適當と認めて決定したわけである

高田稔平(民政)吉植庄亮(政友)兩氏より臺灣農家に於ける米の生産費價格及内地市場に於ける價格と内地農家に於けるそれとの比較に就き當局に詳細に且計數的に質したる後、川崎氏と田端氏の間質問答あつて四時十五分散會

増稅案委員會

【二三】廿一日の衆議院本會議に於て委員付託となつた支那事變特別稅法案外二件所請増稅案委員會は廿二日午前十時五十分開會、先づ委員長、理事の互選を行つてのち

一 支那事變特別稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

一 臨時利得稅法中改正法律案

如し

△委員長 川崎克(民)

△理事 小山倉之助(民)、宇賀四郎

(民)、最上政三(民)、横川重次(政)、

森田福市(政)、鶴野密(社大)

▲臨時利得税増収八千五百萬圓

尙ほ右席上石渡藏相より説明したる臨時

利得税の増収人内訳は左の通りである

(單位千圓)

一 法 人

資本増加の場合に於ける増収 5,000

税率引上による増収 5,000

計 10,000

一 個 人

讓渡利得による収入 3,000

税率引上による増収 5,000

計 8,000

一 合 計 18,000

【二五】廿五日は午前十時四十五分開會

各委員より資料要求あつてのち質疑に入

り

中島彌國次氏(民政) 今回の増税案がイ

ンフレ防止に對しどの程度の効果あり

やは疑はしい、速かに戦時體制に即應

した根本的税制改革を斷行すべきであ

る

とて最近における財政、經濟の趨勢を論

じこれが對策としての石渡藏相の税制方

針を質し

石渡藏相 財政經濟の見透しに付てはそ

れ程惡化してゐるとは思はぬがこれが

對策はもとより必要である、來年度に

おいては自然増収が二億五千萬圓ある

豫定でこれに今回の増税二億圓を加へ

ると四億五千萬圓となり國民消費の抑

制には相當効果があると考へる、税制

の根本的改革は多年の懸案で可及的速

かに實現を圖りたいと思つて居る、一

昨年來の増税法律等もいろいろ込み入

つてゐるのでこの際整理する方針であ

る

中島氏 増税額二億圓の算出根據如何

石渡藏相 今回の増税は大體臨時利得税

と物品税とに限り、一般的税制整理は

來年度に譲ることとしたので前二者の

可能な増徴限度から算出した結果二億圓となつたので別に公債引拂等の目的から算出したのではない

中島氏 十三年度の増税は所得税中心であつたが十四年度に臨時利得税と物品税とを中心として増税してゐる、質屬前藏相の謂ふ十三年度増税の目的と石渡藏相の謂ふ十四年度増税の目的とは異なるか如何、所得税増徴を行つて國民に時局認識を鼓吹しては如何

石渡藏相 今回の増税が所得税を含まない點は在來の増税と多少趣を異にする

所得税は一昨年春相當程度の増徴を行つたので今回は臨時利得税と物品税とに限つたわけである、しかし如何なる税も國民の所得の中から拂はれるのであるから統後國民に時局認識を鼓吹する効果に於て變るところはない

中島氏 藏相は所得税をして國民税たらしむることに賛成だと云はれるがその具體的方法如何

石渡藏相 その根本趣旨に賛成したのである

中島氏 如何なる方法で行ふのか

石渡藏相 所得税自體について研究を要すると共に税制全般についても研究せ

ねばならぬので税制一般の研究が進まなければ所得税のみについて正確なお答へは出来ない、たゞ所得税の免稅點を切下げて納稅者の數を増加することは出来るがしかしそれには戸數割、地租等他の租稅負擔との釣合ひを考へねばならぬから税制全般の輪廓が出来上らないと聲明出来ない

中島氏 現行税制では物品税の本質を無視して物品税體系を亂してゐる、即ち物品税の中に消費税が混入してゐるし又今回の増税案では文具其他生活必需品にまで課税されてゐる、これでは物品税は非常特別税、賣上税等ままで逸脱して行く虞れがある物品税について不動の方針を樹立しなければならぬと思ふが如何

石渡藏相 理論的に云へば物品税の如きはよい税ではない、しかし實際の必要上課税してゐるので生活の必需品を避け奢侈品に課すべきである、其本質から云へば消費税で將來と雖も現行の範圍、税率の程度に止めるべきものと考へる、但し今後の經濟の變遷により將來賣上税の如きものが行はれる様になつても物品税は奢侈税たるの本質に鑑み特殊の扱ひを受くべきものと思ふ

中島氏 今回の増税案では奢侈品でないものにまで物品税を課してゐる奢侈の限界如何

石渡藏相 奢侈とか贅澤とか云ふ言葉は内容が不明確であるが課税品目の主體が奢侈品であるか否かによつて決せられるものと思ふ、今回の物品税に於ても安價なもの免稅することになつてゐる、將來も課税品目を不當に擴張す

考へはない

中島氏 箇の如く消費税で反對されたものを物品税で徴収してゐるのは胡亂化してはないか

石渡藏相 物品税も消費税の一種で便宜上物品税として徴収するものである

中島氏 地方税と國税との限界を案り地方税を順次國稅に移管するのでは地方自治體の歲入缺陷を生じ其の負擔に堪へないが兩者の限界並に地方稅移管の方針如何

石渡藏相 入場税は各國の例もあり國稅とした方が適當なりと考へ又國庫の増收の目的から國稅に移管した、遊興税も地方稅全體から云へばさして巨額の財源ではない、殊に兩者とも之が移管については國家からそれに相當する財源を與へてゐるのであるから差支へはないと考へる唯中央地方を通ずる稅制を確立して負擔の按配をはつきりさせることはもとより必要である

かくて午後零時半散會

【三五】廿七日は午前十時廿五分開會、參考資料の要求あつて後質疑に入り中島氏より大矢主稅局長に對して若干質疑あり石渡藏相の出席なきため四十五分休憩、午後一時十三分再開午前引續き

中島氏 國稅に移管されつゝあるが地方稅たるべきものと國稅たるべきものとの原則論如何

石渡藏相 昨年舉行税と今年遊樂税を國稅に移管したのは奢侈的消費を戒めるのが目的で兩者の間は一貫した連絡があるのである、如何なるものが地方稅に適し又は國稅に適するかは其時々

の財政經濟事情によつて異り一概に斷定出来ないが原則としては國稅は應能課税を地方稅は公益課税を可とするものと考へる

中島氏 地方稅の整備乃至國稅移管に當つては地方財政調整、交付金制度を擴充して地方團體の經常財源とする方針なきや、其他一般的に地方財政と國家財政との關係を如何に定める方針なりや

石渡藏相 國稅と地方稅との限界は今日具體的に明示する事は困難である、地方財政調整交付金制度は財源の少い地方團體と財源の多いものとの間の調整を圖る意味で必要である、その他にも地方團體は相當の財源を保有しなければならぬ今日地方附加税は相當に大きいが附加税についても充分研究せねばならぬと思ふ、國の財政が膨脹する時は地方財源が國の財源に振向けられる事は已むを得ない

中島氏 建築稅創設の目的如何

石渡藏相 建築稅は今日の場合各方面で木材が拂底してゐるので一萬圓以上の費用を要する如き大建築を抑制するの目的である

中島氏 建築抑制が目的であるならば臨時資金調整法で既に三萬圓以上のものを抑制出来る事になつてゐるではないか、さすれば一萬圓と三萬圓との間の建築を抑制し得るのみとなり租稅として彈力性が乏しく又稅收も僅少ではないか

石渡藏相 臨時資金調整法を改正して三萬圓程度の支出に許可を要することゝしたのであるがしかし既に建築費中

のものもあり之等にも課税する目的である

森田福市氏(政友) 資金調整法は事業設備のみに適用されるものと思ふ、住居の建築にも適用されるか

石渡藏相 貸借等營業目的の建築には適用するが個人の住家に對しては適用しない

中島氏 地方税として不動産取得税があるが建築税は之と重複する、又建築税に附加税を許さない規定があるが之は現行地方税の不動産取得税と矛盾するものではないか

石渡藏相 住家については不動産取得税と課税たる建築税とは課税對象に差がある、唯一萬圓以上の住家に對しては二重に課税するのである、又建築税には免稅點があるから一般的に住居不足を來す虞はないと考へる

中島氏 遊興税を國稅に移管する結果地方財源の缺陷に對しては金額を補償するや

石渡藏相 遊興税の國稅移管に伴ひ政府としては從來地方團體が徴収してゐた金額に相當するものを地方に交付したいと考へてゐる、十二年度決算による地方團體の遊興稅收入は一千六百萬圓程度であつたが十三年度決算ではこれよりもいくらか少なくなつてゐる、今回交付する金額を十二年度決算によるか十三年度決算によるかについて目下内務當局と折衝中であつていくらか計上するかは未だはつきり決めてゐない、國稅と地方税との境界に就ては從來原則的に國稅は應能課税、地方税は公益課税といふことが云はれてゐるが之は

財政經濟事情により一概に論ずることではない、比較的財源の多い地方と財源の少ない地方との融通を計るため中間に國が介在して地方財政調整交金の制度を持つことは必要である、然し地方として之だけでは充分でないから一面に於ては地方としても相當の税源が必要である

中島氏 交付は完全賠償主義を執るか、又は一地方の遊興稅收入を他地方へ交付するやうなこともあるか

石渡藏相 内務大藏兩當局で協議中であるか、内務當局からお答へする

中島氏 遊興稅の彈力性を認めるか、又は全額補償主義で行くか

石渡藏相 今後の實績に償さねば果して彈力性ありや否や分らない、彈力性は無視することは出来ないが今までのところ左して彈力性は昭和十五年度以降については彈力性を十分考慮に入れる

中島氏 臨時利得稅法所定の甲種利得稅は既往の實績に課税するもので最近の實情に副はぬものがあるからこれを改正しては如何

石渡藏相 甲種利得稅を廢止して、乙種だけで行くと大會社に對する課稅は脱落する惧れがあるから、甲種利得に對しても課税する必要があるのである

併し重役賞與の増加は喜ぶべきことではないから總副員法十一條の發動によりこれを抑制する積りである

中島氏 生産擴充を目的とする社内留保の負税限度を會社所得の四割とした理由如何

石渡藏相 今日各會社の留保の現状が會社所得の四割程度だからである

更には大矢主稅局長より負税總額千四百九十萬圓の内譯につき次の如く計數的説明をなし

- 一 超過留保による所得稅の減三百萬圓
- 一 臨時利得稅の最高課稅限度變更による減二百萬圓
- 一 重要物產製造業の免稅による減百四十萬圓
- 一 國庫補助免稅による減百十萬圓
- 一 研究費免稅による減卅七萬圓
- 一 減價償却短縮による減六百萬圓
- 一 スフ免稅擴張による減卅萬圓
- 一 土地に對する登録稅の減四十萬圓

次いで中島氏租稅の減免措置の詳細につき藏相と質疑應答を重ね

中島氏 臨時軍事費追加豫算は何日讀會に提出するか

石渡藏相 増稅は國民の購買力を奪ひかへつて物價の騰貴を抑制する効果がある政府は本増稅案を撤回する意思はない

森田氏 本増稅案は物價抑制にも役立たず又國庫増收にも資するところがないと思ふが如何

石渡藏相 二億圓の増收によつて相當購買力の吸收に役立つと考へてゐる

森田氏 鑛業權の讓渡利得に課税することは鑛山開發の妨げとはならぬか、又砂鑛法改正案を今議會に提案する考へはないか

八田商相 種々の方策を講じてゐるから妨げにならぬと思ふ、又砂鑛法の改正案は今議會に提案することは難しいが出来るだけ近い將來に提案する豫備を進めた

森田氏 將來の災害などに備へる鑛山業者の供託金は税法上經費として計算すべきものと考へるが如何

大矢主稅局長 供託金については特殊の事情は認めるが現在の實情で之を全部經費と認めることは行過ぎだと思ふ

得は財界の最も不況であつた昭和四、五、六の三年平均を基準年度としてゐるがこれは今日の實情に添はないのではないか

石渡藏相 基準年度の古いことは認めるが昭和七年以降好景氣に向つたものは大體同傾向のものだと思ふので今回の増稅程度なら時局に鑑み止むを得ないのではないかと思ふ、尙ほ稅制整理の際には篤と考慮する

森田氏 船舶の讓渡利得に課税するのは船舶建造の妨げとはならぬか

石渡藏相 他の臨時利得との均衡上課税することゝしたもので大正七、八年の戰時利得稅にも前例がある

森田氏 宿泊料に對する遊興、飲食稅課稅の方法如何

大矢主稅局長 食事代と部屋代と明らかに區別されてゐる時は食料代に課税し單に宿泊料として區別がたてられてゐない時は大體宿泊料の三割を以て夕食代と見る、朝食代については差し當り考へてゐない

森田氏 遊興飲食稅の徴收方法は極めて繁雜であると思ふが、現在地方でやつてゐる様に實收入如何に拘らず豫定の七割とか、八割とかを收めさせる事にしては如何

石渡藏相 今回國稅に移管した目的の一つが從來の請負制度をやめて實收主義に改めるに在るので之は業者の協力によつてやつてゆけると思ふ、稅務署に對しては決して無理をしない様に申附ける

森田氏 鑛業者が將來の災害に備へて積立てる供託金は課稅計算上損金と認む

べきものと考へるが如何  
石渡蔵相 會社の所有權に屬してゐるの  
だから之を損金として認める事は困難  
である

かくて午後五時十分一旦休憩、午後五時  
廿分再開、森田氏より引續き供託金課税  
に關する質疑あり同卅分散會  
鑛業法改正委員會

【三五】鑛務委員會は廿五日午前十時  
四十分開會、併託の鑛業法中改正法律案  
を上程、今井政務次官より提案理由の説  
明後各委員より資料の提出方を要求し同  
十一時一旦休憩、午後一時五十分再開  
審議に入り

長谷長次氏(第一) 鑛山從業員の災害に  
對する賠償規定が考慮されてゐないが  
如何

小金鑛山局長 從業員に對する適當な措  
置をなすべく一應研究したが鑛業法が  
鑛業權を中心とした立法であるため、  
これは厚生省關係で取扱はれることになつた

長谷氏 監督官を常置して鑛害防止をな  
す考へはないか

小金局長 鑛山監督局別に現在福岡に五  
仙臺に一、札幌に二ヶ所を常置してゐ  
る、十四年度では三、四ヶ所を増設す  
ることになつてゐる

更に探鑛補助金交付、國內資源開發に關  
する問題につき問答あり、次いで  
大内竹之助氏(政友) 亞硫酸ガス対策と  
して、同ガスの有効成分を抽出利用す  
ることにしてはどうか

小金局長 研究中である  
大内氏 煙害の被害は多種多様で作物の  
被害もひいて複雑である、之を調停に

よつて簡単に解決出来るが當局は考へ  
てゐるがそんなものではない、所見如何  
小金局長 難しい問題であることはお説  
の如くであるが、裁判よりも調停の方  
が、その土地の事情に通じてゐる人の  
意見をいれて比較的圓滿に解決するこ  
とが出来ると思つてゐる

かくて午後三時十七分散會  
【三六】廿七日は午前十時四十分開會  
前日に引續き審議を續行し重要鑛物増産  
法の實績及び産金五ヶ年計畫實施の現狀  
等に關し小野謙一氏(東方)と小金鑛山局  
長との間に問答あり之に關聯して

長谷氏 産金もやらねばならぬが砂金鑛  
區に力を注げばよいと思ふが如何、休  
眠中の砂金鑛區の鑛業者の交付金を與  
へれば砂金増産は可能と思はれるがそ  
の意思があるか

小金鑛山局長 砂金は比較的採取が簡單  
であるが遺憾ながら未だ砂金の坪當り  
品位の調査が全国的に甚だ不十分であ  
り而も現行砂鑛法の缺陷等から砂金採  
取は尙不振状態にある、砂鑛法の改正  
については目下研究中で成案を得次第  
具體的方法がとられると思ふ、また砂  
金鑛區の調査、砂金採取用機械の政府  
貸下等については至急考慮したい

小野謙一氏(東方) 石炭の公定價格が昨  
年から實施されてゐるが、小賣値段と  
の開きが相違あると思ふが如何

小金局長 政府が決定した一種の公定價  
格は昨年九月一日の昭和石炭が発表の  
價格である、多種多様の規程があつて  
簡単に申上げられぬがこの價格が今日  
も尙石炭價格の基準となつてゐる、小  
賣値はこの價格より約十圓方高くなつ

てゐるが、この程度の開きは尙造、仕  
分等の中間經費がかかるのであるから  
止むを得ないと考へてゐる  
かくて午前十一時四十分一旦休憩、午後  
一時五十分再開

長谷氏 政府の砂金鑛區に對する考へ方  
は不充分である、現在の百五十鑛區を  
活せば、十億圓の産金は可能と考へる  
政府は砂金採取に英斷的處置をとる考  
へはないか

八田商相 砂金鑛區の活用については同  
感である、砂金採取に關し法制上また  
實際事業の上から積極的に考慮してゐ  
る、問題は今日採取に必要な資材が如  
何に準備し得るかにある、政府は適當  
な方法あれば十分これに力をそゝぎた  
い

長谷氏 科學審議會の答申を生かすため  
分散してゐる中間試験機關を統合して  
資源開發の総合的試験機關を創設して  
は如何

商相 科學審議會の答申を有效ならしめ  
るべく政府はこれが具體化に力を入れ  
てゐる、我國科學及び技術の研究試験  
所は相當に完備してゐると考へてゐる  
今日ではこれら機關を綜合することよ  
りも、研究試験の結果を如何にして急  
速に實行するかと問題であり政府はこ  
れが實行方に關し一段と力を入れてゐ  
る

長谷氏 内地資源開發に關する所見如何  
商相 日本内地の資源は相當埋れてゐる  
がその多くは貧瘠に屬する、然しこれ  
もその開發方法の如何によつて富鑛の  
事業と進出出来ると思ふ、この見地か  
ら當局では今回鑛業開發會社の創設を

必要として、これが準備を進めてゐる  
かくて積極的に助成して貧鑛處理をし  
たいと考へ滿鮮の資源開發と睨み合は  
せて最善の力を致したい

長谷氏 廢棄されてゐる天然ガスの利用  
を眞剣に考へてはどうか

商相 天然ガスの利用に關しては關係方  
面と相談の上力をそゝぐ考へである  
高橋壽太郎氏(民政) 當局の鑛物資源の  
開發及び増産に關する方策は極めて微  
温的であるが如何

商相 今日鑛物の増産、資源開發は相對  
に必要である、金、石油はもとより銅  
その他の非鐵金屬の開發増産はこの際  
特に必要と認め、非鐵金屬の開發増産  
のため精練所その他の開發施設をな  
すべく今専ら研究準備中である

高橋氏 それは十四年度追加預算として  
現はれるのか

八田商相 只今關係方面と相談中である  
さらに重要鑛物の自給自足の問題に關し  
小金鑛山局長との間に問答し午後三時八  
分散會

【三六】廿八日は午後二時十二分開會  
川俣清音氏(社大) 鑛害に自然力が強合  
する場合鑛害賠償責任を認めるか、鑛  
害賠償に付鑛山業者は被害者には實害  
の全部を賠償せず何割かを賠償し残り  
は農林團體とか公共的方面に寄附金、  
奨励金の名義で支拂つてゐるが鑛害の  
基準がなければ鑛山業者は鑛害を見込  
んで豫算の計上も出来ない、特に鑛煙害  
に付いて如何、試掘權計畫にも鑛害賠償  
責任ありや、鑛物増産計畫にも鑛と鑛  
夫を活用指導する必要がある、鑛夫の  
自治的組合の積極的結成、年金制度を

作つたら如何  
小金鑛山局長 自然力のみにより鑛害が  
發生せる場合には鑛山業者は賠償責任は  
ないが苟くも鑛山が經營されることに  
よりそれに自然力が強合して鑛害が發  
生せる場合には賠償責任を有する、此  
の點に付ては改正法による調停制度の  
適用により圓滑な運用を期したい、  
鑛害賠償は被害者の實害金額に支拂は  
る可きその一部を寄付金によつてな  
すべきではない、此の點は改正法によ  
つて充分取締り得ると思ふ、鑛業査定  
の基準等は將來の裁判調停制に影響を  
及ぼすので發表を差し控へたい、大體  
の査定基準は推定し得るが之は私の意  
見であつて適確なものがないのが現状  
である、此の改正法によつて鑛害賠償  
に不公平のない様に運用を期したい、  
試掘權益にも鑛害賠償責任を認めるも  
のである、試掘權の期間満了せる場合  
には最後の試掘權所有者に賠償責任を  
認める、鑛夫に付ての御説は同感であ  
る、厚生省を通じ鑛山監督局で指導し  
たい

【三七】廿二日は午前十時廿五分開會、  
前日に引續き質疑を繼續し龍澤七郎(政)  
伊東若男(政)信太儀右衛門(民)多田滿長  
(民)中田儀重(政)諸氏から國民體位の向  
上、乳兒の保護、入營兵の結核療養、出  
征兵と入口問題、青年學校義務制と勞働  
時間の問題、運動器具の課税、劍道を小  
學の正科とする問題、スキーの奨励等に  
つき廣瀬厚相、荒木陸相、中村陸軍省兵  
務局長等と質疑を重ね午後零時廿五分休

期して同三時卅七分散會  
兵役法委員會

【三八】廿二日は午前十時廿五分開會、  
前日に引續き質疑を繼續し龍澤七郎(政)  
伊東若男(政)信太儀右衛門(民)多田滿長  
(民)中田儀重(政)諸氏から國民體位の向  
上、乳兒の保護、入營兵の結核療養、出  
征兵と入口問題、青年學校義務制と勞働  
時間の問題、運動器具の課税、劍道を小  
學の正科とする問題、スキーの奨励等に  
つき廣瀬厚相、荒木陸相、中村陸軍省兵  
務局長等と質疑を重ね午後零時廿五分休

期して同三時卅七分散會  
兵役法委員會

【三九】廿二日は午前十時廿五分開會、  
前日に引續き質疑を繼續し龍澤七郎(政)  
伊東若男(政)信太儀右衛門(民)多田滿長  
(民)中田儀重(政)諸氏から國民體位の向  
上、乳兒の保護、入營兵の結核療養、出  
征兵と入口問題、青年學校義務制と勞働  
時間の問題、運動器具の課税、劍道を小  
學の正科とする問題、スキーの奨励等に  
つき廣瀬厚相、荒木陸相、中村陸軍省兵  
務局長等と質疑を重ね午後零時廿五分休

期して同三時卅七分散會  
兵役法委員會

【四〇】廿二日は午前十時廿五分開會、  
前日に引續き質疑を繼續し龍澤七郎(政)  
伊東若男(政)信太儀右衛門(民)多田滿長  
(民)中田儀重(政)諸氏から國民體位の向  
上、乳兒の保護、入營兵の結核療養、出  
征兵と入口問題、青年學校義務制と勞働  
時間の問題、運動器具の課税、劍道を小  
學の正科とする問題、スキーの奨励等に  
つき廣瀬厚相、荒木陸相、中村陸軍省兵  
務局長等と質疑を重ね午後零時廿五分休

廳、午後二時廿五分再開、瀧澤、伊東、多田、田村秀吉(民)小泉純也(民)諸氏から、(一)徴兵年齢を青年學校を卒業した十九歳に低下出来ぬか、(二)補充兵役十二年四月を十七年四月に延期するよりも徴兵年齢を低下するのが至當ではないか(一)短期現役制度廢止の結果戰時に於て國民教育に支障は起らぬか、(二)入營兵の訓練を全部大陸でやる意志はないか、(三)徴兵制度を朝鮮、臺灣に施行する意志はないか、(四)北洋漁業問題に關する陸軍の決意如何、(一)現役兵の俸給を引上げる必要はないか、(二)軍需費氣に對する陸相の所見如何等の質問がありこれに對し板垣陸相は大要左の如き答辯をなして午後五時四十六分散會した

△答辯要旨

一 徴兵の年齢の問題は慎重に研究せねばならぬが只今は廿歳が適當と認め改正する意志はない

一 兵員は量質兩方面から考へなければならぬが、豫後備を延長するより若い方がよいのである、従つて今回採用する補充兵役を延長するのが量、質兩方面から見てよい、現に支那事變では内地で教育して働いてゐるが現役兵に劣らぬ成績を擧げてゐる、將來は質をよくするために第二補充兵まで教育することになる

一 戰時に於て人員資源を如何に配當するやについては人員の總動員の見地から政府では平時に於て研究してゐる、軍としても考慮して實際支障なき豫召集技術上の用意をもつてゐる

一 今後長期建設に伴ひ相當長期間大陸に駐兵しなければならず、大陸に重點

を置かねばならぬ、従つて兵員の訓練についても從來の如き方法は改めねばならぬ趨勢にあるので兵の教育も自然大陸で訓練する様になると思ふ

一 朝鮮の志願制度は好成績を得てゐるが、この実績を見た上で徴兵制度に關する決定をする考へである、臺灣は現在まだその時期でない

一 政府は北洋漁業は重大な國家の權益問題であるから凡ゆる手段をとつて貫徹に努力してゐる、萬一の場合に於ける軍の決意はさきに述べてゐる通りである

一 兵の俸給も社會の趨勢に順應しなければならぬが目下引上の意志をもつてゐない

一 戰時國內の調整に努めてゐるが跛行的状態にあるのは遺憾である、軍としては軍需關係は軍内は勿論管下に於て直接監督下にあるものには監督官を通じて充分物心兩方面から努力してゐる、又それ以外の會社に對しては關係省と協力して一掃することに充分努力する

▲體力管理制度設定と神宮體育大會擴大言明……尙ほ廣瀬厚相は瀧澤氏の國民の體位向上の根本方針如何との質問に對し將來の體位向上の根本方針として體力管理制度及び運動指導網の設置を考慮してゐる旨次の如く答辯した

將來の國民の體位向上については根本的に言へば國民生活の安定であるがその他に二つの根本方針を立て身心共に立派な國民を作り度いと思つてゐる、その一つは體力管理制度を作つて行かねばならぬ、馬や米電力についても管理

制度については學術檢閲會でも論議されてゐる、それは小供の時から壯丁に至るまで數回豫備檢査をやつて國民の體位向上に資するのと共に個人的指導をも與へてやるのであつて昨年一年準備工作をやつたが本年も繼續して居るこの準備工作が出来れば本格的に進めたいと思つてゐる、第二には體育を獎勵することが必要であつてこれには動的の運動をさせねばならぬ、その爲めには全國に運動指導網をつくりたい、さうして體育は學校だけでなく一般に獎勵したい、それには毎年の行事がなくしてはならぬと思ふのであつて今後明治神宮の體育大會を擴大して全國的に町村までやつて行きたい、その大會は從來と趣きを代へて我國獨特の内容に改め國民の體育の方面に對する重大な行事として行きたいと思ふ

【二三】廿三日は午前十日廿分開會、伊東氏、伊藤東一郎氏(民政)前川正一氏(社大)等より質疑あり中村陸軍省兵務局長藤野文部省普通學務局長より答辯あり午後零時廿分休憩、午後二時廿分再開、前川氏、信太儀右衛門氏(政友)等より徵集年齢の低下問題、國民體位の向上問題等につき質疑あり、中村陸軍省兵務局長、山川文部省專門學務局長等よりそれらに答辯あり午後四時廿五分散會

▲現行徴兵區分の改正……尙ほ午前の委員會に於て伊東氏の現在の徴兵區分は不便が多いが改正する意志なきやとの質問に對し中村陸軍省兵務局長は次の如く答辯した

徴兵區と行政区と一致しないための不便あることは陸軍としても承知し機會ある毎に改正してゐるが施行令に關係するので直ちに改正出来ぬ然し全國的に不合理の點が相當あるのでこれが改正について研究して居るが時局に關聯して徹底的改革についても考究してゐる

【二三】廿五日は午前十時四十八分開會質疑を繼續して

中田氏 學校の軍事教練が一層必要なる際配屬將校が引上げられてゐるが從來通りに復活は出来ぬか

中村陸軍省兵務局長 非常時局によつて現役の配屬將校が第一線其他の職につくことは止むを得ないが軍は軍事教練には最善の努力をつくしてゐる、最近四百名の特別志願將校を召集して配屬せしめたがなほ數校を兼務してゐる所があるが逐次改善して教練の目的を達成して行きたい

中田氏 幹部候補生は出身校の程度によつて差別ある様であるが如何

中村兵務局長 出身校の程度や人の關係などによつて情實差別は絕對にない

中田氏 徴兵檢査は適齡に達した場合全部を檢査し入營の時期を延期する様にしてはどうか

中村兵務局長 以前はその様にやつてゐたがその結果はよくなかつた、入營の時は實情に合しなかつたので現制になつた

更に中田氏より在郷軍人會、山田順策氏(政友)より兵役法改正の目標、海軍短期現役志願軍醫、陸軍の衛生施設等に關する質疑に對し中村局長の答辯があつて午後零時十七分休憩、午後一時五十分再開特に荒木文相の出席を求め山田順策(民政)瀧川正藏(政友)、今井新造(第二)、瀧澤、伊東、田村の諸氏より兵役法改正と學制改革の關聯性及び其他につき質疑應答あり之にて質問を終了して午後五時廿分散會

▲滿洲北支に教育の進出十四年度は四百名の豫定……尙ほ右委員會に於て山田順策氏(民政)の滿洲、支那方面に於ける日本人小學校教員の需要急増に對し文部當局は如何なる對策を講ずるかとの質問に對し藤野文部省普通學務局長は左の如き答辯をなし邦人教員の大陸進出に積極的に協力する旨を明かにした

滿洲並に支那方面に於て小學校教員を聘するの傾向は各年増加を見てゐる状況にあるが、この事は滿洲支那等の大陸に於て日本人が眞實に本腰を入れて建設に協力するに至つた證左であつて眞に喜ぶべき現象であると信する、文部當局もこの際多少の不便を忍んでも東亞新建設のため大いに之れに協力する考へである、即ち大陸に於ける邦人教員の需要は昭和十三年度に於て約一千人(朝鮮を含む)であつたが昭和十四年度に於ては千數百名の需要が豫定されてゐる現況であるので昭和十四年度豫算中に約十萬圓を計上してこの需要に應ずる對策を講ずる、而して之れが具體策として全國數ヶ所の師範學校にこの十萬圓を補助割當して大陸に進出する者を教育するのである、之れには特に新設學級制を採用して一般師範教育の外に大陸に進出すべき教員として必要なる素養と教育とを與へる考へであるが昭和十四年度に於て新設學級から約四百名程度の教員を出すことが

ある毎に改正してゐるが施行令に關係するので直ちに改正出来ぬ然し全國的に不合理の點が相當あるのでこれが改正について研究して居るが時局に關聯して徹底的改革についても考究してゐる

更に中田氏より在郷軍人會、山田順策氏(政友)より兵役法改正の目標、海軍短期現役志願軍醫、陸軍の衛生施設等に關する質疑に對し中村局長の答辯があつて午後零時十七分休憩、午後一時五十分再開特に荒木文相の出席を求め山田順策(民政)瀧川正藏(政友)、今井新造(第二)、瀧澤、伊東、田村の諸氏より兵役法改正と學制改革の關聯性及び其他につき質疑應答あり之にて質問を終了して午後五時廿分散會



出来る豫定である

▲兵役法改正案外一件可決【三三】廿七日午後二時廿四分開會、多田滿長氏(民)より短期現役制度廢止に伴ふ小學校教員の優遇方法並に師範制度の改革、國民教育の八年制について荒木文相の言明を要求したに對し文相は

一 小學校教員の待遇については今後物心兩面の待遇に遺憾なきを期してゐる心的優遇方法については重要であるから他のものと比較出来ぬ崇高な業務として表彰を考へたい、物的方面では小學校教員の給與額、支辨方法について遺憾なきを期する

一 國民學校八年制、師範制度の改革についで重要にして急速に實施すべきものとして準備出來次第實施する考へであるが法令の改正、教科書の改正、教員の再教育財政の點等から直ちに實施するとは言へぬが十五年度より實施すべく努力する旨を言明し次いで

中田儀直(政)伊東岩男(政)兩氏より事變以來市町村の事務は繁雜を來してゐるがこれが待遇改善に關し内務當局の言明を求めたに對し、内務政務委員より吏員の増加と優遇につき目下關係省と協議中で十四年度追加増算としてとも提出したい考へである

旨言明しこれにて質疑を終了し直ちに兵役法中改正法律案並に短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案の兩案を一括して討論に入り民政黨の田村秀吉氏、政友會の鹽川正藏氏、社大の前川正一氏、第二控室の今井新造氏より賛成意見を述べ採決に入り滿場一致可決して同

三時五分散會

名古屋帝大法案委員會

【三三】廿二日は午後一時廿八分開會、直ちに討論に入り塚本三氏(民)太田理一氏(政)平野力三氏(第一)榎尾辨匡氏(第二)の賛成意見あつて採決の結果全會一致可決し同卅八散會した

人事調停法案委員會

【三三】廿二日は午後一時四十分開會、併託案たる

一 滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律案(政府提出貴族院送附)に關し政府委員より説明あつたのみで同四十五分散會した

【三三】廿三日は午前十一時開會

一 滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律案(政府提出)を議題とし小畑虎之助氏(民政)と三谷條約局長との間に滿洲國に於ける教育行政權その他に關する質疑應答あり正午散會

【三三】廿五日は午前十時五十分開會、併託案たる滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律案に關し江原三郎氏(政)より滿洲國電々會社及び滿拓公社の登記事務を關東廳法院に移す法的根據について質したる後

中山福藏氏(民政) 治外法權撤廢後における日本司法官の數をもつと増加し且その在職年數を延長せしめることが必要ではないか  
倉元司法政務次官 司法當局としても同感であるが滿洲國においてその對策を講ずることが必要である、關係當局と協議して善處する

協賛して善處する 中山氏 移民増加に伴ふ教育並に醫療對

策如何

今吉關東局司政部長 教育は大使館勤務部に於いて眞の日本人を作り且つ五族協和を理想とする滿洲國の構成員としての資格を與へる方針で萬全を期してゐる、また醫療は内地から醫師を派遣して遺憾なきを期してゐる

中山氏 滿洲國の文化を向上せしめる一方策として用語を統一する必要はないか

原對滿事務局長 當局においても同感で研究することにする  
その他山本兼吉氏(民政)及び委員長牧野賤男氏(政友)から質問があつて正午散會

【三三】廿七日は午後一時半開會併託案たる

一 滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律案(政府提出)の質疑を續行し

松定吉氏(民政) 朝鮮に於ける司法官の素質向上の必要を痛感する、當局はこれが對策として朝鮮に裁判所構成法を施行し並に所長、檢事正の地位を全部動任に昇格せしめる意志なきや、また内地と法令の解釋を異にするものがあるがこれが統一をはかつては如何

大野政務總監 裁判所構成法を朝鮮に施行するか否かは多年懸案となつてゐる重大問題であるが今日のところは總督政治の權限内に置くのが適當と考へる、徐々に前進するのが妥當で所長、檢事正の地位も順次昇格せしめたい、根本は人の問題に歸着するので司法官の素質向上に努力する考へである、また法令の解釋統一に就いては考慮する

これにて質疑を終了し次いで併託議案たる

る

一 借地借家臨時措置法中改正法律案(政府提出)

の審議に入り濱野司法參事官より提案理由説明の後質疑に入り  
中村高一氏(社大) 借地借家法の施行區域は六大都市及びその附屬地に限られてゐるが軍需工業が發達して來た今日ではこれを全國に擴大する必要がありと思ふが如何

濱野參事官 司法省においてもその必要を認めこれが施行區域擴張に要する豫算を計上したのであるが削減された、然し將來その實現に向つて努力する

中村氏 東京、横濱兩市のバラック建築は經濟、物資關係から考へて當分の間存続すると思ふ、然し防火上重要な問題であるから補助金を交附して改裝させることが必要ではないか

松村計畫局長 當局でもその必要を認め今後重要都市に新たに建築する建物に對してはその外周を不燃焼物で圍ませまた既設建築物でもその外周を順次不燃防火壁に改裝させるやう明年度豫算に百萬圓の補助費を計上してゐる

中村氏 少く共東京、横濱兩市は全部防火壁に改裝させる必要がありはしないか

松村局長 法律で強制するのは時期尚早と考へる、模範防火地區を作つて漸次これに倣はせる方針である、家と家との間の空間は漸次擴張する方針に向つて進んでゐる

中村氏 出征家族の意納家賃救済に就いて對策があるか  
濱野參事官 出征將兵遺家族の援護は國

民の善隣協同によつて十分に行はれてゐる、政府としては法律の力に訴へてこれを行ふことは今暫く差控へたい

【三三】廿二日は午後二時廿六分開會、馬岡次郎(政友)、川俣清吾(社大)兩氏より中小森林經營、林道開設等につき金融上更に一層の善處を要望し石渡藏相之に答へ、尙二、三の質疑あり村上山林局長

石黒經濟更生部長の答辯あつて同四時五十七分一旦休憩、午後五時四十分再開、松尾三藏氏(民政) 第九條、第十條、第十一條の地方長官の處分に對し不服ある場合訴願の方法が缺けてゐるが當局の所見如何

松村農林政務次官 當該森林所有者に於て不服ある場合は地方長官は農林大臣の指揮を受くべき旨、省令を以て規定する

かくて同六時十分散會

▲森林・林業種苗法案可決【三三】廿三日は午後二時卅五分開會、松浦周太郎氏(民)より林道網の普及並に森林金融の改善發達の對策を質し

櫻内農相 林道網の普及については當局に於てその重要性を認め充分努力する、森林金融に關しては近く具體的對策を樹立する

かくて質疑を打ち切り森林法中改正案及林業種苗法案の討論に入り長野綱良(民)小山田義孝(政)菊池養之輔(社大)小田榮(第二)等の諸氏より森林法改正案に對し左の如き附帶決議を附して賛成意見の開陳あり、採決の結果全會一致原案及附帶

案を樹立する

決議を可決して同三時卅分散會

△附帶決議

一 森林に關する特殊金融制度の確立を見るに非ざれば本案改正の目的を達する事能はず政府は速に之が實現を期すべし

一 政府は林道の開設普及に依り奥地森林の經濟的利用を促進し以て資源の保持開發に努むべし

宗教團體法委員會

【二三】廿三日の衆議院本會議において委員付託となつた宗教團體法案の特別委員會は廿五日午前十時廿七分開會、委員長に安藤正純氏(政友)、理事に北吟吉(民政)、長井源(民政)、立川平(政友)、世耕弘一(政友)、の四氏を互選し直ちに散會

【二二】廿七日は午前十時廿七分開會、荒木文相より提案理由の説明あつた後各委員より關係資料の提出要求あり、曾和義氏(政)より議事進行に關し發言あり同十一時五分散會

國境取締法案委員會

【二三】國境取締法案委員會は廿七日午前十時廿八分開會、委員長に肥田琢司氏(政)、理事に野口喜一(政)、江原二郎(政)、小林房之助(民)、中野邦一(民)の四氏を互選決定、同卅一分散會した

【二三】廿八日午前十時卅三分開會、寺田拓務政務次官より國境取締法案の提案理由について、次いで板垣陸相より軍用資源秘密保護法案の提案理由、上月陸軍省整備局長より同法案の内容につきそれ〴〵説明があり同十一時卅三分散會

北海道土組合法委員會

【二七】北海道土組合法改正法律案

委員會は廿七日午前十時半第五委員室に於て開會、委員長に坂東幸太郎氏(民)、理事に深澤吉平(民)、田代正治(政)の兩氏を決定した

【二三】廿八日は午前十時五十分開會、漢那内務政務次官より提案理由の説明ありて後深澤、川俣清音(社大)、遠山房吉(民政)田代の各委員より資料の要求あり次回を來る二日午前十時より開くよとて散會

保險業法改正委員會

【二三】保險業法改正委員會は廿七日午前十時卅分開會、委員長に田中亮一氏(政)、理事に金澤正雄(政)、西川貞一(政)、寺島權藏(民)、木村澧七(民)の四氏を互選決定した

【二三】廿八日は午前十時廿八分開會、今井商工政務次官の提案理由の説明につき牧保險局長より改正要旨の説明あり各委員より資料の要求あつて同十一時五分散會した

各派動向

民政黨代議士會

△宗敎團體法の質問第一陣を政友に譲る 【二三】民政黨は廿三日午後零時半院内に代議士會を開き小泉院内主任總務より今議會に於て我黨は友黨政友會と終始協調を保つて來たが第一黨の故を以て發言は常に第一番に之を行つてゐた、併し場合によつては第一位を政友會に譲ることも協調の度を益々堅くする所であるから先づ本日の宗敎團體法案に於ては政友會側を先頭にして質問を行つては如何と諮り滿場一致之を承認した

【二三】民政黨は廿七日午後一時より院内に政務調査總會を開き米穀配給統制法案に關して農林當局の説明を聴取し之に基き協議の結果本案は極めて重要なるにつき特に小委員を擧げて慎重に調査を行ふこととし前田會長より左の十二名を小委員に指名し同三時散會した

△小委員 高田松平、紫安新九郎、山本厚三、村上國吉、池田秀雄、中島彌國次、土屋寛、村松久義、長野綱良、長野長廣、片岡恒一、今成留之助

【二三】官吏身分保障令撤廢を要請する吏道刷新決議案の議會提出に關しては民政黨内有力に唱道され廿廿一日政友會に對しても同意方を求め來たが、政友會は吏道刷新の趣旨には同感であるが、これが實行には政府が大英斷を以て各種の障害を打開する必要がある、従つて單なる院議を以て決議する程度では徒に政府を窮地に追ひ込んで自らの快を食ふが如き傾きがありその結果院議を輕からしめる風習を爲す惧れがあるとの自重論が強く、結局決議案の形式を以て身分保障令の撤廢を要請することに同意せざることに成り、この旨民政黨側に回答を行つた

△共同政策調査會設置折衝 【二三】社大、東方兩會派の合同が不調に終り新黨問題の一段落と共に院内に於ける議會各勢力の對立緩和と議會勢力によつて樹立遂行さるべき所謂國策の共同調査の必要なることが各派有志間に熱心に主張されるに至つた、即ち院外にあつては國策研究會、東亞國策研究會等その他多數の研究團體があるが院内には何等協調的調査研究團體なくこのため政府の議案説明等も同一議案を或は民政黨又は政友會その他個々別々に數回に亘つて行はねばならないことは現下の超非常時に鑑み國力の甚だしき消耗となり延いては政務の滯滞ともなるの見地より議會を通じて行はるべき政策の研究を主要目標に院内外勢力を結合せる政策研究會(假稱)を組織すべく目下各派有志間に於て極秘裡に折衝が行なれてゐる、これに對しては民政黨側が多少参加に難色あるも政友會、第一議員俱樂部、社大、東方會、第二控室の各有志は何れも賛意を表して居る民政黨側に對しても折角諒解工作を進めてゐるので之が進展如何が注目されてゐる

△重要農林水産物確保決議案決定 【二三】政民兩黨では長期聖戰に對應する食糧燃料政策遂行の上に萬遺憾なきを期するやう重要農林水産物確保に關し政府の善處を求めの意味に於いて決議案を提出すべしといふに意見の一致を見、民政黨側より前田、村上兩氏政友會側より東郷、三好の兩氏を委員にあけ案文の調整その他につき協議中のところ廿八日にいたりこれが決定を見たので小會派にも賛成を求めた上来る二日の本會議に各派共同提案の形式を以て緊急上程することになつた、決議案文左の如し

△決議案 農林漁業の生産を増進し國民生活の安定を期するは長期聖戰對應の絕對的要

務なり、政府は速に重要農林水産物の生産増進に關し生産資料の供給、労働力の調整、生産物價格の修正並に農山漁村部落實行團體を整備強化せしむる等適當なる施設を徹底し以て聖戰目的の遂行上萬遺憾なきを期すべし 右決議す

☆餘錄

米穀法案審議に貴院各派慎重

【二三】米穀配給統制法案に對しては生産者、中間米穀商及び消費者各々利害關係相對立してゐるためこれが政黨方面に反映し相當異議が行はれてゐるが、貴院院方面でも國民生活に密接な關係を有するものとして重大關心を拂ひこれが成行きを重視してゐる、而して同法案は衆議院の審議に相當の時日を要すべく貴院院への送附は尙期が相當押詰つた頃と見られるので豫め該法案に對し檢討を加へるの要ありとし公正、火曜、交友、同成、同和の五派より成る共同調査會では一日午後一時より院内に會合を催し櫻内農相、周東米穀局長を招き提案の理由並に案の内容の説明を求め意見の交換を行ふこととなつた、又研究會でも今週中に政務審査部主催で同様の會合を開くこととなつてゐるが各派に於ける同法案に對する情勢を綜合するに一部には反對論もあるが大勢は多少の異論は押しも成り立たせしむべしとの意向に傾きつゝある、然し實際問題として本法案は今議會を通じての重要法案であり慎重審議を行ふ必要があるとの建前が尙期切迫してから衆議院より送附されたのでは審議未了の虞が多分にあるから本法案成立の爲には最少限度五日乃至一週間の審議期間は是非必要とされてゐる

# 政治・外交

## 旬間大観

平沼首相は廿四日全官吏に内閣訓示を發し「吏道の標識」を明らかにすると共に獨善を排し相親を戒めた。固より爲さざるに優るとはいへ、昭和の併も東亞の意氣に燃ゆる日本がかゝる平凡な訓示をさへ必要とする事實は汗顔ものではないか。

政府は補助改組工作と共に物價委員會議組も行ふこととなり池田前藏相を後者の會長に推した。

東方、社大の合同は黨首問題の喰ひ違ひから流産し、更に合同失敗後の兩黨友好持續聲明も東の間中野東方會々長は社大黨に絶縁狀を叩きつけて完全に物別れとなり。合同參加を豫約した革農協議會までこの煽りを喰つて分裂騒ぎとなるなどんだところで新黨結成難の樂屋を暴曬してしまつた。

日ソ漁業交渉、危機を目前に再會、問題は先條次第だ。防共陣營は滿洲兩國の參加調印によつて愈々威力を誇る。



## 樞密院

### 滿洲の防共協定參加案可決

▲樞府定例本會議【三三】樞府定例本會議は廿二日午前十時より宮中東溜の間に開會、近衛、原正副議長各顧問官村上書記官長、政府側より平沼首相、有田外相板垣陸相、黑崎法制局長官等參列、天皇陛下の親臨を仰ぎ奉り御諮詢案たる

一 滿洲國の共產インターナショナルに對する協定參加に關する議定書締結の件(日、獨、伊三國の所謂防共協定に

### 參加するもの

一 ハンガリー國の同上に關する議定書締結の件(同)  
の二件を上議、村上書記官長から審査報告あり終つて審議採決の結果全會一致可決、天皇陛下入御あらせられ同冊分散會した、なほ右は近く新京及びプラベストの兩地に於て調印せらるゝことになつてゐる

### ☆ 政府提出法案

#### 保險業法改正法律案

【三三】保險業法改正法律案は廿一日衆議院に提出されたが全文のうち特に現行法の改正點に關する主要條文を挙げれば左の如し

#### △ 保險業法改正法律案

### 第一章 總則

#### 第一條 第五條 略

第六條 保險會社の常務に從事する取締役若し監査役又は支配人が他の會社の常務に從事せんとするときは主務大臣の認可を受けることを要す

#### 第七條 第八條 略

第九條 主務大臣保險會社の業務又は財産の狀況に依り必要ありと認むるときは業務執行の方法の變更又は財産の供託を命じ其の他監督上必要な命令を爲すことを得

第十條 保險會社が第一條第二項に掲ぐる書類に定めたる事項の變更を爲すには主務大臣の認可を受けることを要す

主務大臣保險會社の業務若し財産の狀況に依り又は事情の變更に依り必要ありと認むるときは前項の事項の變更を命ずることを得

主務大臣保險契約者、被保險者又は保險金額を受取るべき者の利益を保護する爲めに必要ありと認むるときは第一項の變更認可の際現に存する保險契約に付ても亦將來に於て其の變更の效力の及ぶものと爲すことを得

前項の處分ありたるときは保險會社は命令の定むる所に依り其の旨及變更の要旨を公告することを要す

第十一條 保險會社命令の定むる所に依り其の事業に關し統制協定を爲したるときは之を主務大臣に届出づることを要す之を變更又は廢止したるとき亦同じ

主務大臣前項の統制協定が公益に反し又は保險事業の健全なる發達を害すと認むるときは其の變更又は取消を命ずることを得

主務大臣保險事業の健全なる發達を圖る爲めに必要ありと認むるときは保險會社に對し第一項の統制協定を爲すべきことを命じ又は同項の統制協定の加盟會社若し非加盟會社に對し其の統制協定の全部若し一部に依るべきことを命ずることを得

第十二條 保險會社が法令、主務大臣の命令若し第一條第二項に掲ぐる書類に定めたる特に重要な事項に違反し又は公益を害すべき行為を爲したるときは主務大臣は取締役若し監査役の解任若し事業の停止を命じ又は事業の免許を取消すことを得

### 第二章 株式會社

#### 第十三條 第十七條 略

第十八條 會社が資本減少又は合併の決議を爲したる場合に於て商法第百條第一項但書の期間は一月迄之を下すことを得

第十九條 保險事業を營む株式會社は其の組織を變更して之を相互會社と爲すことを得

前項の相互會社の基金は第三條の規定に拘らず其の總額十萬圓を下り又は之を設けざることを得

第一項の場合に於ては損失の填補に備ふる爲主務大臣の必要と認むる額の準備金を設けることを要す

#### 第二十條 第三十條 略

第三十一條 第百十六條並に商法第二百八條第一項、第二百九條第一項第二項第三百七十六條第一項及第三百八十條

の規定は組織變更の場合に之を準用す但し商法第三百八十條第三項中第百三十七條とあるは之を第百八條とす

第三十二條 生命保險に在りては保險契約者又は保險金額を受取るべき者は被保險者の爲に積立てたる金額に付會社の總財産の上に先取特權を有す

前項の先取特權の順位は民法第三百六條第一號に掲ぐる先取特權に次ぐ

第三十三條 前條第一項に掲ぐる者は被保險者の爲に積立てたる金額に付會社が本法に依る主務大臣の命令に依り供託したる財産の上に他の債權者に先ちて辨濟を受くるの權利を有す

### 第三章 相互會社

#### 第一節 設立

第四十三條 略

第四十四條 會社の債務に關する社員の責任は保險料を限度とす

第四十五條 第五十條 略

第三節 會社の機關

第五十一條 第六十二條 略

第四節 會社の計算

第六十三條 第六十七條 略

第五節 定款の變更

第六十八條 略

第六節 社員の退社

第六十九條 第七十一條 略

第七節 解散

第七十二條 第七十三條 略

第八節 清算

第七十四條 第七十七條 略

第九節 補則

第七十八條 第八十一條 略

第四章 計算

第八十二條 保險會社の財産目録に記載する有價證券命令を以て定むる負債又は利拂及償還確賃なりと認めらるる債券に付ては附法第三十四條第一項及第二百八十五條の規定に拘らず命令の定むる所に依り均等利廻評價の方法に依る價額を附することを得

を記載したる監査書を毎事業年度二回作成し之を本店又は主たる事務所に備置くことを要す

第五章 會社の管理

第九十二條 保險會社は契約を以て他の保險會社に其の業務及財産の管理を委託することを得

は受託會社に之を準用す

前項の契約は各會社に於て株主總會又は社員總會の決議を経ることを要す

第九十七條 管理契約の解除は株主總會又は社員總會の決議を経ることを要す

前項の決議は附法第三百四十三條又は第九十三條の規定に依るに非ざれば之を爲すことを得ず

第九十八條 管理契約の解除又は終了ありたる時は各會社は遅滞なく其の旨を公告することを要す

第九十四條 前條第一項の契約は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第九十九條 主務大臣保險會社の業務又は財産の状況に依り會社をして合併、業務及財産の管理の委託又は契約の移轉を爲さしむることを適當と認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第九十三條 前條第一項の契約は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第一百條 主務大臣保險會社の業務又は財産の状況に依り其の事業の繼續を困難と認むるときは業務の停止義務及財産の管理又は契約の移轉の命令を爲すことを得

第九十條 保險計理人は會社が本法に依り主務大臣に提出する書類に掲ぐる事項中責任準備金其の他の保險契約に關する準備金、未收保險料及保險約款の規定に依る貸付金の計算の正當なることを確認することを要す

第一百一條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十一條 保險會社の監査役は會社の業務及財産の状況に關する調査の結果

第一百二條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十二條 保險會社は契約を以て他の保險會社に其の業務及財産の管理を委託することを得

第一百三條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十三條 前條第一項の契約は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第一百四條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第九十四條 前條の認可ありたる時は各會社は遅滞なく其の旨及契約の要旨を公告し且管理を委託したる會社に在りては勸告の定むる所に依り其の旨並に受託會社の商號又は名稱及其の本店又は主たる事務所を登記することを要す

第一百五條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第九十五條 本法に別段の定ある場合を除くの外委託會社と受託會社との間の關係は委任に關する規定に従ふ

第一百六條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十六條 受託會社が委託會社の爲に保險契約其の他の取引を爲すには委託會社の爲にすることを表示することを要す

第一百七條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十七條 前條の認可ありたる時は各會社は遅滞なく其の旨及契約の要旨を公告し且管理を委託したる會社に在りては勸告の定むる所に依り其の旨並に受託會社の商號又は名稱及其の本店又は主たる事務所を登記することを要す

第一百八條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第九十八條 管理契約の解除又は終了ありたる時は各會社は遅滞なく其の旨を公告することを要す

第一百九條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第九十九條 主務大臣保險會社の業務又は財産の状況に依り會社をして合併、業務及財産の管理の委託又は契約の移轉を爲さしむることを適當と認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第一百十條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第一百條 主務大臣保險會社の業務又は財産の状況に依り其の事業の繼續を困難と認むるときは業務の停止義務及財産の管理又は契約の移轉の命令を爲すことを得

第一百十一條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百一條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十二條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百二條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十三條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百三條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十四條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百四條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第一百十五條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百五條 主務大臣必要ありと認むるときは會社に對し之を勸告することを得

第一百十六條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百六條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十七條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百七條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十八條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百八條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十九條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百九條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百二十條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十一條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十一條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十二條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十二條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十三條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十三條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十四條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十四條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

第一百十五條 前條又は第九十七條第一項の管理は主務大臣の選任したる保險管理人之を爲す

及處分を爲す權限を有す  
主務大臣は保險管理人又は管理を受くる會社に對し管理に關し必要なる命令を爲すことを得  
主務大臣必要ありと認むるときは保險管理人を解任することを得  
第九十六條第一項第二項及第四項並に第九十六條第一項及破産法第六十三條乃至第六十六條の規定は保險管理人之を準用す但し破産法中裁判所とあるは之を主務大臣とす  
第一百二條 主務大臣管理の命令を爲したるときは直に會社の本店又は主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所に其の旨を通知し且會社の本店及支店又は各事務所所在地の登記所に其の登記を囑託することを要す  
登記所が前項の囑託を受けたときは遅滞なく其の登記を爲すことを要す  
第一百三條 管理の命令ありたる時は管理を受くる會社の事業は之を停止す但し主務大臣必要ありと認むるときは其の全部又は一部を停止せざるものと爲すことを得  
第一百四條 主務大臣必要ありと認むるときは管理を受くる會社の保險契約に付計算の基礎の變更、保險金額の削減及將來の保險料の減額又は契約條項の變更を爲すことを得管理を受くる會社なる場合に於て主務大臣必要ありと認むるときは株主名義書換の禁止を爲すことを得  
第一項の規定に依り保險金額の削減又將來の保險料の減額又は契約條項の變更の處分ありたる時は會社は命令の定むる所に依り其の旨及變更の要旨を公告することを要す前項の規定に依り株主の名義書換の禁止の處分ありたること亦同じ  
第一百五條 保險會社保險管理人たる時は主務大臣の認可を受け管理を受くる會社に對し合併又は保險契約の移轉に關し協議を爲すことを得  
第一百六條 管理の必要なきに至りたる時は主務大臣管理の終了を命ずる第二百七條 附法第三百八十一條第一項第三項、第三百八十六條第一項第一號乃至第九號第十號第十一號、同條第二項中之等に關係ある部分、第三百八十七條第一項、第三百八十八條乃至第三百九十一條、第三百九十七條、第三百九十八條の規定は管理を受くる保險會社には之を適用せず  
第六章 解 散  
第一百八條 第一百廿條 略  
第一百廿一條 保險會社 第一百廿四條 第七條第一項の規定に依る契約の移轉の命令を受けたる場合に於て相手會社の指定あるときは其の會社、指定なきときは主務大臣の認可を受け他の保險會社に對し契約の移轉に關し協議を爲すことを要す  
主務大臣前項の指定又は認可をなしたるときは其の相手會社に對し之を通知す  
第一項の協議は各會社に於て株主總會又は社員總會の決議を経ることを要す  
第一項の協議調ひたる時は各會社は遅滞なく主務大臣に其の認可を申請することを要す  
第九十九條の規定は第三項の決議に之を

準用す

第二百廿二條 主務大臣の命令に依り契約

の移轉を爲す場合に於ては會社は前條

第一項の協議を以て移轉すべき保險契

約に關する準備金の金額に相當する財

産を移轉すべきことを定むることを要

す

第二百廿一條 第二項但書の規定は前項の

場合に之を準用す

第二百十四條及第二百十五條の規定は前條

第一項の協議に之を準用す

第二百廿三條 主務大臣契約の移轉の命令

を爲したる場合に於て必要ありと認む

るときは移轉すべき保險契約に關する

計算に付特別の計算を爲すべきことを

命じ其の他移轉を受ける會社の保險契

約者、被保險者又は保險金額を受取る

べき者の利益を保護するに必要なる命

令を爲すことを得

第二百廿四條 契約の移轉に關する協議を

爲さず若は爲すこと能はず又は協議調

はざるときは主務大臣は勅令の定むる

所に依り契約の移轉に付必要なる決定

を爲すことを得

主務大臣前項の決定を爲さんとすると

きは豫め各會社の意見を徴することを

要す

第二百廿五條 主務大臣の命令に依る契約

の移轉は主務大臣の認可又は決定に依

り其の效力を生ず

前項の認可又は決定ありたるときは會

社は遅滞なく其の旨及契約の移轉に關

する協議又は決定の要旨を公告するこ

とを要す

第二百廿六條 第二百廿三條、第二百廿四條、第百

十七條、第二百十八條及第二百廿條の規定

は主務大臣の命令に依る契約の移轉の

場合に之を準用す

第二百廿七條 保險會社は其の營業の譲渡

を爲すことを得ず

第二百廿八條 第一百廿九條 略

第二百卅條 相互會社は他の保險會社と合

併を爲すことを得

前項の場合に於ては合併後存續する會

社又は合併に因りて設立する會社は相

互會社なることを要す但し合併を爲す

會社の一方が株式會社なるときは合併

後存續する會社又は合併に因りて設立

する會社は株式會社なることを得

相互會社と株式會社との合併の場合に

於ては各本法又は商法の合併に關する

規定に従ふことを要す

合併契約書に記載すべき事項其の他合

併に關し必要なる事項は命令を以て之

を定む

第二百卅一條 前條の合併ありたる場合に

於て合併後存續する會社又は合併に因

りて設立する會社が相互會社なるとき

は合併によりて解散する會社の保險契

約者は其の會社に入社し株式會社なる

ときは相互會社の社員は其の地位を失

ふ但し保險關係に屬する權利義務は合

併契約の定むる所に従ひ合併後存續す

る株式會社又は合併に因りて設立した

る株式會社之を承續す

前項の規定に依り合併後存續する會社

に入社すべき者は商法第四百十二條第

一項の規定に依る社員總會に於て社員

と同一の權利を有す但し合併契約に別

段の定めるときは此の限に在らず

第二百卅四條及第卅九條第二項第三項並に

商法第百八十二條、第百八十三條及第

百八十七條第二項の規定は合併に因り

て設立する相互會社の創立總會に之を

準用す

第七章 清 算

第二百卅二條 第一百卅七條 略

第八章 罰 則

第二百卅八條 第一百五十六條 略

附 則

第二百五十七條 本法施行の期日は勅令を

以て之を定む

第二百五十八條 第一百七十條 略

資金調整法改正法案

【三】政府は廿一日左の臨時資金調整

法中改正法律案を衆議院に提出した

△臨時資金調整法中左の通改正す

第四條第二項第二號を削り第三號を第二

號とす

第四條ノ二 命令の定むる限度を超越する

事業設備の新設、擴張又は改良を爲さ

んとする者は之に付政府の許可を受く

べし但し命令の定むる者及左の各號の

一に該當する資金に依る場合は此の限

に在らず

一 金融機關よりの借入金

二 他人をして引受又は募集の取扱を

爲さしめたる社債の収入金

三 本法に依り設立又は資本増加に付

認可を受けたる場合の會社の第一回

拂込株金又は出資金

四 本法に依り拂込又は募集に付許可

又は認可を受けたる場合の會社の拂

込株金又は社債収入金

第五條中「第二條」の下に「第四條」を

加ふ

第六條第一項中「五億圓」を「十億圓」

政府は日本興業銀行の發行する債券に

付命令の定むる所に依り額面金額十億

圓を限り其の元本の償還及利息の支拂

を保證することを得

第十二條中「第四條」の下に「第四條ノ

二」を加ふ

第十三條中「二億圓」を「五億圓」に改

む

第十六條に左の一號を加ふ

五 事業設備の新設、擴張又は改良に

關する事項

第十六條ノ二 政府は第四條の二の規定

に違反し許可を受けずして又は第四條

第四條ノ二、第八條若は第九條の規定

に依る認可若は許可に附したる條件に

違反して事業設備の新設、擴張又は改

良を爲したる者に對し其の中止を命ず

ることを得

第十七條第二號中「設備の新設、擴張若

は改良」を削り同條に左の一號を加ふ

三 第四條の二の規定に違反し許可を

受けずして又は第四條、第四條の二

第八條若は第九條の規定に依る認可

若は許可を附したる條件に違反して

事業設備の新設、擴張又は改良を爲

したる者

附 則

本法は公布の日より之を施行す

國境取締法案

【三】政府は時局に鑑み帝國の隣接國

境の一部並に之に接續する一定區域に對

して出入の取締を強化するため廿一日國

境取締法案を議會に提出したがその全文

左の如し

△國境取締法案

境(之に接續する領海の境界を含む)

よりする人の出入を禁止し又は制限す

ることを得

第二條 政府は勅令の定むる所に依り前

條に規定する國境に接する土地又は水

面に付區域を定め其の區域に付、人の

出入を制限することを得

第三條 第一條の規定に依る禁止又は制

限に違反したる者は三年以下の懲役又

は三千圓以下の罰金に處す

帝國の利益を害する目的を以て前項の

罪を犯したる者は十年以下の懲役に處

す、此の場合に於て其の犯罪の用に供

したる物は何人の所有たるを問はず之

を沒收することを得

第四條 第二條の規定に依る制限に違反

したる者は六月以下の懲役又は五百圓

以下の罰金若は科料に處す

外國に潜入する目的を以て前項の罪を

犯したる者は二年以下の懲役又は二千

圓以下の罰金に處す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

軍用資源秘密保護法案

【三】政府は軍用資源秘密保護法案を

今議會に提出するため關係各省に於て準

備を進めてゐるが廿一日午後の院內閣議

に於て正式決定を見、廿二日衆議院に提

出した同法案の全文は左の如し

△軍用資源秘密保護法案

第一條 本法は國防目的達成の爲軍用に

供する(軍用に供すべき場合を含む

以下之に同じ)人的及物的資源に關し

外國に秘匿することを要する事項の漏

泄を防止するを以て目的とす

第二條 陸軍大臣又は海軍大臣(官廳の

管理に關するものに係るときは勅令の定むる所に依り(主務大臣)は左に掲ぐるものに就き命令を以て軍用資源秘密を指定す但し公示を不適當とするものに係る指定は當該事項又は圖書物件の管理者又は之に準ずべき者に對する通知を以て之を爲す

一 全國(關東州及南洋群島を含む以下之に同じ)又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の生産額、生産能力、生産能力判定資料たる設備の種類別數(之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ)及政府の決定したる生産計畫並に此等を表示する圖書物件

二 兵器を生産する工場事業場又は之に轉用することを得る工場事業場の當該兵器の生産額、生産能力並に生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に關する従業者の總數(之を判定し得べき比率を含む以下之に同じ)又は種類別數並に此等を表示する圖書物件

三 兵器以外の軍用に供する重要な物資を生産する工場事業場又は之に轉用することを得る工場事業場の當該物資の生産額、生産能力、生産能力判定資料たる重要な設備の種類別數及其の設備に關する従業者の總數又は種類別數並に政府の決定したる生産計畫並に此等を表示する圖書物件

四 全國又は一地方に於ける軍用に供する重要な物資の貯藏額及貯藏設備の貯藏能力此等の判定資料たる重要な貯藏設備の當該物資の貯藏額

及貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

五 政府が貯藏せしめたる軍用に供する重要な物資の貯藏額、政府が當該物資を貯藏せしめたる貯藏能力、政府の決定したる當該物資の貯藏命令等に係る貯藏計畫並に此等を表示する圖書物件

六 全國若は一地方又は重要な港灣に於ける軍用に供する重要な物資の輸入額及政府の決定したる輸入計畫並に此等を表示する圖書物件

七 全國又は一地方に於ける軍用に供する特殊技能者其の他の重要な人的資源の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件

八 全國又は一地方に於ける軍用に供する航空機、自動車又は馬の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件

九 軍用に供する重要な鐵道の輸送能力及輸送能力判定資料たる輸送統計、此等を表示する圖書物件並に軍用に供する重要な鐵道の施設又は車輛に關する重要な記録圖表及其の内容

十 軍用に供する重要な飛行場又は其の附屬設備に關する重要な記録圖表及其の内容

十一 軍用に供する船舶に於ける特殊設備に關する重要な記録圖表及其の内容

十二 軍用に供する重要な通信連絡系統及其の通信能力、此等を表示する圖書物件並に軍用に供する重要な通信設備又は其の設備の通信能力若し連絡系統に關する重要な記録圖表及其の内容

十三 陸軍大臣若し海軍大臣の命令若しは委囑に依る重要な試験研究又は軍事上秘匿を要する發明考案に關する事項及圖書物件

十四 軍事上秘匿を要する氣象に關する重要な事項及圖書物件

十五 特に秘匿の措置を要する第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號に規定する設備、第十三號の試験研究に關する設備並に此等の機構及性能並に此等を表示する圖書物件

第三條 軍用資源秘密として秘匿するものに至りたるものに付ては其の指定を解除す

第四條 陸軍大臣又は海軍大臣は勅令の定むる所に依り軍用資源秘密に關する圖書物件に一定の標記を附せしむることを得

第五條 陸軍大臣又は海軍大臣は勅令の定むる所に依り軍用資源秘密に關する設備は之に準ずべき者に對し當該設備の遮蔽其の他之を秘匿するに必要なる措置を命ずることを得

第六條 陸軍大臣又は海軍大臣(官廳の管理に關するものに付ては勅令の定むる所に依り主務大臣)は第二條第十五號に該當する軍用資源秘密に關する設備を秘匿する爲必要あるときは命令を以て之に付立入又は測量、撮影、精寫模造若しは録取又は其の複製を禁止し又は制限することを得

第七條 政府は軍用資源秘密を秘匿する爲殊に必要あるときは勅令の定むる所に依り軍用資源秘密を記載する登記簿の關覽又は謄本若しは抄本の交付を制限することを得

第八條 政府は第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密を秘匿する爲殊に必要あるときは勅令の定むる所に依り法令に基き出願、申請、報告、届出等を爲し又は立入、検査、質問等を受くる場合に付軍用資源秘密の開示又は交付を禁止し又は制限することを得

第九條 陸軍大臣又は海軍大臣は第五條の規定に依る命令に係る事項に關し當該設備の管理者又は之に準ずべき者に對し報告を命じ又は當該官吏をして必要なる場所に立入り、検査を爲し若しは關係者に對し質問を爲さしむることを得

第十條 政府は勅令の定むる所に依り第五條の規定に依る命令に因り生じたる損失を補償す

第十一條 外國若しは外國の爲に行動する者に洩泄し又は公にする目的を以て軍用資源秘密を採知し又は收集したる者は十年以下の懲役に處す

第十二條 業務に因り軍用資源秘密を知り又は領有したる者之を外國人に洩泄したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に處す

第十三條 業務に因り軍用資源秘密を知り又は領有したる者之を外國人に洩泄したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に處す

第十四條 第二條第二號又は第十五號に該當する軍用資源秘密を知り又は領有したる者之を他人に洩泄したるときは六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第十五條 軍用資源秘密を外國又は外國の爲に行動する者に洩泄する爲之を採知し收集し、又は洩泄することを目的として團體を組織したる者又は其の團體の指導者たる任務に従事したる者は五年以下の懲役に處す情を知りて前項の團體に加入したる者は二年以下の懲役に處す

第十六條 第六條の規定に依る禁止又は制限に違反したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第十七條 第五條の規定に依る命令に違反したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

反したる者は三千圓以下の罰金に處す  
第十八條 第七條の規定に依る制限に違  
反したる者及第九條の規定に依る立入  
若は検査を拒み、妨げ若は虚偽の陳述  
を爲したる者は五百圓以下の罰金に處  
す

第九條の規定に依る報告を爲さず又は  
虚偽の報告を爲したる者亦前項に同じ  
第十九條 第十一條及第十二條の未遂罪  
は之を罰す

第二十一條 第十五條又は前條の  
罪を犯したる者未だ官に發覺せざる前  
自首したるときは其の刑を輕減し又は  
免除す

第五條の規定に依り秘匿の措  
置を命ぜられたる者は其の代理人、戸  
主、家族、同居者、雇人其の他の従業  
者其の業務に關し第十七條又は第十  
八條第二項の違反行為を爲したるとき  
は自己の指揮に出でざるの故を以て其  
の處罰を免るゝことを得ず

第十七條及第十八條第二項の  
罰則は其の者が法人なるときは理事、  
取締役其の他の法人の業務を執行する  
役員に、未成年者又は禁治産者なると  
きは其の法定代理人に之を適用す但し  
營業に關し成年者と同じの能力を有す  
る未成年者に付ては此の限に在らず

本法の罰則は何人を問はず本  
法施行地外に於て罪を犯したる者に亦  
之を適用す

軍用資源秘密は勅令の定むる  
所に依り政府の許可を受けたるときは  
之を他人に開示し若は交付し又は公に  
することを妨げず

軍用資源秘密にして官廳の管

理に屬するものに係る標記及秘匿の措  
置に關しては勅令の定むる所に依る  
第二十六條 朝鮮、臺灣又は樺太に於ては  
本法に規定する主務大臣の職權は勅令  
の定むる官廳之行ふ

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
大正九年法律第五十三號中改正法  
律案

日滿經濟提携の強化を圖る爲日  
下鴨綠江及圖們江の各處に橋梁を架設し  
又鴨綠江本流に水力發電工事中であるが  
政府は之等國境河川に跨る設備の建設材  
料等に付き國境河川の特殊の事情に鑑み  
て其の輸入税を免除することとし、今回  
大正九年法律第五十三號(國稅法、關稅  
定率法等の朝鮮に於ける特例に關する法  
律)中改正法律案を廿二日議會に提出し  
たが、同法律案左の如し

△大正九年法律第五十三號中改正  
法律案  
第二條第九號を第十號とし同條第八號の  
次に左の一號を加ふ  
九 國境河川に跨る橋梁、水力發電設備  
其の他の設備にして朝鮮總督の定むる  
もの、建設又は修繕に要する材料並に  
其の設備に裝置する器具、機械及其の  
部分品、附屬品但し朝鮮總督の指定し  
たるものに限る

本法は公布の日より之を施行す  
國際割引發行關係三改正法律案  
【三二】政府は廿八日國債の割引發行に  
關する改正法律案として

一 國債整理基金特別會計法中改正法律

案

一 明治卅九年法律第卅四號(國債に關  
する法律)中改正法律案  
一 明治四十二年法律第九號(政府に對  
する保證金其の他の擔保に供したる國  
債の買入銷却に關する法律)中改正法  
律案

の三案を廿八日衆議院に提出したが、其  
の全文並に提案理由書は左の如し  
△國債整理基金特別會計法中左の通改正  
す

第二條第三項中「前項」を「前二項」  
に改め同條第二項の次に左の一項を加  
ふ  
前項の國債總額の計算に際し割引の  
方法を以て發行したる國債に付ては  
發行價格を以て額面金額と看做す

第二條の三 國債の元金償還に充つる  
爲前二條の繰入額の割引の方法を  
以て發行したる國債の前年度首に於  
ける未償還分の發行價格差減額を發  
行の日より償還の日迄の年數を以て  
除したる額に相當する金額を毎年度  
一 般會計又は特別會計より國債整理  
基金特別會計に繰入るべし  
第二條第四項の規定は前項の場合に  
付て之を準用す

本法は公布の日より之を施行す  
同理由書  
割引の方法に依り發行する公債の元金償  
還資金繰入に關し國債整理基金特別會計  
法中改正を要するものあり之れ本案を提  
出する所以なり

△明治卅九年法律第卅四號中左の通改正  
す

案

第九條俱書を削る  
附 則  
本法は公布の日より之を施行す  
(參考)  
第九條 國債の消滅時効は元金に在り  
ては十ヶ年、利子に在りては五ヶ年  
を以て完成す但し割引の方法を以て  
發行したる國債の消滅時効は五ヶ年  
を以て完成す

同理由書  
割引の方法を以て發行する公債の時効  
期間を改むる爲明治卅九年法律第卅四  
號中改正を要するものあり之れ本案を  
提出する所以なり

△明治四十二年法律第九號中左の通改正  
す  
左の但書を加ふ  
但し割引の方法を以て發行したる國  
債にして買入の日より五月以内に償  
還期限の到來せざるものに付ては發  
行價格に命令の定むる所に依り發行  
價格と額面金額との差額の一部に相  
當する金額を加算したるものを以て  
其の國債の債權金額と看做し買入銷  
却を爲すことを得

本法は公布の日より之を施行す  
同理由書  
割引の方法を以て發行する公債の買入  
銷却に關し特例を設くる爲明治四十二  
年法律第九號中改正を要するものあり  
之れ本案を提出する所以なり

首相全官吏に訓示  
【三三】政府は官吏制度刷新に關して

案

案

議會に於ける平沼首相の歴次の言明の如  
く制度改正よりも寧ろその運用に重きを  
置き全官吏の眞に時局を認識せる自肅自  
戒に依り官僚獨善の弊を去り官民一致萬  
民輔翼の實を擧げ、聖戰目的の達成に邁  
進すべく吏道の刷新確立に關して種々具  
體案を考究中であるが、先づ第一着手と  
して全官吏に政府の意圖する所を傳へ、  
その自覺と覺悟を促す爲廿四日の閣議決  
定を経て廿五日附左の如く内閣訓示を發  
し、時局に際して官吏の遵守すべき事項  
を示達することとなつた

△内閣訓示號外  
各官廳

今回 大命を奉じて内閣首班の重責に  
任じ夙夜惕厲、報効の誠を盡さんとす  
るに當り深く官吏の協戮に信頼す特に  
支那事變勃發以來、一意専心、軍後の  
事務に執筆し、其の勞苦の大なるもの  
あるは、多とする所なり、然るに時局  
は益々重大にして、之が處理は朝野共  
に萬全を期せざるべからず、因て茲に  
官吏の遵守すべき事項を示し、切に一  
層の努力を望む

一 皇道に率由し、公義を尊重し、各  
々其の職分を守り、以て國家の進運  
に貢獻するは、國民の本分にして、  
官吏たる者の最も意を用ゆべき所な  
りとす、蓋し萬民輔翼は我國體の特  
質にして、國家の要務に參預するは  
官吏に限るに非ずと雖も、既に職責  
を負擔して君國に奉仕する以上常に  
其の品位を保ち、言行を慎み、以て  
國民の模範たるべきは亦固より論を  
またず、是を以て濫りに高く自ら標  
置し、獨り自ら大なりとするは取ら

案

案

案

ざる所なり、宜しく智見を鍊磨し、徳性を存養し、紀律節制を重んじ、殊に皇道を尚び、公義に循ひて日新の意氣を養ひ、飽悶不息、政機をして汚濁ならしむべし

一 官吏の可る所は各々異ると雖も、奉仕の中心は則ち一なり、故に一切の私心を去り、上長下僚、相倚り相助け、勵精格勩、其の全能を奮ひ、以て翼賛の誠を致すを要す、若し其の所見を異にする時は、各自の職責に頼み、之を開陳するを至當とするも、相互固執の結果、諸般の施策に矛盾拮抗を生ずるが如きは、嚴に戒慎せざるべからず、今や國家の綱力を擧げて、聖職の目的達成に邁進するの秋、官界内部に於て萬一相剋磨擦の弊あらんか、従ひ愛國の至情に出で奉公の精誠に發したりとするも、勢の趨く所、必ずや職務の濫用を來し、延ぎて國家の大事を阻格するに至らむ宜しく義を以て事を制し、和衷協同の氣風を作興し、以て國民の信頼を高め、進んで難局の打開に銳意すべし

一 近時軍後の行政頗る繁きを加ふ、其の直接作戦行動に寄與すると共に、國民生活に影響する所極めて大なるものあり、或は出征將兵の遺族家族並に傷軍人の援護に關し處理すべきもの多く、或は經濟統制の運営に俟ちて軍後の設備に力を致すべきもの亦尠ならず、孰れも其の職司に應じ官吏の迅速適切な措置に期待せざるべからず、宜しく事の急緩を量り、繁縛に陥らず機宜を失はば、泰庶に對しては懇切丁寧處理に當りては簡捷果決、以て奉公の

實を擧げむことを勉むべし  
一 出征將兵は幾多の艱難に堪へ、史上未曾有の偉勳を立て、赫々たる戰果を収め、爲に命を砲火に隕し、屍を原野に横へし者亦鮮しとせず、而も皆歸國して事に従ひ、忠勇義烈、一死報國の精神を發揮せざるはなし内に於ては國民皆克く困苦を忍び、日夜其の職務に勉勵し、軍後の支持に滿幅の熱誠を捧げつゝあり、惟ふに此の戰果を有效ならしめ、東亞永遠の安定を圖らんと欲せば、綜合國力を新秩序の建設に集中せざるべからず、冀くは時局の重大なるに鑑み相戒めて操守を嚴にし、官吏たるの威信と大業輔成の矜持とを確保し、以て萬過誤なきを期すべし

昭和十四年二月廿四日  
内閣總理大臣男爵 平沼騏一郎  
▲首相・伍堂氏の出馬懇請【三三】平沼首相は更生國民精神總動員中央聯盟の理事長に日本商工會議所會頭伍堂卓雄中將の出馬を促すべく廿三日午後零時半院内大臣室に伍堂氏を招き

精神總動員運動を官民一體となつて再出陣するについては是非とも伍堂氏の出馬を願ひたい  
▲首相・伍堂氏の出馬懇請【三三】平沼首相は更生國民精神總動員中央聯盟の理事長に日本商工會議所會頭伍堂卓雄中將の出馬を促すべく廿三日午後零時半院内大臣室に伍堂氏を招き

▲國民精神總動員委員會官制決定【三二】國民精神總動員委員會官制は廿四日の閣議に於て正式決定、近く官報を以て公布されるが同委員會委員長には荒木文相が就任することに決定を見た、なほ同委員會官制要綱は左の如くである  
△國民精神總動員會官制要綱

一 國民精神總動員委員會は内閣總理大臣の管理に屬し國民精神總動員に關する企畫を掌る  
二 國民精神總動員委員會は委員長及委員六十人以上を以て之を組織す  
委員長は内閣總理大臣の奏請に依り國務大臣の中より之を勅命す  
委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各選動任官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命す  
三 委員長は會務を總理す  
委員長長事故あるときは内閣總理大臣の指名する委員其の職務を代理す  
四 國民精神總動員委員會に幹事を置き内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及び學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命す幹事は上司の指揮を受け庶務を整理す  
五 國民精神總動員委員會の庶務は内閣情報部之を掌る

▲政府の國民運動指導方針【三三】政府は長期建設に對應するため全國民一致一層勇往心を奮起する必要があるとの見地に基きこれが實行運動の中樞機關として内閣に總動員委員會を設け、更に國民精神總動員中央聯盟の改組を進めてあるがその具體的運動方法はすべて新たに任命する理事と政府側委員の聯合評議會によつて決定してゆく方針である、然し現内閣としては國民運動の根本目標を従来の講演會一點張りの形式理論主義から一轉して物的總動員の實踐運動に重點を置く方針を持してをり、すべての企畫はこの根本方針に立脚して進められるものと見られてゐる、即ち國民運動もいよ／＼長期建設段階に入つて着實な實行に移るべきときであり本質的には國民の生活様式を指導することが必要でこれがためには各地方長官が陣頭に立つて公私各團體の協力により實踐の効果を擧げることが必要であるとされてゐる、また東亞の大業を翼賛するために國民各自が小理論を棄て、氣宇を闊達に持つことが必要であり國民精神總動員中央聯盟を通じて勇往進取の氣象を鼓舞する方針で平沼首相もなるべく機會をとらへて親しく國民に呼かけるべく屢々街頭に立つことにならう  
臨時事務次官會議法【三五】政府は廿五日午後四時より院内書記官長室に臨時事務次官會議を開き平沼首相より發せられたる吏道刷新に關する訓示を各官廳全體に徹底せしむる件につき協議を重ね同四時半散會した

【三三】政府は廿一日の持廻り閣議に於て左の法律案を衆議院に提出する事に決定した  
一 軍用資源秘密保護法案  
持廻り閣議決定事項  
【三五】政府は廿五日院内持廻り閣議に於て左の件を決定した  
一 酪農調整法案(議案提出の件)  
一 物價委員會令改正の件  
法案四傳提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て左の四法律案を議院へ提出する事に決定した

一 恩給法中改正法律案  
一 國債整理基金特別會計法中改正法律案  
一 明治卅九年法律第卅四號中改正法律案(國債に關する法律)  
一 明治四十二年法律第九號中改正法律案(政府に對する保證金、其他の擔保に供したる國債の買入銷却に關する法律)

産金法改正案衆議院提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て産金法中改正法律案を衆議院へ提出する事に決定した  
定例閣議  
【三六】廿四日の定例閣議は議會が休みの爲久々に首相官邸に於て午前十時十五分より開會、板垣陸相を除き平沼首相以下各閣僚出席、先づ國民精神總動員委員會官制を決定次いでかねてより懸案の吏道刷新に關する首相訓示につき田邊書記官長の手許に於て作製せる原案を審議之を決定して午後零時廿分散會

【三三】政府は廿一日の持廻り閣議に於て左の法律案を衆議院に提出する事に決定した  
一 軍用資源秘密保護法案  
持廻り閣議決定事項  
【三五】政府は廿五日院内持廻り閣議に於て左の件を決定した  
一 酪農調整法案(議案提出の件)  
一 物價委員會令改正の件  
法案四傳提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て左の四法律案を議院へ提出する事に決定した

一 恩給法中改正法律案  
一 國債整理基金特別會計法中改正法律案  
一 明治卅九年法律第卅四號中改正法律案(國債に關する法律)  
一 明治四十二年法律第九號中改正法律案(政府に對する保證金、其他の擔保に供したる國債の買入銷却に關する法律)

産金法改正案衆議院提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て産金法中改正法律案を衆議院へ提出する事に決定した  
定例閣議  
【三六】廿四日の定例閣議は議會が休みの爲久々に首相官邸に於て午前十時十五分より開會、板垣陸相を除き平沼首相以下各閣僚出席、先づ國民精神總動員委員會官制を決定次いでかねてより懸案の吏道刷新に關する首相訓示につき田邊書記官長の手許に於て作製せる原案を審議之を決定して午後零時廿分散會

【三三】政府は廿一日の持廻り閣議に於て左の法律案を衆議院に提出する事に決定した  
一 軍用資源秘密保護法案  
持廻り閣議決定事項  
【三五】政府は廿五日院内持廻り閣議に於て左の件を決定した  
一 酪農調整法案(議案提出の件)  
一 物價委員會令改正の件  
法案四傳提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て左の四法律案を議院へ提出する事に決定した

一 恩給法中改正法律案  
一 國債整理基金特別會計法中改正法律案  
一 明治卅九年法律第卅四號中改正法律案(國債に關する法律)  
一 明治四十二年法律第九號中改正法律案(政府に對する保證金、其他の擔保に供したる國債の買入銷却に關する法律)

産金法改正案衆議院提出決定  
【三六】政府は廿八日の院内閣議に於て産金法中改正法律案を衆議院へ提出する事に決定した  
定例閣議  
【三六】廿四日の定例閣議は議會が休みの爲久々に首相官邸に於て午前十時十五分より開會、板垣陸相を除き平沼首相以下各閣僚出席、先づ國民精神總動員委員會官制を決定次いでかねてより懸案の吏道刷新に關する首相訓示につき田邊書記官長の手許に於て作製せる原案を審議之を決定して午後零時廿分散會



院内五相會議

【二三】政府は廿一日午後四時より院内大臣室に於て五相會議を開き平沼首相、有田外相、板垣陸相、米内海相出席(石渡藏相缺席)去る十九日上海に於て突如せるテロ事件を始め一般支那に關する各方面の情報を待寄つて種々協議を遂げ午後六時散會した

四相協議

【二三】荒木文相、木戸内相、鹽野法相は廿四日の閣議散會以後首相官邸に居残り平沼首相と會見國民精神總動員委員會並に中央聯盟の人事問題其他につき要談を遂げた

藏相、源相會談

【二三】鹽野藏相は廿五日午後五時十分藏相官邸に石渡藏相を訪問、海軍金藏航空會社其他十四年度追加豫算關係事項につき懇談をなし同四十分辭去した

★閣員參内

▲海相參内【二三】米内海相は廿二日午後一時八分官中に參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ所管事項につき奏上種々御下間に奉答の後同五十五分退下した  
▲外相參内【二三】有田外相は廿三日午後二時半官中に參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ所管事項につき奏上、種々御下間に奉答して御前を退下した  
▲陸相參内【二三】板垣陸相は廿三日午後一時半官中に參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ所管事項につき奏上種々御下間に奉答して同二時半退下した

★内閣參議

定例參議會

▲國際情勢聽取【二三】廿二日の定例參議會は午前十時より首相官邸に開會、松井、松岡兩參議を除く各參議出席同十一時からは平沼首相並に有田外相出席、外相より最近の一般國際情勢につき説明を行ひ之を中心として懇談を重ね午後零時半首相以下各閣僚と午餐を共にし同一時過ぎ散會した

★往來

▲町田總裁、近衛公訪問【二三】町田民政黨總裁は廿一日午前十一時荻窪の私邸に近衛公を訪問要談の後午餐を共にして辭去した  
▲原田男首相訪問【二三】原田龍雄男は廿五日午前十一時十分院内大臣室に於て平沼首相と會見要談した  
▲光行元總長首相訪問【二三】光行元檢察總長は廿六日午前九時五十分大久保の私邸に平沼首相を訪問要談した  
▲原田男國公訪問【二三】西園寺公秘書原田龍雄男は廿七日午前十時與津坐漁莊に西園寺公を訪問議會の情勢並に一般政情について報告、同十一時辭去した  
▲財部大將、松岡男近衛公訪問【二三】財部大將、松岡均平男兩氏は廿八日午前十時半荻窪の私邸に近衛公を訪問要談した  
▲中野氏近衛公訪問【二三】東方會々長中野正剛氏は廿八日午前十一時半荻窪の私邸に近衛公を訪問、一日東京發中南支及び海南島視察に赴く旨の挨拶を述べて辭去した

★法令公布

△廿二日

一 官立工業大學官制中改正の件

- 一 樺太廳視測所官制中改正の件
- 一 市制町村制施行令中改正の件
- 一 北海道二級町村制中改正の件

内務

木戸内相訓示

▲總力を擧げて聖業輔翼【二三】木戸内相は廿七日午前九時卅分本省第一會議室に内務省全體員を召集せしめ吏道刷新に關する左の如き訓示を行ふと共に道府縣地方長官宛全國の官公吏に傳達せしむる儼同様の依命通牒を發した  
▲木戸内相訓示全文

去る廿四日平沼首相より時局下に於て官吏の遵守すべき要項を懇切訓示せられましたので官吏たる者は各自服膺、敢て怠ることなきを期せなければならぬと存じます、訓示の内容に關してまづが此の機會に於きまして少しく之が趣旨につき所懐の一端を申述べて置きたいと思ひます、專變以來各般の事務は愈々複雑多忙となり各々其の擔當事務に熱心缺嘗せられ來つた諸君の勞苦は固より察するに餘りある所でありまして寔に感謝に堪へない次第であります、然し乍ら時局は愈々重大であります、此の難局を打開し國運の躍進を圖るが爲には國家に奉仕する官吏として、も更に相共に考ふべき所、爲すべき處極めて多きを思ふのであります、皇道に率由すると言ひ又萬民輔翼と申しますことは要するに各自が大御心を體得することであり、特に職を公に奉

する者は民を赤子として慈しみ給ふ大御心を心として行政の上に具現する事が其の要諦でありまして平素深く其の行止を慎み品位を保ち智徳を磨き以て一般の儀表とならなければなりません、現下の如く行政事務頓に複雑を來し國民生活に影響する所極めて大なるものあるに至りました秋や、もすれば官僚獨善といふが如き聲を耳にするの恐れがありますので職を官に奉ずるものは特に此の點に留意し常に謙虛な心持を以て民衆に對すべきでありまして事を行ふに當りては迅速適切衆庶に對しては懇切節儉苟も世の非難を招くが如きをなからんことを期しなければならぬのであります、然し乍ら吾々が行政を行ふに當りましては素より國家百年の大計を基としなければならぬのでありますから場合に依りましては法規の示す所に従ひ國民の自由を制限を加ふるの已むなきに至ることあるべきは當然であります、要は麗に述べたる如く深く大御心を體するに在るのであります、まして事の緩急輕重に應じ寛嚴宜しきを制し徒らに不常なる制裁を加へざるを同時に徒らに阿諛迎合するが如きこととがあつてはならぬのであります、官吏が其の職務を執るに當りまして其の所見を異にするとは止むを得ない所であり、然し乍ら之が爲相互固執排擠を事とし萬一官界に相剋擦撞を生ずるが如きことがありましては必ずや事務の滯滞を生じ遂に國家の大事を誤るが如きことに立至りますから私心を去り利害、感情を捨て克く上下の秩序を守りつゝ其の意見、論議の盡すべき

は之を盡し小異を捨て、大同に就き和衷協同相倚り相助け奉公の誠を竭さなければなりません、而して之が眞意を誤り職務に對する生氣と熱意とを缺き無爲徒らに安きを求むるが如きことは採らざる所であり、專變以來後の行政事務は俄に複雑困難となり之が遂行の任に當る官吏の責務愈々重大を加へ來つたのであります、殊に内務省と致しましては其の擔當する所統後の國民生活に至大の關心を有するもの多きに擔み、職を内務省に奉ずる者は其の使命遂行上各々其の心構に於て一段と深き省察を加へて頂きたいと存じます、之を要するに公器に參與する諸君に於かれましては克く時局の眞義に徹し一命を君國に捧げた幾多の英靈を偲び又困苦に耐へて轉戦しつゝある出征將兵の上を思ひ益々其の操守を嚴にし精勵恪勤、和衷協同總力を擧げて聖業輔翼の職を致されんことを望むべきであります

内務書記官級二十名勅任待遇に昇格

【二三】内務省では本省並に各地方廳の書記官部長級を通じ勅任待遇となり得る有資格者の内特に従來内務行政に功績のありたる者及び人物才幹が優秀なる者を拔擢して勅任待遇に昇格せしむるに決し豫て銓衡中であつたが廿四日別項(人事)の通り決定上奏御裁可を仰いで即日官は過殿發令された兵庫縣警察部長頼彌彌三氏を加へ廿名の多數に及んでゐる

☆東京府市

帝都警防團の組織要項決定

【二三】帝都警防團設置につき警視廳ではその具體案を滿一ヶ年に亘り荒木警務部長、伊能消防部長、保岡防空課、宗前消防課長等が研究の結果廿一日に至り組織要項が決定したので廿二日午前十時市内八十署長を警視廳に招致して第一回組織要項通達協議會を開催し來る四月一日の實施に萬全を期すことになつたが新組織に基く警防團は市内八十、三多摩七十合計百五十團體で十五萬人が動員されるる其の組織要項は

一 警察區域並に名稱

(一)設置區域警察署の管轄區域毎に一警防團を設置する  
(二)名稱警察署名を冠すること(例、丸の内警防團等)

二 警防團員の定員銜階標準

(一)定員の標準 市内は一警察管内を一ブロック、三多摩は市町村や單位として一ブロック(但し地域の狀況に依り増減する事を得)  
(二)銜階標準 (一)警防團員は區域内の住民より從來の防護團員、消防組員を根幹として銜階すること(ロ)警防團員の年齢は概ね滿十八歳以上五十五歳(但し團長副團長は六十五歳)以下の男子にして實際的活動能力を充分に備へたるもの(ハ)左の各號に該當する者は警防團員に命ぜらるべし

(一)公權剝奪若しくは停止中の者又は禁錮以上の刑に處せられた者、(但し所犯情狀の酌量すべき者に於ては)

して滿期後二ヶ年を経過し改換の狀著しいものは此の限りにあらず、(二)禁治産者又は準禁治産者、(三)身體虛弱者、(四)酒癖又は粗暴過激の言動ある者其他素行不良と認むる者

三 命令及手續

(一)警防團員は志願の形式に依らしめ辭令を用ひこれを任命すること  
(二)團長副團長は警察署長に於て消防署長、區長と協議の上銜階し内申すること

四 組織

(一)警防團は數個の分團、部、及班を以て組織すること  
(二)分團 分團は地域別とし地形、警防上の對象物等を考慮し人口一萬人乃至三萬人を標準として一町會又は數町會を以て一區域となすこと、(ロ)部 部は分團の下に業務別となし概ね左の四部をおく、警護部、燈火管制部、交通整理部、消防部、(ハ)班 班は各部に數個を置き細胞的活動體となすこと

五 編成

(一)警防團本部は原則として警察署に設置す  
(二)分團には分團本部を適當の場所に設置す  
六 水上警防團の編成  
(一)擔當區域、水上警察署の管轄とする  
(二)團員の銜階は市及關係者と協議し船舶業者又は水上生活に經驗ある者

及び水難救濟會東京救難所員等よりこれをなす  
以上の組織により警視廳では三月末まで此の編成を終り内務大臣の制定した團旗をととのへ四月一日に盛大な結團式を行ひ帝都防空の完壁を期すが東京市でも市防衛團を設置、防毒避難、警報傳達等に從事することになつた

☆地方

東北六縣會議長東北廳設置運動

【二三】多年の懸案たる東北廳の設置運動並に東北振興會長問題に關し東北代議士と打合せのため廿一日上京した小野寺宮城、小松福馬、高橋岩手、福土青森、金子秋田、佐藤山形(副議長)の東北六縣各縣會議長は廿二日午前十時平沼首相を訪問、東北廳設置に關し種々陳情して午後衆議院議長應接間で東北出身代議士と會同、東北廳の實現を圖るため政民各派の決議案作成に努力することに決定、各派代議士は自派の幹事に對し働きかけることになつた、更に川村竹治氏の辭任固執によつて宙に迷つてゐる東北振興會長問題は代表代議士が川村氏の意向を打診した結果同氏の辭任は不可能なりとして愈々正式に川村氏の辭任を承認し後任會長の銜階に着手することになり、各縣會議長はこの二問題を各代議士に委託して引揚けた

名古屋市長決定

【二三】名古屋市長は廿七日午後二時開會、劈頭三重縣知事佐藤正俊氏を上級助役に推薦の件(年俸一萬圓)を緊急上程満場一致可決したので市では直に佐藤知事に就任方を懇請し同氏の承諾を得た

姫路市長決定

【二三】半ヶ年缺員のまゝとなつてゐた姫路市長は廿七日午後一時から開かれた市會において前市長田寺俊信氏が再選されたが田寺市長は後任市長決定まで暫定的に就任を承諾した

司法省の吏道刷新通牒

▲出征將兵の事件は他に率先して處理せよ【二三】去る廿五日平沼首相が全官吏に發した吏道刷新に關する訓示の實踐方に就き司法省では全管下裁判所並に檢事局に對し一日附で左の如き次官通牒を發することになつた

△通牒要旨  
一 自ら訓示の趣旨を實踐し他の軌範たるべし  
一 出征將兵遺家族に對する事件は其他の事件に率先して急速處理の方針をとるべし

遞信

航空事故調査委員會設置

【二三】昨年の夏以來わが國の定期航空は從來にかつてなき事故を續出しそのうちには大森の大慘事や那覇の富士號機事などがぞぞへられ航空局は日航の監督を嚴にするともに會社に對し種々指導して來たが、船來の事故を最少限度にとどめ安全な飛行を行はしむるには發生した事故に對し慎重な調査を要するので、航空局内に航空事故調査委員會を設置することに乗り出さず事になつたが輔佐役として東大名譽教授山崎覺次郎翁が登壇、廿一日東大より左の如き辭令が發表された

東大經濟學部問題

▲舞出經濟學部長辭任【二三】かねて辭任を傳へられてゐた舞出東大經濟學部長は平賀肅學が一段落を告げたのを機會に學部長を辭任することになり後任學部長が決定するまで平賀總長が事務取扱に決定、廿一日文部省より發令された(人事)

文部

▲長老山崎博士の出馬【二三】舞出教授の車大經濟學部長辭任に伴ひ平賀總長が經濟學部長事務取扱となつて愈々學部再建に乗り出す事になつたが輔佐役として東大名譽教授山崎覺次郎翁が登壇、廿一日東大より左の如き辭令が發表された  
東大名譽教授 山崎覺次郎  
東京帝國大學經濟學部再建に關する事務を囑託す  
山崎翁は東大經濟學部二代目學部長として、河津運博士らと並んで同學部の長老として部内の信望を集めてゐる  
▲四教授免官發令【二三】東大經濟學部本位田、中西、田邊、山田四教授免官の辭令は廿五日別項(人事)の如く正式發令されたが、右發令に先だつて中西教授は高等官一等に、山田教授は同二等にぞれ、陞叙された

の事故を繰り返さざらしむることになつた。委員会の構成は會長藤原長官、副會長櫻井技術部長が就任、委員には航空局長、部長各課長航空官事務官及び通信省工務電務兩局の無線課長及び陸海軍中央氣象臺の航空局事務官が選任され、機體の事故は勿論その日の氣象及無線探査等に至るまで立體的科學調査を行ふことになつた。

## 鐵 道

### 貨物自動車運送事業法案不提出決定

【二三】鐵道省では豫てより貨物自動車事業の産業交通上並に軍事上に重要性に鑑み同事業の健全なる發達を圖ると共に保有數の増加その他の政策に因應せしむる爲現行法令の不備を補正し併せて貨物自動車事業の保護助長に適切なる法規を整備することの緊要なるに着眼し今議會への提案を目的として貨物自動車運送事業法案の立案に着手し鋭意之が準備を進めて來たのであるが、調査研究の項目多岐に亘り且關係官廳も多數なる爲意外の時日を要することとなり、會期切迫の今日今議會の提案は見合はせられることとなつた、然しながら貨物自動車事業に對する積極的助成方策確立の喫緊事たるは言を俟たず鐵道省としては飽く迄も既定の方針に従ひ研究準備を進めてゐる。

## 拓 務

### 國境取締法案說明

【二三】拓務省では今回議會提出に決定した國境取締法案に關し廿一日午前十時より院内に於て衆議院各派に對し説明を行つたが右法案は最近樺太及び朝鮮のソ聯邦陸境國境に於ける頗々たる不祥事件に鑑み國境附近に於ける防護及び住民保護國境取締の強化を目的としたもので滿洲國に對しては適用されない事となつてゐる、尙同法案公布施行の期日は勅令を以て定める事となつてゐるがこれと同時に樺太に於ては廳令、朝鮮に於ては制令を以てソヴエト隣接國境並に之に接する一定の區域を指定し其區域内に於ける出入の制限及び禁止をなす管で外國に於てもソ聯邦、佛國、波蘭等の諸國に於ては同様の法律を設けて國境警備の完備を期してゐる。

## 厚 生

### 傷痍軍人療養所長會議開催

【二三】傷兵保護院では昨年以來鋭意建設工事中であつた傷痍軍人療養所が本年に入つて廣島、京都、石川、宮城、長野の各療養所が業務を開始し昨年末開所した千葉、岡山、福岡、愛知各療養所と併せて九ヶ所となり、各療養所共漸次入所者を増し醫療保護事業は愈々本格的になつたが之が治療の適正は傷痍軍人の保護に重大なる關係があり事業施行に付いて確立せる方針を指示する必要があると共に事務施行に際しての實務に付き打合せを行ふため傷兵保護院では廿四日午前九時半より内務省會議室に於て初の療養所長事務打合せ會を開催し京都、新潟、千葉、愛知、長野、宮城、石川、岡山、廣島、

福岡の各療養所長並に庶務課長、陸海軍省關係官、厚生省高野野防局長、林大日本傷痍軍人會長、富田恩賜財團軍人援護會理事等五十餘名出席し劈頭本庄總裁の激勵的訓示に次で藤原、持永兩局長並關係各課長より打合せ事項に付て説明し療養所運営の實際に就て協議を重ね午後六時散會、尙廿五日も續行し午後一同打ち揃ふて陸軍病院を見舞ふことになつてゐる。

### △傷痍軍人療養所長事務打合せ事項

- 一 傷痍軍人の指導教化に關する件
- 一 入所者に對する郵便藥書贈與に關する件
- 一 入所者に對する指導に關する件
- 一 治療及検査に關する件
- 一 身上相談に關する件
- 一 療養所に於ける庶務細則等に關する件
- 一 會計事務に關する件
- 一 入所者に對する旅費支給其他に關する件
- 一 入所者に對する慰安に關する件
- 一 恩賜財團軍人援護會の慰安施設及慰安事業に關する件
- 一 療養所工事設備等改善に關する件
- 一 所員相互扶助施設に關する件
- 一 傷痍軍人療養所看護婦養成施設に關する件
- 一 入所者の職業指導に關する件
- 一 療養所事業實施狀況其他に關する件



## ☆ 消 息

▲周思靖氏來朝【二三】天津特別市公署參事周思靖氏は秘書賀忠讓氏を帶同廿二日午前八時熱河丸で神戸港着來朝同日午後零時廿五分三宮驛發「つばめ」で東京上陸、尙同氏は事變當初宋哲元軍下に第廿九軍參謀であつたが、其後臨時政府の北京警察局長を経て現在に至つたもので日本の各社を二ヶ月に亘つて視察する豫定である。

▲英大使外相訪問【二三】クレギー駐日英大使は廿三日午前十一時半外務省に有田外相を訪問要談を遂げて辭去した。

▲田中駐ソ書記官歸朝【二三】駐ソ大使館商務書記官田中耕作氏は今回本省の歸朝命令に接し廿三日朝大連より門司寄港の日滿連絡船吉林丸で歸朝、同船で神戸に向つたが船中左の如く語つた。

二ヶ年半滞在したが事變が始つて以來ソヴエトの對日感情は更に悪化して來た、第三次産業五ヶ年計畫は一九四二年の最終年度において現在の五割乃至倍加の生産擴充を目標としてゐるが第一次第二次の計畫が一九三六年度を境として下り坂となり、豫定の成果が舉らず機械取替、勞働力の不足殊に瀋陽工作によつて多數の技師を血祭に擧げた關係等からして到底豫期の成績を擧げることとは不可能で私は二、三割位の増加がせい一杯ではあるまいかと思ふ産業五ヶ年計畫といつても重工業殊に軍需工業だけのことで輕工業は全くいふべきものがない、これはスターリンが國民を幸福にするといふ掛聲からしても是非手をつけねばならぬ關係にあるものだがその餘裕は全くないやうだ生活必需品が極度に缺乏してをり民衆の生活なんて全く顧られてをらない現狀である、なほ漁業問題については國內には輿論なんてなく外交に駆引の多いソ聯のことだから全くその見透しはつかない。

▲コロンビア全權公使信任狀拜呈【二三】此の程着任したコロンビア國特命全權公使アルフレド・ミケルセン氏は廿四日午前十一時半二重橋正門から参内、同十一時五十分鳳凰閣に於いて天皇陛下に謁見仰付けられ恭々しく信任狀を拜呈したが陛下には公使に對し優渥なる勅語を賜ひ公使は光榮に恐懼感激して宮中を退下した。

▲松宮公使歸朝【二三】ハンガリー駐劄松宮公使は廿四日ハンガリーの防共協定參加調印に立會つた後同夜ブダペスト發廿五日午後八時ローマに到着したが廿六日午後ナポリ出帆の郵船歐訪丸で歸朝の途につくことになつた、尙ローマに駐在し活躍中だつた藤松海軍中佐も同船で歸朝する筈である。

▲グルー大使用章表明【二三】グルー駐日アメリカ大使は廿七日午前十一時四十分外務省に澤田次官を訪問、齋藤前米大使の急逝に對し深甚なる弔意を表した(計参照)

▲石射公使新嘉坡着 シンガポール【二三】新任オランダ公使石射猶太郎氏は赴任の途次蘭領印度を視察中であつたが廿七日朝オランダ汽船フランシス號でシンガポールに到着した石射公使は三月一日シンガポール出帆の郵船國丸で歐洲に向ふ豫定である。

▲英大使澤田次官訪問【二三】クレギー駐日イギリス大使は廿八日午前十一時四

十五分外務省に澤田次官を訪問、上海工部局問題の圓滿なる解決を希望すると共に交渉経緯につき説明を求めぬ處あつたが澤田次官は目下満足なる進行状態にある旨を答へたので之を諒承して正午辭去した

▲齋藤大使の計報にクルー米大使の申文  
【二六】齋藤前駐米大使の逝去に對し廿八日駐日米國大使クルー氏は有田外相を訪問申文を表すると共に、ルーズウェルト大統領並にハル國務長官の代理として左の如き申文を寄せた  
有田外務大臣閣下

余は昨廿七日前駐米大使齋藤博氏の突然の計報に接し取敢へず澤田外務次官を通じて閣下に深甚の弔哀を表し置き候處本日本國よりの訓令によりルーズウェルト大統領並びにハル國務長官に代りて茲に兩氏の齋藤氏の逝去に對する衷心よりの哀悼の意を傳達致候  
同時に余は齋藤大使の急逝に際し廿六日ハル國務長官が米國新聞に發表せる次の如き哀悼の辭を併せて傳達致候

前駐米日本帝國大使齋藤博氏の計報に接し余は哀惜に堪へぬ、氏は過去五ヶ年間駐米日本大使として終始米國及び米國民に對する理解と同情とを以つて日米兩國の親善關係確立に努めて來られたが、最近生起せる諸種の難問は健康愈々勝れざりし氏をして益々他界を早からしめざりしやを慎れる、氏は聖上陛下並に日本國の獻身的忠僕としてその一生を終つたが、その突然の他界は日本國民は素より米國を他氏が外交官として赴任せる諸國の多數の知己齊しく衷心より哀惜して熾まぬ所であらう

あらう

敬白

昭和十四年二月廿八日

ヨジフ・シー・クルー

▲英大使申文【二六】齋藤前駐米大使の急逝を悼み駐日英國大使クレイギー氏は廿七日附有田外相宛次の如き申文を寄せた  
有田外務大臣閣下、本日新聞紙上にて前駐米大使齋藤博氏のワシントンに於ける急逝の報に接し哀惜に不堪候余は齋藤氏とは舊知の間にて氏と知りしは往年のロンドン海軍々編會議の席上なりしもその後余は常に氏の有爲なる才幹を囑望致し者の一人にて氏の急逝に依り日本外交界は優れたる外交官の一人を喪ひしものといふべく茲に衷心より哀悼の意を表し候  
敬白  
昭和十四年二月廿七日

☆ 一 般

日ソ漁業問題

▲東郷リトヴィノフ會談 モスクワ【二三】東郷大使は廿二日午後三時半外務人民委員部にリトヴィノフ外務人民委員を訪問、前後二時間に亘り漁業條約問題につき協議を遂げたが、双方とも前説を繰返したゞけで結局意見の一致を見るに至らなかつた、然しリトヴィノフ委員は政府に對し一應日本側の主張を傳達することなる模様である  
▲漁業交渉にソ側も結局妥協か モスクワ【二三】廿二日の東郷・リトヴィノフ會談の内容に關しアヴァス通信社モスクワ支局は左の如く報じてゐる、即ち先づ東郷大使より「日本政府は漁區鑑査に應

ずる意向は無い」旨重ねて日本側の強硬意向を傳達したがこれに對しリトヴィノフ外務人民委員は「日本新聞の中には必要な場合政府は軍艦を出動して日本漁船を保護する用意があると述べてゐるものもあるが日ソ間の交渉が決裂して日本漁船が自由出漁しソ聯領内に侵入すれば勢ひ日ソ間に衝突が起る惧がある斯る場合衝突を局地化することは極めて困難とならう」と威嚇的言辭を弄した、尤も双方とも交渉を繼續して問題の解決に努力するに意見の一致を見た模様で、消息通信はリトヴィノフ委員の態度は表面強硬に見えても結局強硬事件の場合と同様問題をあく迄平和的に解決する肚であると見て事態を餘り悲觀してはゐない

▲外務省では滿洲國の治安状態の改善並に同政府機關の整備に伴ひ在滿領事機關を漸次縮少する方針であつたが本年二月末日限り左の領事館を閉鎖することにした  
奉天總領事館、齊々哈爾濱總領事館、吉林、延吉、錦州、赤峰、承德各領事館  
安東、白城子各領事館分館「ハロンアルシヤン」出張所



新黨結成遂に流産

▲黨首問題で社大二案提示【二三】社會大衆黨の三輪、片山兩氏は新黨首候補の人事問題に關する社大側の最後の態度として決定せる  
一 安部磯雄氏を最高顧問とし中野正剛 麻生久兩氏を總務委員としてその筆頭を中野氏とし麻生氏をして幹事長を兼任せしめる  
一 安部磯雄氏を黨首とし中野正剛氏を副黨首として麻生久氏に幹事長を兼任せしめる

上記二案を携行して廿一日午前東方會社浦由谷兩氏と意見之を提示して東方會社の何れを採用するとも異存なき旨の申入れをした、而して更に東方會社がその何れかに同意の上は黨名並に役員等は右の四氏間に於て急速に決定し來る廿七日の結黨大會を豫定通行ふことを申合せて意見を終つた

▲社大漸く感成決定【二三】社會大衆黨では廿一日午後七時卅分より本部に常任委員會を開き、片山氏より新黨首候補の人事問題に關する東方會社との交渉経過を報告し、之を中心に討議を進め、更に同十一時四十分より代議士會を開いて同様の協議した結果、左の如く決定を見、廿二日午前一時半散會した  
一 今後常任委員會は、東方會側の提案

(名譽總裁安部磯雄、總裁中野正剛、幹事長麻生久)を考慮に入れつゝ合同に邁進すること  
一 東方會に對しては人事は二本建を建前とせる中野、麻生二者一體の制度にした旨を提唱する、而して二者一體の名稱は總務委員とし安部磯雄氏は別に最高顧問とすること  
一 綱領、政策等は今後常任委員會にて審議しつゝ之が成立に最大の努力を拂ふこと  
一 東方會への回答は廿二日中に行ふこと

▲新黨に關係せずと安部黨首申入れ【二三】安部社會大衆黨中央委員長は昨廿一日夜江戸川アパートの自邸に於ける麻生三輪、片山河上四氏との意見の際今回の東方會との合同によつて結成さるべき新黨には今後關係の持續を欲せざる旨文書を以て申入れたが、四氏は事變の紛糾をおそれこれを嚴秘に付してゐるが社會大衆黨はこの安部氏の申出での表面化を契機に新黨の結成を前にして分裂を見るものと豫想される情勢に立ちいたつた  
▲新黨三派の意見不一致【二三】人的要素の配置問題から行惱みとなつた新黨結成問題の最後の解決を爲すべき社大、東方兩黨の代表者會合は廿二日午後三時より代々木の中野東方會社長に開かれ、東方會側中野會長、大石、杉浦、由谷、田中、社大側麻生書記長、三輪、淺沼の七氏緊張裡に參集、社大側より廿一日の常任會及代議士會に於て決定せる社大の最終案を示して各氏腹藏なき意見を開陳、協議は順調に進んだがこの間安部社大黨首が新黨との關係を絶つた決意をせる旨

海軍



驅逐艦「夏潮」進水式

【二三】無敵皇軍の威容を加ふる海軍驅逐艦「夏潮」の進水式は廿三日午前九時大

が判明するに及んだので斯くては這般の安部、中野兩黨の合同宣言にも反する事となるとの議が中野會長より主張され社大側は尚ほ合同に邁進すべき事を力説せるも兩黨合同の根本主旨に變化を來せること、社大、東方双方の主張にも相當の距離あることが論議の進むに従つて明白となり到底妥協點の發見に至らなかつた、ゆゑ同日より東方會本部に社大、東方革黨協三派の新黨結成準備委員會を開いて共同宣言を發することとし六時會合を終つた

▲新黨結成遂に見合せ【二三】人的要素問題から行惱みとなつた新黨結成問題の最後の解決を爲すべき社大、東方、革黨協三派の新黨準備委員會は廿二日午後八時半東方會本部に開かれ、社大側より三輪、淺沼、河野、三宅、河上、片山、東方會より小野、三田村、大石、田中、杉浦、由谷、革黨協より黒田の諸氏出席、三輪氏より従来の經過並に同日中野東方會長郎に行はれた社大、東方會代表者會合席上種々意見の交換を遂げたが兩者間に遂に意見の一致を見るに至らなかつた旨を報告し、協議の結果新黨結成を一時見合せることに正式に決定し左記共同聲明を發表した

△社大、東方、革黨協共同聲明  
社大、東方、革黨協を軸とする革新々黨準備委員は社大、東方兩黨聲明を基礎とし、諸般の準備を進めて來たが問題を具體化するについて機はまだ熱せざるところあり、この際新黨の結成を見合せ友好の精神を持續しながら他日の機會を待つことに決定した  
二月廿二日

社會 大衆黨 東 方 會

▲潛行運動の被疑【二三】社大、東方、革黨の革新三派の歴史的新黨結成は意外にも黨首問題によつて暗礁に乗りあげ遂に十二日夜の共同聲明によつて儘くも消え去るに至つたが、去る一月廿六日の三宅彌領氏會合に初まり、二月九日東方會總帥中野正剛、社大黨委員長安部磯雄兩氏の名を以て共同聲明を發し、協力して新黨結成に進むべきことを天下に宣言したのが兩黨合同へのをも／＼の表面的第一歩であつた、ところが今日合同決裂となるべき禍根は既にこの時にあつたのである、即ち當時兩派合同への立役者は社大藤生久、三輪壽壯、河野密、平野學の舊日勞系の數氏、東方會杉浦武雄、由谷義治の所謂中野直系の兩氏であつて社大の如きは大衆的政黨を標榜せるに拘らず黨員は勿論代議士さへも兩派合同の準備を知らず殊に驚いたことには安部黨首の如き中野氏と會見のその日まで一切未知しなかつたといふことである、如何に小なりとは云へ幾十萬の選舉民大衆と黨員大衆とを有する兩黨の合同、それも社大の如きは無黨派としての立場を棄て、百八十度の轉向が何等大衆の前に踏られることなく數名の四疊半式交渉によつて隱微のうちに事が運ばれ全くの陰謀のうちに遂行されたといふことが今日の歸結を見るに至つた最大の原因であらう

社大側淺沼、河上、東の方杉浦氏は口をきはめて「こんどの合同協議によつて知り得た事は社大黨の諸君が終始一貫、何等の衝策をも弄せず正々堂々と折衝されたいふことである」とほめた、その共同聲明にも「問題を具體化するの機未だ熱せず」合同を「他日の機會に俟つ」と爲し、友好關係の持續を保たんとしてゐる様であるが、吾々の知り得たことは政黨と云ふ大衆を背景とする政治團體の合同は、大衆の基礎に於て極めて公然と爲されねばならず、闇取引は絶対に成功するものに非ずといふ判りきつたことではあるが貴重な教訓であつた

▲中野會長、安部黨首に通過【二三】東京方會自主獨立を宣言  
中野會長、安部黨首に通過【二三】東京方會自主獨立を宣言

社大前任委員會  
【二三】社會大衆黨では廿二日午後七時より芝の本部に常任委員會を開き藤生書記長より東方會との交渉經過を報告して承認を求めたる後善後策に關し協議の結果

- 一 今回の新黨問題は一應延期すること
- 一 この問題を中心とせる黨員の責任問題等は起す全黨協力して進むこと
- 一 東方會との聯合懇談會を廿三日中に開くこと
- 一 廿六日の中央執行委員會及臨時全國大會は延期すること
- 一 四月臨時全國大會を開いて陣容の一新を行ふこと

右の各事項を決定同七時半散會直ちに代議士會に移り藤生書記長より常任會議の結果を報告せるに對し鈴木文治、中村高一兩氏より質問あつたのみで、黨は今後とも結束して邁進することを申し合せ、尚ほこの結果を片山、河上兩氏より安部黨首に報告することとして八時半散會  
昭和十四年二月廿五日  
東方會々長 中野 正剛  
社大黨中央執行委員長 安部 磯雄殿

方會々長中野正剛氏は今回の社大との合同による新黨結成の挫折が廿三日の三派共同聲明にも拘らず尙ほ外部より幾多の疑惑がかけられて居る實狀に鑑み今後東方會として國論の正しき指導と時局適當の承擔もさることながら場合に應じては獨自の見地よりする政治活動の必要にも迫られて來るものとして慎重考慮の結果嚴厲な意味に於て社大との絶縁とも見られる可き次の書翰を廿五日午後社大東部中央執行委員長並に藤生書記長に郵便を以て通達した

- 一 建國の精神を顯現して君民一體の政治様式を完成せんことを期す
- 二 善隣諸民族を協和して東亞の新秩序を建設し進んで正義と進歩とを原則とする新國際體制の確立を期す
- 三 全體主義國家經濟政策を整備し全日本國民に對して奉仕と勤勞とを要求し名譽と生活とを約束する

右三項を東方會の新綱領として今後の活動に備へることを全會一致議決し次いで中野會長と各協議員との間に今後の活動方針に關して質問應答があり終つて中野會長より  
新黨計畫が畫餅に歸したことは私の責任で同志諸君の御寛恕を願はねばならぬ、然しながら東方會イデオロギーが新興日本の指標を決定したことは確かに成功である、東方會は最近の經驗によつて我等の理想は荆棘を踏み艱路を拓くことによつてのみ達成せられることを確認した、之に於て廣く國民大衆を糾合し新來の同志に席を分ちて名實共に公黨の外觀内容を整備する決心である自分は近く南北中支一帯の戦線を訪問して皇軍を慰問し戦闘の忍苦と犧牲とによつて淨められたる若き魂に開

書記長 藤生 久殿 東方會聯合協議委員會

【二三】東方會では廿七日午後一時より赤坂の本部に關東、東北並に信越三地方の聯合協議委員會を開催、中野會長外各代議士及び協議員二百餘名參集、中野會長より新黨不成立の經過報告後新黨の綱領として東方會の準備せる草案を説明して討議を行つた結果

來り東方會運動の前途に立つ決心で

來り東方會運動の前途に立つ決心で

ある

旨の激論演説あつて午後三時半散會した  
中野氏聲明  
【二六】東方會々長中野正剛氏一行は一日午後九時半東京驛發五日長崎出港上海經由で渡支、中南北支一帯を視察四月上旬歸京するが出發に先立ち廿八日午前八時より一時間餘に亘つて平沼首相と會見更に同十一時半より近衛樞相とも會見し出發の挨拶を兼ね左の聲明書を提示して諒解を求めた

△聲明書

新しき現實は舊き思想を置き去りて進む、日本の政治が衰心状態にあるに係らず東亞の建設は現地の課題として生みの悩みを見せつゝある、尋常一様の政治工作は生きたる東亞の難題として赫々たる皇軍の戦果を收拾することは出来ぬ、此の結果を決定するものは、若き日本國民によりて指導せらるべき亞細亞民族の大運動でなければならぬ今や戦線と銃後とを通じて動き出したる民族の友情こそは之を育成して亞細亞の誇りを恢復する新運動の基調となすべきである余等は戦線の將兵と語り新支那の青年と語り、其の脈搏に觸れ其の體温を感じて日本同胞に呼びかけ、全亞細亞民族に呼びかけ進んで萬國の公心を開拓するの心構へを決定せんが爲三月一日東京を出發して現地訪問の途に上るものである

二月廿八日

中野 正剛

宮崎、島中兩氏東方會入り

【二三】社大、東方會を中心とする新黨

精成運動に關與してゐる宮崎龍介、島中雄三兩氏は東方會に入會するに決し廿二日入會届を提出した

▲革農協分裂の危機

▲革農代議員會混亂【二六】日本革新農村協議會では廿六日午前十時より日比谷松本樓に於て理事會を開き、次いで同日午後一時から代議員會を開會、全國各府縣支部代表約五十名出席、代議員永山忠則氏議長席につき  
一 常任理事黒田新一郎氏除名の件 (過般の新黨問題に於ける失敗による除名)

を附議、これを可決したが、倉田山口縣代表より同協議會の發展的解消の緊急動議あり、代議員北勝太郎氏一派は強硬に解消反對を構へために議場混濁紛糾して同協議會分裂の危機を招來した、この形勢に渡邊福岡縣代表は

協議會の解消問題は全國各支部の理事を連絡員として適當の機會に處理しては如何  
との緊急動議を提出、動議成立して結局議長一任となり、午後七時卅分散會した  
▲革農協善後策決定【二三】日本革新農村協議會の當務執行は廿六日の代議員會に於て顧問一任となつたので、顧問である永山忠則、北勝太郎兩代議員は廿七日午後芝田村町の本部に會合、當面の本部事務の處理並に代議員會の決定に基く善後策に關して協議の結果本部當務員の辭任はあるとも本部は解消されたものでなく殊に地方支部は現狀を基調として今後の發展を期待してゐるので右の事項を決定して直ちにこの旨全國支部に通達の手續を執ることを申合せた

一 黒田常任理事の新黨運動に就つた行動は何等正式の手續を経ず協議會の規約を紊りたるを以て代議員會の決議通りその除名を正當と認める

一 常任理事を決定すべき理事會は可及的速かに招集する  
一 本部常任書記長安足巖氏の辭任を認め之が後任は速かに補充する



宮内辭令

△廿三日 東京控訴院長

判事 霜山 精一

王公族審議會審議官被仰付

外務辭令

△廿七日

公使館一等書記官(ルーマニア) 黒澤 二郎

任總領事(一)齊々哈爾在勸彼仰付 佐々木勝三郎

公使館一等書記官(チャム國) 佐々木勝三郎

任總領事(一)バタヴィア在勸彼仰付 (以上廿五日付) 黒澤 二郎

總領事 佐々木勝三郎

依願免本官(各通) 同 依願免本官(各通) 田中 清一

△廿五日 東京帝國大學總長 平賀 讓

文部辭令 東京帝國大學教授 本位田祥男

東京帝國大學教授 中西 實雄

東京帝國大學教授 同

東京帝國大學教授 同

東京帝國大學教授 同

東京帝國大學教授 同

東京帝國大學教授 同

東京帝國大學教授 同

舞出長五郎

依願東京帝國大學經濟學部長を免す

△廿四日

官房人事課長 數藤 鐵臣

同 會計課長 加藤於菟丸

同 地方局振興課長 木村 清司

同 内務技師(警保局) 齋藤 晴五

同 内務技師(神社局) 角南 隆

兵庫縣總務部長 安岡 正光

長崎縣總務部長 白戸半次郎

大阪府總務部長 長谷川 透

大阪府總務部長 近藤 巖太郎

茨城縣總務部長 久保田 峻

三重縣總務部長 熊野 英

愛知縣總務部長 森部 隆

静岡縣總務部長 山内 義文

岡山縣總務部長 安井 璋一

廣島縣總務部長 久慈 學

大阪府警察部衛生課長 高木 乙熊

(技師) 山口十一郎

愛知縣土木部長 佐藤 圭一

愛知縣經濟部耕地課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

東京府都市計畫課長 田中 清一

依願免本官

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

☆叙位叙勳

故濱岡氏の余榮

【二三】畏き邊りでは去る廿四日死共した日銀理事濱岡五雄氏生前の功勞を嘉せられ廿五日特旨を以て左の如く位記を追賜せらるゝ旨御沙汰あらせられた

叙正六位 故勳五等 濱岡 五雄

特旨を以て位記を追賜せらる

故齋藤前大使に叙位

【二三】畏き邊りでは廿六日ワシントンに於て客死した前駐米大使齋藤博氏に對し氏が生前外交界に盡したる功勞を思召され廿八日左の如く特旨叙位の御沙汰あらせられた

故特命全權大使 從三位勳一等 齋藤 博

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

叙正三位 (特旨を以て位一級追陞せらる)

# 政 經 財 濟

## 旬 間 大 觀

膨大な政府支拂に随伴した最近の通貨情勢について東京手形交換所は詳細な調査資料を發表したが、それによると事變勃發以來現金並に預金通貨の増勢頗る顯著なるも、戦時金融對策の奏效により十三年の膨脹速度は前年に比し低位を示し過度の通貨膨脹は大體阻止し得たことを物語つてゐる。

しかし悪性インフレーションの要因は逐次壓力を加へつゝあるもの如く、政府は先般來物價委員會議の改組に、生産力擴充委員會議の設置に必死の應急對策を講じ來たり、つひに池田前藏相を擔ぎ出して物價新委員長の椅子に据へた。だが物價問題は一言職、一人物乃至は徒らなる違反取締強化のみによつて解決し得るところのものではない筈。廿七日物價委員會議は農産物、織雜品の公定價格を決定答申した。

懸案の米穀配給統制法案發表を見たが、單なる價格の問題を超へて物資そのもの問題に突き進んだところに之れ亦身邊に迫る戰時性を痛々と感ぜざるを得ない。

毛織機、白金の配給統制實施。

## 般

### 商 工 省 に 生 産 力 擴 充 委 員 會 設 置

【二六】生産力擴充の圓滑確實なる實行を期するため商工省では省内に生産力擴充委員會を新たに設置し廿八日第一回委員會を開會したが同委員會要綱左の如し

一 目的—生産力擴充計畫の實施に關する具體的方針の樹立に付審議するものとす

二 組織—本委員會は左の者を以て構成し之を商工省に置く

- (會長) 商工大臣 (委員) 政務、商工兩
- 次官、參事官、工務、鑛山兩局長、燃
- 料局長官、貿易局長官、臨時物資調整

來商工相談所の整備、各種金融施設の擴充等をなし鋭意要轉業商業者の指導斡旋に努めて來たが今後一層之が根本的對策の樹立を緊要とするに至つたので、轉業

對策委員會に商業轉業對策小委員會を新設して之が對策を調査研究せしめることになつた

【二三】商工省では物資供給統制強化による犧牲産業中小工業者の轉業對策としてこれ等業者の組織する工業組合が軍需品、輸出品並に代用品工業へ轉換するた

めに爲す共同施設に對しその施設費の半額を補助する方針の下に豫てより補助申請を受付けた結果申込締切までに其申請組合数は總計五百十二(所要設備費總計二千萬圓)に達したが、之に對し審査を

なし本年度に於てはそのうち二百十七組合に對し總額四百二十萬圓の補助金を交付することに決定、去る廿日を以てこの二百十七組合全部に對する補助金交付の指令を完了した、尙ほ商工省では十四年度の轉換共同設備補助として本年度同様四百廿萬圓を計上今議會に提出してゐる

### 經 済 第 一 回 産 業 統 制 委 員 會

【二三】日本經濟聯誼會では廿三日第一回産業統制委員會を開會、今後の活動方針に關し協議の結果、業種別的小委員會を設置することとなつた、席上業種別各代表委員より開陳された意見は要左の如し

△鐵鋼—半官半民日鐵が政府との聯繫宜しきを得てゐるため、統制比較的順調に進んでゐるが是正を要する點は尙多々あるからそれ等の點については今後小委員會に於て慎重に検討の要がある

△石灰—業者の大部分が石灰聯合會に加盟してゐるため生産統制は完全に行はれてゐる一方、價格の點に付ては昭和

石炭が販賣統制を行つてゐるが、たゞ最近需要激増に伴ひ人的、物的資材が缺乏の傾きあり、この點が問題である

△貿易—今後第三國の對日經濟壓迫より起り得べき原料入手難打開策の樹立と共に日本貿易振興協議會よりも一層強固な統制機關の確立を期する要がある

△中小商工業—之が對策は中小商業と中小工業とを區別して考へねばならぬ、即ち工業關係は輸出貿易上重要使命を擔つてゐる點に於て商業關係に比し特質を有するからである、中小工業の改善對策は廣範圍に亘る關係から各地域別(府縣別)に其地に設置されてゐる適切な機關をして地方事情に即應したる對策を樹立實行に移すのが最も妥當であるかと考へられる

つれて増産に要する設備資材の不足を來す懸念がある

△貿易—今後第三國の對日經濟壓迫より起り得べき原料入手難打開策の樹立と共に日本貿易振興協議會よりも一層強固な統制機關の確立を期する要がある

△中小商工業—之が對策は中小商業と中小工業とを區別して考へねばならぬ、即ち工業關係は輸出貿易上重要使命を擔つてゐる點に於て商業關係に比し特質を有するからである、中小工業の改善對策は廣範圍に亘る關係から各地域別(府縣別)に其地に設置されてゐる適切な機關をして地方事情に即應したる對策を樹立實行に移すのが最も妥當であるかと考へられる

△電氣—電氣業の問題は石炭並に勞働力の關係を切離しては考へられない、今後研究上の方面とも緊密なる聯絡を

として改善に努力したい

△機械—造船—大體に於て統制は行届いてゐるも、今後の問題としては實狀に即せざる官僚統制が齎らす缺陷の根本的

的是正方針を攻究官民一致の實を擧げ

るやうにしたい

△船舶—之も官民の聯繫は保たれてゐるが如何なる方面に、如何なる程度に配

船すればよいか全然見當が立たぬのが現状である、政府がこの點に考慮を拂つてくれるならば船腹經濟に資すること多大なものがある、更に進んでは

物動計畫を若しも或る程度内示して貰へるならば物資輸送上極めて好都合である

△鐵維—原料配給並に經濟警察等の各段に亘り研究すべき問題は多々ある

△セメント—自治統制が政府の統制と並行し比較的早くより行はれて來たため

戰時下の現在に於ても順調に推移してゐる、今後は更にアウトサイダーの統制の外、内鮮間の調整、大陸開發の問題等が控へて居り、高度の統制による原料、勞働力の不足が問題とならう

△砂糖—糖類の統制下にあり差當つて問題はないが今後支那關係需要の増大に

對しては

充分の準備を要する

と考へられる

と考へられる

大阪春の見本市時局柄中止

【二三】大阪見本市聯合會では廿一日緊急役員會を開き時局柄見本市商品市の如きは徒に大衆の購買慾を煽る恐れあり、物資節約の國家的視旨にも反するとの建前から來る三月一日から廿五日迄開催と決定してゐた加盟十四團體の春の見本市(大阪絹綿布同業組合の服裝、雜貨、生地、原料見本市のみは二月十八日開催)を斷然中止することを申合せ廿二日關係各方面に通知狀を發した

臺灣商工會議所創立

臺北【二三】臺灣商工會議所創立總會は廿四日開催、創立に伴ふ諸般の手續きを完了した、因に會頭には後宮信太郎が選任された

會議所法案論庭

東商の希望事項

【二三】經濟會議所法案(商工會議所法

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

東商の希望事項

改正)問題につき東京商工會議所では廿四日議員協議會を開き協議の結果、同問題の取扱方法についてはすべて任党會頭に一任と決定した、而して席上開陳された主なる希望意見は左の如くである

- 一 經濟行政に參與すべき權能を擴めること
- 二 業種代表議員の選定については中小商工業團體を成るべく多數選定母體とする
- 三 一般代表議員の選定については過數當局より内示された要綱にあるが如き複選制によらざること

【三五】大阪商工會議所では廿五日經濟會議所法案に關し議員及び顧問協議會を開催協議の結果、左の如き修正案を作成して同法案に賛成することとなつた

一 「商工業に關する行政事務の一部代行」の一項を挿入すること

一 町經濟會議所を除き町に對しては現在の商工會と同様の町經濟會を設置せしむること(町經濟會議所に關するものは同様全部削除のこと)

一 「議員總會」の中より「商工業の狀況により必要ある場合に於ては業種代表の議員のみを以て組織することを得」を削除し、また業種代表に關しては六大都市經濟會議所は二分の一以上、その他の市經濟會議所は三の二以上と訂正すること

一 道府縣經濟會議所は六大都市以外の市經濟會議所は町經濟會によつて組織された町經濟會聯合會を以て構成せしむること

一 商工業一般代表の議員は一定の資格を有する一般商工業者の選舉したる一定委員を以て選舉せしむ、複選舉法は削除すること

會議所法に行政事務代行困難

【三五】商工會議所法の改正問題は日本商工會議所側は行政事務の代行を明文を以て改正法に規定す可きであるとなし商工事務當局との間に意見の對立をなしてゐるが、商工省側は依然として原案を主張し修正を肯じない、即ち商工會議所の暗に希望するが如き現下の物資統制の代行事務の如きは實際問題として困難で現在通り地方廳、業種別各種組合、カルテルを中心に行ふ外なしとして居り、而も日商では行政事務の代行も抽象的に當局に主張するのみで具體的代行案が當局に説明されてゐないので結局行政事務代行問題は會議所の希望意見の貫徹は不可能と見られる

近畿商議聯の會議所法修正案

【三三】經濟會議所法案(商工會議所法案改正)に關する態度決定の爲め近畿商工會議所聯合會は廿七日臨時總會を開催協議の結果、經濟會議所の權限の擴張、業種代表の減員、複選辦法反對等に關する大商の修正案をそのまま承認すると共に更にその他に左記の諸事項を修正意見として追加することに決定、廿八日の日商會議員會に提出することになつた

一 「町經濟會議所」とあるを修正し、町村には町又は村經濟會を設け、會議所法中に別に規定を設ける事、但し現在の町商工會議所は市經濟會議所と同様にこれを認めること、町村經濟會は郡聯合會をして道府縣經濟會議所に參加させること

一 會長、副會長は總會に於て選定し、會頭副會頭の名稱を存置し、副會頭は二名以内とする事、その他の役員は現行法通りとする事

一 經營賦課は現行法通りとす、但し定款の定むる所により組合その他の團體をしてその一部を負担せしむることを得ることとする事

一 市經濟會議所に特別議員制を認めること

一 道府縣經濟會議所は地區内における市經濟會議所及び町村經濟會の郡(一郡又は數郡)聯合會を以て構成すること

一 日本經濟會議所、道府縣經濟會議所並に全國的性質を有する產業團體を以て構成すること

### 配給統制

米穀配給統制法案要綱

【三三】(農林省發表)政府は平時戰時に於ける食糧問題の重要性に鑑み一面米穀の生産を確保すると共に之が取引機構の改革を斷行し、投機取引を抑制し、實需に基く正米取引を原則とする機構に改め、併せて米穀取扱業者と米穀生産者團體との共存諸調を計り食糧問題の解決を期するため過渡期大綱、農林、商工三關係省に於て協議中しあつたが今回意見の一致を見愈々米穀配給統制案を今議會に提出する事に決定した、要綱左の如し

- 第一 命令の定むる所に依り米穀の買入又は其の媒介を業と爲さんとする者は政府の免許を受けることを要すること
- 第二 政府は米穀の買入又は其の媒介を業とする者に對し米穀の配給統制上必要なる命令を爲し得ること
- 第三 新に日本米穀株式會社(以下本會社と略稱す)を設立すること
- 第四 本會社の資本金は參千萬圓とし其の出資及利益金分配の方法は左の通とする事
- 一 出資
  - (ア) 半額は米穀關係者及一般出資
  - (イ) 半額は政府出資
- 二 利益金分配の方法
  - (ア) 利益金は先づ前號(イ)の株式に對し配當し其の配當率が年六分を越えざる場合に於ては前號(イ)の株式に對する配當を爲さざること
  - (イ) 利益金が前號(イ)の株式に對し年六分の配當を爲し剩餘を生ずる場合に於ては其の剩餘金は總株式に對する利益配當が拂込金額に對し均一の割合(年八分)に達する迄(イ)及(ロ)の株式に對し一と四との割合を以て之を配當すること
- 第五 本會社は左の事業を行ふものとする事
  - 一 米穀市場の開設
  - 二 政府の委託に依る米穀の賣入
  - 三 其他必要なる事業
- 第六 米穀市場に於ては主として貨物取引を行ふものとする事
- 第七 米穀市場の市場員は米穀取扱業者及其の團體並に米穀生産者の團體とすること政府必要ありと認むるときは米穀取扱業者の團體又は米穀生産者の團體たる市場員の資格及市場に於ける米穀の買入に關し特別の規定を設けることを得ること
- 第八 米穀市場に於ける賣入取引の價格は米穀統制法の公定價格の範圍内に之を制限すること
- 第九 現存の米穀取引所の營業は之を廢止すること
- 一 本會社の株式の割當に際しては現存の米穀取引所又は其の株主に對し引受の優先を認むること
- 二 本會社は現存の米穀取引所及正米市場の土地、建物其の他の設備を買取り得ること
- 三 現存の米穀取引所の従業員は之を本會社の従業員として收容すること
- 四 現存の米穀取引所の取引員は之を本會社の米穀市場の市場員として收容すること
- 五 本會社は現存の米穀取引所の取引員にして市場員と爲りたもの、中米穀取扱業者に非ざるもの、開業又は轉業に要する資金の融通を爲し得ること
- 六 二の財産の買入、評價(時價、建設價格及利用價值を參酌)及前項の資金融通の範圍、方法等に關しては特別の委員會を設け其の議を経て決定すること

### 附記

本會社の事業經營に付ては關係業者と充ち分なる聯絡を保ち協調に遺憾なきを期すること



米穀配給統制法案解説

【三三】米穀配給統制法案要綱中勅令委任事項並内容の不明確の點を解説すれば左の如し(番號は要綱のそれを指す)

第一の免許制は卸小賣仲買人に適用するものであるが、現在の商權は既存權として之を許可す

第六の「米穀市場においては主として實物取引を行ふ」とは東京、大阪等の主要米穀集散地においては延取引、各銘柄等級または見本による未清物取引を許可する方針である

第七の「米穀取扱業者」とは現物取引員、卸問屋、移出商等を指す、その他小賣商の商業組合、全販聯にも市場員たる資格を附與する

但しこの場合従来の現物取引員には米穀の賣り買ひを認めるが、全販聯は「買手」に、卸小賣商の組合は「買手」に失々資格を限定して、商行為を三つの範圍に制限する

第九の六 現存の米穀取引所及正米市場の土地、建物その他設備を買取る場合その評價は大藏、司法、農林、商工四省の委員のほかに日本商工會議所等の民間代表も交へたる特別委員會において之を行ふ、評價の場合は當該財産の時價、建設價格、利用價値を參酌するとあるが、利用價値とは新設される日本米穀會社にとつてのそれであり現存取引所の収益率乃至營業權などを參酌するといふ意味ではない、尙本法案により現存米取の従業員は全部新設會社に收容されることになつたので農林、商工兩省の論議の争點となつてゐた發業手當の問題は之で自然解決

消となつた譯でこの邊に兩省妥協の苦心の跡が見える

肥料配給是正に在り荷調方過牒

【三三】肥料配給統制法の施行から目下春肥の手當期に直而し地方農村に於ける肥料配給不安が漸く濃化しつゝある實情に鑑み農林省では制當制實施までの緊急措置として廿三日各地方長官に對し左の如き重要通牒を發すると共に一方大日本加里會社取締役ハンス・コデング氏を招致し加里鹽の配給方法の改善並に取引價格勵行に關し嚴重警告を發した

一 肥料の退職並に地方的偏在に對し是正手段を講ずる前提として全國道府縣において硫安、石炭窒素、過燐酸、加里、配合化成の各肥料につき二月末日現在における種類別在荷調へ、製造工場、營業及運送倉庫、卸商、全備縣系統組合、驛橋内、上等等に就き實施し三月十日までに本省に報告すること

一 一月及三月に於る化成並配合肥料製造業者の道府縣別出荷數量を報告する事

一 加里鹽類の取扱業者に對し所定の取引價格を勵行せしめると共に有も縣外へ轉賣するが如きことなきより嚴重警告されたし

毛氈襪配給統制規則制定

【三三】羊毛の輸入制限に伴ひ紡毛用原料たる毛氈襪の需要は著しく増加し價格も昂騰を遂げこの儘放置するときは軍需充足に支障を來たす恐れがあるので商工省ではその配給の適正を斯し今般輸出入品等臨時措置法に基き毛氈襪配給統制則を制定、廿四日付官報を以て告示、廿七日實施することとなつた、同規則は毛

氈襪の最終販賣業者を以て先般創立を見た日本毛氈兩生原料商業組合をして毛氈襪の一元集荷販賣をなさしめんとするもので、差し當り軍需用として最も重要なもの、差し當り軍需用として最も重要なもの、莫大小毛糸、手編毛糸並にその製品の毛氈襪又は屑に適用し羅紗、着尺セル、フェルトの毛氈襪又は屑に付ては消つて適用されることとなつてゐる又本規則施行日反毛にするため仕掛中の毛氈襪に付ても適用され地方長官の許可なくしては反毛にすることを得ざることをしてゐるが其の規則内容は絨屑、屑の配給統制規則と同様である、尙商工省とは毛氈襪配給統制規則公布と同時に告示を以て同規則第二條の統制組合即ち毛氈襪の一元集荷販賣機關として日本毛氈再生原料商業組合を指定した

毛氈襪配給統制規則

第一條 本規則に於て毛氈襪とは羊毛、山羊又は駱駝毛を重量割合に於て五割以上用ひて製造したる毛製品(フェルト地及フェルト製のものを除く)の毛氈襪又は屑を謂ふ

第二條 毛製品(羊毛、山羊毛又は駱駝毛を重量割合に於て一割以上用ひて製造したるもの以下同じ)製造業者又は反毛業者は商工大臣の指定したる者(以下統制組合と稱す)以外の者より毛氈襪を買受け又は受託加工其他何等の名義を以てするを問はず自己の所有に關せざる毛氈襪を受入ることを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 軍より毛氈襪を受入るとき

二 毛氈襪を輸入するとき

三 毛製品製造業者又は反毛業者にして毛氈襪の販賣業を営むもの販賣の目的を以て買受くるとき

特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

第三條 統制組合以外の毛氈襪の蒐集業者又は販賣業者は前條但書の場合を除くの外毛製品製造業者又は反毛業者に對し毛氈襪を販賣(本規則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを得ず

第四條 毛氈襪の販賣業者は販賣の目的を以て買受けたる毛氈襪を販賣以外の用に供することを不得す

第五條 商工大臣特に必要ありと認むるときは販賣の價格及期限を定め毛氈襪を所有する者に對し之を統制組合に販賣すべきことを命ずることあるべし

(附 則)

本則は昭和十四年二月廿七日より之を施行す但し第二條乃至第四條中モスリン、莫大小毛糸及手編毛糸並に其の製品の毛氈襪又は屑以外の毛氈襪に關する規定の施行の期日は別に之を定む

反毛業者他人の委託を受け反毛する目的を以て本則施行前に受入れたる毛氈襪(軍より受入れたるものを除く)は地方長官の許可を受くるに非ざれば之を反毛することを不得す

前項の許可を受けんとする者は本則施行の中より二週間以内之を申請すべし

原皮配給販賣會社創立

京城【三三】原皮配給販賣會社(資本金百萬圓)は廿三日京城において創立總會を開催、總督府では近く法令を公布し鮮内の原皮はすべて同社をして配給せしめることとなつた

白金の配給統制實施

【三三】軍需用、化學工業用、醫療用として不可欠なる白金は、その大部分を輸入に俟つ状態であり商工省では昨年十二月廿八日輸出入品等臨時措置法に基き白金使用制限規則を公布し白金の裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具、什器への使用を禁止したが今回更に白金の配給を統制することとなり此の程竹内物資調整局長の依命通牒を以て日本鑛業、三菱鑛業始め東西白金元賣商四十社に對しその趣旨を通達した、即ち

一 禁止品目以外の用途に對する白金の元賣に付ては商工省に届出承認を求めること

一 一口十匁以下の販賣に付ては十匁に達する迄は届出を要しない

一 商工省は右の配給統制は省令に基いて行はず、運用によつて行ふ

一 實施期日は二月十日に遡及して實施する

尙商工省では今後運用の推移如何によつては輸出入品等臨時措置法に基き白金配給統制規則を制定し又業者の統制團體組織化をも考慮中である

物價

農機具、織機品公定價格決定

【三三】第十八回中央物價委員會總會は廿七日東京商工會議所に開催

一 中央物價委員會機構改革に伴ふ議事規則改正の件

一 農機具の最高販賣價格

一 特免綿製紡物、ス・フ製タオル、毛布及び人絹製品の最高販賣價格  
 を夫々左記の如く決定、商工大臣に答申した、此答申によれば農機具の價格の小賣は市價に比し三割下げ、製造業者價格は市價に比し二割五分下げ、紡物は市價に比し二割下げ、ス・フ製タオルは新製品として市販さるべきもので、今回は新たな價格の形成(市價との比較)である  
 また毛布は市價に比し二割乃至三割引下げ、人絹製品は市價に比し三割の引下げとなつてゐる、なほ農機具のうち水揚げ用ポンプ、「甘露切り」の最高販賣價格決定は次回の委員會に持越された

【中央物價委員會議事規則中改正の件】  
 第二條第二項中「會長」を「商工大臣」に改む  
 第六條の二 常時調査審議を爲す爲常任委員會を置く  
 常任委員會は委員長一名及常任委員若干名を以て之を組織す  
 委員長は會長を以て之に充て、常任委員は委員の中より會長之を指名す  
 専門委員會の答申は常任委員會の審議を経るものとす但し個々の價格決定に關する答申にして委員長其の必要なしと認むるものに付ては此の限に在らず常任委員會に付ては本則の規定を準用す但し常任委員會に在りては他の常任委員の同意を得ずして建議案を提出することをを得

【農機具】(各小賣價格、單位圓、派價別)  
 ▲金剛品專門委員會答申  
 ▲種種選別機

▲噴霧器

瑞光式(鐵製機壹付)	二六圓	牛田式成功三吋	一九・五〇
スピ一四十號	二七圓	二重瓶式並製三吋半	二五・〇〇
イセキ特號C型	二七圓	牛田式成功	二四・〇〇
野田式六吋半型	二六圓	二重瓶式	二二・〇〇
▽動力唐箕付		▲石油發動機	
瑞光式六吋(鐵製機壹付)	二五圓	クボタカドタ	二六・〇〇
イセキ特號D型	二五圓	ヤンマー	二四・〇〇
野田式六吋半	二五圓	カナミツ	二二・〇〇
▽脱穀機		(以上三馬力半)	
義土號	二五・三〇	クボタカドタ	二六・〇〇
ダイヤモンド	二五・三〇	ヤンマー	二四・〇〇
チヨダ式ノリツ號	二五・三〇	カナミツ	二二・〇〇
義土號	二六・〇〇	(以上二馬力半)	
ダイヤモンド	二六・〇〇		
チヨダ式ノリツ號	二六・〇〇		
藤井式稻菱兩用一號	二六・〇〇		
機大二人扱	二六・〇〇		
大竹式A型特號	二六・〇〇		
新津式一號	二六・〇〇		
▲製繩機			
國益式新繩機	二〇・〇〇		
日の出式	二〇・〇〇		
輕便毛切付	二〇・〇〇		
田所式仕上付	二〇・〇〇		
國益式特製一號	二〇・〇〇		
田所式講王號	二〇・〇〇		
日の出式	二〇・〇〇		
國益式	二〇・〇〇		
繩仕上機	二〇・〇〇		
南本式特急型	二〇・〇〇		
南本式超大型	二〇・〇〇		
本注式大型	二〇・〇〇		
南本式小型	二〇・〇〇		
▲水田中耕除草器			
サト一丁押	二〇・〇〇		
シバタ式大黒印	二〇・〇〇		
▲犁			
磯野式瑞風號	二〇・〇〇		
高北式光榮號	二〇・〇〇		
日の本號	二〇・〇〇		
磯野式内地初風號	二〇・〇〇		
高北式國富號	二〇・〇〇		
日の本號普通型	二〇・〇〇		

品名	使用番手	卸賣價格	小賣價格
久留米耕並ボツ	三〇	四〇	四〇
同上ボツ	三〇	三六	三六
同 四八並大島	三〇	四四	四四
同 四八並大島	三〇	四二	四二
同 四八並大島	三〇	四二	四二
同 三八地並小柄	三〇	四四	四四
同 六四上小柄	三〇	五五	五五
同 白中並	三〇	四八	四八
同 白中上	三〇	五八	五八
同 文人並	三〇	四八	四八
同 文人上	三〇	五八	五八
備後耕大柄	三〇	三六	三六
同 大柄	三〇	三五	三五
同 マキ耕	三〇	二五	二五
伊豫耕幅三	三〇	二五	二五
同 幅四	三〇	二五	二五
同 幅五以上	三〇	二五	二五
同 幅十六以上	三〇	二五	二五

品名	使用番手	卸賣價格	小賣價格
混紡糸入浴(後晒)	三〇	二六	二六
混紡糸入乳	三〇	二六	二六
混紡糸入乳(浴上タオル)	三〇	二六	二六
二幅タオル(織物)	三〇	二六	二六
一幅タオル(織物)	三〇	二六	二六
毛布最高價格			
混紡毛布(生産者販賣價格は略、種別の及は何れも當該及以上の意)			
▽卸賣價格(單位圓)			
種別	卸賣價格	小賣價格	
一割以上	同三割以上	同五割以上	
(イ)生毛布	一〇・〇〇	一〇・〇〇	
(イ)洗絨毛布	七・〇〇	七・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	二・〇〇	二・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	三・〇〇	三・〇〇	
(イ)生毛布	三・〇〇	三・〇〇	
(イ)洗絨毛布	七・〇〇	七・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	二・〇〇	二・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	三・〇〇	三・〇〇	
(イ)生毛布	三・〇〇	三・〇〇	
(イ)洗絨毛布	七・〇〇	七・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	二・〇〇	二・〇〇	
(ロ)洗絨毛布	三・〇〇	三・〇〇	

品名	卸賣價格	小賣價格
七五〇匁	一五・七〇	一七・七〇
八〇〇匁	一六・六〇	一八・六〇
八五〇匁	一七・五〇	一九・五〇
九〇〇匁	一八・四〇	二〇・四〇
▲スフ・毛布(單位圓)		
種別	卸賣價格	小賣價格
六四〇匁	七・七〇	九・五〇
七五〇匁	九・〇〇	一〇・八〇
▲純毛毛布(洗絨毛布市庫中在庫品、單位圓)		
七〇〇匁	一五・〇〇	一八・〇〇
七五〇匁	一六・〇〇	一九・〇〇
八〇〇匁	一七・〇〇	二〇・〇〇
八五〇匁	一八・〇〇	二一・〇〇
九〇〇匁	一九・〇〇	二二・〇〇
▲廣幅物(その一)		
精練生地		
整理品	卸賣價格	小賣價格
番號	卸賣價格	小賣價格
二人絹平織(赤判)	一六・五〇	一八・五〇
同(マルチ一平)	一六・五〇	一八・五〇
二人絹平織(マルチ一平)	一六・五〇	一八・五〇
二人絹紋織(青判)	一六・五〇	一八・五〇
二人絹紋織(赤判)	一六・五〇	一八・五〇
マルチ二人絹紋	一六・五〇	一八・五〇
高等文化二人絹紋(赤判)	一六・五〇	一八・五〇
二人絹ポイル	一六・五〇	一八・五〇
ペンベルグ平ポイル	一六・五〇	一八・五〇
二人絹二入ポイル	一六・五〇	一八・五〇
二人絹ポイル紗	一六・五〇	一八・五〇
二人絹ポイル	一六・五〇	一八・五〇
ペンベルグ格子ポイル	一六・五〇	一八・五〇



扱手敷料及運賃

(イ)取扱手敷料 三七・五冠に付金三  
錢也但し自社用につきては其の半額  
(ロ)運賃 包装物三七・五冠入一以に  
付金十六錢の割

四 外地(朝鮮、臺灣及樺太)向販賣價格

は當社買入價格に取扱手敷料を加へた  
るものに工場より最寄港本船乗迄の賃  
費の平均を加算したるものとす

△指定小賣最高價格(現金建)

一 昭和十四年二月乃至七月各月渡滿濟  
酸石灰(重濁燐酸石灰を含む)の基準受  
渡場所「内地各驛(省線及直通運賃社  
總)、主要港沖又は工場より直接配給し  
得る各港沖」に於ける現金建當社指定  
小賣最高價格は次の通とす

五六船入 同 金廿錢増  
二八船入 同 金十錢増  
一以に付 同 金十四錢増  
右受渡場所に  
一以に付販賣價格

五六船入 同 金廿錢増  
二八船入 同 金十錢増  
一以に付 同 金十四錢増  
卸販賣價格の  
撤物三七・五冠に付當社  
卸販賣價格の  
但し基準受渡場所以後に於て受渡を爲  
す場合は別に運送費其の他の實費を加  
算し得るものとす

二 販賣條件に付ては當社卸賣價格の條  
件に準ずるものとす

昭和四年度産生糸賣渡價格公表

【二三】農林省では生糸に對する思想的  
假需要抑制の見地から從來政府手持糸昭  
和四生糸年度産生糸(二萬六千俵)の格  
差の公表を差控へてゐたが、この儘推移  
すれば賣渡しの機會を失す惧れもあるの  
で廿二日左の如く同賣渡生糸の格差を發  
表した

(農林省發表) 昭和四生糸年度産生糸  
の賣買單價は昭和十三生糸年度産生糸  
につき算定せらるべき賣買單價より五  
十圓控除したるものとす

人絹糸、スフ及スフ系格付改正

【二三】商工省では人造絹糸販賣價格取  
締規則並にスフ及スフ系販賣價格取  
則に基く人絹糸並にスフ、スフ糸の公  
定價格の格付改正を左の如く三月一日付  
官報を以て告示、即日施行する、改正骨  
子次の通り

△人絹糸―日本紡、出雲製織、錦華紡、  
旭ベンベルグ、福島人絹、富士織維工  
業、錦華人絹の各社新製品の格付を追加  
したること

△スフ―東京人絹のスフ格付を改正  
し從來標準品に比し一圓下げとなつて  
ゐたのを相當品並みと格上げしたること

△スフ糸  
一 東洋レヨン新製品八十番手双糸を  
新に格付に追加、相當品並としたこと  
一 杉野の新製品十六番手單糸を標準品  
に比して二圓下げとしたこと

一 新日本レヨン新製品六十番手双糸  
を標準品に比し一圓上げとしたこと  
一 東邦人造織維新製品、十番手單糸、  
十六番手單糸、六十番手双糸、八十番  
手双糸を相當品並みとしたこと

棉花、綿糸最高標準價格

【二三】(商工省發表)廿七日付官報を以  
て告示即日施行の棉花綿糸國用糸の最高  
標準價格左の如し(單位圓、アラビヤ文  
字は番手を示す)

一 棉花(二月一六月渡) 五三・二五  
二 綿糸(二月一六月渡)

(イ)單糸―8未滿一七一、一、一七七、  
一五九一、二〇二〇・二五、三〇二六、  
四二九〇・五  
(ロ)双撚糸―一)三二〇・五、三二二八・六  
五、七三三三・五、四三二八・五、60  
四五八、81五九二

三 國用綿糸(二月一六月渡)

(イ)單糸―1)二三三・五、一三二四・六、  
2)二五七、3)三〇四、4)三三〇・五  
(ロ)双撚糸―44三七九・五

三都府物業者の自肅休業

【二三】東京に次ぐ京都の織物業者自肅  
の休業異變は遂に大阪にも波及し大阪織  
物業組合參加の織物商千二百店は廿五  
日から三日間に亘り自肅休業を行ひこの  
三日間の休業中可及的速かに自肅値段を  
決定することとなつた

内地向織物新規賣買三日間停止

【二三】大阪織物業組合、綿織物業同業  
組合、人織物業同業組合の三團體では當  
局の織物價格調整の意向を體し廿五日よ  
り廿七日迄三日間内地向品の新規賣買を  
停止することに役員會で決議廿四日右の  
旨各業者に通牒を發した、尙内地向品は  
臺灣、朝鮮を含み既約定品の受渡、輸出  
向品の内地取引は除外されてゐる

織物の全國的自肅値下げ方命令

【二三】國策に協調して東京織物業同業組  
合では六百五十品目に亘つて五分乃至一  
割五分下げの自肅値段を決定、廿七月か  
ら愈々その御値に基いて取引を開始した  
が商工省では單に東京だけでなく、全國  
的に織維類値上げ禁止令を出した昨年三  
月廿八日の價格を標準にして人絹、綿、  
毛織物、スフ織物の公定價格以外の品目

財政

十三年度各會計節約額内譯

【二三】廿七日大藏省配布の資料によれ  
ば昭和十三年度一般會計及各特別會計節  
約額は合計二億五千二百廿二萬八千圓で  
あつて之が内譯左の通り(單位千圓)

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 一般會計, 特別會計, 造幣局, 專賣局, 通信事業, 帝國鐵道, 朝鮮總督府, 臺灣總督府, 其他, 合計.

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 節減額, 繰越額, 計.

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 節減額, 繰越額, 計.

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 節減額, 繰越額, 計.

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 節減額, 繰越額, 計.

Table with columns: 會計名, 節約額, 繰越額, 計. Rows include 節減額, 繰越額, 計.

△第一種乙類  
九 文房具  
(イ)萬年筆、硯箱、文箱、料紙箱、色  
紙箱、短冊箱、スケッチ箱、畫架及  
び組合文房具(一個又は一組四圓)

(ロ)金ペン(軸を附したるものを含む)  
シャープペンシル、インク入(イン  
クスタンドを含む)、硯、筆、墨、繪  
具、ペーパーナイフ、筆入、筆立、  
ペン立、ペン皿、文鎮、色紙、短冊  
アルバム、鉛筆削器及び本立(ブツ  
クエンドを含む)(一個又は一組二  
圓)

十八 玩具 (一個又は一組三圓)  
十九 運動具  
(イ)ボール―一、庭球、野球及びホッ  
ケー用のもの(一個五十錢)(二、其の  
他(一個五圓))

(ロ)ネット (一個十圓)  
(ハ)グローブ、ミット、圓盤、砲丸、  
槍、鐵槌、フエシング用劍及びビ  
ーベル(一個又は一組五圓)

(ニ)バット、ラケット、ガット及びホ  
ツケー用スチック―一、バット及び  
ホツケー用スチック(一個二圓)(二、  
ラケット(一個五圓))三、ガット(一  
張分二圓)

(ホ)スケート、スキー、同部分品及び  
附屬品―一、スケート(一對五圓)(二、  
スキー(一對十圓))三、シール(一對  
五圓)四、綿具、金具及びブキース  
トック(一對二圓)

(ハ)リュックサック、ピッケル及びビ  
ッヘル(一個又は一組五圓)  
十一 電氣器具及瓦斯器具  
【物品稅追加品目の免稅點】

【物品稅免稅點決定  
【二三】支那事變特別稅法中改正法律案  
の命令に規定さるべき物品稅の免稅點は  
新課稅物品たる織物業を除き左の通り決  
定を見た

【物品稅免稅點決定  
【二三】支那事變特別稅法中改正法律案  
の命令に規定さるべき物品稅の免稅點は  
新課稅物品たる織物業を除き左の通り決  
定を見た

(ロ) オール蒸器、調理用器具(七輪、竈及炊飯器を除く) アイロン、鍔(半田鍔を除く) 鏡磨器、毛髪乾燥器、炬燵、行火、火鉢(電氣炭を含む) 足温器及布團類(一個又は一組五個)

(ロ) パーマネント機及同附屬ドライヤー、洗濯器、掃除器、暖房用ラヂエーター、ルームクーラー、温水槽、調理臺(一個又は一組卅個)

廿八果物

(イ) メロン(一個一圓)

(ロ) バイヤ、鳳梨、林檎、梨及柑橘類(一個五十錢)

(ハ) 葡萄(百匁一圓)

△第二種「乙類」

一 化粧用石鹼シャンプー及洗粉

(イ) 化粧用石鹼シャンプー及洗粉

(ロ) 煉歯磨、水歯磨及潤製歯磨

二 茶、珈琲及其の代用物並にココア、茶、マレーテ、珈琲、チコリー及ココア

三 嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く

(イ) 牛乳又は乳製品を原料とする酸性飲料

(ロ) 果實汁、果實蜜、珈琲シロップ、紅茶シロップ及之に類するもの(但し緑茶に付ては價格一匁匁當三圓未満のもの非課税と爲す見込)

尙現行の課税品目中課税最低限を改正する見込のもの左の如し(カッコ内中小カッコは現行課税の最低價格、其他は改正見込)

△第一種「乙類」

十四 靴及トランク

(イ) 皮革製又は金屬製のもの(一個十圓十圓)

(ロ) その他(一個三十圓)

十五 靴及履物 靴に付ては皮革製又は鱈革製のものを除くこと

廿三家具

(イ) 幅八十五釐以上の單筥(一個五十圓五十圓)

(ロ) イ號以外の單筥、棚類、箱類、寢臺、鏡及鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣箱、帽子掛、傘立(一個又は一組(五十圓卅圓))

廿四 漆器、陶器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの(一個又は一組(廿圓十圓))

事變以來昨年末迄の増税實收額

【三三】事變發生以來の増税収入は今回の増税を含めて八億圓を超えるがその内昨年十二月末に至る増税實收額は大藏省より左の如く發表された(單位千圓)

(一) 北支事件特別税

收入豫定額 十二月末迄の收入済額

五、三三三 五、三三三

(二) 支那事變特別税(臨時利得税増徴を含む)

十三年度 十二月末迄

收入豫定額 收入済額

三、六三三 三、二七〇

利益配當税 三、二七〇

公社債利子税 二、七〇〇

通行税 七、七〇〇

入場税 一〇、三三三

特別入場税 一、一〇〇

物品税 一、三三三

所得税 六、六六六

法人資本税 三、三三三

砂糖消費税 三、三三三

取引所税 五、三三三

臨時利得税 (六、七〇〇)

(備考) 一、括弧は増税額に相當する増徴額を示す 二、所得税以下の各税収入増額中増税額に相當する分は年度の途

取引所税 五、三三三

臨時利得税 (六、七〇〇)

(備考) 一、括弧は増税額に相當する増徴額を示す 二、所得税以下の各税収入増額中増税額に相當する分は年度の途

中なるを以て計算困難なり

最近三ヶ年の直接間接税収調

【三三】(大藏省發表)最近三箇年間の直接税、間接税収入額及割合調左の通り(金額單位千圓)

昭和十二年度 昭和十三年度 昭和十四年度

収入済額 算額 當初豫算額

金額 割合 金額 割合 金額 割合

直接税 八、三三三・五〇〇 二五・三三三 八、三三三・五〇〇 二五・三三三 八、三三三・五〇〇 二五・三三三

間接税 八、三三三・五〇〇 二五・三三三 八、三三三・五〇〇 二五・三三三 八、三三三・五〇〇 二五・三三三

其他 二、三三三・〇〇〇 六・九〇〇 二、三三三・〇〇〇 六・九〇〇 二、三三三・〇〇〇 六・九〇〇

計 一、八六六・〇〇〇 五七・五三三 一、八六六・〇〇〇 五七・五三三 一、八六六・〇〇〇 五七・五三三

【備考】(一)昭和十二年度収入済額は一般會計の租税專賣局益金の決算額及北支事件特別税(十三年十二月迄の收入済額)を合算したるものとす

(二)直接税、間接税、其他の區分は左の通り△直接税所得税、地租、營業收益税、資本利子税、法人資本税、相続税、贈與税、外貨債特別税、取引所管

法人所得最高課税限度

【三三】支那事變特別税法中改正法律案は生産力擴充のため税法上の措置として留保所得の率に應じ法人所得税の最高課税限度を普通所得の百分の五五より百分の四十にまで自動的に輕減し得る方法を講じてあるが、廿七日の増税法案委員會議席上大矢主税局長は各留保率に該當する最高課税限度を左の如く説明した

留保率 普通所得對最高課税限度

一〇〇%の場合 百分の四十

八〇% " 百分の四十三

七〇% " 百分の四十四・五

六〇% " 百分の四十六

五〇% " 百分の四十七・五

第三種所得決定額昨年卅八億餘圓

【三三】(大藏省發表)昭和十三年分第三種所得決定額(課税對象たる所得税)は總額卅八億一千九百四十萬二千圓であつて之を所得階級別に見ると三千圓以上五千圓以下が最も多い(單位千圓)

第三種所得税金額階級別調

【三三】(大藏省發表)昭和十三年分第三種所得税決定人員の金額階級別調によると總納税人員百六十五萬七千人の内千二百圓以上千五百圓以下が最も多く卅四萬人、之に次いで千圓以上千二百圓以下の卅三萬人が多く如何にわが國所得の人員構成が中小所得階級を主要部分としてゐるかが明かにされてゐる、詳細左の如し

所得金額階級別 納税人員 同居家族人員

千圓以下 四、五九八

千二百圓以下 三、七〇〇

千二百圓以下 三、七〇〇

千五百圓以下	三〇、〇三三	九、五七三
二千圓以下	三九、〇七五	九、八〇〇
三千圓以下	三三、〇三三	六、九六一
五千圓以下	三〇、〇七〇	六、六〇四
七千圓以下	二六、〇三三	六、三三三
一萬圓以下	二二、〇三三	六、〇〇〇
一萬五千圓以下	一八、〇三三	五、六六六
二萬圓以下	一四、〇三三	五、三三三
三萬圓以下	一〇、〇三三	五、〇〇〇
五萬圓以下	六、〇三三	四、六六六
七萬圓以下	二、〇三三	四、三三三
十萬圓以下	〇、〇三三	四、〇〇〇
十五萬圓以下	〇、〇三三	三、六六六
廿萬圓以下	〇、〇三三	三、三三三
卅萬圓以下	〇、〇三三	三、〇〇〇
五十萬圓以下	〇、〇三三	二、六六六
七十萬圓以下	〇、〇三三	二、三三三
百萬圓以下	〇、〇三三	二、〇〇〇
二百萬圓以下	〇、〇三三	一、六六六
三百萬圓以下	〇、〇三三	一、三三三
四百萬圓以下	〇、〇三三	一、〇〇〇
四百萬圓を超えるもの	七、〇三三	一、〇〇〇
合計	一、〇三三	一、〇三三

**十三年度地方税收入七億餘圓**

【三三】十五年度より實行される豫定の中央地方を通ずる税制整理に於ては地方税の内家屋税戸割、雑種税等に就て當然其整理改修及國稅移管等に問題とならうが衆議院の増稅委員會に配布された大(單位千圓)

△最近五ヶ年間地方税收入額(但稅種別)

種別	九年	十年	十一年	十二年	十三年
地租附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
營業收益稅附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
所得稅附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
營業稅附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
取引所營業稅附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
特別地稅及同附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
家屋稅及同附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
營業稅及同附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
雜種稅及同附加税	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
市町村特別稅戶割	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
同 其他	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五
合計	一、〇七五	一、一〇〇	一、一三五	一、一七〇	一、一八五

(備考) 一 昭和十一年度迄は決算額、昭和十二年度以降は當初豫算額に依る  
二 昭和十二年度及昭和十三年度分に付ては臨時地方財政補助金を以て減税したるものあるも之を控除せざるものに依る

### 金融・保險

**十三年の通貨事情**

【三三】東京手形交換所では廿四日最近の通貨情勢に關し詳細な統計資料を發表した、右によれば事變勃發の昭和十二年以降現金通貨並に預金通貨の膨脹は頗る顯著となつたが昭和十三年度の膨脹速度は昭和十二年より低位にあり現金通貨にあつては貯蓄獎勵の效果と公債發行良好の爲め(單位百圓)

國省の資料によつて見るに十三年度豫算の地方税收入合計額は七億一千七百六十二萬七千圓でその内戸割制が最も多く一億九千二百九十八萬圓之に次いで家屋税及同附加税の一億一千八百六十七萬五千圓となつてゐる、各年度別詳細の如し

各月膨脹率の未回収するAに對し、(A)年集計、(B)年集計、(C)の比率

昭和	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	十三年
膨脹率	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三
未回収率	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇三三

【三六】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

年別	發行高	準備高	流通見込高
昭和九年中	一、七六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十年中	一、七六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十一年中	一、七六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十二年	一、七六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十三年	一、七六八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

【三七】(東京手形交換所調査) 一月末同所社員銀行諸勘定詳細の如し(單位千圓、△印減)

項目	一月末	前年同月
預金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
當座	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

【三八】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【三九】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四〇】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四一】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四二】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四三】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四四】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四五】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四六】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四七】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四八】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【四九】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

【五〇】(大藏省發表) 昭和九一十三年迄の兌換銀行券平均流通見込高(最近五年)

特當 五五、七五 △ 一〇、六〇  
 通知 五五、七五 △ 一〇、六〇  
 定期 二五、七五 △ 一〇、七五  
 諸預 四三、〇〇 △ 九、〇〇  
 合計 四〇、六六 △ 一〇、一〇

△貸出  
 割手 一〇、六六 △ 一〇、七五  
 手貸 二五、七五 △ 一〇、七五  
 證貸 三三、〇〇 △ 八、四〇  
 貸越 三三、〇〇 △ 一〇、六六  
 合計 四〇、三三 △ 一〇、八三

△有價證券 三三、〇〇 △ 一〇、六六  
 △コールローン 三三、〇〇 △ 一〇、六六  
 △現金有高 三三、〇〇 △ 一〇、六六

日本銀行營業週報  
 【二六】廿五日現在日銀週報中主なる變化左の如し

△負債の部  
 一 兌換券發行高は月末接近につれ前週比増加  
 二 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

一 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた  
 二 一 政府官座は廿一日の事變國債發行、廿五日の米券借換發行を中心に前週比増加となつた

項目	本週	前週	手形	形
發行高	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇
正貨準備	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇
保證準備	一七、三〇	一七、三〇	一七、三〇	一七、三〇
公債	一三、六六	一三、六六	一三、六六	一三、六六
證券	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇

【三六】大藏省發表 昭和十一年より同十三年迄の期末現在興業銀行貸出高調査の通り(單位千圓)

期末	定貨	割手	當貨	コールローン	計
十一年上	三三、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	六三、〇〇
十二年上	三三、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	六三、〇〇
十三年上	三三、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	六三、〇〇

【備考】括弧内は金(銀)を含む(鑛業者に對する貸出高なり) 尙昭和十三年中有價證券引受の形式に依り右業者に融資したるもの一五、〇〇〇千圓ありたるも金額買捌済にして現在手持なし

預金部の生産力擴充資金運用額 (十三年度)

【二六】廿八日衆議院決算委員會に於て廣瀨預金部資金局長は預金部資金中生産力擴充關係の運用は政府保證債を主としその内容は十三年度に於て左の如く決定せる旨説明した(單位千圓)

満鐵債三〇、〇〇〇△政府保證票業債 券三〇、〇〇〇△政府保證東北興業債 券五、〇〇〇△滿洲國債一〇、〇〇〇△政府保證帶燃債券一〇、〇〇〇△東拓債八、〇〇〇△造船資金六、六〇〇△滿拓債一〇、〇〇〇△合計一〇九、六〇〇

米券一億七千萬圓借換發行 【二三】大藏省發表 二月廿五日支拂期日の米穀證券(第八十六回)一億七千七百萬圓は内七百萬圓を現金償還し殘額一億七千萬圓は左記要項通り借換發行に決定した

證券の名稱 米穀證券(第八十八回)△發行額 額面一億七千萬圓△割引歩合 日歩六厘五毛△發行日 昭和十四年二月廿五日△支拂期日 昭和十四年四月廿五日△發行方法 日本銀行引受

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日鐵社債一千五百萬圓發行 【二五】興業銀行では廿四日日本鑛業社債(第二回)一千五百萬圓の發行要項を左の如く正式發表したが金額公募する發行金額 一千五百萬圓(社債總額七千五百萬圓の内第二回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百分に付金百圓△期限 十ヶ年、但二ヶ年据置後毎半年金五十萬圓以上を償還又は買入銷却し期限迄に完済す△擔保 同社所有鑛業財團、工場財團△受託並請負募集銀行 興業△申込期間 三月十日より同月十五日まで△拂込期限 三月廿五日

大日電社債三千萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

日空社債一千二百萬圓發行 【二七】大日本電力第十二回購擔保付社債一千萬圓の發行條件については廿七日左の如く正式發表されたが内市場公募は五百萬圓である、尚四分三厘九十九圓七十五錢の發行條件は昨年初起債市場再開後初めてあり、今回發行分は前回(昨年十一月、非公募)の四分三厘、九十九

圓五十錢に比し會社側にとつて幾分有利となつてゐる

社債總額 三千萬圓△今回發行すべき金額 〃號社債額面一千萬圓△利率年四分三厘△賣出價格 額面百圓に付金九十九圓七十五錢△償還方法及期限 發行日より拾ヶ年但し拾ヶ年据置其の後毎半年各利拂期日迄に額面卅萬圓以上を償還又は買入銷却し期限迄に完済す△利拂期 毎年四月、拾月の各壹日△物上擔保 旭川區裁判所登記第八號工場財團(順位第一番) 札幌區裁判所

江別出張所登記第貳號工場財團(順位第一番)、釧路區裁判所登記第廿一號工場財團(順位第一番)△發行日 四月一日△受託會社 住友、三菱兩信託(共同受託)△引受會社 住友、三菱、三井、安田各信託

大阪市債二千餘萬圓借換

【三六】大阪市では第五回電氣公債他二口、計七百四萬九千二百圓の新規債並に第十二回水道公債他三口、計一千三百四十六萬三千八百圓の借換債總計二千五百一十一萬三千圓の起債に關しこの左記條件で市シンヂケート銀行團との間に交渉成立廿八日發表した

發行額 二千五百一十一萬三千圓△利率 年四分二厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還期限 昭和廿三年度迄年次償還平均十七年二△發行日 三月卅一日△引受銀行 興銀、三和、安田、野村、住友各銀行

東電社債一億七千萬圓發行可決

【三七】東京電燈では廿七日臨時株主總會を開催、物上擔保付社債總額金一億七

千萬圓以内を數回に分ち募集するの件を附議可決した

興業債券も今は政府保證付

【三三】臨時資金調整法中改正法律案は廿五日の衆議院本會議上程されるが同案によれば興銀の債券發行に關しては日本興業銀行法第十二條の規定によるもの(拂込金の十倍を限度として發行するもの、現在には政府保證を付せず)に付ても今後は現行資金調整法第六條によるもの(五億圓を限度とする政府保證債)と同様政府保證を付し得るやう改正されてゐる、即ち興銀の債券發行の新規増加額は四倍増資による部分三億七千五百萬圓(増資額一億五千萬圓、四分の一拂込に付その十倍) 資金調整法第六條の限度擴張による部分五億圓合計八億七千五百萬圓となる豫定であるが資金調整法の現行規定によれば興業銀行法第十二條の規定による制限を超えて興業債券を發行する場合に限つて政府は額面五億圓を限度として元利保證をなし得ることゝなつてゐる爲、興銀の増資後に於ては現行規定を以てしては増資による債券發行分三億七千五百萬圓の全額發行後に非れば政府保證債を發行し得ない結果となる、かくては今後興銀が債券を公募する際に從來發行の政府保證債との關係から無保證債については條件を變更することを餘儀なくされる、この結果起債界の基調を觀すことゝなるので、かゝる關係を考慮して今回の改正となつたものである

興業債券發行高(十一—三年)

【三六】(大藏省發表)昭和十一年より同

十三年迄の期末現在興業債券發行高左の通り(單位千圓)

Table with columns: 期別, 發行高, 償還額, 期末殘高. Rows include 昭一上, 同下, 一上, 同下, 一上, 同下, 一上, 同下.

☆産金政策

産金國家管理の意思なし(商相談)

【三三】八田商相は廿三日衆議院赤字公債法案委員會で今日のところ産金の國家強制管理を行ふ意思なき旨を明かにした

日本産金振興會社の産金新計畫

【三六】商工省では廿八日衆議院鑛業法改正委員會に日本産金振興會社の事業計畫に關する資料を提出した、之による十四年より十七年度迄に内地各地に十ヶ所の低品位金鑛處理精鍊所を建設し又朝鮮には金鑛開發促進のため採鑛會社の設立を行ひ其他採鑛資金の放出、金融事業、産金事業用品賣買事業の擴充強化を行ふ等劃期的な増金計畫を樹立せることは注目し値ひする、詳細左の如し

一 低品位金鑛處理精鍊所の建設

十四年度以降十七年度迄に内地各地に約十ヶ所の低品位金鑛處理精鍊所を建設する方針で差し當り早急に五十處又は百處處理の精鍊所三ヶ所の建設に着手す可く目下建設地點其他に付研究中である

二 採鑛會社の設立

朝鮮の金山開發を促進し金増資に資せしむるため専ら金山の採鑛の受託其他

採鑛に關聯する諸事業の經營に當らしむ可き子會社を設立す可く準備中である

三 採鑛資金の放出 内鮮を通じ資金に乏しき小産金業者に採鑛資金を積極的に融通し休眠鑛區の積極的開發に資せしむ可く立案中である

四 金融事業、産金事業用品賣買事業等の擴充強化、之等の事業については今後一層本格的なる經營をなさんとするものである

日本産金振興會社業績

【三三】商工省では廿二日赤字公債委員會に於て審議參考資料として本年一月廿日現在に於ける日本産金振興會社の業績を左の如く發表した

(イ) 融資申込並に貸付状況(機械製造業者に對する融資を含む) 申込件數 八〇件(肩替分を除く)

金額 三八、三五七、〇八八圓(肩替分を除く)

使用目的 金山開發資金、製鍊場(選鑛場) 新增設資金等

貸出金額 三七、〇二九、〇〇〇圓

内(肩替分) 二八、四九六、〇〇〇圓 [新規貸付分] 八、五三三、〇〇〇圓

(ロ) 器具機械製造業に對する融資状況 融資件數 二件

金額 一、一〇〇、〇〇〇圓

備考→投資なし

(ハ) 金製鍊業に付ては目下計畫中なるも未だ其の具體的内容を提示する程度に至らず

(ニ) 器具、機械、材料又は設備の賣買状況

第三 事業經營に關する統制協定に付規

(一) ポンプ及モーター 一件 數 一、二八五圓

(二) 鋸末 一件 數 八件

金額 七一、六七〇圓五〇

(ホ) 合金鑛産物の賣買金額 該當事項なし

(ヘ) 委託に依り鑛山に關する調査又は鑑定を爲したるもの、件數及料金收入額 該當事項なし

該當事項なし

☆保險

保險業法改正法律案要旨

【三三】商工省は保險業法改正法律案を廿一日衆議院に提出したが現行保險業法は明治卅三年制定にかゝり爾來明治四十五年、昭和八年と二回改正を見、今回は三回目の改正であるが政府の保險會社に對する監督權を強化せる點、弱小不良會社の整理統合並に資産の價實化等を規定せる點など今回は未曾有の大改正である同改正案要旨左の通り(尚ほ條草案文は本誌四九頁参照)

第一 監督命令に關する規定を整備し會社の業務又は財産の状況に依り監督上必要なる命令を爲すことを得るものと爲したること

第二 基礎書類の變更命令に關する規定を設けたること

基礎書類の變更ありたる場合に於て特に必要ありと認むるときは其の效力を既契約に及ぼさしむることを得るものと爲したること

第三 事業經營に關する統制協定に付規



定を設けたること

第四 役員解任命令に關する規定を整理し及常務役員兼業の認可に關する規定を設けたること

第五 生命保險會社は保險計理人(アタチニヤリ)を置くことを要するものと其の資格及職責に關する規定を設けたること

第六 公社債の評価に關し均等利理評價法(アモチゼーション法)を採用したること

第七 財産の評価益及實却益の積立制度に關する規定を設けたること

第八 會社間の契約を以て會社の業務及財産の管理の委託を爲すことを得る旨の規定を設けたること

第九 會社をして合併、業務及財産の管理の委託又は契約の移轉を行はしむる適當と認むるときは會社に對し之を勸告することを得る旨の規定を設けたること

第十 會社の事業の繼續困難なるか又は業務の状況著しく不良にして公益上其の事業の繼續を不適當と認むるときは事業の停止、業務及財産の管理又は契約の移轉を命ずることを得る旨の規定を設けたること

第十一 主務大臣の命令に依る業務及財産の管理に付左の趣旨の規定を設けたること

一 保險管理人は主務大臣之を任免すること保險會社は正當の事由なくして保險管理人たることを拒否することを得ざること

二 主務大臣は必要に依り管理を受くる會法の保險契約に付計算の基礎の變更又は保險金額の削減及將來の保險の減額其他の契約條項の變更を爲すことを得ること

三 保險會社保險管理人たるときは管理を受くる會社に對し合併又は契約の移轉に關し協議を爲すことを得ること

第十二 主務大臣の命令に依る契約の移轉に付左の趣旨の規定を設けたること

一 契約の移轉の命令を受けたる會社は主務大臣の指定又は認可したる會社に對し契約の移轉に關し協議を爲すこと

二 移轉すべき保險契約に付ては之に關し積立つべき準備金の金額に相當する財産を移轉すること

三 主務大臣は必要に依り移轉すべき保險契約に付計算の基礎の變更又は保險金額の削減及將來の保險料の減額其他の契約條項の變更を爲すことを得ること

四 主務大臣は必要に依り移轉すべき保險契約に關する計理に付特別計算其他の利益を保護するに必要なる命令を爲すことを得ること

五 契約の移轉に關する協議を爲さず又は協議調はざる時は主務大臣は契約の移轉に關し必要なる決定を爲すことを得ること

第十三 會社の合併及契約の移轉の手續を簡易にしたること

第十四 株式會社は其の組織を變更して之を相互會社と爲すことを得る旨の規定を設けたること

第十五 株式會社、相互會社間の合併に關する規定を設けたること

第十六 保險契約者の優先權をして其實を擧ぐるに十分ならしむる様之に關する規定を整備したること

第十七 保險會社は其の營業の讓渡を爲すことを得ざるものと爲したること

第十八 無限責任及保證責任相互會社に關する規定を削除したること

第十九 監査書の制度を設けたること

第二十 商法改正に伴ひ商法準用條文及商法に準じたる規定の改正を爲したること

第二十一 其他章、節の區分を改め法律の理解に便ならしめたること

火災保險料率の適正方考中

【二三】八田商相は廿五日の衆議院本會議で火災保險料率の適正を爲るため資料蒐集中なる旨を答辯した、而して現在火災保險料は協定率を遵守する者少く各社區々であるため貿易業者其他商工業者に及ぼすは不利此上もないが、右は保險料の基準となる可き危険分類統計表が公定されて居ないためで商工省保險局では之がため今回危険分類統計表を作成することに決定、目下大日本聯合火災保險協會加盟各社より資料を蒐集中である、統計表の作成は此處二三年かかるものと見られるが、商工省では統計表完了の曉は、之によつて内外火災保險會社をして適正なる保險料を決定せしめ右保險料協定は今般の保險業法の改正と共に法的な統制協定たらしめ、適正なる保險料を掲げざる火災保險會社に對しては取締命令を發し又聯合火災協會未加盟社に對しては統制命令を發動する意向である

貿易

對外貿易(二月下旬)

【二三】(大藏省發表) 二月下旬對外貿易概算左の如し(單位千圓)

二月下旬	前旬	本年累計
輸出 六八八	七、六九	四、四四一
輸入 五、七六	七、六六	四、五五三
合計 一、一、七六	一、一、三六	一、一、〇〇三
出超 一、一、一〇	一、〇三	一、〇三

綿布人絹布の濠洲輸出激減

【二三】シドニー各紙の報道によれば日本綿布並に人絹布の濠洲市場への輸出數量は第二次日濠通商協定により昨年七月より本年六月に至る一ヶ年一億二百五十萬平方碼と決定されてゐるがその前半に當る昨年十二月末までの輸出數量は協定の半ばに達せず金額に於ても僅か二百七十四萬八千磅と前年同期の三百六十七萬九千磅に比し二割五分の減少である、右は日本側における原料輸入制限の結果と見られてゐる

輸出綿糸布振興組合創立

【二三】紡績聯合會では廿三日評議員會を開催、綿糸布の備在を調整し輸出振興を圖る目的を以て出資金四百萬圓程度を輸出綿糸布振興組合を設立することに決定、三月二日創立總會を開催する運びとなつたが組合の存續期間は昭和十四年末までとされてゐて、總會の決議によつて伸縮し得ることとなつてゐる

ス・フ輸出高(一月)

【二三】(ス・フ製造工組調) 一月中本邦ス・フ輸出高は左の如し(單位ス・フ、ス・フ糸は千封度、ス・フ織物は千方碼金額は千圓、△印減)

數量	一月中		前月比	
	數量	金額	數量	金額
ス・フ	六	四	四	三
ス・フ糸	六	三	三	三
ス・フ織物	三	三	三	三

外國小麥輸入協會創立

【二三】外國小麥輸入手續の簡便化を圖るため東西南有力製粉業者によつて結成の準備を進められてゐた「外國小麥輸入協會」の創立總會は廿五日開催された、同協會は輸出向小麥粉原料に充當すべき外國産小麥輸入一元化の建前から之が許可申請手續の總括的業務代行機關として設立されたものである

商品別貿易組合の全廢を要望

【二三】最近戰時經濟の進展に伴ひ貿易

統制も著しく強化されたが同時に各種貿易組合の亂立も甚だしく雜貨輸出業者の如きはその大部分が十五、六乃至四十に上る各種組合に加入を餘儀なくされて居りこのため輸出行為の七割迄は組合手續に費消される他組合經營統制等に過重の負擔を齎す結果我が輸出貿易を著しく阻害する現状あり、依つて貿易組合中央會ではかねて全國の加盟各組合之中窮乏打開に對する應急策並に組合機構の根本的改正につき諮問中であるが、右に對する在阪市場別各雜貨輸出組合及び同組合聯合會等の答申案に見るに特に商品別組合の廢止を主張してゐる點が注目される。

## 市場

### 東京期米二月限受渡高

**東株長期二月限受渡高**  
 【二二】東株長期二月限受渡高は繰上分とも銘柄百五十三種、株數卅四萬一千五百六十株、代金二千三百卅一萬一千五百圓、一株平均六十八圓廿五錢で之を前月に比較すれば銘柄三種、株數三萬一千七百株、代金三百廿五萬七千六百五十圓と夫々増加し一株平均は三圓六十二錢高である。

### 濱系又復熱狂高

【二六】廿八日の濱濱生糸清算市場は前日丹圓余の大暴騰の後を受けて朝場第一節はニューヨーク株式の行惱みドル建定期市場の上げ足らなかつた事情等から大利喰物が出て採み合を演じたが第二節となるや利喰一巡して賣物が途切れたのを動機に軟派の踏及び硬派の買廻りから相場面全く仕手戦と化して現物市場の高値道從雖も意に介せず前回の大引に比して又復一舉十四圓乃至卅四圓に及ぶ熱狂高を呈現して當限の一千卅余圓を先騰に全期望限の一千圓大騰門を無難作に突破し先限は一千十圓と昭和八年六月の一千七十圓以來の記録の新高値を示現した目先内地のインフレと供給不足を背景とする硬派の活躍は相場を何處までかつぎ上げるか全く常識をもつては豫測されない成行きとなつてゐる。

### 濱系證據金引上

【二三】濱濱取引所は廿七日商議員會を開き清算生糸の委託本證據金を一俵につき卅圓上げの百五十圓と決定、廿八日の新規賣買より實施することゝなつた。

### 鶏卵騰る

【二三】久しく安値に保合つてゐた鶏卵相場は廿三日三州卵四貫目に付十一圓五十錢と廿錢方昂騰した、右は七、八月の鶏卵騰期を見越して冷凍卵手當が弗々始まる一方行樂期接近旁々問屋筋の手持薄を反映品しる爲である。

【二三】農林省では過渡期東關、東海及び關西、九州方面の飼料業者に對し自發的値下げを指導中であつたが業者側も此の趣旨を諒としたので廿日農林省では内地就いては二月廿八日以降、混合飼料に就いては三月一日以降より値下げの旨發せ、飼料の明朗取引に乗出す事になつた。

### 錫三月分賣値引下

【二六】錫統制組合では廿八日錫三月分賣値を百兩につき各品とも十圓方の引下げを行ひ、一號錫三百九十圓、二號錫三百七十圓、三號錫三百五十圓と改訂發表した。

### 日鐵本年所製炭は八百萬噸以上

【二三】日鐵では八幡、釜石、輪西等各製鐵所の擴張進展に伴ひ本年度に於ける製鐵用原料炭の需要額は昨年度の七百萬噸に比し百萬噸以上を著増して八百萬噸を突破するものと豫想せられ、右需要額については昨年末物需調整局に對し申告する一方本年に至り之が調達を圖るべく露に開港炭販賣會社の手を通じ開港礦務局に對し本年度中二百四、五十萬噸位送炭せしむる再三折衝を重ねた、之に對し開港礦務局は二百萬噸以上の分につき未だ確答を與へぬが、何れにする之れ次第では本年度需要額を期ひ得ないので例年通り昭和石炭の株主十三社に對し供給契約を締結すべくこのほど各社代表者及昭和石炭首腦部を日鐵本社に招請し、善處方を要望した、而して日鐵の昭和石炭株主社に對する供給希望額は三百萬噸(昨年比し約百萬噸増)であり目下日鐵は各社と別個的に供給契約を決定すべく交渉中であるが引續き互助會其他とも交渉を開始する豫定である。

### 石炭、増産に全力傾注

【二三】本年度の送炭高を決定すべき石炭聯合會理事會は廿七日開催、例年昭和石炭により行はれる全國石炭需要高豫想が戰時需要的急増から本年はその決定が技術的に頗る困難であるため、未だ聯合會側に對し正式通告なきも大體五千四、五百萬噸と見られるが本年も亦輸入炭に多く期待し得ぬため聯合會としては増産に全力を注ぐ他なく、而も新坑の炭割當についても、昨年度の實際(新坑はその豫定出炭高に對し實際の出炭高は約半分)に徴するも結局開發に要すべき物資及び勞働力を直接重需産業並みに優先配給を受けない限り新坑の本年度出炭高を正確に決定することは困難であるに鑑み人的及び物的資源の獲得といふ點に關しては積極的に全力を傾注することゝなつた、尚ほ石炭聯合會調査によれば聯合會加盟各社の昨年十一月中勞務者充足豫定数は一萬六千人であるに對しその實績は三千三百人、十二月は豫定數一萬五千五百人に對し實績は五千八人である。

## 産業

### 炭業

【二三】魚類の中でも春の魁となる鱸は今年水温が低かつたため各漁場とも極度の不漁で一日十本から廿本程度の入荷しかなく相場は前年に比し倍値以上の暴騰を演じてゐるが漸く伊東、網代と相模一帯に亘つて寒鱸の初漁を見、廿三日三本と大量に魚市場に入荷したが忽ち十貫目につき廿七圓五十錢から廿七圓で競落された、先頃の最高値四十二、三圓に比し七割方の反落で相場も平常に復歸した。

## 鑛業

### 鑛業法改正案の勅令命令規定内容

【二三】鑛業賠償義務制の確立と鑛毒關係の爭議調停規定を新たに設定した鑛業法中改正法律案は衆議院鐵關稅委員會に件託され廿五日より同委員會で審議が開されたが同改正法律案の施行に關する勅令及び命令中に規定すべき主要事項は左の如くで同法第七十四條に基く石炭業者が將來發生すべき賠償の擔保に充てるため供託すべき金額及び被害者の先取特權等の規定がその主なるものである。

### 賠償義務者の賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該

- 1 賠償義務者が賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該
- 2 賠償義務者が賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該
- 3 賠償義務者が賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該
- 4 賠償義務者が賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該
- 5 賠償義務者が賠償義務の支拂を爲すこと能はざるときは被害者は當該

鑛山の所在地を管轄する區裁判所に鑛業法第七十四條の五第一項に規定する權利の實行の申立を爲すことを得ること

前項の申立に對する裁判は非訟事件手續法に依り之を爲すこと

2 申立に對する裁判は賠償義務者に之を告示することを要すること

前項の裁判に對しては申立人又は賠償義務者は即時抗告を爲すことを得ること

前項の即時抗告は執行停止の效力を有すること

3 申立を理由ありとする裁判は被害者前員の爲めにその效力を有すること

申立人前項の裁判の告知を受けたる後は申立の取下を爲すことを得ざる(以下4から8まで略)

三 第七十四條の七關係

鑛業權者供託金又は供託物の取戻を受けんとするときは大正十一年司法省令第二號供託物取扱規則又は大正十一年司法省令第四號に依るの外鑛山監督局長が其の取戻を承認したることを證するに足る書面を供託局、供託局出張所又は供託事務を取扱ふ銀行に提出すること

鑛業權者前項の承認を受けんとするときは其の事由並に供託金額(國債に在りては國債の種類、記號、番號、枚數券面額及供託價格)を記載したる申請書を鑛山監督局長に提長すること

議の參考資料として廿五日衆議院の委員會に昭和二年より同十二年に至る十一年間の全國鑛害賠償金額累計比較表(鑛山局調査)を提出したが右十一年間に全國鑛害賠償額は約倍加し鑛害の最も烈しいのは石炭山なることを示してゐる、詳細左の如し(單位千圓、括弧内は田畑、山林面積町歩、工作物の他件數件)

昭和二一年	田畑	山林	工作物	合計
一、四一〇	一、〇〇〇	一、七二七	一、四〇〇	一、六六〇
昭和三一年	田畑	山林	工作物	合計
一、五〇〇	一、三六〇	一、六六〇	一、七〇〇	一、五二〇
同 四年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 五年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 六年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 七年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 八年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 九年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 十年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 十一年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇
同 十二年	田畑	山林	工作物	合計
一、七〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇

鑛害賠償金額累年表

【三三】商工省は鑛業法中改正法律案審

同 十一年	一、〇〇〇	八、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十二年	一、〇〇〇	八、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(被害補償物件中)工作物の他には、家屋、井戸、溜池、灌漑水路、道路、堤防その他の工作物、宅地その他の土地又は漁業等の被害を含む)

【三三】商工省では廿二日赤字公債委員會に審議參考資料として昭和十三年度中に於ける

探鑛獎勵金交付狀況

一 探鑛場及製鍊場設置獎勵金交付狀況

を發表したが、右によればその交付件數並に金額は前者二百四十八件百八十萬圓、後者十件、百八十萬圓、合計二百五十八件、三百六十萬圓に達してゐる、詳細左の如し

(一)探鑛獎勵金交付狀況

(イ)申請件數 三三件

申込金額 五、七五〇圓

交付件數 一〇件

交付金額 一、〇〇〇圓

(ロ)選鑛場及製鍊場設置獎勵金交付狀況

申請件數 一七件

設置費豫算額 七、八五〇圓

交付件數 一〇件

獎勵金額 一、〇〇〇圓

【三三】國防資源として不可欠なアルミニウム、アルミナ及マグネシウムはその半ばを輸入に依つての現状にあるに鑑み、商工省とは今議會に輕金屬製造事業法案を提出すべく立案を急いでゐる、その骨子は左の大體左の如くでその構成は大體自動車製造事業法、工作機械製造事業法に類似してゐるが、共販會社を設立する點は

注目に値する

一 アルミニウム、アルミナ、マグネシウム其他輕金屬製造事業の許可制

一 所得税、營業收益税の免除

一 輕金屬製造機械輸入税の免除

一 資金調達に關し商法上の特別を認め全額拂込前の増資や社債の發行限度を緩和する

一 事業の休廢止、合併等の許可制

一 毎年事業計畫を提出せしめ、また報告書を提出せしめ、政府は業務、會計の監督をなす

一 軍事及公益上必要ある場合には設備の改良擴張を命ずる

一 明礬石、礬土頁岩等の國產原料には獎勵金を交付する

一 必要ある場合には共販會社を設立して製造會社から一手に製品を買ひ取り販賣し又輸入原料による製品よりも國產原料による製品が割高な場合には製造會社から高く買取りその差額を負担する

【三三】アルミニウム製造既設會社の増産計畫は日本輕金屬會社設立計畫の出現と共に商工當局に對し續々と申請中であるが、目下資金調整法の認可申請中の各社増産計畫は左の如くで、商工省としては計畫案を審議の上一齊に許可する方針である

東洋金屬 一萬二千噸

日本電工 四萬噸

日 曹 四千噸

住友アルミ 一萬噸

日本アルミ 八千噸

尙其他國產輕鐵の七千噸、大阪鑛業セメントの五千噸の生産計畫の申請があるが手續上認可が遅れる模様である

廻轉爐製鉄法協議會設立

【三三】商工省では鐵鋼増産五ヶ年計畫遂行の一として操短中のセメント廻轉爐を以て鐵銹を製産せしめることとなつたが製銹技術上セメント製造各社が共同的に綜合研究をなす必要があるので關係各社をして今回廻轉爐製鉄法協議會を設立せしめて今より廿七日その創立總會を開催した、尙協議會は各月一回開催する豫定である、因に會長には商工省鑛山局長小金義照氏が就任した

▲廻轉爐製鉄の結果【三三】(商工省公麥)操短中のセメント製造廻轉爐の鐵銹生産轉換に付ての試験結果について小金鑛山局長は廿七日創立の廻轉爐製鉄法協議會に於て左の如く發表した、右によれば粉銹の處理が可能であること、コークス用粘結炭の不必要なこと特殊優良鐵銹の生産可能なること等幾多の特長を有するも、製品の創合に原料を多く要し歩留りが悪いこと、燃料消費が充分でない點等未だ技術の改善を要するものがある

一 各社使用試驗窯(淺野セメント 三號窯及四號窯(交互使用)△秋父セメント 四號窯△大阪鑛業セメント 一號窯 二號窯及準備中三號窯、五號窯

二 成品鐵銹の性質(廻轉爐製鉄法による製造せられたる鐵銹の成分は大體左の通り)

炭素 三・七乃至四・五%、珪素 〇・五乃至〇・二%、マンガン 〇・〇五乃至〇・一%、燐 〇・〇二乃至〇・一%、硫黄 〇・〇一乃至〇・〇一

【三三】アルミニウム製造既設會社の増産計畫は日本輕金屬會社設立計畫の出現と共に商工當局に對し續々と申請中であるが、目下資金調整法の認可申請中の各社増産計畫は左の如くで、商工省としては計畫案を審議の上一齊に許可する方針である

東洋金屬 一萬二千噸

日本電工 四萬噸

日 曹 四千噸

住友アルミ 一萬噸

日本アルミ 八千噸

【三三】アルミニウム製造既設會社の増産計畫は日本輕金屬會社設立計畫の出現と共に商工當局に對し續々と申請中であるが、目下資金調整法の認可申請中の各社増産計畫は左の如くで、商工省としては計畫案を審議の上一齊に許可する方針である

東洋金屬 一萬二千噸

日本電工 四萬噸

日 曹 四千噸

住友アルミ 一萬噸

日本アルミ 八千噸

【三三】アルミニウム製造既設會社の増産計畫は日本輕金屬會社設立計畫の出現と共に商工當局に對し續々と申請中であるが、目下資金調整法の認可申請中の各社増産計畫は左の如くで、商工省としては計畫案を審議の上一齊に許可する方針である

東洋金屬 一萬二千噸

日本電工 四萬噸

日 曹 四千噸

住友アルミ 一萬噸

日本アルミ 八千噸

【三三】アルミニウム製造既設會社の増産計畫は日本輕金屬會社設立計畫の出現と共に商工當局に對し續々と申請中であるが、目下資金調整法の認可申請中の各社増産計畫は左の如くで、商工省としては計畫案を審議の上一齊に許可する方針である

東洋金屬 一萬二千噸

日本電工 四萬噸

日 曹 四千噸

住友アルミ 一萬噸

日本アルミ 八千噸

一%、銅 〇・五乃至一・四%  
三 成品セメントクリンカーの性質  
クリンカーの中には多少の鈍粒を含めるを以て之を除きたるものに付試験せる結果次の如し  
珪酸 一七乃至一九%、アルミナ 七乃至九%、秩父セメント 四號窯、大阪窯業セメント 一號窯、二號窯及準備中三號窯、五號窯

二 成品鈍粒の性質 迴轉爐製法により製造せられたる鈍粒の成分は大體左の通り  
炭素 三・七乃至四・五%、珪素 〇・〇五乃至〇・二%、マンガ 〇・〇二乃至〇・一%、磷 〇・〇二乃至〇・一%、硫黄 〇・〇一乃至〇・一%、銅 〇・五乃至一・四%  
三 成品セメントクリンカーの性質  
クリンカーの中には多少の鈍粒を含めるを以て之を除きたるものに付試験せる結果次の如し  
珪酸 一七乃至一九%、アルミナ 七乃至九%、酸化鐵 六乃至一二%、石炭 六〇乃至六二%、抗張力(廿八日) 二六乃至三四kg/cm<sup>2</sup>、耐壓力(同) 三五〇乃至四三〇kg/cm<sup>2</sup>

四 本法の經濟的價値  
未だ試験中に屬し其の經濟的價値を云々するは尙早の感あるも現在迄の試験結果に徴すれば逐次其の成績を向上しつつあり且成品の優良性と併せ考ふる時は其の工業化は相當有望なるものと認めらるも未だ歩留燃料消費等に充分ならざるを以て尙其の工業化試験を徹底する要あるものと信す

鋼材聯合會に二社新加盟  
【二三】日本鋼材聯合會では廿一日常務委員會を開き邊に鋼板共販に加入した大谷製鋼(尼ヶ崎)、東邦製鋼(東京)兩社の聯合會加盟の件を承認した

☆ 織 維 工 業

中央蠶糸會の蠶糸業作與決議  
【二三】日本中央蠶糸會では蠶糸業作與に關する第三回小委員會開催、左の如き決議を可決した

一 減産防止、生産確保の必要上この際、國に於て關價の補償をなされべきことを政府に要望すること  
二 計畫的生産方針、繭の標準掛目其他蠶糸業上重要事項を建議するため政府に於て廣く關係者を以て組織したる蠶糸業審議會を設けられるを要望すること  
三 統制機構についてはその必要ありとする部門に於て之が對策を作成しこれを小委員會に提出すること

十三年中産繭處理狀況

【二三】農林省発表昭和十三年中上繭生産數量(種繭を含み)は六八、一五六、四九二貫(概數)にして内察蠶が乾繭取引を爲したるもの一三、二三一、四四八貫(一九・四%)、特約取引を爲したるもの三三、〇二四、五二二貫(四八・五%)組合製糸を爲したるもの八、〇一五、三七一貫(一一・八%)、委託製糸を爲したるもの一八、六六八貫(〇・二%)、生繭取引を爲したるもの、内市場取引五、八一三、一三一貫(八・五%)及其他(振賣)七、四五

六、四〇一貫(一〇・九%)にして其他(主として自家製糸)四九六、九六一貫(〇・七%)なり  
而して之を前年に比較するに上繭生産數量に對する割合に於て乾繭取引を爲したるもの一・三%、特約取引を爲したるもの〇・四%、生繭取引を爲したるもの内市場取引〇・五%の各増加を示し組合製糸を爲したるもの〇・六%、委託製糸を爲したるもの〇・一%、生繭取引を爲したるもの、内其他(振賣)一・六%の各減少を示せり  
今養蠶者の産繭處理方法別數量及割合を示せば左表の如し(數量單位千貫、括弧内割合%)

Table with 4 columns: Year (昭和十三年, 十二年, 十一年), Category (乾繭取引, 特約取引, 組合製糸, 委託製糸, 生繭取引), and Quantity (千貫). Includes sub-rows for market and other transactions.

の各を以て「綿製品製造制限令第一條第一項但書を適用し地方長官の許可を以て特免とする」旨通牒を發した、但し刺繡糸は滿洲國、關東州、中華民國向輸出に限り純綿の使用製造を許可されるもので内地向及び第三國向には許可されない、その理由は刺繡糸は滿、關、支に於て純綿として加工の上、第三國に輸出され佛蘭西製品と競争的地位にあるからである、而して刺繡糸を取扱ふ内地業者は目下の所大洞(愛知)、渡邊(大阪)兩商店のみである

朝鮮次期洋灰限産率二割一分  
【二六】朝鮮に於けるセメントの次期(三四、五月)限産率に關しては豫ねてセメント聯合會より朝鮮總督府に認可申請中のところ五月末在庫高を十一萬五千噸とする想定の下に現行率三割四分を一舉に一割三分大巾緩和し二割一分とするに決定せる旨此種聯合會に通告された右の限産緩和は最近における水力發電の設備擴張、鐵道關係等の需要急増に對應せるものである

☆ 海 運 業

郵船、上海航路回数増加  
【二七】中支方面の治安工作經濟建設の進展に伴ひ最近長崎—上海間航路の船客益々輻輳する傾向にあるに鑑み、日本郵船では現在同航路に就航してゐる長崎丸、上海丸兩船の就航度數を三月より増加することに決定した、即ち現在は兩船を以て月十往復を行ひ、一ヶ月に一等船客千二百名、三等船客三千五百名程度を收容してゐるが、これ丈では到底全船客を運び切れないので、右兩船の碇泊時間を短縮して三月よりは月十二乃至十三往復をなすこととなつたものである

北洋材第一回積出分の運賃決定  
【二七】本年度北洋材運賃に關しては豫て輸送引受團體たる海運聯合會を大手筋荷主間で折衝中のところ廿七日第一回積

刺繡糸三等品の純綿品製造許可

【二三】商工省では今回刺繡糸、兼拂用糸及び等製造用糸の三繡糸は特免品として取扱ひ純綿糸製品の製造を許可することに決定、此の程物資調整局社第四部長

三月度人絹生産割當は據置  
【二五】人絹聯合會では廿五日理事會を開催、三月度人絹生産割當基準につき協議を行つた結果邊に提案のリンク機構改革案に對する商工省の態度決定まで左の如く二月度同様の基準により暫定的に割當することになつた

一 輸出用七萬函は過去四ヶ月の輸出實績による  
一 國內用八萬函及び特織三萬函は一割割當による

出分四十六萬七千石に對し販賣積出し太平洋岸揚げを前年度より五十圓下げの百石當り三百五十圓とすることに協定成立した

**東京機帆船海運業組合創立**

【二三】東京市に於ける機帆船海運業者は豫てより東京機帆船海運業組合の結成準備中であつたが廿三日創立總會を開催組合長に竹内義台氏を選任した

**會社**

**資金査會八十四件認許可**

【一七】先週中臨時資金調整法による申請處理八十四件中主なるもの左の如し、(單位千圓)

△新設—日本皮革統制資本金(1,000)二分一拂込、日本航機同(1,000)二分一拂込

△増資—松尾鐵業(1,000)、山下鐵業(1,000)汽車製造(1,000)、室蘭船渠(1,000)、淀川製鐵所(1,000)、東京石川島造船所(1,000)

△拂込—住友金屬工業(1,500)、ラサ工業(1,500)、日本鐵業(1,000) △設備擴張—日本製鋼所(1,500)、東洋汽船(1,000)、三井鐵山(1,000)、沖電氣(1,500)

**日産液體燃料會社創立**

【二三】廿五日帝燃と日産化學の折半出資による日産液體燃料會社(資本金一千萬圓)第一回拂込四分の一の創立總會が開催され、社長には石川一郎氏が就任した、新會社の第一期計畫としては日産化學所有の九州高松炭田の石炭を原料として低溫乾留及水素添加を併用してガソリン

年一萬キロリットルを生産の豫定 帝國コープス創立

【二三】帝國コープス會社では廿七日創立總會を開催、取締役社長に山岸慶之助氏の選任を見た

**アングロ毛會社創立**

【二三】東京アングロ毛會社創立總會は廿八日開催、社長に瀧澤與四二氏が選任された

**日本電工、昭和肥料合併決定**

【二三】森コンツェルンの双翼をなす昭和肥料と日本電氣工業とは今回合併して新會社を設立することに決定した、即ち昭和肥料では廿三日重役會を開き右合併案を承認、合併具體案大要左の如し

一 兩社は合併と共に解散し新會社を設立する、新會社の名稱は森社長に一任 一 兩社の合併比率は一對一、合併期日は六月一日とす

一 新會社の資本金は昭和肥料の資本金六千萬圓(拂込三千七百五十萬圓)と日本電工の資本金五千萬圓(拂込四千萬圓)とを合併する結果一億一千萬圓(拂込七千七百五十萬圓)となる

兩社合併の趣旨はその事業系統に於てもその生産機構に於ても互に相補する所深く、一つは窒素工業を主體となし一つは電氣化學工業を中心として層齒轉車の關係を以て來たのであるがそれを更に強化せんとするもので合併の結果として

一 最近の統制強化に伴ふ昭和肥料に於ける肥料工業の行詰りが打開される 一 日本電氣工業に於けるアルミニウム増産計畫の實現を促進する 一 兩社間の資金並に電力その他原料關

係の相互融通が行はれる

**大同電力の資産及負債評價額決定**

【二三】大同電力株式會社の資産及負債は電力管理に伴ふ社債處理に關する法律に基く遊信大臣の命令及決定等に従つて日本發送電株式會社の設立直後實質上包括的に同社に移轉せられることとなつたのであるが、移轉資産及負債の評価額は大體左の通り決定した、尙強制買收設備に關しては廿二日選相官邸に開かれた電力評價審査委員會に附議可決を見た(單位千圓)

△資産 強制買收設備の買收價格 三三,三三三 任意讓渡事業の讓受價格 一四,〇〇〇 有價證券の讓受價格 八,八五五 貸付金債權の讓受價格 一六,三三九 合計 七二,五二〇

△負債 外債承擔價格 三三,六五五 内債承擔價格 五,五五五 合計 三九,二一〇

右の通資産評價額の合計より負債評價額の合計を控除せる一億九千九百七十數萬圓は日本發送電株式會社より大同電力に對價として決済することとなるが、尙外に借入金等の負債五千數百萬圓及流動資産等數百萬圓も承擔又は讓受を爲す協定が成立してゐるので、實際の決済額は六、七千萬圓程度となる見込である

▲一對一で買収【二三】大同電力の日本發送電に對する殘存設備讓渡に伴ふ評價額は別項の通り決定を見たが、その内注目すべき點は

一 昭和電力等所有有價證券に對する評價の嚴正なる爲資産評價に於て一千萬圓見當の帳簿價格割れを示したが積立金及び流動資産等により之をカバーしたること 一 外債承擔價格の算定方法としては原價主義を採用したこと、その結果として圓爲替低落による外債の爲替差額は一方に於て手持外貨證券の評価益によつてカバーせられ結局爲替差損一千万圓を發送電、大同兩社に於て折半負擔の形となつたこと

等である、その結果大同電力が日本發送電より支拂を受くべき讓渡價格總額は既定の電力國家管理法による出資評價一億二百萬圓と今回の六、七千萬圓見當との合計一億七千萬圓見當であるから大同電力の拂込資本金一億六千三百萬圓に對し七百萬圓見當の剩餘を生ずる譯である、即ち大同電力株主に對し同社株式一株對發送電一株の割合で交付して尙剩餘を生ずるが右剩餘の具體的金額は解散までの營業成績及び清算事務を經ねば精確に判明しない、しかし大體六百萬圓見當が見込まれ、三月末までの株主相當相當の清算分配金(年六分の豫定)、清算事務費従業員退職金補助等に充當される

**臺灣電力増資可決**

【二三】臺灣電力では廿四日定時株主總會を開催、左の増資案を承認した、即ち現在資本金四千五百七十五萬圓(内拂込四千二百九十三萬六千二百五十圓)の中政府出資金千二百萬圓を除きたる民間出資金三千三百七十五萬圓を五千八百萬圓に即ち公稱資本金を七千萬圓に増加する

**日本鋼管、石油管製造に着手**

【二三】日本鋼管では關係方面よりの要望に基き今回回瓦斯管、水道管と並んで新に石油管の生産に乗出すべく同社川崎工場内に一千万圓を投じて新工場を建設することに方針を決定近く着工を開始する新工場の能力は年産五萬噸を目標としてゐる

**興銀増資株地方信託筋へも割當**

【二三】興業銀行の増資新株引受に關しては二月六日の總會席上賣來總裁よりシ、閣下一億圓、現在株主五千萬圓と聲明、正式決定を見てゐるため、かねて増資株の引受を申込んでゐた地方銀行に對する割當額は同行の無記名株式約三萬株に對する割當額を限度とすることとなつたが最近資産運用難に悩んでゐる地方銀行は興銀に對し何等かの方法によりシ割當引受分を減額して割當額を増加された旨を要請して來た、而してこの地方銀行協會よりの引受申込株數卅萬株(千五百萬圓)の外に更に信託協會を通じて地方信託會社よりも六萬株(三百萬圓)の引受を申込んでゐるので、興銀としても可及的に地方金融機關の要望に應へるべくシ圓則と個別的に折衝を開始し、大體一流銀行間の引受額減少に關し内諾を得たのでその限度において地方、銀行信託の要望を容れることとなつた

**會社當期利益金並配當率**

二月下旬中發表分左の如し

社名	當期利益金	當期配當率	前配當率
東洋拓殖	一、三六〇	〇・六	〇・六
三菱重工	七、四八八	〇・七	〇・七
大北火災	三、五〇〇	〇・六	〇・五

社會・文化

學術・文化

評論家協會創立

【二三】評論家協會の創立總會は廿二日午後五時半から東洋經濟新報社で開催、評論家六十餘名出席、發起人を代表して三木清氏から成立經過を報告、役員を決定、今後の活動方針等につき種々懇談を重ねた

第一回菊池賞は徳田秋聲氏

【二三】日本文學振興會第一回菊池賞(賞金、副賞千圓)は徳田秋聲氏に決定廿三日同會より發表された

學術振興會理事長に長岡博士

【二三】日本學術振興會では廿八日午後一時より文部省内に理事會を開催、理事長櫻井健二男逝去につきその後任を詮衡の結果、現學術部長長岡半太郎博士を推薦その後任には林春雄博士が推された

國寶指定百四十九件決定

【二三】廿八日午前十時から文部省會議室に國寶保存會を開催、細川會長以下委員廿三名、文部省側から石黒次官以下副係官出席、國寶指定、修理費補助、現状變更等につき審議をなし午後五時半閉會した、國寶指定件数は繪畫廿四件彫刻二件、文書類九十三件、工藝十四件、刀劍十六件、合計百四十九件で新指定の國寶中特記すべきものは左の如くである

- △繪畫 一 傳名和長年像(小石川區編岡孝紹子藏) 一 岩佐勝以自畫像(神戸市武夫忠夫氏藏) 一 池大雅筆、白

雲紅樹圖(新潟縣中野忠太郎氏藏) 一 渡邊華山筆鱸魚帖(澁谷區小坂順造氏藏)

△文書、典籍、書蹟 一 九條殿御記三卷、貞信公御記抄十卷(共に九條道秀公藏) 一 枕草子四帖(前田利為侯藏)

一 徳川公所藏の墨蹟六帖のうち圓悟克勤墨蹟は最も秀逸、一 古今集二帖(近衛文隆公藏) 一 大藏經五千四百六十三帖(愛知縣内海町岩屋寺藏)

△刀劍 一 菊御作の太刀二振(徳川黎明會、松平康昌侯藏) 一 傳正宗(徳川家達公藏)

△工藝 一 出雲國玉造匠出作品(鳥根縣玉湯村玉造湯神社藏) 一 著色鬚扇(面貼付手篋(横濱市原壽枝氏藏))

訃

△岡本かの子女史【二三】蘭秀歌人作家岡本かの子女史は昨年末から過勞のため赤坂區青山高桐町三の自邸で療養中衰弱甚しき爲十七日小石川區吾羽東大分院に入院したが翌十八日午後一時半逝去した享年四十七

△石井日活事務【二三】日活事務取締役石井常吉氏はかねて糖尿病で日大附屬病院に入院加療中のところ廿二日午後二時死去した、享年七十六

△濱岡五雄氏【二三】日本銀行監事濱岡五雄氏は舊臘來感胃の爲め澁谷區代々木初臺町六三六の自宅で静養中の處廿四日未明逝去した、享年六十七

▲齋藤前駐米大使 ワシントン【二三】前駐米帝國大使齋藤博氏は豫てワシントンのシヨラム・ホテルに於て病氣靜養中のところ病勢悪化廿六日午前一時半(日本時間廿六日午後三時半)五十四歳で逝去した

【二三】齋藤前大使の逝去に關して堀内大使から廿七日有田外相に宛て公電があつた、それには「病狀は經過順調で殆んど平熱、食慾も進み、體重も増し、氣分も良好で主治醫もこの分ならば五月頃には散歩も出来よと言つてゐたところ廿四日夕突然咯血があり緊急の手配を加へ絶對安靜にしてゐれば心配もないとの診斷であつたが廿五日朝再び咯血があり更に廿六日午前一時半急に多量の咯血と同時に靜脈破裂内出血を伴ひ手當の甲斐もなく約三分位で逝去した」とあつた

△ハル長官哀悼の辭 ワシントン【二三】廿六日前駐米大使齋藤博氏急逝の報に接したハル米國務長官は永年日米國交改善に盡瘁した同氏の死を惜しみ哀悼の意を表して左の如く語つた

最近まで駐米大使としてワシントンにあつた齋藤博氏の死を耳にして余は衷心より哀悼の意を表するものである、齋藤大使は過去五ヶ年間に亘り常に深い同情と理解とを以て日米國交増進のため盡力した、同氏が任中に繰起した諸問題は著しく同氏を過勞せしめ爲に或はその死を早めたのかも知れない、生前齋藤大使は天皇陛下下に日本國民に對し獻身的な忠誠な官吏としてその任務に精勵した、氏の不幸な死は日本國民全體から又米國始め氏が在任した諸國の多くの友人等から深く惜しまれ

ることであらう  
△米紙痛惜 ニューヨーク【二三】ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は廿七日の紙上特に齋藤前駐米大使の急逝を悼む社説を掲げ左の如く述べてゐる  
ワシントン外交界、社交界は極めて魅力のある外交官を喪つたことを哀悼するであらう、齋藤大使こそは東洋的な機敏さに西歐的な華直さを兼ね備へた人であり、極めて人氣があつたのも無理はない、多くの場所で人々は齋藤大使の愉快な思ひ出に浸るであらう、大使はごく無難作に米國生活に親しまれ見事なアメリカ語を話された、彼こそは愛國者であり、學者であり又愛すべき紳士であつた

更にニューヨーク・タイムズ紙の社説は齋藤大使はごく開放的な外交官で何時でも喜んで新聞記者に應接されるので有名であつた、しかしそれと同時に大使の祖國に對する忠誠の情はまことに厚く、これも亦彼をワシントンで有数な外交官としたのである、大使は更にアメリカのスラングを自由に轉使する程英語に通じて居られ、鷹々野球の例を政治上の議論に引用されたがそれはいつもピッタリ當てはまるやうな比喩であつた

價距離を樹立した、この記録は今シーズン、ザコパニーに於けるFIS大會でルード(諾威)の八十一米五〇、ブラドル(獨)の八十米等に伍し堂々世界ジャンプ五人目に数へられる飛躍距離である  
國際學生冬期競技大會  
リレハンマー【二三】國際學生冬季競技大會はリレハンマーに於て第四日迄を舉行第五日目の廿三日からはトントハイムに於て舉行した、各種目成績左の如し【スキー競技】(於リレハンマー)  
▲第二日(廿日)  
△男子滑降  
ハイソツ・ミラー(獨) 三分三秒三  
△女子滑降  
マルガリタ・シヤアド(瑞西) 二分五秒  
▲第三日(廿一日)  
△針刺織走  
▲第四日(廿二日)  
【一】芬蘭 時間四分六秒(2) 諾威(3) 瑞典  
△男子廻轉競技  
(1) ハッロ・クランツ(獨) 三分三秒(2) アイエ 諾威 三分六秒(3) オラフ・ラ 一(6) 諾威 三分六秒  
△女子廻轉競技  
(1) エリザベス・ホフェレル(獨) 三分三秒(2) ヘルガ・ゴードル(獨) 三分三秒(3) ローゼ・バインハウエル(チエ) 三分三秒  
△男子新複合  
(1) オラフ・ラーベ(諾威) 二分五秒(2) ニルス・アイエ(諾威) 二分五秒(3) ハッロ・クランツ(獨) 二分五秒  
△女子新複合  
(1) ヘルガ・ゴードル(獨) 二分五秒

スポーツ

七九米の驚異的最長不倒距離  
【二三】第十回宮様御來道記念スキー大會第二日の純飛躍に淺木文雄選手(北關)は一本目に七九米の驚異的日本最長不倒距離を樹立した、この記録は今シーズン、ザコパニーに於けるFIS大會でルード(諾威)の八十一米五〇、ブラドル(獨)の八十米等に伍し堂々世界ジャンプ五人目に数へられる飛躍距離である  
國際學生冬期競技大會  
リレハンマー【二三】國際學生冬季競技大會はリレハンマーに於て第四日迄を舉行第五日目の廿三日からはトントハイムに於て舉行した、各種目成績左の如し【スキー競技】(於リレハンマー)  
▲第二日(廿日)  
△男子滑降  
ハイソツ・ミラー(獨) 三分三秒三  
△女子滑降  
マルガリタ・シヤアド(瑞西) 二分五秒  
▲第三日(廿一日)  
△針刺織走  
▲第四日(廿二日)  
【一】芬蘭 時間四分六秒(2) 諾威(3) 瑞典  
△男子廻轉競技  
(1) ハッロ・クランツ(獨) 三分三秒(2) アイエ 諾威 三分六秒(3) オラフ・ラ 一(6) 諾威 三分六秒  
△女子廻轉競技  
(1) エリザベス・ホフェレル(獨) 三分三秒(2) ヘルガ・ゴードル(獨) 三分三秒(3) ローゼ・バインハウエル(チエ) 三分三秒  
△男子新複合  
(1) オラフ・ラーベ(諾威) 二分五秒(2) ニルス・アイエ(諾威) 二分五秒(3) ハッロ・クランツ(獨) 二分五秒  
△女子新複合  
(1) ヘルガ・ゴードル(獨) 二分五秒

(2) エリサベス・ホフェルレ(獨)(3)  
 マルガリータ・シヤアド(瑞西)  
 ▲第六日(廿四日)  
 ▲長距離(十八キロ)  
 (1) フィール・ダールステッド(瑞典)  
 一時間(六分四秒)(2) リスト・マーキネン(芬)(3) マリアン・オルレウイツツ(波)  
 ▲第七日(廿六日)  
 ▲純飛躍  
 シーガード・ソルド(諾威)(三點四)  
 (距離完米、四米五)

▲複合  
 (1) ミツチス・ラウヌツク(波)(四)  
 點(2) マリアン・オーレウイチ(波)  
 (3) ビヨロン・ストリンドゼルグ(諾)  
 ▲四種目複合(廻轉、滑降、飛躍、長距離)  
 (1) ニルス・アイ(諾威)(三點六)(2) オラフ・レーベ(諾威)(3) ワルテル・リゲン(獨)  
 ▲得點表  
 ▲スキー 競技綜合得點  
 (1) ノールウエー 三點

▲スキー 競技各種目最高得點  
 滑降競技(諾威)(三點) 廻轉競技(諾威)(三點) 新複合競技(諾威)(三點) 長距離競技(芬蘭)(點) 飛躍競技(諾威)(五點) 複合競技(波蘭)(二點) 四種目複合(諾威)(三點)  
 ▲水上スケート(於トロントハイム)  
 ▲スピード競技  
 ▲五百米(第五日、廿三日)  
 ゲオルク・クローグ(諾威) 四秒八  
 ▲三千米(同)  
 ステイプル(獨) 五分〇秒三

▲千五百米(第六日、廿四日)  
 ゲオルク・クローグ(諾威) 三分五秒九  
 ▲五千米(同)  
 マクス・ステイプル(獨) 五分三秒六  
 ▲ファイギュア  
 ▲男子 エルマー・テルタツク(洗牙利)  
 ▲女子 ジヤンニイヌ・シユバイヒ嬢(佛)  
 ▲ベア  
 エルセ・パウジン嬢(獨)  
 イリク・パウジン  
 ▲スケート 競技綜合得點  
 (1) ノールウエー 三點  
 ▲女子ファイギュア・スケート得點  
 (1) 獨逸 三點  
 ▲スケート各種目最高得點  
 五百米(諾威)(四點) 三千米(諾威)(三點) 千五百米(諾威)(五點) 五千米(諾威)(六點)  
 ▲ファイギュア・スケート  
 ハンガリー 六點

【水上ホッケー】  
 ▲第三日(廿一日)於リレハンマー)  
 瑞典 1-1 チェコ  
 ▲第四日(廿二日)於リレハンマー)  
 チェコ 7-0 ノールウエー  
 スウェーデン 2-1 ポーランド  
 ハンガリー 1-1 ポーランド  
 ▲第七日(廿六日)於トロントハイム)  
 チェコ 1-0 ハンガリー  
 スウェーデン 1-0 ノールウエー  
 ▲總得點チェコ 三點

▲世界女子氷上スピード  
 (ルシンキ) 三三 世界女子氷上スピード競技選手権大會は廿六日から當地に於て舉行され、第一、二日の成績は左の通り

【第一日】  
 ▲五百米 (1) ヒルゴンダ・ドンケル嬢(和) 四秒三 (2) サルミ嬢(芬) 四秒七 (3) レツシユ嬢(芬) 五秒七  
 ▲三千米 (1) ヴェルネ・レツシユ嬢(芬) 一分三秒三 (2) タンミン嬢(芬) 一分四秒六 (3) ドンゲル嬢(和) 一分五秒六  
 ▲得點 (1) レツシユ嬢(フィンラン) 二九〇三 (2) ドンケル嬢(オランダ) 三二五三 (3) タンミン嬢(フィンランド) 三三〇三  
 【第二日】  
 ▲千米 (1) ヴェルネ・レツシユ嬢(芬) 一分五秒九 (2) リサ・サルミ嬢(芬) 一分七秒四 (3) ヒルゴンダ・ドンケル嬢(和) 一分八秒八  
 ▲五千米 (1) ヴェルネ・レツシユ嬢(芬) 三分三秒九 (2) ルウラ・タンミン嬢(芬) 三分五秒三 (3) ソフィア・ネリソヴァ嬢(波) 三分五秒九  
 ▲綜合得點 (1) ヴェルネ・レツシユ嬢(芬) 三三〇七 (2) リサ・サルミ嬢(芬) 三三〇五 (3) ルウラ・タンミン嬢(芬) 三三〇七  
 女子五百米平泳に世界新記録  
 コペンハーゲン 三三 廿六日當地に於て五百米平泳に丁抹のインゲ・ゾーレン嬢は去る一月ベルギーのファンケルヒコフエ嬢の作つた八分一秒六の世界記録を三秒二短縮する七分五八秒四の新記録を樹立した

▲全米室内陸上競技大會  
 ニューヨーク 三三 第五十一回全米室内陸上競技大會は廿五日夜マヂソン・スクウェア・ガーデンで舉行一等成績左の如し

▲トラック  
 ▲六十五米高障壁  
 アラン・トルミツチ(デトロイト)  
 八秒四(世界新記録)  
 ▲六十米  
 ハーバート・トムソン(ジャロインデイ) 六秒六(世界タイ記録)  
 ▲六百米  
 チャリー・ピーサム(六十九聯隊) 一分三秒六  
 ▲一千米  
 ジョン・ポリカン(シヨアIA.C.) 三分三秒六  
 ▲千五百米  
 グレン・カニングム(ビーボーイカス) 三分五秒六  
 ▲五千米  
 ドン・ラツシユ(インデアナ州陸隊) 一分四分三秒九  
 ▲三千米  
 トーマス・デツカード(ブルミントン) 八分四秒一  
 ▲千五百米競歩  
 オット・コトラバ 六分三分  
 ▲千米 瑞典競走  
 ニューヨーク大學 三分三秒五(ハバート、バツクスタイン、ヴィツテ、マクポランド)  
 ▲千六百米競走  
 ニューヨーク第六十九聯隊 三分三秒三(世界新記録)(スコワイヤース、バーンス、ピーサム、ボルグ)  
 ▲二千九百米競走  
 ニューヨークA.C. 七分八秒三(世界新記録)(ストツプリンゴサリバン、

ヴンスケ、グレイブス)  
 ▲フィールド  
 ▲砲丸投(十六封度)  
 フランク・ライアン(コロンビア) 五米三  
 ▲走高跳  
 ミル・ウオカー(トレド) 二米〇三  
 ▲標高跳  
 コーネリアス・ワーマータム(サンフランシスコ・オリニック倶) 四米六  
 ▲走り跳  
 エドワード・ゴールドン(グラッドストリート倶) 七米五  
 ▲鐵錘投(卅五封度)  
 (ヘンリー・ドライヤー) (ニューヨークA.C.) 二米五

百時間卅三分の耐泳新記録  
 ブエノスアイレス 三三 下画】アルゼンチンの水泳選手キヤンデイオテ君は廿四日當地に於て百時間卅三分と言ふ、異例的耐泳新記録を樹立した、即ち十九日の午後一時三十分、ジヤンビエを出發し廿三日午後五時卅三分サンタ・フェに到着したのだから日曜日か木曜日まで水につかつてゐたわけである

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

# 滿洲



## 舊清室陵廟宮殿承辦事務室

新京【二三】滿洲國皇帝陛下には祖宗御崇敬の畏き思召しから今回宮内府に舊清室陵廟宮殿承辦事務室を設置遊ばされることになり十四日の參議府會議の諮詢を経て廿七日帝室令を以て公布された、右承辦事務室は民國以來荒廢の儘放置されてある奉天の福陵、昭陵、太廟、宮殿及び興京の永陵に對する修理、維持保存並に祭祀に關し勅命を奉じてその事務を處理するもので、勅命を経て宮内府大臣の委嘱する會長及び會員の合讀機働である

## 外交・國防

### 海倫の匪賊討伐

哈爾濱【二三】〇〇部隊本部に達した最近の討匪狀況報告に依れば〇〇部隊長の率ゆる討伐隊は二月十七日夜來雷炎匪約八十を追撃中のところ翌十八日海倫(濱江省)南方約廿軒の八馬加に追詰め之を殲滅した、敵遺屍屍廿八、鹵獲品小銃十、彈藥一千尙本戰團に於て我が歩兵軍曹松永健司(靜岡縣出身)歩兵伍長坂本吉次(福井縣出身)同長尾屋一(岐阜縣出身)の三名は何れも陣頭に立つて奮戦中壯烈極まる名譽の戦死を遂げた、右匪團は一月下旬通北より潜入せる共匪の一部で〇〇部隊は直ちに爾餘の匪團に對し徹底的討伐を実施中である

### 防共協定參加

「世界情勢」中「歐洲諸國」參照

### 滿洪兩國防共協定參加發表

ベルリン【二三】防共樞軸に新たに參加した滿洲國及びハンガリーは愈々來る廿四日夫々新京及びブダペストに於て日獨伊防共協定參加の議定書に正式調印を行ふこととなり廿一日この旨發表された

### 一切の國內手續終了

新京【二三】滿洲國の防共協定參加に關する議定書案は廿三日の參議府會議に於て萬端一致可決されたので政府は直ちに御裁可の手續をとり茲に一切の國內手續を完了廿四日午前十時より國務院に於て晴れの調印式を迎へることとなつた

### 防共協定參加調印式

新京【二三】共產インターナショナルに對する毅然たる決意を表明すべき滿洲國の防共協定參加調印式は廿四日午前十時より國務院大講堂に於て滿洲國政府全權張國務總理、日獨伊三國政府全權樺田大使、ワグナー、ゴルテゼ兩公使との間に日獨協定文及び同附屬議定書並に日獨伊三國協定を基本協定とする「滿洲國の

### 防共協定參加調印式

本議定書は漢文、日本文、イタリー文及びドイツ文を以て作成せられその各本文を以て正文とす、本議定は署名の日より實施せらるべし、右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

共産インターナショナルに對する協定參加に關する議定書に順次調印を行ひ同十一時四十分歴史的調印を了した、斯くて滿洲國の協定加盟は茲に即時効力を發し協定國と共に國際的反共闘争を展開する事となつた

### 防共協定加盟の経緯

新京【二三】滿洲國外交史上劃期的ピリオドを刻せる日獨伊防共協定加盟は滿洲國の立國々是より見て當然の歸結であるが、その加盟の實現は全く豫想外のスピード振りであつた、即ち昨年五月頃、政府方面では歐洲に派遣せられる遺歐經濟使節團長韓經濟部大臣に全權を附與し加盟調印を行つてはどうかとの話が始つたが對第三國側の都合から沙汰止みとなつた、爾來政府は日本政府を通じ主として獨伊兩國の動向を打診しつゝあつたが、チエコ問題、スペイン問題に忙殺されてゐた獨伊兩國政府は滿洲國の協定加盟問題を顧みる暇もなく越年した、かくてチエコ問題の解決に伴つて派生せるブチ・アンタント諸國の獨伊樞軸接近はこゝに一大飛躍を見て先づそのトップを切つてハンガリーの滿洲國承認となつたハンガリーの滿洲國承認は防共協定加盟の前提たるべきものでありこゝに於て滿洪兩國の協定加盟の實現性が確實となつた、即ち一月十六日新京駐劄の日獨伊三國代表は同道して外務局を訪問發長官に對し公的に招請の意向を披瀝した、よつて政府は同日午後の定例閣議に附議した結果閣議散會後例の歴史的聲明を發し堂々參加の用意ある旨を闡明した、續いて翌十七日午前十一時日本大使代理加藤參事官、ワグナー獨公使、ゴルテゼ伊公使は相携へて國務院を訪問張總理と會見し改めて正式招請をなしこれに對し總理は欣然

張景惠  
植田謙吉  
ルイジ・コレターゼ  
ウイルヘルム・ワグナー

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

### 防共協定參加調印式

即ち昭和十四年二月廿四日  
一九三九年フアシスト曆十七年  
二月廿四日  
新京に於て本書四通を作成す

## 大陸開拓民續々入植

新京【二三】軌道に乗つた大陸開拓民第八次先遣隊は第七次の本隊と共に二月中には百廿六名が入植する事となつてゐる尙三月中の入滿豫定人員は左の如し

## 外務局長官 蔡 運升

新任外務局長官 蔡 運升

## 外務局長官 蔡 運升

新任外務局長官 蔡 運升

## 外務局長官 蔡 運升

新任外務局長官 蔡 運升



參加を言明、こゝに事實上滿洲國の防共協定加盟を見るに至つた、かくて同日の張總理と三國代表の申合せにより外務當局は引續き新京に於て三國との間に加盟手續きに關する事務折衝を行ひ圓滿なる諒解の下にハンガリーの加盟と同日新京に於て張總理と三國代表植田大使、ワグナー、コルテーゼ兩公使の間に加盟議定書作成の運びとなつたものである

**張總理より謝電**

新京【二三】張國務總理は防共協定加盟議定書調印式終了後、日、獨、伊三國政府首相並びに外相宛夫々謝電を發し、更に滿洲國の時を同じうして協定加盟調印を了したハンガリー王國外相に對し祝電を發した

**外務省情報部長談**

【二三】滿洲國政府並にハンガリー國政府は廿四日夫々新京及びブダペストに於て日獨伊防共協定に參加議定書に正式調印を了し愈々防共陣に加はり共產主義激減の使命遂行に邁進することとなつたが右に關し外務省情報部長は左の如き談話を發表し防共陣強化につき深甚なる慶祝の意を表明した

**△滿洲國、洪牙利國の防共協定**

**參加に關する情報部長談**

本日滿洲國及洪牙利國は新京及びブダペストに於て夫々日獨伊三國との間に防共協定參加議定書の調印を行ひ疊に兩國政府に依て聲明せられたる防共協定參加の手續を完了した、滿洲國は其建國以來夙に反共主義を以て其國是となし帝國と協同して共產主義激減に當つて來たものであるが同國が今回防共協定に參加するに至

つたことは極めて自然の成行といふべきである、疊にサルバルド、獨、伊、西等より又最近洪牙利より正式承認を受け愈々其の國際的地位を固めた滿洲國が今日防共協定に參加の運びとなつたことは東亞に新秩序の建設せられんとするに當り誠に實義深いものと言ふべきである

又洪牙利は一九一九年世界大戦後の混亂に乗じ一時ベラクソンの率ゐる共產過激派が政權を掌握しソ聯との間に軍事同盟を締結し社會主義聯盟を建設せんとしたことがあつたが洪牙利は右共產革命鎮壓に成功して以來防共の爲不斷の努力を續け來つたことは衆知の事實に關し現攝政ホルテイ提督は當時國民軍の總司令官として共產革命鎮壓の最大殊勳者であられたことを想起するならば感慨深きものがあ

り、洪牙利國が先般日獨伊と志を同らし防共協定參加の意圖を宣言するやソ聯は之に對しブダペスト駐劄の同國公使を還するの擧に出づると共に在ソ洪國公使館の閉鎖を求め洪牙利の防共協定參加を見なすは洪牙利の防共協定に參加の決意の如何に堅かりしかを窺ふことが出来る、吾人は茲に新たなる盟邦を得益々一致協力共同目的に邁進せんとする決意を固くする次第である

日獨防共協定締結以來幾何も無くして疊には伊國の參加あり今日又滿洲國及洪牙利國の參加を見るに至り防共勢力が東西兩洋に亘り着々擴大せられつゝあるの狀勢は眞に慶賀に堪へぬ次第である

**ムソリーニ首相より祝電**  
 新京【二三】廿四日の排共大會に際しムソリーニ首相は張會長に宛て左の祝電を寄せた

余はフアシスト政府及びイタリア國民の名に於て閣下よりの親篤なるメッセ

ーヂに對し深甚なる謝意を表すると共に貴國が防共協定に參加し日獨伊洪と相並んで正義と秩序防衛のため共同戦線を形成せられしに當り余は貴國政府及び若き友邦國民に對し衷心よりの祝意を贈らんとす

**ヒトラー總統より祝電**

新京【二三】ヒトラー獨總統は廿四日排共大會に際し張協和會長左のメッセーヂを寄せ來つた  
 閣下協和會長の資格に於て余に寄せられたるメッセーヂに對し衷心感謝申し上げ貴國が防共協定に參加せらるゝの日に當り貴國政府に對し並に貴會により統轄せらるゝ滿洲國民に對し其の防共の新しい一歩を踏み出したるにつき、余は深甚なる祝意を申上げるを欲びんとす

**全滿に排共大會**

新京【二三】滿洲國の世界防共協定參加を祝する協和會主催の排共大會は廿四日午後一時を期し全滿一齊に擧行された

**滿洲兩國防共駐在官派遣**

新京【二三】滿洲兩國の防共協定加盟により協定三國政府とよみに相互にコミンテルンに對する情報交換及び右に對する適切有効防衛手段を執るべき了解が成立することになるので滿洲國政府は參加議定書第二條に基き「將來ハンガリー政府とよみに協定國に夫々防共駐在官を派遣し、更に防共委員會その他協定目的達成に必要な各種の手段に出づべく」日

獨伊三國政府より何等かの申出あり次第改めて積極的考慮をなすものと解される

**北支支隊に防共關係官派遣**

新京【二三】滿洲國政府司法部では今回の防共陣營參加を期し赤色分子の徹底的肅清に乘出すべく治安部及軍警機關との聯繫を密にし檢察陣營を強化する事になつた、而して滿洲國は赤隊及び赤色外蒙と隣接する關係上等赤色分子潜入並に破壊工作に對する未然の防衛措置に關し防共協定國として更に強硬なる手段に出づべきものであるとし近く北支支隊及び蒙疆各地官憲に呼び掛けその積極的協力を得て萬全の措置を講ずる事に一決した、よつて適當の機會に國外防共駐在官を前記各地に増遣駐在せしめコミンテルンの情報蒐集赤色分子檢舉に必要な措置に就き充分聯絡協調を遂げることとなる模様である

**獨紙歡迎**

ベルリン【二三】ドイツ官邊では滿洲國及びハンガリーの防共陣營參加を現下の國際情勢に鑑み極めて意義深い事件として頗る歡迎してゐる、ドイツ各紙も防共樞軸の強化を強調してゐるが就中ドイツチエ・アルゲマイネ、ツァイトウング紙は滿洲兩國の協定參加により一段と光彩を加へた防共戦線的發展を謳歌して左の如く論じてゐる

滿洲國及びハンガリーが防共陣營に加へたことは防共協定の發展力を今更のやうに證明したものである、我々はヒトラー總統が過般の國會演説で防共協定が何時かはボルシェヴィキの脅威から平和と文化を防衛せんとする國家

群の中心勢力とならうと述べた事實を想起せざるを得ない、滿洲國とハンガリーはボルシェヴィズムの暴威を身を以て經驗して居るから日獨伊三國防共協定に參加し來つた最初の國がこの兩國であつたことは何等怪しむに足りない、廣大な地域を擁してゐる滿洲國は七年前から日本の支持を得てボルシェヴィキの分子と英雄的闘争を成功裡に遂行しつゝある防共の戰士たる滿洲國が防共協定に參加し來つたことはボルシェヴィズムに加へられた痛打であらう、一方スペインを平和と秩序と文化に反對する城砦となさんとするボルシェヴィズムの野望は完全に失敗に歸した、防共協定は何等特定の國に對して向けられたものではないから、民主主義諸國が防共戦線の承認乃至支持を拒否するとしてもそれは防共國の罪ではない、民主主義の内の或る國々はボルシェヴィズムに同情を示してゐるが結局彼等はボルシェヴィズムと共に没落するであらう

**☆財政・經濟**

**圓資金調達問題諒解成立**

新京【二三】産業五年計畫の遂行に伴ふ圓資金調達問題に就いては過般青木金融司長が東上、大藏省始め日銀、興銀と折衝の結果本年度豫定額八億二千三百萬圓の調達につき大體の諒解が成立したが個々の起償に當つてはその都度關係者間に於て協議することとなつた、然して圓資金調達に際し日本側では内地の金融市場育成の見地より右資金が物資買付其他により比較的短期の間に日本に環流する

性質の資金に就いては優先的に起債を行ひ、爾後のもに對しては一應滿洲國內に於て調達し時期を見て圓資金融化すること、日滿兩當局の意見が一致してゐる模様である、從つて滿拓の本年度所要資金豫定額一億一千萬圓中五千萬圓程度の資金は滿洲國內に於て調達することとなり、近くその第一回の國幣起債を興銀引受けで發行することとなり目下關係當局に於て發行條件其他を研究中であるが如何にも國幣起債の發行は建國以來最初のものでありその發行條件は將來の起債條件の指針となるものだけに其の決定には極めて慎重を保持して居りその結果に就ては注目されて居る、然し右起債は一般に消化されることは困難と見られるので滿拓事業の國策的重要性に鑑み中銀が全額買入れをなす筈である

滿洲取引所改組決定

新京【二三】滿洲國政府に於ては豫て滿洲取引所の改組を計畫、過般岸産業部長等が東上、日本側各機關と具體的方法について折衝を續けてゐたがいよいよ来る廿五日奉天の同取引所内で開催される臨時株主總會で正式決定を見ることとなつた、同様株主總會に於ては現在資本金百萬圓(四分の一拂込)のものを五分の一拂込みに減資の上更に三百萬圓を増資(七十五萬圓拂込)するに伴ふ新株五萬六千株の割當は内地取引人及び取引組合に三萬株(内東株並に東株取引組合に一萬五千株、東京、大阪、名古屋、神戸の各取引人に一萬五千株)を振り當て残り二萬五千株は滿洲興銀五千株、滿洲製糖一千株、滿取の現在取引人に一千株、滿人に二千株、舊株主に一萬六千株をそれ

〳〵割當てを爲す方針である、而して舊株主は利當てを除いては四分の一、十二圓五十錢の拂込みに對して二圓五十錢のプレミアムを付ける豫定であるがこの株式に就いては所有者に對し或る限度保有義務を負はせ同株式に不當なる取引を防止を圖る方針である、尙同取引所の初取引相場は大體廿圓より廿五圓見當と見られてゐる

鐵道大農法實驗本格的開始

奉天【二三】滿鐵では豫て賓江省鐵道に大農法による農場を設置、大農法による管農の比較研究を行ふこととなり約千五百町歩の土地を買取準備中であつたがこの程準備完了したので愈々十四年度より三ヶ年計畫で本格的の研究を行ふこととなつた、同農場は三種に分れ第一種農場(五百町歩)は滿鐵直營とし研究的立場より大農法により管農し第二種農場(五百町歩)は北海道よりの開拓民十三戸を入植採算本位で、第一種と同條件の管營をなし第三種農場(約百十町歩)は普通開拓民が役員農法により管營的に經營を行ひ三者を比較研究し現地に最も適した農法を決定せんとするもので開拓關係方面から非常な期待がかけられてゐる

若原製紙工場王子製紙も着手

錦州【二三】遼河々畔の蘆を原料とする鐘紡系の康徳製紙工場は昨年營口に工場を設置、好成績を擧げてゐるが、王子製紙でも錦縣、盤山縣の蘆に著目既に右兩縣の蘆原五百ヘクタールを買収し資本金二千萬圓を以て製紙用パルプ生産に乗り出すこととなつた、新設會社は錦州パルプ會社と稱し溝帮子石山にパルプ工場、錦州

に製紙工場を置き年産一萬五千噸のパルプを生産する計畫である

滿洲生活必需品會社創立

新京【二三】滿洲國生活必需品會社創立總會は廿三日午前十時新京に開會社長、以下の重役を決定するとともに引受株を左の如く決定、直に登記を行つた業務開始は準備の都合上四月以降となる筈

スフ強制混入方針決定

新京【二三】滿洲國政府は近く綿業統制法を制定することとなつてゐるが生産部門に於ける第一着手として愈々スフ強制混入方針を決定した、而して日本に於ては既に實施して居り、從つて圓ブロック内への輸出綿製品もスフ混用である所から實質的には影響薄と見られてゐる、これが混用率に就いては現在滿洲に於ける紡織の技術的な點より三割見當と豫想され、これに要するスフの手當は綿業に於て既に大阪業者との間に正式輸入契約を締結した

水産振興三年計畫

新京【二三】滿洲國に於ける漁獲高は年額一千万圓に過ぎず非常な供給不足を呈してゐるので政府はこの程水産振興三年計畫を樹立、國內淡水、海洋兩方面について各有利なる漁業を選定康徳六年より着手、同八年に於ける漁獲高を少くとも現在の一倍半に増加せんとする事となつた、その具體的方法として漁船の建造用具の購入等に對し地方費を以つて三分の一の補助金交附の外漁業根據地には貯

水設備の急造樺梁、魚池、運搬、共同販賣所設定を獎勵する等各種の獎勵施設を爲すこととなつてゐる

不急事業への運轉資金流出抑壓

新京【二五】中銀、興銀兩當局では産業五ヶ年計畫の本格的活動期を迎へ、たとへ運轉資金と雖も不急事業への資金流出を極度に抑壓するとともに時局産業への生産力充實資金の放出を一層積極化し、一面放出された資金回収に萬全の策を講じ資金面より五ヶ年計畫の遂行に資する方針を決定した、これが具體的方法の主なるもの左の如し

- 一 郵政貯金、銀行預金、生命保險等の各金融機關を動員し貯蓄による資金回収を行ひ集積された資金は出來得る限り證券化する
- 一 興業貯蓄債券或は近く發行を豫定される滿拓國幣起債等の國內證券に依る民衆資金の直接回収を積極化する
- 一 この爲には現在の興業債券販賣網を密にすると共に内地業者の滿洲進出を從惠する

麻袋配給組合結成

大連【二五】滿洲國政府は麻袋配給組合の結成を期する爲二月中に麻袋配給組合を結成する事となつた、之が要綱は左の如し

- 一 國內に於る麻袋需要地を左の如く分ち區内の業者をして組合を結成せしむ
- 一 管内、奉天、四平街、哈爾濱、新寧、配給組合員又は實需者が配給を受けんとするには配給組合に申出で承諾を得た上國際運搬代金を送るものとす
- 一 配給組合は滿洲麻袋組合の要求ありたる時は所屬組合の配給割、種類別、

配給豫定數量等を調査集計して報告するものとす

滿炭炭坑調査(二月現在)

新京【二七】滿洲國に於ける鑛産資源調査は着々成果をあげて居るが中でも石炭に關する滿炭の調査は成績顯著なるものあり建國當時阜新等約十餘噸として東洋のザールと稱してゐたものが最近では其の四倍の四十餘噸と想定されるに至つたこの外鶴崗、密山、チャライノール等も略々これに匹敵する大炭田なること判明し全滿の埋藏量は昭和七年滿鐵發表の四十八億噸に比し滿炭炭坑二月現在想定埋藏量のみにも百六十億噸を越え今後調査進捗と共に益々増加の趨勢にある(單位百萬噸)

- 、北票二〇三、鶴崗五〇〇、密山一三七〇、復州七、チャライノール三九八〇、開島四四〇、田師付一六七、舒蘭四七八、東寧二一、三姓三三四、
- 商工會圖ブロック輸出緩和要望
- 新京【二六】日本の圓ブロック内輸出に關し在滿商工業者は一齊に之が緩和を熟望してゐる實狀に鑑み新寧商工會では廿七日は滿人業者を、廿八日は日本人業者をそれ〳〵招集、業者側の意見を聴取すると共に對策協議の結果
- 一 對日輸出品のうち少くとも滿人の生活必需品たる製製品だけでも至急制限を緩和され度き事
  - 一 事變以來入手困難となつた漢藥の輸入に就き當局で極力斡旋され度き事
  - その他を決定した、よつて同公會では直ちに日本商工會に報告し善處方を要望する事となつた

# 世界情勢

## 旬間大觀

スペイン問題は廿五日愈々人民戦線側の抗戦激化、廿七日華佛のフランコ政府同時承認、廿八日アサニア大統領の辭職によつて大亂圖を告げ、二年半に亘る大動亂もこゝに一應の解決を見たが新政權を繞つて英佛獨伊がどう出るか？

英は借款供與の好餌を以て戦後の建設に割込まんと大重であるが、内亂勃發以來、蔭に陽にフランコ軍を援助して來た獨伊としてはしかく簡單に英の進出を認めざるべく、スペインを繞る英佛獨伊の動向は寧ろ今後に於て一層複雑微妙を極めて來るのではあるまいか。

東歐ではハンガリーが廿四日愈々正式に防共協定に参加調印を了した。廿六日の波蘭外相ベック、イタリア外相チアノ兩氏の會談はさきに獨外相リッペン、トルコ訪波のあとをうけて中東歐諸國間の調整に乗出した獨伊樞軸の積極的活動と見られ特に重要視される。即ちハンガリー、ルーマニア及びユーゴスラヴィア三國間の不和を打開する點に於て南北より共同工作が採られ、こゝに東歐バルカン新協同體結成への道が開かれるのではあるまいか。

△其他防空費 六四七千磅  
向空軍大擴張の結果英空軍の人員は最近六千名を増加して現在では十萬二千名に達してゐる

△海軍擴張  
ロンドン【三六】英國政府は廿八日一九三九一〇年度の海軍擴張を發表したがその總額は一億五千三百六十六萬六千磅餘(邦價)廿六億一千二百萬圓)の巨額に達し前年度豫算に比し二千三百廿八萬一千磅餘の増加を示してゐる。一九三六年度に於て最高頂に達し従つて豫算も異常な膨脹振りを示したが右豫算による一九三九一〇年度の建艦計畫次の通り

航空母艦	一隻
巡洋艦	四隻
驅逐艦隊	二
潜水艦	四隻
護衛艦	二二隻
掃海艦	一〇隻
水雷敷設艦	一隻
補給艦	一隻
モーターボート	四隻
砲艦	一隻
水雷艇	六隻
王室用ヨット	一隻

### 海軍人員増加

ロンドン【三六】未曾有の形大建艦計畫の實現と共に英國海軍は人員の増加に努めてゐるが廿八日發表された總額一億五千萬磅を超える一九三九一〇年度海軍豫算中には一萬四千名の兵員増加費が見出される、即ち昨秋九月の危機に際して召集された二千名の豫備兵はその艦隊に止まらしめると同時に新たに一萬二千名の新兵を募集する方針である、尙右豫算中にはドイツが潜水艦を英國と同勢となる迄建造する決意を表明したのに對抗して潜水艦防禦用の快速護衛艦廿隻の建造費も含まれてゐる

### 新主力艦進水

ロンドン【三三】英國皇帝ジョージ六世陛下には廿一日エリザベス皇后と御同列にてニューカッスルに赴かせられた同日午後同地に於て舉行された最新主力艦キング・ジョージ五世號の進水式に臨ませられた、同艦は最近十四年間に初めて建造された主力艦で八百萬磅の建造費を要し従来の主力艦に比して遙か高速を誇るも

ので英國海軍に一威力を加へるものと見られる、同艦の性能概略左の如し

排水量	三五、〇〇〇噸
十四吋砲	十門
五・二五吋砲	十六門
乘組員	千五百名

### 新主力艦建造に着手

ロンドン【三三】英國政府はジョージ五世號の進水式に引續き直ちに新主力艦の建造に着手する旨英國海軍々令部長ロージャー・バツクハウス大將より左の如く發表された

ジョージ五世號の進水の結果空いた造船所では直ちに本年の建艦計畫に豫定された新しい主力艦一隻の建造に着手する筈である

△四萬噸主力艦二隻建造 ロンドン【三三】英國海軍はジョージ五世號の進水に引續き一九三八年建艦計畫に基いて新主力艦の建造に着手することとなり最近ライオン號、デメラリア號の兩艦の建造契約を了したが廿一日デーリー・ユクスプレス紙の報道に依れば右兩艦の總噸數は何れも四萬噸となり主砲は十六吋砲を裝備する豫定と傳へられる

### 民間造船所で建造

ロンドン【三三】英國海軍は一九三八年建艦計畫に基き既に四萬噸級主力艦二隻の建造契約を了したと傳へられたが右兩艦はアームストロング社ニューカッスル造船所、カメル・リード會社バークトンヘッド工場に於て建造されることが判明した、但し細目については未だ確定を見ぬ點もありなほ折衝中と言はれる

### 油槽艦二隻建造

パリ【三六】フランス政府は列國の建艦競争に呼應し海軍勢力の増強に腐心してゐるがカンパニキ海相は廿八日既に議會に於て豫算通過を見た九千噸級油槽艦二隻の建艦命令を發した

### 佛印に飛行機工場新設

パリ【三六】フランスは極東情勢の緊迫に備へて佛領印度支那の防備強化に腐心してゐる様様だが廿八日ハノイよりパリに達した情報によれば佛印政府當局は印度支那空軍の強化を圖るためハノイに年産軍用機百五十臺、發動機四百基の製作能力を有する飛行機工場を新設するに決定したといはれ注目を惹いてゐる

## 世界軍擴競争

### 空軍追加豫算

ロンドン【三三】英國政府は昨年度を通じて行はれた英空軍の大規模補充工作の費用に充當された巨額の臨時支出支辨の爲總額七百九十九萬磅に上る一九三八年度航空關係追加豫算を議會に提出したがこの豫算は近く議會の表決に附されることとなつた、追加豫算主要目次の通り

- △航空機製造工場運轉費 三一三二千磅
- △航空機並に防空器製造工場運轉費 三一三二千磅
- △航空機製造工場新築敷地購入費 一、三二一三三千磅

△其他防空費 六四七千磅

### 海軍擴張

ロンドン【三六】英國政府は廿八日一九三九一〇年度の建艦計畫次の通り

航空母艦 一隻  
巡洋艦 四隻  
驅逐艦隊 二  
潜水艦 四隻  
護衛艦 二二隻  
掃海艦 一〇隻  
水雷敷設艦 一隻  
補給艦 一隻  
モーターボート 四隻  
砲艦 一隻  
水雷艇 六隻  
王室用ヨット 一隻

### 新主力艦進水

ロンドン【三三】英國皇帝ジョージ六世陛下には廿一日エリザベス皇后と御同列にてニューカッスルに赴かせられた同日午後同地に於て舉行された最新主力艦キング・ジョージ五世號の進水式に臨ませられた、同艦は最近十四年間に初めて建造された主力艦で八百萬磅の建造費を要し従来の主力艦に比して遙か高速を誇るも

### 油槽艦二隻建造

パリ【三六】フランス政府は列國の建艦競争に呼應し海軍勢力の増強に腐心してゐるがカンパニキ海相は廿八日既に議會に於て豫算通過を見た九千噸級油槽艦二隻の建艦命令を發した

### 佛印に飛行機工場新設

パリ【三六】フランスは極東情勢の緊迫に備へて佛領印度支那の防備強化に腐心してゐる様様だが廿八日ハノイよりパリに達した情報によれば佛印政府當局は印度支那空軍の強化を圖るためハノイに年産軍用機百五十臺、發動機四百基の製作能力を有する飛行機工場を新設するに決定したといはれ注目を惹いてゐる

新設されることに決定。又昨年送られた十六噸のファルマン操縦機二臺を加へて二週間前更に同型の飛行機二臺がフランスから到着してゐるが同地では更に戦闘機が送られることを希望してゐるといはれる、今回マンデル植民相が印度支那に各種の軍需工場設立を計畫し飛行場を河内近郊に設立する豫定であるといはれるが現在の印度支那空軍では平時にしか役に立たぬ現状に鑑み時宜に適切な措置といふべきである

獨逸で強力爆彈發明  
ワシントン【二三】米國上院陸軍委員會は去る廿二日總額三億五千萬弗の國防強化法案を採擧上院本會議へ報告したが右法案審議の際陸軍航空司令アノルツ少將が最近ドイツに於て恐るべき性能の爆彈が發明された事實を陳述したことが明かとなり法目を惹いてゐる、即ち廿七日陸軍委員會から公表されたアノルツ少將の發言内容左の通り

最近ドイツに於て新たに發明された爆彈は強るべき強力な性能を有し落下地點から四分の一哩以内の人間をすべて殺戮し得るのみならず一哩半内にある人間を氣絶させるといはれてゐる、而して右の爆彈は既に過般のフランコ軍のバルセロナ攻撃の際に使用され充分効力が實證されたものである

巡洋艦二隻を新造  
ハーグ【二三】世界政局の不安と益々激化する列國の建艦競争熱に刺戟されてオランダ政府は新たに八三五〇噸級巡洋艦二隻の建造

に着手することとなり廿三日その建造命令を發した、右姉妹艦の裝備、性能は次の如し  
△十五噸砲十門△四噸砲十二門△機關銃八門△魚雷發射管(口徑五十三糎)  
△時速卅三哩  
右はいづれもオランダ本國に於て建造され一九四一年後半期に完成を見る豫定である、因みにオランダ海軍の現有勢力は次の通り  
戰艦三、巡洋艦四、驅逐艦八、潜水艦卅、砲艦三

陸軍航空強化案可決(上院)  
委員會)  
ワシントン【二三】米國上院陸軍委員會は去る十六日下院本會議を通過した總額五億五千二百萬弗の國防二年計費中の主要部分たる三億七千六百萬弗の國防強化法案を審議してゐたが廿二日これを三億五千八百萬弗に削減した上滿場一致可決、直ちに上院本會議に廻附した、右國防強化法案は三億弗をもつて陸軍航空隊のため軍用機を購入することを骨子とするものでその内譯は次の通り

一 陸軍航空部増強のため三億弗を以て軍用機の購入並に航空兵力の増員を行ふ  
一 二千三百七十五萬弗を以てパナマ運河の防備を強化する  
一 二千四百五十萬弗を以て軍需品生産のため米國産業の教育を行ふ、その他

陸軍強化案討論(上院本會議)  
ワシントン【二三】米上院本會議は廿七日

日三億五千八百萬弗に上る陸軍航空強化法案の審議を開始した、下院でグラム局防備案が否決されルーズヴェルト政權の國防、外交政策に對する非難の聲が昂まつてゐる折柄、陸軍強化案に對しても共和黨側の攻撃は却々猛烈で活潑な論戰が展開された、主な演說次の通り  
△シニャード議員(民主黨) 今日國際政局に於ては米國は西半球に對して唯一の防衛者たるの立場にある、獨裁的帝國主義的諸國家の挑戰的態度が米國を馳つて直ちに國防充實に至らしむるのも亦止むを得ない、米國はパナマ運河、ハワイ、アラスカ、プエルトリコ等を結ぶ西半球の重要な防衛線を最大限度に武装、強化せねばならぬ  
△ヴァンデンバーグ議員(共和黨) 國防強化法案は果して妥當なる我が國防を達成せしめんとするものであるが上院としては國防案審議を行ふ前に先づ政府をしてその外交政策をばつきり明示して貰はねばならない、余は侵略國際政策乃至世界の警察となる如き政策には飽く迄反對する、從つて又グラム局武装化の如き米國の傳統的國防政策に對する行き過ぎには隨手反對するものである  
△コンナリー議員(民主黨) ヴァンデンバーグ議員の主張は音背し難い、かゝる國防強化法案は國民中に強い國防力を希求する氣持が歴史的に動いて來なければ提出される筈はあり得ない  
△ローガン議員(民主黨) 米國は英佛兩國が破綻的武力を以て脅威せらるゝの事態に立至つた場合右兩國を援助すべく充分な國防力を充實せねばならぬ

何となれば米國は歐洲及び東洋の侵略國の手から南米を擁護するといふ立場にあり、かゝる使命からして海外の紛争にまぎ込まれることも覺悟せねばならぬからである  
△ボラー議員(共和黨) 南米に於ける我が諸權益を保護防衛せんとして米國は諸外國との同盟乃至協定關係にまぎ込まれるべきではない、英佛本土の特別部分が裏はれては米國としても重大關心なきを得ないが、英佛のために七つの海と植民地すべてを確保してやる等は問題とならない  
因みに民主黨ルーゾ議員より政府に對し外交政策闡明を求むるところあり、即時スペイン、フランコ政權を承認すべきことを要求し注目を惹いた  
ワシントン【二三】米上院本會議は昨廿七日に引續き陸軍航空強化法案の審議を續行してゐるがルーズヴェルト反對派各議員の攻撃は仲々猛烈で同法案と關聯してルーズヴェルト大統領の外交政策を攻撃する聲が隨る高かつた、主なる演說左の如し  
△クラーク議員(アイダホ州選出民主黨) ルーズヴェルト大統領は形大なる國防計畫を空中より引き出して來た、一夜にして之を突然且ヒステリカルに國民の上に突出するのである、米國は自らの業務に専念し紛糾を齎す如き同盟は避けるべきである、又米國はその外交方針を確立しアメリカの在外權益の一弗を保護する爲若きアメリカ人が犠牲にされるような事が無いようにせねばならぬ  
△ナイ議員(共和黨) 軍用機の對佛買却問題に關する上院の調査報告を見て、も政府がその外交方針を極度の秘密を以て遂行してゐる事が判明する、余はルーズヴェルト大統領がその外交方針を闡明せん事を希望する  
△リー議員(民主黨) 余は米國が強力なる軍備を有する事を主張する、獨裁主義諸國の諷解し得る唯一の言葉は政府勸告の國防諸法案によつて書かれてゐるのである

陸軍航空隊大擴充(下院豫算分科會)  
ワシントン【二三】米國下院は海軍防備強化案に次いで陸軍豫算案を審議中であるが廿七日スナイダー豫算分科委員長は同分科委員會が總額五億弗に上る來年度陸軍豫算案を決定した旨左の如く發表した  
豫算分科委員會は廿七日總額五億弗に上る來年度陸軍豫算案を決定これを下院豫算委員會に報告することとなつた  
右陸軍豫算中には例年通り軍用機二百臺の購入を規定する外陸軍航空機六千臺整備計畫の一部として新に五千萬弗を計上して軍用機五百六十五臺の購入に於ての管である  
尙來年度陸軍豫算は軍用機大量購入と並んで歩兵用半自動小銃の大量購入が含まれてゐる模様である

軍需資源確保法案  
ワシントン【二三】上院陸軍委員會は廿四日トーマス民主黨議員の提議にかゝる總額一億弗の軍需資源確保法案を可決した、同法の内容次の通り  
一 總額一億弗を以て今後五ヶ年間に米國內に於て生産せざる軍需資源の獲得

陸軍航空隊大擴充(下院豫算分科會)  
ワシントン【二三】米國下院は海軍防備強化案に次いで陸軍豫算案を審議中であるが廿七日スナイダー豫算分科委員長は同分科委員會が總額五億弗に上る來年度陸軍豫算案を決定した旨左の如く發表した  
豫算分科委員會は廿七日總額五億弗に上る來年度陸軍豫算案を決定これを下院豫算委員會に報告することとなつた  
右陸軍豫算中には例年通り軍用機二百臺の購入を規定する外陸軍航空機六千臺整備計畫の一部として新に五千萬弗を計上して軍用機五百六十五臺の購入に於ての管である  
尙來年度陸軍豫算は軍用機大量購入と並んで歩兵用半自動小銃の大量購入が含まれてゐる模様である

並に代用資源の開発を奨励する  
 一 これがため陸軍、海軍、國務、内務の四長官からなる特別委員會を設置する

一 同時に鐵山局並に米國地質調査部をして米國內に生産する資源の開発調査を行はしめる

**海軍演習**

サン・ホアン(アエルト・リコ)【三三】  
 米海軍年次大演習は目下カリビヤ海に於て作戦第廿號の下に壯烈なる大攻防戦を展開してゐるが廿五日に入るや愈々アエルト・リコ島に對する攻撃軍航空部隊の第一回大空襲が開始されたものゝ如く、廿五日には前後十八時間に亘つて百五、六十機の飛行機が島の上空に來襲した、攻撃軍飛行機の此の如き大襲來は攻撃艦隊即ち白艦隊に屬する航空母艦が少くとも二隻防禦艦隊の哨戒線を突破してアエルト・リコの數運近くまで侵入し來つてゐることを示してゐる、これに對しアエルト・リコにある防禦航空隊の實力は僅かに八十機乃至九十機に過ぎないがこの演習の結果は來週末演習總監プロック提督から發表されることゝなつてゐる

**英の對暹羅工作**

バリ【三三】バリ・ソアール紙は數日來極東特派員からの現地報告と稱して、印度、シンガポール、雲南、重慶、上海、海南島等の情勢並に日支紛争今後の見透しに關し九回に亘る反日的長文記事を連載したが廿六日夕のシヤムに關する報道

にはシヤムに於ける日本の勢力増大に對抗すべく、英國の諜報機關がアーチボルド・ハンドフォード少佐を盤谷に派遣して以來同地に於ける政治的擾亂が俄かに盛んになり、去る六日議會で親日、親英兩派間に激しい衝突が起つたと述べてゐる

**ビルマの社會不安**

ラングーン【三三】緬甸新内閣は廿日首相ウー・プー氏以下任命され、モーク前首相が辭表を提出してから四日にして成立した、然し今日の緬甸大衆は絕對の自由を獲得するために現行憲法を破壊し英國の勢力を驅逐せんとして久しきに亘り闘争して居るのであつて之を英國が容れる譯はなく誰が内閣を組織するともこの社會不安は解消されず治安の維持は困難である、現に本日當地の緬甸人沖仲仕が争議を開始し印度人沖仲仕にも働きかけ若し印度人がこれに應じない時にはテロ行爲を以つて争議参加を強制せんと企て、居る、又學生争議も最近激しくなり一昨日より彼等は山刀を所持し、頭番戦術を行ひ登校せんとする學生を阻止してゐる、斯くの如く緬甸の社會情勢が險惡なる折柄當地に支那向武器が多量に陸揚げされる事は猫の前に鱸を置いてゐるに等しいとして非常に危険視されてゐる即ちこれ迄緬甸人は武器のなき民であつたゆゑ何んとかして之を獲得せんとする努力してゐたのだから多量の武器が當地に陸揚げされて貯蔵又は輸送されるとせば彼らが掠奪を企てることは必然であり又緬甸公路を利用して武器輸送を行へば日本空軍が國境近く迫つて空襲するのは當然であるとし其不安に乗じ緬甸人が暴

動を起すやも聞られずとなし當地有力者は大いに憂へてゐる

印度國民會議派内紛  
 ボンベイ【三三】去る一月卅日の印度國民會議々長選挙に端を發した印度國民會議派内の左右兩翼の對立抗争はその後一向形勢緩和の模様がないので、廿二日中央ワルドワで開催の豫定となつてゐた國民會議運用委員會の成行は各方面の注目の的となつてゐるがサブハス・ボース議長が病氣のため廿二日の開催を延期し三月上旬ベンガル州のトリプラに於て開會される年次大會までに更めて召集することゝなつた、目下會議派の元老ジャワハルラル・ネール氏が左右兩派の内紛の調停斡旋に努めてゐるが消息通の情報に依れば長老ガンデー翁は選挙を行へば自派の完全な敗北に依るものと認め、左派をして自由に手綱を振はしめるため右派出身の運用委員の辭任を建議し、ライサニ・サルダル、ジャヴァール・パテル兩氏以下十五名の委員は既に辭意を表明したといはれる、これに對しボース議長以下の左派もガンデー翁の聲望を一概に無視することも出来ずボース議長は飽くまでその協力を期待してゐる模様である、斯くて内紛は結局のところ左右兩派の妥協するか、ボース氏が議長を辭退するか又は左派だけで運用委員會を固めるかの何れかに落付くべく國民會議派の内部分裂の惧れはないものと觀られる

**印度政府聯盟脫逃勸告を斥く**

ボンベイ【三三】インド下院は過般國際聯盟脱退を印度總督に勸告する決議案を採擇したがインド政府當局は廿四日下院に於て右聯盟脱退決議に對しては政府はこれを實行する意志なしとの方針を闡明した

シリヤ政變  
 ダマスカス【三三】マルダム・ベイを首班とするシリア内閣の總辭職を契機にシリア民衆の反佛氣運は愈々昂り國內政情は不安を告げてゐるが、廿三日に至り前藏相ルフテイ・ハフアール氏が後繼内閣の組織に成功した、ハフアール首相は文相を兼任、藏相兼外相にはフアエス・クーリ氏が就任した

**パレスチナ騷擾再發**

エルサレム【三三】アラビヤ人とユダヤ人との種族闘争による聖地パレスチナの紛争はその益々險惡化しつゝあるが廿七日ロンドンで開催中のパレスチナ會議に於て英國政府がパレスチナにアラビヤ人獨立國を樹立せよとのアラビヤ人側の要求を承認したとの噂が行はれた爲聖地のアラビヤ人は何れも狂喜してゐる、之に反しユダヤ人側の憤激は極點に達し十七日早朝パレスチナ内各地で暴動が起り騷擾事件が隨所に惹き起された、先づテル・アウイウに於てはユダヤ人暴徒によつて鐵道が爆破され死者二十六名負傷者四十七名を出したが、エルサレムに於ても死傷數名を出し、ハイファに於ては市場が爆破され死者二十九名、負傷者三十八名を出した

首相再軍備計畫演說  
 (軍擴軍に警告)  
 ロンドン【三三】チエンバレン首相は廿一日午後英國下院の國防討論に際し再軍備計畫の成果及び今後の國防支出の大膨脹の齎すべき結果に關し重要演說を行つたがその詳報左の通り、チエンバレン首相は先づ國防に關する英國々論の對立が漸次解消しつゝあることを指摘し左の如く述べた

**余は以前英國内に存在した國防に關する重大な意見對立や不安の機候が今や影を潜めつゝあるやうに感じる、英國内には今や我々の遂行しつゝある軍備擴張計畫の必要について、一般的に輿論の一致のやうなものがあるが何から生れてゐるのである、昨年度の國防討論に際して労働黨は國際聯盟を基礎とする共同安全保障政策を提唱したが昨日行は**



れた労働黨代表ダルトン議員の演説はこの問題に全然觸れなかつた  
 次いでチェンバレン首相は再軍備計畫の成果を掲揚して

軍需品の生産、就中航空省のための航空機その他の生産に於て著しい進展を見た、この點に關し英國政府が國防調整省を設置したのは頗る賢明であつたと思ふが特に過般國防調整相に新任されたチャットフィールド提督は國防問題調査委員の委員長として十分經驗もありその手腕は絶対に信頼し得るものと信ずる

續いて國防支出膨脹の重大性を指摘ししかし現在と雖も議員諸君は國防支出の膨脹の持つ實義を十分認識して居られないやうに思ふ、明年度の軍事支出は五億八千萬磅と推算されてゐるが、この數字は歐洲大戰勃發當時の英國の債の總額に餘り遠くないものである、然も問題は決してそれで終らないのである、即ち現在の再軍備計畫の完成後と雖も英國は國防公債の利拂ひ及び減債基金繰入れの費用のみならず擴張された軍備維持のため膨大な支出を負担せねばならぬであらう、余はこれ等に要する年々の費用は租稅納付者からの現在の歳入を以てしては賸ひ得ぬ程度に達するのではないかと疑問を抱かざるを得ない

更に軍縮會議は尙早とするが國際軍備競争を阻止する意圖は棄てぬ旨左の如く述べた  
 かゝる情勢を過去と同様に將來も發展する儘に委せ何等これを阻止する斷乎たる努力を拂はぬのは正に犯罪的であらう、尤も余は現在世界には軍縮會議の召集を行ふ程相互信頼の念が回復してゐないと感ずるものである  
 最後にチェンバレン首相は反對派の攻撃に一矢を酬いて左の如く結んだ  
 余は反對派から好戰主義者の誘を受け、しかし余は彼等反對派が余の現在の地位を占めたと假定してその場合彼等が夢にも「戰爭を防止するための戰爭」を開始しようとするなどとは信じ得ない、外國が最堅硬論者として恐れてゐるチャーチル氏ですらかゝる戰爭を開始することを賢明とは思はぬであらう、英國の軍備は過去に於けると同じく現在でも防禦的である、さればもし外國が英國と同様何等侵略的意圖を有しないといふことが眞實ならば我々は誤解に基いて破滅的に膨大な軍備を積み上げてゐるわけである、我々は一般的協定による以外軍備を緩めるわけには行かぬが外國政府を説得して世界が現在辿つてゐる狂氣じみた進路を止め永續すればあらゆる國を遂には破産させずには置かないやうな現在の國際情勢を轉換させる機會を注意深く覗ふことは特に我々に與へられた義務であらう

**下院首相を支持**

ロンドン【三】英國下院は廿一日も國防議を續行し勢頭先づチェンバレン首相の國防演説が行はれたがこれに續いて労働黨首アトリー氏、保守黨領袖チャーチル氏、保守黨アメリカ氏等立ちチェンバレン首相の演説を中心に活潑な討論が行はれた、先づアトリー黨首立ちチェンバレン首相の外交政策に對し一矢を酬ひ

たがアトリー黨首を始め各議員何れもチェンバレン首相の再軍備計畫に支持を與へ特に米佛兩國の提携を強調し注目をしてゐた、各議員の演説要旨左の通り  
 △アトリー労働黨首 チェンバレン首相は問題を全く逆考へてゐる、これ等の軍備は失敗のよすがとなつても決して成功を齎すものではない、労働黨が公債發行限度の擴張額を八億磅から七億九千九百萬磅に削減するやう修正動議を提出したのは國防豫算の不承認を意味するものではなく、この豫算は英國政府の外國論雜政策を反映するからである、英國は集團保障制度を固持して來たが結局効果的な同盟を除き結局孤立に遺つた、この際世界の政治組織の安定を圖るため聯邦と協議を遂げた事實があるか否かを御伺ひしたい  
 次に國防省の新設に對しては全幅の支持を惜まぬが政府が最も重要な道徳律を犠牲にしてゐるのは承服出來ない、政府は宜しく民主主義の自由と法律秩序を擁護しなければならぬ、チェンバレン首相が侵略國、全體主義國に好意を寄せてゐるが如き觀のあるのは遺憾である

**△チャーチル議員 余は政府の國防計畫**

並に財政計畫に支持を惜まぬ、寧ろ國防強化が選定したことは遺憾であり、この際軍需省の新設を圖るべきである  
 最近英米輿論は全體主義國の侵略に備へ積極的に反擊體勢を整備してゐるのである、チェンバレン首相が過般英佛提携を強調したことは時宜を得たもので余は之に對し大いに賛意を表するものである

△マンダリー議員(自由黨) 英國は昨秋九月廿六日の閣議で闡明した侵略者反對のための佛ノ兩國援助の方針に對し保障を與ふべきである、余は戰時に際し軍需省及び大陸遠征部隊の創設を勸奨する、國民は若し必要とあらば徵兵令を承諾する決意がある

**國防公債法案下院通過**

ロンドン【三】サイモン蔵相が去る廿一日下院に提出した國防公債發行限度擴張案は廿一日表決の結果僅かに五票の反對投票があつたのみで殆ど全會一致を以て下院を通過した、同法案は英國の再軍備計畫強行のため國防公債の發行限度を四億磅から一億八億磅に擴張せんとするものである

**膨大な軍事豫算とシチー友響**

ロンドン【三】イギリス蔵相サイモン氏は廿一日下院の國防計畫討論に際し一九三九—四〇年度の再軍備計畫の全貌を明らかにし國防豫算五億八千萬磅に對し、内三億五千萬磅は公債を以て賸ふが所得税の増徴は行はない意向を表明したがこれを眺めたロンドンの株式爲替業者其他財界關係者は非常に安堵の形で蔵相の右表明を歓迎してゐる、即ちシチーの反應を綜合すると左の如くである  
 一 蔵相の聲明に鑑みると明年度豫算には直接税の大巾引上げは行はれないであらう

一 問題は明年度に發行を豫定される三億五千萬磅の公債が如何なる形式を採るかといふ點にあるが、イギリス國民の一ヶ年の貯蓄金額が約四億磅程度である現状に鑑み、政府がこの際公債

の全部を長期債として一般公衆から募集することは先づ考へ得られない  
 一 恐らく蔵相は大藏省證券の増収によつて一部資金を賄ふものと見られるが然しその發行額が一億七千五百萬磅以内であれば昨年の大藏省證券發行高の最高水準を超過する事はあるまい  
 一 斯の如き短期證券の發行は目下短期債の拂底に悩んでゐる金融市場に活路を與へ各銀行は一億三千萬乃至一億八千萬磅の證券を進んで買入れるべく又短期物で満期すれば更に進んで長期の金繰公債の買入をも圖るであらう  
 一 尤も政府の斯の如き公債増發は不可避免的に信用の膨脹を招來するであらう然し他面に於ては通貨流通高が膨脹する結果産業界の利潤増加が確保されるので、二百萬人に上る失業者を抱へてゐるイギリス産業界は全體的に多大の好影響を受けるであらう

一 要するにサイモン蔵相が互額の國防豫算を編成するに際し増税の手段に訴へずその大部分を借入金によりしかもその一部を短期の大藏省證券によらんとしてゐる事は凡ゆる點で機宜の措置だと見られる  
 一方イギリスの證券各市場は更に喜ぶべき情報として政府が海外貿易の伸張助長策に堅き決意を有してゐる點をあげてゐる、即ちハドン貿易長官が近く北歐並にソ聯の首都を訪問して各國との通商關係は正のために商議を試みるとの聲明並に英獨通商關係改善の努力に對し政府が凡ゆる方面から支持を與へてゐる點はイギリス財界の最も歓迎してゐるところである

首相武裝平和を説く

ロンドン【二三】チェンバレン首相は廿二日夜ランカシャー州のブラックバイン市に於て一場の演説を試み現下の國防問題につき長廣舌を揮つた、チェンバレン首相は世界が現在猛烈な軍備競争を演じてゐることを慨き軍縮會議採集の必要を力説したが他面軍縮達成の爲には内に充分なる武力を蓄へる必要があるとし英國の形大なる再軍備工作の進捗を謳歌した

チェンバレン首相の演説要旨次の通り  
巨大な武器の山が世界各地に積み重ねられてゐる現在たとへ些細な事件であつてもこれ等の山積した武器に火をつけるの怖なしとし、斯る状態の下に於ては現内閣が遂行して来た政策、即ち實力ある平和政策以外の政策の實行を要望し得る者は無謀にして責任も思慮もない者のみに過ぎないであらう、實力を背景とする平和政策はあらゆる機會を利用して猜疑とか敵意とかを打破するに努力するが、一方これと同時に英帝国内外の友人の助力を得て巨大なる武力を築き上げ以て我等の權利と自由とを無謀なる攻撃者の手から擁護するであらう

次に以て英國再軍備計畫の重要性を指摘更に昨年度の再軍備工作の進捗振りを數字的に説明した後次の如く述べた  
斯る形大なる軍備が必要とされる事實を概く點に於て余は敢て人後に落るものでない、然し武器生産の滞滯が如何に憂慮の種となるかは我々が過去に於て自ら體驗した所である、然るにこの軍備滞滯の憂は今や急速に除去されんとしてゐる、軍艦、小銃砲、航空機其

他の武器は今や流るゝ水の如く生産され、我が軍備を充實しつゝあるのである、一方國防豫算に示された形大なる數字こそは正に我が國の偉大なる財力を示すものに他ならず、斯かる實力によつて我々は我が國の經濟的信用に何等の動搖をも與へずして巨額の豫算を計上し得るのである、一旦緩急の場合當然期待し得る我が各屬領並に左邦の助力を無視しても我は獨力を以て、所謂「世界の三方が武器を以て争ひかゝらうとも我には彼等を撃破し得る」自信がある、余が現在最も望んでゐることは平和と信頼とが樹立されることであり、相互信頼の念が恢復され次第一般的協定によつて軍縮事業に着手することは可能であると信する、即ち危懼の念を除去すれば軍縮は自動的にこれに従ふであらう

チェンバレン首相は話題を轉じスタンレー商相の訪獨について左の如く詰つた  
英獨兩國が共に利害關係を有する通商問題を通じての兩國の接近は結局英獨兩國の相互諒解を深める上に於て最善且最も手取り早い方法となり得るであらう

ガイダ氏英の再軍備を講察  
ローマ【二三】イタリア政府機關ジョルナーレ・デイタリア紙は廿二日夕刊紙上に同紙主筆ガイダ氏の「樞密下の武裝平和」と題する社説を掲げ英國議會に提出された形大再軍備豫算を痛撃して次の如く述べてゐる  
英國議會は廿一日再軍備計畫強行のため國防公債發行限度を四億磅から八億磅に擴張せんとする國防公債法案を通

過したが、今次の新しい再軍備競争は米佛兩國によつて開始された軍備競争と密接な關係がある、國際聯盟は全ての民主主義戰線の再軍備を阻止することが出来なかつた、一例を擧げるならばフランスは聯盟が組織されたその瞬間から毎年軍備の擴張を繼續して來てゐる、他方獨伊等の全體主義國家は歐洲及び世界に對して一層確實にして積極的な軍備縮小提議を爲して來たが軍縮競争はエチオピア戰爭後特に最近のミュンヘン協定以後愈々拍車を掛けられた感がある、チェンバレン英首相は「商議による平和」を盛んに放送してゐるものが脅喝と威壓とを前提としたものであることは今や白日の下に暴露された

英閣議對伊政策檢討

ロンドン【二三】英國政府は廿二日首相官邸に於いて定例閣議を開催、去る廿日ローマに於いて行はれたパニス大使とチアノ伊外相との會談内容を中心にして今後の對伊政策につき意見を交換した、確固たるに英國政府は今後ともイタリアが新聞宣傳によつて反佛示威を行つたり英伊協定の精神に背馳して反佛的軍事措置に出た場合には時機を逸せず直ちにイタリア側に抗議の申入れを行つて英佛提携の實を示すことに意見の一致を見た模様である、現にフランス政府自身が佛伊關係の調整につき英國の調停乗出しを要望してゐない以上英國政府としても直ちに調停に立つ意向は無い模様であるが佛伊關係が益々悪化の一途を辿る様な形勢なればチェンバレン首相自ら出馬して佛伊直接交渉涉旋に乗出すことにならう、然し

消息海はこの場合にもチェンバレン首相は英國が飽造フランスの立場を支持する旨を明かにしてイタリア牽制の擧に出るものと見てゐる

外相英佛提携を謳歌

ロンドン【二三】ハリファックス外相は廿三日上院に於いて英佛提携の強化を謳歌して次の如き演説を行つた  
チェンバレン首相の英佛提携に關する演説につき何等かの留保を附して考へやうとすることは根本的誤りでであらう首相の言明は明瞭で全く疑問の餘地が無い、事實英佛兩國間に何等かの意見の對立があるとは考へられず今更兩國間の提携を再認識する必要はあるまい近くルブラン佛大統領がロンドンを訪問される際定だがフランス元首を迎へて英佛提携の實は愈々強調されやう、英國がフランスとの連繫を強化せんとする理由は單に地理的接近の故ばかりではなく、兩國利益の一致、兩國諒解の完全さに基いてゐるのである、英佛兩國は如何なる場合にもその政策をもつて相手國を屈服せしめんとするものではなく又兩國の提携をもつて第三國を脅威せんとするものでもないハリファックス外相は次いで佛伊關係に言及、英國政府としては現在調停に立つ意向は無い旨次の如く述べた

ある意味では佛伊兩國の對立が如何に重大化しやうともそれがその儘直ちに英國の第一關心事となるものではないが又別の意味では英佛提携の存在そのものゝ故に佛伊關係の悪化は直ちに英國の關心事であるのだ、従つて英國はイタリアに對してもその關係を改善し完全な提携の實を擧げることが希望する、尤も佛伊兩國共に現在英國の調停乗出しを望んでゐない以上英國政府が兩者の間の調停に立つことはあり得ない、況やイタリア側が未だ佛伊關係の相違點につきイタリアの主張を明確に表明してゐない以上調停は全然問題にならないではないか  
最後に外相は英國政府の平和政策を禮讃して次の如く述べた

英國政府の政策は平和維持の政策であるがこれをもつて單なる弱さの現れと見ることは重大な誤りである、我々は如何なる國でもあれ國策實現の手段としての戰爭を廢棄せんとすることの平和政策に賛同して我々と協力することを希望するものだが英佛兩國はその生命獨立を脅かしその死活問題益を脅威するものに對しては武力をもつてこれに抗争することを辭するものではないのだ、然し乍ら我々は凡ゆる問題は卒直且充分なる討論によつて解決し得ると確信するが故に徒らに我々の武力を誇示するを好まない、だが一旦緩急ある場合には英國國民は必ずや執拗果敢にその自由擁護のために闘ふであらう

英國昨年中の貿易

(五千五百萬磅の支拂超過)  
ロンドン【二三】(商務省發表) 英國一九三八年國際收支概算貿易(銀を含む)入超三七七、〇〇〇千磅、政府海外支拂超過一三、〇〇〇千磅、貿易外純收入三三、五〇〇千磅、差引支拂超過五五、〇〇〇千磅、一九三七年に比し一〇、〇〇〇千磅減少、貿易外純收入は一九三七年に比し海運收入減三〇、〇〇〇千磅、海外投資

収入減一〇、〇〇〇千磅を主たる原因に  
五五、〇〇〇千磅減少、尙一九三九年國  
際收支は更に逆増の傾向にありと見  
られ極力輸出貿易助長方強調せられ居  
り



グワトキン氏打診に奔走

ベルリン【二三】三月下旬ベルリンに於  
て開始される英獨通商交渉の瀬踏みのため  
滯留中の英國外務省經濟局長アシユト  
ン・グワトキン氏は廿一日ドイツ經濟界  
の巨頭を歴訪し同交渉に關し種々意見の  
交換を遂げた、グワトキン氏ははなはだ數日  
ベルリンに滞在してドイツ官民各方面の  
意向を打診し廿五日ベルリンを出發歸國  
政府に對し重要報告を行ふ豫定である

▲グワトキン氏外相と會見

ベルリン【二三】近く英獨兩國工業家の間に開か  
れる通商交渉のオブザーヴァーとしてベ  
ルリンに派遣された英國外務省經濟局長  
アシユトン・グワトキン氏は廿日午後リ  
ツペントロップ外相を訪問英獨貿易の調  
整問題について種々意見を交換した、尙  
英獨通商交渉は二月廿八日より開始され  
る筈であつたが豫定を變更して三月十五  
日より四日間行ふこととなつた

▲グワトキン氏歸英

ベルリン【二三】英國外務省經濟局長アシユトン・グワト  
キン氏は來月下旬ベルリンで開催される  
英獨經濟交渉の準備の爲前後一週間に  
亘りベルリンに滞在、ドイツ政府並に財  
界、實業界巨頭と折衝中であつたが使命  
を完了、廿六日午後ベルリン發歸英の途

についた、英獨經濟交渉は三月十五日よ  
り四日間ベルリンに於て英國産業聯盟並  
にドイツ工業家團の間に行はれるがグワ  
トキン氏は特に英國政府のオブザーヴァ  
ーとして同會議に臨む筈である

ヒトラー總統に獅子吼

ミュンヘン【二三】ヒトラー總統は廿四  
日ナチス黨發祥の地ミュンヘンの「鷹色  
の家」で開催されたナチス黨功勞者年次  
大會に臨みナチス黨による大ドイツ建國  
の偉業を謳歌して次の如く演説した  
我がドイツはナチス黨の指導の下に大  
ドイツ國の建設に成功し今や世界の強  
國として復活するに至つたが、かく大  
ドイツ國の再興が達成されたのはナチ  
ス黨の威力によつてドイツ民族の政治  
的復興を實現すると共にナチスの經濟  
計畫によつて經濟復興を圖り以つて軍  
事的強化を齎したからに他ならない、  
我がナチス黨の教義は資本を以つて産  
業を指揮命令するものとは認めず、む  
しろ資本こそ進んで産業に奉仕し國民に  
奉仕すべきものと考へてゐる、從つて  
ドイツ全國國民の勸勉と勞働こそドイツ  
將來の繁榮の唯一の資源であり保障で  
ある、廿年の昔、余が一握の同志と共に  
余の理想達成のためドイツ支配の大  
業を開始した時、我等は如何なる反對  
者に對しても敢て恐るゝ所なかつたが  
今日も又、如何なる國際好戰主義者の  
恫喝に對しても斷じて退くものではない、  
ドイツ民族の指導者たる以上徒ら  
に國際好戰主義者の恫喝を恐れてゐる  
ことは許されないのだ

宣傳相大戦説を駁撃

ベルリン【二五】グワトキンス宣傳相は廿  
五日付フェルキツシャー・ペオバハター  
紙上に論文を寄せ民主主義諸國に於ける  
世界大戰近しの流説を駁し左の如く論し  
てゐる

民主主義諸國は世界大戰近しとの風評

を専ら流布し軍備擴張を強行してゐる  
が所謂全體主義國家としては西歐民主  
主義諸國を攻撃する意圖等は全然ない  
のである、西歐民主主義國が最後に望  
む所のものは何であるか、ルーゾヴェ  
ルト大統領が最近行つた言明の如きも  
明かに民主主義國共通の「英國の國境は  
はライン河にあり」フランスの國境は  
ポーランドのヴィスツラ河にあり」と  
の態度と完全に一致するものなる事を  
示してゐるのである

外相日本文化使節招待

ベルリン【二三】日本古美術展覽會は愈  
々來る廿八日よりベルリン民俗博物館に  
於て華々しく開催されることとなつたが  
これに先立ちリツペントロップ外相は井  
上三郎侯以下遠來の日本文化使節の勞を  
篤ふべく廿一日歐迎午餐會を開催した、  
日本側よりは井上侯以下各使節、大島大  
使、宇佐美參事官、河邊、小島陸海軍武  
官等、ドイツ側よりはリツペントロップ  
外相以下ワイゼッカー次官、ビスマー  
ク公、デーレンベルグ儀典部長等出席し  
友好裡に交際を遂げた

▲井上侯ガルミツシュニ

ガルミツシュ  
ユ・パルテンキルヘン【二三】日本古美  
術展覽會開催準備のため目下滯留中の日  
本文化使節井上三郎侯は、廿二日ヒトラ  
ー・ユングント指導者フォン・シーラツハ  
氏主催のガルミツシュ・パルテンキルヘ  
ンに於ける歡迎宴に出席した、續いて井  
上侯はシーラツハ氏及び體育長官チャマ  
ー・ウント・オステン氏の案内により終  
日ヒトラー・ユングントの各種競技を參  
觀した

日本古美術展開く

ベルリン【二六】日獨文化交流の歴史的  
事業たる日本古美術展覽會の開會式は廿  
八日正午からベルリンの民俗博物館のペ  
ルガモンの間で舉行された、當日は晴れ  
た小春日和の温さで會場正面入口の兩側  
にはハーケンクロイツと日の丸の旗數  
が微風に揺れ支關の上にはドイツ旗に圍  
まれて大日章旗が輝いてゐる、會場には  
午前十時といふに早くも前駐日大使フォ  
ン・デイルクセン氏、キュンメル博物館  
長、井上三郎侯その他日本側委員が姿を  
見せ、次いでナチス黨各首腦多数の來  
賓が續々會場につめかける中に定刻正午  
ヒトラー總統は隨員を同伴して會場に到  
着、デイルクセン前駐日大使に迎へられ  
て會場に入る、會場に當てられたベルガ  
モンの間はギリシヤ大殿堂の昔をぞの儘  
に莊嚴を極め日獨文化交流の大祝賀場た  
るに相應し、ヒトラー總統はこのギリ  
シヤの白聖殿堂の前に設けられた貴賓席  
最前列の中央に着席かくて開會式の幕は  
嚴かに切つて落された

▲ベルリン民俗博物館に

於ける日本古美術展覽會は廿八日愈々待  
望の幕を開けヒトラー總統臨場の下に華  
々しく開場式を舉行した、ヒトラー總統  
は定刻十二時會場に到着、我が文化使節  
井上三郎侯と別室で會見握手の後會場  
入り京北帝大教授福井利吉郎氏、小島陸  
海軍武官、文部省國寶鑑定官丸尾彰三  
郎氏等とも握手、次いでベルガモン大殿  
堂正中央の席に着いた、ヒトラー總統  
より左にはゲーリング空相、ルスト文相  
右には大島計獨六使、リツペントロップ  
外相、井上三郎侯等着席し、その他ベル  
リン市長リツペルト氏、ヒムラー親衛隊  
長、ローゼンベルグ黨宣傳部長、マイス  
ナー官房長、ゼイトリツヒ宣傳省新聞  
長官、アットリコロ駐獨イタリヤ大使等數  
百名の出席者列席の大盛大に開場式を舉  
行した、キュンメル館長が先づ壇上に立  
つて開催に至つた経過を報告し展覽會の  
意義深きことを強調、次に大島大使、井  
上侯の挨拶あり、ドイツ政府を代表して  
ルスト文相が祝辭を述べて式を終り、ヒ  
トラー總統は午後零時半より約四十分  
に亘りキュンメル館長の案内でゲーリン  
グ空相リツペントロップ外相、ルスト文相  
大島大使、井上侯等を伴つて場内を觀覽  
した

▲ヒトラー總統は廿八日

正午開場式を舉行した日本古美術展覽會  
の開場式後午後零時半より觀覽したが總  
統は廿五室隔なく多大の關心を以つて巡  
覽し特に最初の佛像室では如意輪觀音像  
と地蔵像とに目を留め御物の部では特に  
永く説明に耳を傾けた、更に御物「既の  
圖」雪後の「紅葉の圖」探幽の「四季の  
松」及び永徳の「松鷹」等の並ぶ特別室  
は非常に氣に入つたらしい、御物「既の  
圖」の馬の描寫に對しては「實に見事だ」  
との感嘆の聲を放つた、日本側委員のみ  
ならずドイツの専門家を驚かしたのはヒ  
トラー總統が縮翰の間に入るや大ききか  
ら言へば目立ちさうもない雪村の「風波  
の圖」につか／＼と近づき黨教育の御大

氏等とも握手、次いでベルガモン大殿  
堂正中央の席に着いた、ヒトラー總統  
より左にはゲーリング空相、ルスト文相  
右には大島計獨六使、リツペントロップ  
外相、井上三郎侯等着席し、その他ベル  
リン市長リツペルト氏、ヒムラー親衛隊  
長、ローゼンベルグ黨宣傳部長、マイス  
ナー官房長、ゼイトリツヒ宣傳省新聞  
長官、アットリコロ駐獨イタリヤ大使等數  
百名の出席者列席の大盛大に開場式を舉  
行した、キュンメル館長が先づ壇上に立  
つて開催に至つた経過を報告し展覽會の  
意義深きことを強調、次に大島大使、井  
上侯の挨拶あり、ドイツ政府を代表して  
ルスト文相が祝辭を述べて式を終り、ヒ  
トラー總統は午後零時半より約四十分  
に亘りキュンメル館長の案内でゲーリン  
グ空相リツペントロップ外相、ルスト文相  
大島大使、井上侯等を伴つて場内を觀覽  
した

▲ヒトラー總統は廿八日



ローゼンベルグを呼び傑出した作だと激賞した一事であつた、かゝる淡々として且力強い筆法に感心する反面には又抱一の「風雨草家の圖」に對し色彩とその繊細な構法に興味を抱きゲーリング空相に對し頻りに綺麗だと賞めてゐた、ヒトラー

總統は最後の飾物である面に向つて微笑をたゞへながら飽かず眺めてゐたが總統はキュンメル館長に對し井上侯に握手した後「ハイ」の聲に送られて會場を出た、その後でキュンメル館長は參列者の全部から「大成功でお目出たう」との祝辭を浴びせられた、開場式後井上三郎侯は次の如く語つた

キュンメル館長もよく説明してくれたがヒトラー總統の目が鋭く、縮の前では進んで永く立停つてゐた、ドイツ方面の努力で斯かる盛大な開場式を擧げ得たのは同慶の次第である

駐獨米國代理大使急逝

ベルリン【三三】駐獨米國代理大使アレクサンダー・ギルバート氏は二十四日夜ベリンに於て心臓痙攣のため急逝した、享年五十五、ギルバート代理大使は米國外務省西歐課長、駐佛大使館一等書記官等を経て一九三七年駐獨大使館參事官に就任、昨年十一月ドイツに於ける反ユダヤ運動を契機にウイロン大使が歸國してからは引續き代理大使として活躍してゐた、尙ギルバート代理大使の急逝により、過殿ノルウェー駐刺公使館からベルリンに轉出したバターソン一等書記官が當

分代理大使の事務を代行することとなつた



佛國務會議

パリ【二三】フランス政府は廿七日午後四時よりエリゼー宮に於てルブラン大統領會の下に國務會議を開催、ルブラン大統領承認問題審議に入つた、劈頭ダラディ首相からベラル佛特使とフランス政府外相ホルダーナ氏との間に行はれた豫備交渉経過及び結論の報告を行ひダラディ首相の提議に基き全員異議なくフランス政府の正式承認を決定、こゝに英國と歩調を合せてフランスも亦人民戰線政府を抹殺しスペインの新秩序建設に邁進する新政府承認の已むなきに至つた、次いで國務會議はルブラン大統領の提議に基きベラル佛特使の使命を完うしたことに對し感謝の意を表明し最後にボネ外相から最近の國際情勢につき一般的な報告があり午後五時十五分散會した、政府は、右國務會議決定を外交慣習に基き外務省政務局長シャルグリア氏を通じてブルゴス當局に通告する筈である、承認に伴ふ新大使任命は今週中に決定すべくその爲來月二日乃至三日再び國務會議を開催することとなり、國務會議散會後正式承認の経緯を明らかにした次の如きコミニケが發表された

最近ブルゴスに於てフランス政府の特使レオン・ペラル氏とフランス政府外相ホルダーナ氏との間に最も友好的な空氣の裡に意見交換が行はれ兩政府間の諸懸案につき諒解が成立した、よつてフランス政府はスペイン國民の財産の返還についてフランス政府を援助する用意ある旨を明かにし、更にフランス政府及びフランス政府は互に友好的善隣關係を確立する決意を確認した

首相米佛提携強調

パリ【二三】ダラディ首相は廿二日デヨード・ワシントン生誕記念日を祝するパリ・アメリカ俱樂部の晚餐會に於て一場の演説を試み米佛兩國は平和と自由を希求する熱情に固く結ばれるものである旨を強調して大要次の如く述べた

フランスは平和を欲するもフランスの名譽を犠牲にしてまで平和を甘受することは出来ない、フランスは武力に依る脅威や謀略に對してはあくまでも抗爭を辭するものでないことをこゝに附言する、フランスは斷乎として自國民を護る決意を有してゐるが他方若し眞に列強間に有効なる協定を結び得るものならばフランスは軍備縮少のために列強と協調を遂げる用意がある

澄川大佐講演

澄川道男大佐は廿四日午後パリのカフェ・ド・ラペーに於ける在パリ邦人新聞記者主催の會合に出席、日本の海軍政策、海南島問題、揚子江問題、日ソ漁業問題、グワム防備問題、支那沿岸封鎖問題等時局問題につき參會者との間に質疑應答を行つた、目下パリにある半島の艦艇艦喜砲も後から參加、朝鮮舞踊につき説明あり、參會者は約七十名で非常な盛會であつた

佛外交と佛紙

パリ【二三】フランス外交通ベルチナツクス氏は廿五日のオールドル紙上に佛ソ同盟破棄論を論じドイツに氣を許すなと左の如く述べてゐる

フランス國內にはドイツをしてイタリヤを抑へさせる爲にその代償としてフランスがポーランド及びソヴェトとの同盟を破棄すべきだと主張する者がある、しかしもし佛が東歐をドイツの自由にならば獨ソ提携といふ恐るべき事態が起るかも知れず、他方ヒトラー總統はフアシスト政權が弱れば自己のナチ政權も危くなることをよく知つてゐるのでイタリヤとの提携をゆるめるなどいふことはあり得ないからかゝる主張は甚だ危険といはざるを得ない

又廿四日のオールドル紙は「平和樞軸」結成の必要を主張して曰く  
米國は英佛援助の意思を次第にはつきり表明する様になつたがベルリン・ローマ・東京なる戰爭樞軸に對抗する爲に平和樞軸が速かに結成されねばならぬこの樞軸はロンドン・パリ・ワシントンを通り更にドイツの脅威を受けてゐる東歐諸國を包含すべきである

一方右翼評論家ド・ケリス氏は廿三日のエポック紙上に於てフランス外交の軟弱を非難し左の如く述べてゐる  
フランスはドイツと非戦協定を結んだが之はリッペンントロップ獨外相の策動で先づ獨佛共同聲明によりフランスにドイツの東歐進出を認めさせた上之を以て佛ソを離間させようとしたものだ

この工作が奏効したのでドイツは今度は俄かに態度を變へソヴェトに向ふのをやめてイタリヤと共にフランスに向つて來たのだ、この危険を見てつた英國はソヴェトを味方に引入れドイツを牽制するのみならず次第に増大しつつある日本の進出をも抑へる必要を感じソヴェトの共產理論にも拘らずハードソソ海外貿易相を派遣することに決しソヴェトとの接近を圖つてゐる、かくの如くフランスは常にその外交の失敗の後始末を英國にして貰つてゐる有様である

尙海南島問題も毎日佛紙上に一つ一つ論説が掲げられてゐるが、廿五日の共產黨系「ソヴェト」紙にはムーテ前植民相が印度支那への脅威を説き政府の軟弱態度を攻撃した



佛伊兩軍衝突

パリ【二三】植民地問題を繞る佛伊關係は日を逐うて悪化し、特に最近イタリヤのリアビヤ兵と共に兩國關係は非常な緊張を示すに至つたが、廿二日パリに於て佛伊兩軍が遂に佛領チニスと伊領リビアとの國境附近で衝突し戰鬥を交へたとの噂が頻りに流布され始めた、この報道は未だ何等信頼するに足る根據あるものではないが、その内容は次の通り  
イタリヤ駐屯軍は去る十七日佛伊國境を約四十軒佛領に侵入してフランス軍と衝突、戰鬥を交へた、イタリヤ軍は間もなく撤退されたがこの戰鬥に於て

イタリア側は死者八十名を出し、フランス側の損害は四名であつた、チュニス

のフランス軍駐屯部隊が去る十七日、國境防禦線に向け増派されたことは當

時大いに注目された所だが、この増派は正に右衝突事件の結果に基くものと

見られる、向フランス官憲は去る十九日チュニスのイタリア領事館雇員ス

ダなる者を南部チュニスの要地帯の設計圖を所持してゐた嫌で逮捕したと傳

へられてゐる

▲佛伊衝突は無根 チュニス【二三】廿二日佛領チュニスと伊領リビア國境

面に於て佛伊兩軍間に衝突事件が發生したと傳へられたが、チュニスのフランス

官憲は廿二日右報道は全然事實無根なる旨發表した、一方チュニスのイタリア領

事館も廿二日コミュニケを發表し佛伊衝突説を否定した

伊領東阿の兵力 ロンドン【二三】イタリアのリビア増兵

説は英國政界に於ても多大の注目を惹いてゐるが

バトラー英外務次官は廿二日下院の質問時間に於て伊領東アフリカに於ける

イタリア駐屯部隊の兵力について左の如く言明した

伊領東アフリカに於けるイタリア駐屯部隊の兵力は今日迄發表されたものによれば

其の數六萬九千六百五十四人である、但し同駐屯部隊の實際兵力は定期的

に變化して居り過去數ヶ月間に同成りの増員が行はれた模様である

▲伊領リビア軍は十三萬 パリ【二三】伊領リビア軍は十三萬、更に又イタリアが最近斷行したリビア駐屯軍の増強により伊領リビアに於けるイ

タリア軍の兵力は各方面の注目する所となつてゐるが、フランス政界の消息通ベ

ルチナツクス氏は廿二日右に關し次の如く述べてゐる

バトラー外務次官は過殿下院に於てリビアにあるイタリア軍の兵力を六萬と發表したがこの數字はバリーに於ては不

正確なりと考へられてゐる、實際はこれより遙かに多く確實なる情報によつてイタリア政府はリビア駐屯部隊の總

兵力を十三萬に達するまで増兵するに決定した模様である

伊のリア増兵通告説 ロンドン【二六】イタリア政府のリビア駐屯軍増強説は英佛方面に可成の衝動を

與へてゐるがローマよりの報道によれば、駐伊大使は廿七日バステアニー

ニ外務次官と會見の際イタリア政府は近きリビアに相當数の増兵を行ふ意向であ

る旨通告を受けたと傳へられる、即ちバステアニーニ次官はバース大使に對し

イタリア今回の増兵はフランス側のチュニス増兵に對抗するものに過ぎぬ旨説明

し諒解を求めたがこれに對しバース大使は遺憾の意を表明したと云はれる

對佛要求提示延期か ロンドン【二六】最近イタリアは愈々フランスに對し領土要求を提出するだらうとの報道が流布され英佛兩國政界の關心

を惹いてゐるが右に關し廿八日附テレグラム紙ペルリン特電はイタリアの對佛要求提示は延期されることになつた旨を報じ概略左の如く述べてゐる

對佛領土要求を提出する場合ムソリーニ首相は從來屢々行つた如き公開の

席上に於ける演説中に聲明するの手段を執らず外交機關を通じて行ふことにならう、駐獨イタリア大使アツトリコ

氏は廿七日ドイツ外務省にリツペンントップ外相を訪問數時間に亘り要談を

添けたが右はイタリアの對佛領土要求問題に關し打合せを添けたものと解される、當すべき筋よりの消息によれば

イタリア政府は今後二週間は對佛要求の正式提示を見合はせたいといはれる

反伊記者に退去命令 ローマ【二七】イタリア政府は廿七日附をもつてタン紙ローマ支局長ジャンテイ

ソンノ、スイスのノイエ・チュリツビヤ・ツアイトウグ紙ローマ支局ホル

デル、同スイスのアゲンチア・ミツテルプレッセ、ローマ支局長ペドラツチーニ

の三氏に對し一週間の期限附で國外退去命令を發した、理由は發表されな

いが右三氏のローマ電報が反伊的色彩があると云ふ外これらの新聞通信社が殊更反伊的

記事を撤布してゐる傾向があるのに鑑み報復手段に出たものであると見られてゐる、

而して右は佛伊關係今後の進展に對し、而して右は佛伊關係今後の進展に對し、而して右は佛伊關係今後の進展に對し、

而して右は佛伊關係今後の進展に對し、而して右は佛伊關係今後の進展に對し、而して右は佛伊關係今後の進展に對し、

友の會白鳥大使歡迎會 ローマ【二三】日本友の會は廿一日午後九時から

ブランカチオン宮に於て白鳥大使歡迎晩餐會を開催、イタリア側からは文武高官四十餘名出席、會長

パオルツチ侯は白鳥大使歡迎の辭を述べ次で白鳥大使の謝辭があり和氣篤々裡に十一時半散會した

▲日伊提携強化強調 ローマ【二三】廿一日ローマのブランカチオン宮に於て開催された日本友の會主催の白鳥大使歡迎

晩餐會の席上會長パオルツチ侯並に白鳥大使は世界平和再建のため日伊兩國の提携を強化する必要ある旨力説し注目を惹

いた、挨拶要旨左の通り

△パオルツチ侯 訪日イタリア親善使節團が日本に滞在し白鳥大使は我々の現在當面してゐる時局に最も確實な認識を以てゐる方であることを承知した、この白鳥大使をローマに迎へることは日伊兩國のため且又世界平和のため最

適任者であるかと考へ喜びに堪へない、日伊兩國間に現存する友誼は白鳥大使が今我々の眼前にある一つの懸案を解決するに大いに役立つと確信する、無事

にその使命を達成せられんことを衷心祈るものである

△白鳥大使 日伊兩國の親善關係が世界平和に貢獻しつゝあることは同慶に堪へない、然し我々は單に親善關係といふ程度に留まらず更に實質のある最も

密な眞の提携にまで日伊兩國關係を持ち來らしめより一層有効適切な方法により世界平和に貢獻するに至當と考へる、日伊兩國間の親善關係は幸ひにして自然この目的達成に向つて進むことと信ずる

伊新聞使節七月訪日 ローマ【二三】イタリア操縦界有力者を網羅した訪日新聞記者團は昨秋の訪日日本新聞使節團の答禮の意味で六月頃派遣されることとなり日下宣傳省の國內新聞局長カシーニ氏及びイタリア新聞協會

會長トリブナー紙社長グリエルモツテイ氏の兩者間で人選その他協議中である、人員は大體十四、五名で一行は七月始め日本に到着、約一ヶ月に亘り日本各地各方面を視察し日本新聞人と交歓を遂げる豫定である

三上嬢日本歌謡放送

ローマ【二三】去る十八日イタリア名流婦人團體リチュウム・ロマノ主催の告別演奏會で日獨伊の歌曲を歌ひイタリア音楽界に多大の反響を呼んだ我がソプラノ歌手三上孝子嬢は其後風邪の爲め廿三日の一般公開別演奏會も延期してゐたが廿七日には病全愈へ正午からローマ放送局で日本歌謡を放送、又復各方面から非常な好評を博した、更に三上嬢は来る三月一日獨、伊、スペイン三國の歌謡をも同放送局から放送する筈で、又延期された正式リサイタルは三日夜イタリア新聞協會大ホールで行はれることになつてをり、七日にはイタリア極東協會主催の三上嬢送別音樂會も開かれることになつた三上嬢はこゝもローマ音樂界の人氣を一人占めの形である

スヘイン

フ將軍バルセロナで堂々閱兵

バルセロナ【二三】スペイン國民政府軍の總帥フランコ將軍は十九日堂々バルセロナに入城したがバルセロナにあるフランコ軍の精銳九萬はフランコ將軍の入城を迎へ廿一日午前大閱兵式を舉行親しくフランコ將軍の閱兵を受けた、フランコ將軍は外相兼國防相のホルダーナ將軍を始め多數將星、閣僚並に防共諸國の使臣と共にバルコニーに現れ麾下軍隊の整然たる行進振りを親閲したが五十萬の民衆は閱兵式場に參集しフランコ將軍に對し萬雷の歡呼を浴せフランコ軍の勝利を謳歌した

フランコ軍觀艦式

ブルゴス【二三】カタロニアを掌握したフランコ軍は廿二日バルセロナの西南タラゴナ沖に於て觀艦式を舉行、この日國民政府の總帥フランコ將軍は初めて海軍元帥の正裝に身を固め陸海兩軍の將星を從へフランコ軍の誇る巡洋艦三隻、驅逐艦四隻その他合計十五隻の艦隊を親しく檢閲した、空には飛行機二百機が堂々たる編隊飛行を行ひフランコ軍の勝利を謳歌した

伊西兩巨頭交禮

ローマ【二三】フランコ軍はバルセロナ占領後敗殘の人民戦線軍の掃蕩を行ひ今や略カタロニア地方の治安を恢復するに至つたがイタリア政府は廿二日カタロニア戦線軍の掃蕩戦完了を機會にムソリーニ首相とフランコ將軍との間に左の如き祝賀電報が交換された旨發表した

△フランコ將軍よりムソリーニ首相へ  
カタロニア戦線に於ける掃蕩戦完了し余はバルセロナに於ける光輝ある勝利を收めたる貴國軍隊檢閲の光榮を有せりスペイン民衆はイタリアとムソリーニ首相との爲めに飛行したり、余はスペイン軍隊の名を以て貴下に尙大の感謝の意を表す

フランシスコ・フランコ

△ムソリーニ首相よりフランコ將軍へ  
再び自由を獲得せるバルセロナに於てイタリア軍隊が貴下の檢閲を受けしことを感謝す、貴下の友誼的挨拶に答へて余はこゝにイタリア軍隊は貴下の御希望があれば決定し勝利を獲得する迄貴國戦線に止るべきを言明するものなり

ベニト・ムソリーニ

フランコ將軍と總統に謝電

ベルリン【二三】フランコ將軍はカタロニア戦線の掃蕩戦を完了しや意氣軒昂たるものがあるが廿三日バルセロナに於て陛下軍隊の大閱兵式舉行後ヒトラー總統宛長期に亘るスペイン再建工作への支援を感謝左の如き謝電を寄せた

カタロニアに於ける激戦を終了してバルセロナに進軍した輝かき軍隊の中には勇敢なドイツ義勇軍が多數あつたスペイン民衆は彼等を迎へて彼等の祖國ドイツとその指導者の爲めに歡呼を送つた、余はこゝに貴下に對して深甚なる感謝の意を表し併せてスペイン軍隊がドイツ軍隊に對して懷く心からの賞讃の念を御傳へし度い

右フランコ將軍の謝電に對してヒトラー總統は同日フランコ將軍宛次の如き祝電を發した

余はバルセロナに大閱兵式の行はれた際貴下が寄せられた電報を受領、深く感謝するものである、ドイツ及びドイツ軍隊はドイツ義勇軍が貴下の潑刺たる光榮の軍隊に伍してイタリアの同志と共に戦に從事することを許され且右ドイツ義勇軍が斯くの如くにして貴國の解散及び光輝ある國民主義國家スペインの再建の爲めに僅かなりとも貢獻し得たことを最も幸福と感じてゐるものである

フランコ政府近く大改造か

ローマ【二三】フランコ政府のスペイン本土制覇が確立すると共に列國は頻りにフランコ政府に働きかけ接近工作に躍起となつてゐるが廿一日のメツサジェーロ紙ブルゴス特電が政界消息の情報として

て報ずるところによればフランコ政府は

英佛の工作に先手を打つて近く内閣改造を斷行するのではないかと噂へられる、同紙の報道要旨左の通り

フランコ將軍は近く首相の地位を現内相セナノ・サネル氏に委嘱すると共にホルダーナ外相及びクエスタ農相を無任所相としその後任には夫々外交並に農業専門家を起用することにならう、一方現國防相ダウイラ將軍は陸軍教育總監に轉出されその後任にはアラニャ將軍或はモスカルダ將軍が任命される模様である、ブルゴス政界消息通はかゝる内閣改造は英佛兩國の支持を受けてゐるスペイン王政復活運動に對抗する示威を意味するものと解してゐる

フランコ將軍攝政就任か

ロンドン【二三】スペイン赤色政權没落と共にそれに代るフランコ國民政府今後の動向は各國注視の的となつてゐるが最近ブルゴスから歸來した英國政界有力者の語るところによればフランコ將軍は内亂終熄しスペイン統一成るをまつてスペイン帝國の攝政に就任を宣言するだらうといはれる、右はアルフォンソ廢帝の王子ドン・ファンを擁立してスペイン王政復古の前提をなすものと見られてゐるが復辟にも相當の困難は免れず、同有力者も左の如く語つた

フランコ將軍も王政復古に傾いてゐる様だがフランコ政府にも復辟を主張するカリスト分子の外あと迄獨伊式の獨裁制強化を要するアアライ(團)がある、迂無曲折は免れまい、英國政府は別段内亂終了後のスペイン政體につき注文をつてはゐないが英國王室は復辟を希望し駐英フランコ政府代表アルバ公もこの旨を本國政府に報告した模様である、しかし獨伊兩國はスペイン獨立の誘示に外ならぬかゝる復辟に斷乎反對し頻りにフランコ政府に壓迫を加へてゐるから情勢は逆路し難い、結局フランコ側の第三勢力なるカトリック教團の向背によつて決定するのではあるまいか、この點來るべきローマ教皇選送こそスペインの政治的將來に有力なる影響を及ぼせう

續々フ政權を承認

ブルゴス【二三】カタロニア戦線に於ける決定的勝利と共に各國のフランコ政權承認は踵を接して行はれ、既に正式承認を行つた國だけでも十數ヶ國の多きに達してゐるがブルゴス駐劄トルコ代表は廿二日フランコ政權外務省にホルダーナ外相を訪問、トルコ政府は廿二日を以てフランコ政權を正式に承認した旨通告した、ユーゴスラヴィア政府も既に去る十五日フランコ政權を正式承認するに方針を決定した模様でギリシヤ及びトルコ政府の正式承認發表を待つて公式發表を行ふ意向と傳へられる

和蘭もフランコ承認

ハグ【二三】オランダ政府は豫てフランコ政府の正式承認を考慮中であつたが廿三日同政府を正式承認するに決した旨公式發表した

亞國フランコ承認

ブルゴス【二三】アルゼンチン政府では豫てフランコ政府の正式承認を考慮中と傳へられてゐるがブルゴス駐劄アルゼンチン代表は廿七日フランコ政府外相ホル

紙ブルゴス特電が政界消息の情報として

ダーナ氏を訪問、正式承認を行ふ旨通告した

英首相フランコ承認發表

ロンドン【二三】チェンバレン首相は廿七日午後下院に於て 英國政府はフランコ政權を正式に承認する旨發表した

英フランコに通告

ブルゴス【二三】ブルゴス駐劄英國代表ホジソン氏は廿七日午後五時四十五分フランコ外務省にホルダーナ外相を訪問、英國政府はフランコ政府を正式承認する旨の通告を行つた、廿七日には英佛兩國の外リトアニア、エジプト、アルゼンチン、ボリビア、ヴェネズエラ等もフランコ政府承認を通告し來りこむにフランコ政府は世界の過半数國家から正式承認を得その國際的地位を愈々向上した譯で流石にブルゴス市内にも慶祝の氣分が溢れてゐる、尙フランコ政府は廿七日早くもオランダに對し代理公使としてマリオド・ビニイ氏を任命した

佛もフランコ承認

パリ【二三】フランス政府は廿七日午後の國務會議でスペイン・フランコ政府の正式承認を決定、直ちに外交機關を通じてその旨ブルゴス當局に通告の手續きをつた

米國の承認は遅れん

ワシントン【二三】英佛兩國のフランコ政府の正式承認決定と共に米國政府の態度が注目されるがハル國務長官は廿七日國務省にフェルナンド・ド・ロス・リオ

ス西大使を招致し前後四十十分に亘つて重要會見を遂げた、會見の内容についてはハル長官は一切言明を避けたがスペインの情勢に關する記者團の質問に對しては左の如く答へた

スペインの情勢は現在未だ内亂終末の言葉で呼ばれる如き段階には到達して居ない

次いでハル長官は「米國は近くフランコ政府の承認を行ふ方針なりや」との質問には明答を避けたが一記者から 米國は曾つてスペイン人民戰線政府が成立した際には英佛の承認後四日にしてこれが承認を行つたではないかと指摘したのに對してはハル長官は斯くの如き事實は現在の情勢では起ることとはあるまい

と答へた、一方ハル長官との會談後ド・ロス・リオス大使は記者團に對し米國政府のフランコ政府承認の噂を否定して左の如く語つた

マドリッドに於ける人民戦線政府は現在尙存続してゐる、従つて余は依然スペイン大使としてその任務を行ふものである、米國政府は目下の所フランコ政府の承認を行ふ意向はないやうである

フランコ承認既に廿四ヶ國

ブルゴス【二三】英佛兩國のフランコ政府の例に倣つてフランコ政府を正式承認する國が續出しつゝあるが、廿八日には濠洲及びユーゴスラヴィアの二國がブルゴスに正式承認を通告し來つた旨發表された、これによつてフランコ政府を正式に承認した國は廿四ヶ國に達したわけである、尙スエーデンその他のスカンヂ

ナヴィア諸國も近く正式承認を行ふことに決定したと確關する

英佛承認經過

佛無條件承認に傾く

パリ【二三】スペイン内亂が終焉に近づくと共に英佛兩國のフランコ政府承認の氣運益々濃厚となりつゝあるがバリエ外交界の消息によればフランス政府は當初より固執せる條件付承認案を撤回してフランコ政府の無條件承認を行ふことに決定したといはれブルゴス駐劄初代大使には現アルゼリア駐屯軍司令官カトウル將軍が任命される模様である、フランス政府がかく急速に謙意してフランコ政府無條件承認の態度に出る理由として擧げられるところは次の通り

一 英國政府のフランコ政府正式承認態度に引きづられた事

一 スペインに於ける獨伊兩國の勢力に對抗するためブルゴスに正式大使を置き活動せしめる必要を痛感してゐる事

一方目下パリのスペイン大使館に滞在する南佛モンペリエに向ひ同地に永住するものと見られかくしてアサニア大統領のスペイン領退出が決定的となると共に從來フランコ政府正式承認を困難ならしめてゐた技術上の障害が除去される事となるわけである、即ちアサニア大統領のスペイン領土及びスペイン大使館區域よりの退出は人民戦線政府の消滅を意味するものとなりフランス政府のフランコ政府正式承認を一層容易ならしむるわけである

尙英佛兩國のフランコ政府承認が急々時

日の問題となると共に從來承認反對の態度を堅持して來た米國としては相當意外の感を深めてゐる模様であるが米國政府は依然フランコ政府不承認の態度を保持するとしても英佛兩國のフランコ政權承認には敢て異議を説かないものと見られ廿一日フランス外務當局は米國の態度につき左の如く語つた

米國政府も英佛兩國政府がフランコ政府承認を適當と認めてこれを行ふ時には別に反對はないであらう

ペラル特使活躍

サン・ジャン・ド・リュニス【二三】再度ブルゴスに派遣されたフランス政府特使レオン・ペラル氏は目下佛西國境のサン・ジャン・ド・リュニスにあるが愈々來る廿三日ブルゴスに赴きホルダーナ外相との間にフランス政府のフランコ政權正式承認につき最後の打合せを遂げることとなつた、ペラル特使は廿一日今日のブルゴス訪問の使命につき語る

フランコ政權の正式承認はフランス政府の自由決定に基く一方的行動である従つて承認そのものについて交渉する様な問題はない、フランス政府は別に承認に條件を附する意向はないが承認前に兩國間の各種懸案を解決し、誤解を一掃する必要がある

尙フランス政府専門家數名はペラル特使に先立ち廿二日ブルゴスに赴く豫定である

パリ【二三】ペラル佛特使の隨員としてブルゴスに派遣されたフランス外務省員シャルル・サン氏は廿一日午前パリに歸還、同日午後外務省にボンネ外相を訪問し數次に亘るペラル、ホルダーナ會

見に關する詳細なる報告書を手交し夕刻パリ出發の列車でアンデイに赴いた、仄開するに避難民の本國送還及佛西兩國政治犯人の釋放問題乃至フランスの在西預金及びフランスに預金中のスペイン國立銀行の金埋引渡問題等の技術的問題は兩國政府専門家の協議に委せペラル氏は專らフランコ政府外相ホルダーナ氏と折衝を行ひフランコ政府承認問題の如き政治問題につき協議を行つた模様である、而してフランコ政府承認問題に關してはフランスは何等條件を提示してゐない模様であるが來る廿三日ブルゴスで行はれるペラル、ホルダーナ會見で更に同問題につき協議が續行される豫定である

サン・ジャン・ド・リュニス【二三】目下サン・ジャン・ド・リュニスに滞在中の佛政府特使ペラル氏は廿三日午前ブルゴスに赴き午後フランコ政府外相ホルダーナ氏と會見、承認問題につき最後の折衝を遂げる豫定であるが交渉は來る廿四日まで成立の見込みである、ペラル特使は交渉の成立を俟つて直ちにパリに歸還交渉内容を報告し正式承認の手續きをとる豫定であるが右に關し廿二日次の如く語つた

目下フランコ政府との間に會談を續けてゐるが結局何卒かの形で協定が出來よう何れにせよ廿四日には交渉終了の見込みである、フランス政府のフランコ政權の公式承認は恐らく廿五日に決定することゝならう、然し承認問題はフランス政府の方針如何にかゝつて居り、余はたゞホルダーナ外相との間に兩國間の技術的問題を協議したに過ぎない

アンデー【二三】フランス政府特使ベラル氏は打合せのため一旦佛領に引返し暫くサン・ジャン・ド・リューズに滞在してゐたが廿三日午前サン・ジャン・ド・リューズを出發アンデーより自動車で佛西國境を越え再びブルゴスに向つた、ブルゴスには廿三日午後到着の上直ちにフランコ政權のホルダーナ外相と承認問題につき會見を遂げる豫定である、ベラル特使は隨員としてフランス外務省員ヤルル・サン氏及びバラデュック氏の兩名を隨へてゐる

**コルバン大使歸任**

ロンドン【二三】スペイン問題につき本國政府と打合せのため歸佛中だつたコルバン駐英佛大使はボンネ外相等との打合せを終へ廿一日午前パリよりロンドンに歸任した

**英佛協議**

ロンドン【二三】カドガン外務次官は廿二日外務省にコルバン大使の來訪を求めフランコ政權正式承認問題につき協議を遂げた、一方駐佛フィツプス英大使も同日パリに於いてボンネ外相とフランコ政權承認問題につき意見の交換を遂げてをり英佛兩國政府は愈々来る廿四日頃正式承認の擧に出るものと豫想されるに至つた、英佛兩國がかく無條件承認の擧に出るに意見が一致したのは廿二日ブルゴス駐在のホヂソン英代表が本國政府に對しフランコ政權は人民戰線軍に對して集體的迫害行爲に出る意向なく外國勢力の扶植に對してもこれを排除する決意である旨を報告して來たのに動かされたものと見られるが英國側はフランス政府と共に

同動作に出で同時承認を行ふ點に意義があるとしてゐる模様である

**英も即時無條件承認決意**

ロンドン【二三】英國政府は廿二日の閣議でフランコ政府承認問題の最後の審議を遂げたが政界消息の情報によれば愈々フランコ政府を即時無條件承認する旨を決した模様で廿三日午後乃至廿四日の下院でチエンバレン首相はその旨公式聲明するものと解される、英國が無條件承認を決意した事情としてはフランコ政府との間に人民戰線軍將兵の取扱ひにつき諒解が成つたといはれ即ちフランコ將軍はその政治的反對者に對し能ふ限り寛容な態度を以て臨む旨英國側に約したと信ぜられてゐる、尙英國と相呼應しフランス政府も同時に正式承認の意向を表明するものと期待されてゐる

**英人民戰線側に通告**

ロンドン【二三】スペイン人民戰線政府駐英大使アスカラテ氏は廿三日午前英外務省を訪問、首腦部と要談を遂げた、英國は愈々フランコ政府を正式承認するに決した旨通告し人民戰線側に因果を含めたと解される

**佛國務會議で承認決定**

パリ【二三】ブルゴスに派遣されたベラル特使の折衝によりフランス政府は愈々フランコ政權に對し無條件承認を行ふ旨を決めたものと如くベラル特使が廿三日ホルダーナ、フランコ政權外相に再度會見して最終的打合せを遂げパリに歸還、報告を行ふのを待つて廿七日國務會議を開催、正式承認を決定すると共にその旨同夕日公表することとなつた、フ

ランス側では英國政府も同時に承認發表の擧に出るものと期待してゐる、フランス議員の一部にはフランコ政權承認反對の態度を堅持してゐる者もあり、明廿四日の下院では承認問題につき外交討論を行ふ様動議を提出する意向と傳へられるが結局多數派は右動議に反對して間接に政府支持の態度を明かにすることゝならう

**英首相廿七日承認閣明**

ロンドン【二三】チエンバレン首相は廿七日午後四時開會の下院本會議に於て英國政府は愈々フランコ政府を承認するに決定した旨を報告、閣議の諒解を求める筈であるが之と時を同じうしてブルゴスでは同地駐劄ホヂソン英國政府代表がフランコ政府に對し政府のフランコ政府承認の決意を表明、新駐西英國大使に對し成るべく早くアグレマンを與へるやう要請、こゝに内外相俟つて英政府のフランコ政府承認は實現を見る筈である、廿七日の議會に於てチエンバレン首相の承認決意表明に續いて労働黨及び自由黨からフランコ政權承認反對の動議が提出されるであらうが政府は歴例の多數を以て右動議を否決、かくてフランコ政府承認案は確實に議會の支持を得るものと見られてゐる、フランコ政府承認後の初代英國駐西大使には前首相ロンドンデリー卿が最有力であるが未だ最終決定にはならぬ模様である、又人民戰線政府駐英大使パブロー・アスカラテ氏の身分に關して英國政府はもし人民戰線政府が英國政府のフランコ政權承認後も引續き抵抗を希望するに於ては之を拒まず又人民戰線政府が全面的降伏に決定すれば英國政府はアスカ

ラテ大使に六週間の猶豫期間を與へ此の期間中のみ大使として身分を保障する意向であると云はれる

**フランコ承認案佛下院を通過**

パリ【二三】ダラディエ首相は廿四日下院本會議の席上フランス政府は愈々近く英國と協同歩調を取つてフランコ政權を承認するに決した旨政府の決意を表明、續いてフランコ政府承認案に關し賛否を票決に問ふたがフランコ政府承認案は共産黨、社會黨の全部急進社會黨の一部獨立社會黨員十三名等合計二百六十一名の反對投票を除き三百廿三票對二百六十一票の多數を以て可決、かくてフランスのフランコ政權承認は議會をも通過し愈々實現を見ることゝなつた、尙英國も廿七日午後フランコ政府承認の手續を取る筈であるが公表は英佛同時となる筈である

**佛首相の承認演説**

パリ【二三】ダラディエ首相は廿四日下院本會議に於て獨立社會黨のアルペール・フォルシナル、社會黨のジョルジュ・イサール、共産黨のフロリモンド・ボンテ等各派議員のフランコ政府承認反對演説の後を受けて之等の反對論を反駁、フランコ政權承認の急務なるを力説し左の如く述べた

余は来る廿七日開かれる國務會議に於てフランコ政府の承認を提議する意向である、フランスは今やスペイン、フランコ政府の地域と六百軒に亘つて擔を接してゐる、さればフランス政府は今後スペインの眞の政府たるべきフランコ政府と隣國としての國交關係を持たなければならぬ、一體今日となつて果して人民戰線軍が勝利を収め得ると考へる者があるだらうか、大量の兵員

並に軍需資材が補給されざる限り人民戰線軍が今後數週間以上持ちこたへられると想像するものがあるだらうか、アサニア大統領自身さへ以上のやうな意見であるではないか、英國政府は去る廿二日我が政府に對しフランコ政府を承認する意向なること並に承認には絶好の機會である現在を逸しないう意同なる旨正式に通告し來つた、英國は來週フランコ政府を承認するに決定したと信するものである、我が政府がフランコ政府を承認することによつて一般方針の遂行に於ても或は又必要とあれ

**佛承認下交渉完了**

ブルゴス【二三】フランス政府の特派使節ベラル上院議員とフランコ政權當局間のフランコ政權承認準備交渉は既に承認の根本大綱に關しては兩者間に見解の一致を見、更に具體的細目問題に關しても承認後の佛西兩國間の郵便、電報、電話、鐵道等交通聯絡に關する打合せは既に廿四日迄に完了、未だ若干の細目問題を残してゐるのでベラル特使は廿四日夕刻重ねてホルダーナ外相と會談承認交渉の最後の仕上を了し天々本國政府に對し最後報告を行つた、かくて承認下交渉はこゝに完了、愈々フランスのフランコ政權承認が實現する上取となつた

**佛西協定成る**

佛西協定成る

ブルゴス【三三】フランス政府特使ベラール議員は廿四日來ブルゴスに於いてホルダーナ、フランコ政権外相との間に佛西關係の平常化につき折衝を重ねてゐたが廿五日遂に交渉成立、正當國交確立に關する佛西協定に調印を了した、調印終了と共にホルダーナ外相はカタロニア前線にあるフランコ將軍に對し佛西會談が成果を収めた旨を電話で報告した

佛も廿七日承認決定

パリ【三六】フランス政府特使としてブルゴスを訪問したベラール上院議員は廿五日ブルゴスに於て佛西國交正常化に關する協定に調印を了した後ブルゴスを出發、廿六日午前九時卅分パリに歸還した確聞するにベラール特派員は廿七日ダラデイエ首相ボネ外相と會見佛西協定の内容に關して詳細報告を行ふといはれる尙フランス政府は廿七日午後四時からエリゼー宮に國務會議を開催佛西兩國の善隣關係其の他國交確立に關する取り決める確認フランコ政府の正式承認を決定する豫定である

英佛同時承認へ

パリ【三六】英佛兩國政府は愈々廿七日午後フランコ政府をスペインの正統政府として承認することとなつた、フランス政府は既にベラール特使をブルゴスに派遣し承認後のスペイン問題につき種々打合せを完了、英國政府も亦ホジソン代表をして承認の手續と共に内亂終熄策を講じさせてゐる、廿六日パリ・ソニール紙ロンドン特電によればチェンバレン英首相は廿七日の下院でフランコ政府承認を聲明するがその際更にフランコ將軍がホ

ジソン代表に手交した對英メッセージの内容を發表するだらうといはれる、對英メッセージ内容として傳へられる所次の通り  
一 スペイン人民戦線側に對し一律に報復行爲に出ることは避けるが抗戰繼續者は斷乎處罰する  
一 スペインの獨立並に主權を維持する

ベラール代表首外相と協議

パリ【三三】フランス政府特使ベラール上院議員はブルゴスに於いて佛西關係平常化に關する協定に調印を了した後廿六日パリに歸還したが廿七日午前外務省にボンネ外相を訪問して協定内容を報告協議を遂げた、ベラール特使は更にボンネ外相と共にダラデイエ首相を訪問、三者鼎座して今後の對スペイン政策につき意見を交換した、フランス政府は午後四時から開かれる國務會議に於いて愈々正式にフランコ政府承認を發表することとならうがベラール特使はダラデイエ首相ボンネ外相との會談後「初代ブルゴス駐劄大使になるとの話は全然聞いてゐない」と語つただけで會談の内容に觸れるのを避けた

英佛休戰斡旋に腐心

ロンドン【三七】英佛兩國政府はフランコ政府正式承認に關聯して人民戦線側とフランコ側の休戰斡旋に腐心して居り既にスペインの正統政府としての存在を否定されたマドリッド政府が抗戰を中止するならばネグリン首相、ミヤハ將軍以下首腦部連のスペイン領過去の便宜を計り安全を保障するやう計らふ意向といはれる、尤も英佛政府は未だこれに關しては

つきりした提案をマドリッド政府に行つては居らず打診の程度を出でない模様で人民戦線側でもかゝる申出は受けたことはないと言つてゐる、但し一説によれば人民戦線政權の駐英大使アスカラテ氏が廿四日ハリファツクス外相を訪問した際人民戦線軍の内一定数の完全を保證するやう要請したといはれ、没落の一路を辿る人民戦線政府の將來と關聯してその成行は注目されてゐる

承認後の英の對西策

ロンドン【三七】英佛兩國政府は愈々廿七日午後スペイン・フランコ政權を正式承認する旨の共同聲明を發することとなつたがこれをもつて前後二年有半に亘るスペイン内亂は事實上終焉を告げ新興スペインの再建を繞つて歐洲政局は再び微妙な推移を迎へることとならう、チェンバレン首相はその抱懷する歐洲政局續辯策に基いてスペイン内亂の收拾についても終始積極的態度を採つて獨伊兩國を牽制する意向の如くその第一歩としてドン・ファン王子を樹立してスペイン王政の復活に努力するものと見られる、更にチェンバレン首相はフランコ政府に働きかけて英西貿易を内亂前の水準に復活する様折衝を開始するものと見られるが一方地中海問題に關しても地中海の無制限使用を中心に英西善隣關係の確立に向つて努力する事とならう

佛は今後を重視

パリ【三七】フランスのフランコ政府承認は左翼諸派を除き全部の賛成支持を得てゐるが問題は茲に終らず今日より始まると見て將來の佛西關係發展を重視して

ある、フランスとしては技術的條件以外に國策的條件を確保せずして承認したゞけに今後の交渉に金刀を注ぎ英國と協力失權恢復に努めるべく  
一 佛西國境の現状維持  
一 マホルカ、ミノルカ諸島に於けるスペインの主權維持  
一 佛西經濟關係を内亂前の状態にかへすこと  
等に重點を置きドイツ、イタリア牽制に躍起となるであらう、しかしフランコ政府の眞意は未だ釋然たざざるもの多分にあり一部では政府の樂觀論を嘲笑してゐる

英佛同時承認を確保

ロンドン【三七】英國政府はカタロニア戦線に於けるフランコ軍の決定的勝利と共にフランス政府と緊密な連絡をもつてフランコ政府正式承認につきブルゴス駐劄ホデソン英國代表を通じて種々折衝を行つてゐるが廿七日午後遂にフランコ政府を無條件承認するに決定、この旨チェンバレン首相を通じて下院に發表されたフランス政府も廿七日午後の國務會議に於ける最終的決定を俟つて同じくフランコ政府正式承認の擧に出る豫定でフランス政府はこゝに英佛兩國の承認を確保前後二年有半に亘るスペイン内亂は事實上の終焉を告げることとなつた

英首相承認聲明

ロンドン【三七】チェンバレン首相は廿七日午後下院に於いて英國政府はスペインフランコ政府を承認するに決定した旨の重大聲明を行つた、首相のフランコ政府承認に關する演説の内容は次の通り

政府はスペインに於ける事態の推移に深甚の注意を拂ひこれが對策につき慎重な検討を重ねて來た、今やバルセロナも陥落しカタロニア地方がフランコ軍の制壓の下に歸した結果フランコ政府はスペイン本土並に屬領の大部分を支配するに至りスペイン工業の中心地とその資源とを手中に収めるに成功した、人民戦線軍は今後もスペイン南部に於いて若干の抵抗を続けるだらうが今や最後の勝利はフランコ軍のものであらう、これ以上抗戰を繼續することは徒らに人民の苦惱を加重し人命を損ふに過ぎないこと明かである、更に政府は人民戦線政府が現在の如くスペイン各地に分散して統一的支配を確保し得ない状態にある以上これをもつてスペインの正統政府と見做すことは出來ないかと考へる、以上の事情に鑑み政府は今回フランコ政府に對してこれをスペイン正統政府として承認する旨を通告するに決定し本日承認に關する正式手續をとつた次第である、フランス政府も本日同様の決定を發表する筈である、尙政府のフランコ政府承認決定と共にフランコ將軍が英國に對し飽迄スペインの傳統的獨立を維持すると共に犯罪行爲を犯した者以外には報復を加へない旨言明されたことは欣快に堪へない

英議會承認問題討論

ロンドン【三七】廿七日午後下院に於いてチェンバレン首相はフランコ政府正式承認に關する重大聲明を行つたが與黨の保守黨議員が一齊に拍手を送つてこれを歓迎する一方、反對派の勞働黨議員

方面からは驚々たる非難の聲が起り「恥を知れ」「民主主義に對する裏切りだ等の野次が飛ぶなど議場は一時騒然たる有様となつた、アトリー労働黨首はチェンバレン首相に對する質問の口火を切り首相が事前に議會に諮らずして突然フランコ政府承認の事後承認を求めたことに對し政府の不誠意を難詰、チェンバレン首相との間に押問答を繰返した、次いで労働黨のヘンダーソン議員は

今回のフランコ政府承認は無條件承認なのか、又政府はスペインから外國義勇兵を撤收するとの保障を得てゐるかと質問したのに對しチェンバレン首相は次の如く答辯した

余は既にフランコ政府から保障を得たと語つてゐる、承認には勿論何等條件を附してゐない

次いでアトリー労働黨首は政府はフランコ政府を承認することによつて聯盟國たるスペイン人民戦線政府に對する承認を撤回することになるのか

と質問したが首相は

確かにさう言ふことになるだらう

と答へ人民戦線政府承認撤回の態度を明らかにした、最後に労働黨は

フランコ政府承認はスペイン合法政府に對する意識的侮辱行為であり國際的傳統の重大侵犯であり更に英國の信義に關する民主諸國の信頼を失墜せしめるものである

この政府不信任動議を提出、明廿八日右動議に基いて更に外交討議を繼續することとなつた

**佛新任大使人選**

パリ【二五】フランス政府は廿七日の國際會議に於てフランコ政府の正式承認を決定、今週中にはブルゴス駐劄の新大使を任命する豫定で目下鋭意人選に努めてゐる、一般には最近フランス政府の特使として承認問題に關し活躍したベラール上院議員が就任するものと見られてゐたがベラール氏の大使就任は諸種の事柄で至難といはれベラール議員が拒絶した場合にはメッツ軍管區司令官ジロー將軍或は駐波大使レオン・ノエル氏、駐伯大使マルセル・ペイルトン氏等が噂に上つてゐる、しかしジロー將軍も難色あり結局外交畑から起用されるものと見られてゐる

**英佛承認と獨の反響**

ベルリン【二五】ドイツ官憲は英佛兩國がフランコ政府を正式承認したことはスペイン戦局の收拾に當つて力があるものとしてこれを歓迎してゐるが政界消息通は廿七日政府筋の意向を代辯して次の如く語つた

英佛兩國がフランコ政府を正式承認したことは時期が遅きに失した嫌ひはあるにしてもスペイン内亂の終結を早めるといふ意味で歓迎すべきことであるこれによつて過去二年半に亘り歐洲平和を脅かして來た火藥庫の火が消えた譯だからだ、フランコ政府が今後如何なる政體を探るかは何とも豫斷出來ないがフランスが敗殘の赤色分子を喰かしてフランコ政府の施政を妨害することは絶対に許されない

**米陸西臨時大使館閉鎖**

ワシントン【二五】英佛兩國のフランコ

政府承認と共に米國政府の態度が注目されてゐるが米國國務省は最近バルセロナのカタローア政府没落に就みベルビニア(佛西國境の佛領制にあり)にある臨時駐西米國大使館を閉鎖する旨廿七日發表した、同日の定例会見に於てハル長官は米國としてはこの際早急にフランコ政府承認の意向なき旨示唆したが何れにしても今回の臨時大使館閉鎖は米國も早晩フランコ政府の承認に向ふ第一歩として重視されてゐる

**フランコ承認を反對黨攻撃**

ロンドン【二六】廿八日の英國下院は前日に引續き英國政府のフランコ政府正式承認を組上に外交討議を行つたがアトリー労働黨首まづ立つて舌鋒鋭く政府の態度を難詰すればチェンバレン首相もこれに應酬して承認を纏る事情の説明に努め白熱の一騎打を演じ議場は息詰るやうな緊張を呈した、應酬内容次の通り

△アトリー労働黨首 英國のフランコ政府正式承認を他國の政府の責任としやうとしたチェンバレン首相の態度は餘りにも卑劣である、ダラディエ佛首相にまづ正式承認についての演説をやらせ、それに續いて英國も承認を發表しようといふチェンバレン首相の目論見はフランス側のため見事に裏をかかれた、フランスが英國の勸告及び壓力の下にフランコ政府承認を決定したことをダラディエ首相が暴露して了つたからである、フランコ政府承認に際しチェンバレン首相は少くとも内亂中フランコ軍飛行機の操縦によつて英國艦船及び乗組員の蒙つた損害に對する賠償の保障位は得られたのであらうがチェ

ンバレン首相はどうか常に國際法に違反し人類のみならず神のあらゆる法律を破る政府ばかりを承認して居られるやうである、それはとりも直さず民主主義の英雄的防衛者の背後から短刀を突き刺すやうなものである、今や英國が自國の舊い傳統を守る意志を有しないのではないかといふ印象が自治領のみならず全世界の民主主義諸國の間に瀰漫してゐる、世界はチェンバレン首相が機會ある毎に暴力と威嚇の主張者の友誼を求めのを見てゐるがこれは英國國民の士氣のみならず全世界に亘つて重大な影響を及ぼすであらう

△チェンバレン首相 フランスと緊密な協調を保たんと欲した英國はフランスが同意する迄フランコ政府を承認しなかつただけである、而してフランスの方針は去る廿四日迄決定しなかつたのである、世界中の民主主義諸國が英國政府に對する信用を失つてゐるとのアトリー黨首の非難はフランスが英國と全く同一の見解をとり同一の態度に出てる事實に鑑み信じ難いものであるバルセロナ陥落の事實に直面して英國は人民戦線政府を向スペインの正統政府と見做し得るか否かを決めねばならぬこととなつた、而してこれに對する答へは簡單であつた、反對黨の諸君は英國がフランコ政府承認を差控へれば人民戦線政府は抗戦を繼續し得たと考へられるのであらうか、フランコ政府承認に際しこちらから條件をつけることは英國が一戦を辭せぬ決意がない限りは不可能のことであつた、しかし英國政府はフランコ將軍からスペインの

獨立乃至は矜持を害ふやうな外國の干渉を受けることを欲せず、又政治的犯罪に對して報復手段を措らぬことを確認した書簡を受領してゐる、されば刻下の急務はフランコ軍と人民戦線軍の間の戦闘を中止せしめることである、英國政府は兩軍の代表者に和平交渉を行はしめる目的で休戦を實現するためには如何なる助力をも吝まぬであらう

△タイムス紙 英佛のフランコ政府承認は獨伊が徒黨を組む考へから逸早くフランコ政府を承認したのと異り中立不干渉主義の結果に依るものでスペインの政治的獨立及び領土保全に關する英

獨立乃至は矜持を害ふやうな外國の干渉を受けることを欲せず、又政治的犯罪に對して報復手段を措らぬことを確認した書簡を受領してゐる、されば刻下の急務はフランコ軍と人民戦線軍の間の戦闘を中止せしめることである、英國政府は兩軍の代表者に和平交渉を行はしめる目的で休戦を實現するためには如何なる助力をも吝まぬであらう

余は政府のフランコ政府正式承認を支持する、過去二年半に亘り繼續したスペイン内亂は萬人にとつて不安の因であつた、我々はこの過失を再び繰り返さぬようにしよう

△タイムス紙 英佛のフランコ政府承認は獨伊が徒黨を組む考へから逸早くフランコ政府を承認したのと異り中立不干渉主義の結果に依るものでスペインの政治的獨立及び領土保全に關する英

ロンドン【二六】英國政府のフランコ政府承認に關し廿八日の英紙は一齊に社説を掲げたが政府支持の立場を執るタイムス、デイリー・テレグラフ、デイリー・メール、デイリー・エクスプレス紙等は今回の承認は現實に即した當然の措置として賛意を表し、之に反しマンチェスター・ガーディアン、ニューズ・クロニクル、デイリー・ヘラルド紙等反對派の新聞は何れも無條件承認を以つて民主主義に對する裏切り行為として攻撃してゐる、主なる論調は次の通り

△タイムス紙 英佛のフランコ政府承認は獨伊が徒黨を組む考へから逸早くフランコ政府を承認したのと異り中立不干渉主義の結果に依るものでスペインの政治的獨立及び領土保全に關する英

國の政策はイーデン外相當時より今日まで一貫してある

△マンチエスター・ガーディアン紙(自由黨系)英國政府の無條件承認はミノルカ島降服以來の英國政府の謀略が總べて無に歸したのを自白するものである、政府はフランコ將軍が獨伊と強く結び附いてゐる事實も忘れ最後の瞬間に於て夢中になつて政治的約束を得んとしてフランコ側に迫つたが人民戦線側敗軍兵士を寛大に取扱ふといふ當然の約束すらも取り得なかつた、英國國民の大多數は人民戦線軍の民主主義擁護の努力に同情して居り人民戦線側が敗北したからといつて苛酷な制裁を受けるとならば賦税し得ないであらう

△ニュース・クロニクル紙(自由黨系)

フランコ將軍はスペインの傳統的獨立を維持するとの決意を表明してゐるが防共獨軸國家と結託せるスペインはイタリヤに隸屬せるも同然で英佛に對する大なる脅威である、吾々は他に仕様もないのでフランコ政府を承認したまゝである、ミュンヘン會談に於ける降服の如き大きな過誤を平氣で犯しながら瑣細な事に要心深く心配するの必要はない、スペインは國家再建の事業を控へてゐるがその運命を侵略的國家に委すべきではない、然しイデオロギーの合致を以て喰入つた獨伊をスペインより引離すのは容易ではあるまい、スペイン内亂を以て民主主義、獨裁主義の争ひとなすのは全的に當つてゐるとは言はないが自由の名に於て戰つてゐた方が負けた譯である、然し今後事態の推移により英佛の執つた政策が正し

か

つたことが分る時もあるであらう

ペルー駐西公使館昇格

リマ【三二】ペルー政府は疊にフランコ政權を承認アルゴス、リマ間には公使の交換が行はれてゐるが今回アルゴス及びリマ駐劄の相互の公使館を夫々大使館に昇格せしめる事に兩國政府間に諒解が成立した

駐英大使はアルバ公

ロンドン【三二】英國政府は廿七日遂にフランコ政府をスペインの正式政府として承認するに至つたがこれに伴ひフランコ政府の初代駐英大使には現フランコ政府駐英代表アルバ公が任命されることとなる模様である

在倫敦西大使館接收

ロンドン【三二】英國政府のフランコ政府正式承認により初代駐英大使となつたアルバ公は廿八日デ・アスカラテ舊人民戦線側大使より英國政府の手に委ねられたスペイン大使館を接收した、尙デ・アスカラテ前大使は英國政府より今後三ヶ月間は外交官としての待遇を享受するがスペイン政府の正式外交代表としての資格は廿八日を以て終つたものと見做される譯である

駐佛西大使退去

パリ【三二】フランス政府のフランコ政府正式承認により人民戦線政府がその存在を抹殺されるに至つた結果人民戦線政府駐佛大使マルセル・マルチネ氏は廿八日午後任を引去られた、一方フランス政府はフランコ政府の正式承認を同政府に通告するため特使を廿八日夜アルゴスに向け派遣することとなつた

在巴里西大使館も接收

パリ【三二】パリに於けるスペイン大使館は廿八日人民戦線側大使マルセル・マルチネ氏の引揚げを見送つたが即日元スペイン駐佛大使キノス・デ・レオン氏が之に代つてフランコ政府を代表して同大使館を接收した、大使館屋上には國民主義スペインの新生を象徴する新國旗が高々と掲げられ市民の歡呼を浴びた

駐米人民戦線大使も動く

ワシントン【三二】スペイン人民戦線政府の駐米大使デ・ロス・リオス氏は前日のハル國務長官との會見に引續き廿八日再び國務省にウェルズ次官を訪問、約一時間に亘り協議を重ねた、會見の内容は一切發表されないが、デ・ロス・リオス大使は言葉少なに語る

余は現在のところ大使を辭任する意圖はない、最近の情勢の下に於いては人民戦線政府の崩壊といふことは考へられることだが余の手許へは未だ何ら報告が届いてない従つて何分の通知がある迄大使館を維持して行くことは余の義務であると考へる

人民戦線抗戰地策

佛領へ持込みの人民戦線軍武器

パリ【三二】敗退の人民戦線軍がカタロニア國境からフランス領に持ち込んだ武器彈藥は夥だしき數に上つてゐるがこの武器の處分問題を繞つてフランコ政府はこれが引渡しを要求してゐるに對し

フランスとしては武器缺乏の折柄これ等の武器は飽くまでフランス軍に於て所有した可能性を識してゐる尙問題の武器は次の如く夥しき額に上りそのうちには現にフランス軍が使用してゐるもの乃至は購入中のものと同型のものもある

- △飛行機 二百五十臺
- △重砲 百五十門
- △シナイダー砲、一九二六年型
- △高射砲 五十門
- △スイス製廿耗砲

マドリッド防衛陣動搖

パリ【三二】フランコ軍のカタロニア完全制覇と共に人民戦線最後の牙城マドリッドの運命も愈々旦夕に迫つてゐるが廿五日マドリッドからパリに達した情報によればマドリッドに據る人民戦線首腦もこれ以上抗戦を続けることは全く無意味であると觀念した模様で、無抵抗にフランコ軍に降服する決意を固めるに至つたと傳へられる、主戰派のマドリッド防衛司令官ミアハ將軍も大勢が抗戦中止に傾いた以上如何とも形勢を挽回し得ない立場にあり人民戦線首腦中には早くもマドリッドから逃亡する準備を進めてゐる者さへ續出してゐる有様でフランコ軍のマドリッド占領も愈々近日に迫つた

人民戦線遂に抗戰地策

パリ【三二】カタロニア地方喪失と共に四圍の情勢漸く不利なるを覺つたスペイン人民戦線政府は遂に抗戰地策を決意、廿五日パリの人民戦線側代表から左の如く發表された

人民戦線首相ネグリン氏は内戰停止に關する英國政府の提案を受諾したアミア大統領は既に辭表を用意してをり、英佛のフランコ政府承認と共に人民戦線側の消滅を宣言しよう

スペイン内亂愈々大圍圍

パリ【三二】英國政府はフランコ政權無條件承認を決定すると共に人民戦線政府に對して頻りに抗戦の中止を慫慂してゐるが廿四日終日に亘りネグリン首相以下人民戦線首腦がマドリッドに於いてこれ

が對策を協議した結果これ以上フランコ軍に對して抵抗を續けることは無意味であるとの結論に到達、遂に英國政府の休戰勸告を受諾するに決定した模様で、廿五日の旨パリのスペイン人民戦線筋から發表された、一方パリに亡命中のアミア大統領も形勢の非なるを覺つて既に大統領を辭する決意を固めたものゝ如くに、英佛兩國政府のフランコ政權正式承認をもつてスペイン共和國の合法性は喪失した旨を聲明するものと見られる、喪失して一九三六年七月勃發して以來小型歐洲戰爭といはれる歐洲政局の癆と見られたスペイン内亂もバルセロナ陥落を以て急轉直下、二年半に亘る擾亂の幕を閉ぢることになる譯である、尙フランコ、人民戦線兩軍の休戰時期並にその善後措置についてはロンドンに於いて英國政府とフランコ政權代表との間で折衝を進めることとならうが人民戦線軍を代表してアスカラテ大使も参加する模様である

了サミア大統領隱退か

パリ【三二】人民戦線軍の敗退が愈々十日の問題となると共にアミア大統領は



スペイン歸還の勸説を知けて大統領辭任の決意を固めてゐる模様だが、目下パリの人民戦線政府大使館に滞在中のアサニア大統領は廿六日夜パリを出發して再び南佛サヴォワ縣のコロンジュ・スニール・サレーヴに赴くこととなつた、アサニア大統領は人民戦線政府の壊滅を見越して隠退を決意したものと如くコロンジュ・スニール・サレーヴに永住することゝならう

パリ【三三】バルセロナ陥落後逸早くパリに亡命、壊滅必至のスペイン人民戦線救済のためフランス政府と種々畫策中だつたアサニア大統領は廿六日夜義弟のリヴァス・アサニア氏を同伴、パリ出發アルプス山中のコロンジュ・スニール・サレーヴに向つた、アサニア大統領は辭職と共に同地に隱遁の生活を行ふのではないかと見られる、尤もリヴァス氏は出發に當り大統領に代り「大統領辭職などは未だ問題でない」と言を濁したが元駐佛スペイン大使アルボルノス氏は英佛兩國政府のフランコ政府承認と共にアサニア大統領は辭職を發表するだらうと語つた

**アサニア大統領辭職**

コロンジュ・スニール・サレーヴ【二六】廿七日パリよりコロンジュ・スニール・サレーヴに避難し來つたアサニア大統領は廿八日に至り遂に大統領の職を辭する旨發表した、アサニア大統領の辭職はバルセロナ陥落後フランスへ亡命し來つた當時より頻りに傳へられ來つたが廿七日の英佛兩國政府のフランコ政府正式承認聲明によつて愈々辭職の決意に達したものと見られる

**アサニア大統領の辭表**

コロンジュ・スニール・サレーヴ【二六】亡命のアサニア人民戦線大統領は二十八日辭職に決定したが一行の新聞班長たる人民戦線政府儀典局長リヴァス・チェリフ氏はアサニア大統領が人民戦線會議議長デニコ・マルチネス氏に宛て提出せる辭表全文を左の如く發表した

余は人民戦線軍事當局より既に戰勝の見込みなき事を報告せられた時、直にネグリン首相に對し之以上の流血の慘害を防止する爲和平下交渉を開始すべき事を提案した、當時余は全力をあげて此目的に向つて努力したが今や多數の列國殊に英佛がフランコ政權を承認した以上、余は最早スペインの外交機關を通じて和平交渉を行ふ手段を有せず且人民戦線政府内部の諸機關が機能を喪失した今日余の目的は失敗に歸したものと云はざるを得ない、かゝる事情の下にあつては余は最早例名目だけにせよ余の地位に留まる事は不可能である、故に余はスペイン議會議長たる閣下の手に余の辭表を呈し、閣下が之に必要な效力を發せしめられん事を願ふものである

**尚チエリフ氏は右辭表全文の發表後左の如く付言した**

法制上大統領の辭表提出後は議會議長がその職務を代行する事とならう  
**マドリッド恐怖時代**  
 マドリッド【二三】英佛兩國政府のフランコ政府正式承認決定で最後の引導を渡されたスペイン人民戦線の殘された牙城マドリッド市内は迫る寒さに炭、石炭なく電燈、水道も杜絶がちで市民は燐彈

に倒された街路樹破片を爭奪し食を求めて市内を彷徨つてゐるが諸所に横はる死骸は放任され凄惨な光景を呈してゐる、一般市民は人民戦線政府やネグリン首相の所在はもとより戰線の模様も知らず軍隊の士氣も急激に低下してゐるが、今迄市内に潜んでゐた共和反對分子は夜陰に乗じて横行、テロ行為に出で自暴自棄になつた、軍隊の暴行と共にマドリッド市中は恐怖時代を現出してゐる



**沿海州黨大會**

モスクワ【二三】沿海州地方共產黨は第三次五ヶ年計畫モロトフ案審議の爲、目下ウラヂオストックで黨大會を開催してゐるが廿一日のウラヂオ紙ウラヂオストック特電によれば同大會では沿海州地方防備強化、經濟開發につき次の報告演説が行はれた

**△陸軍工兵士官アガノフ 沿海州地方は第三次五ヶ年計畫に於て第一獨立軍と太平洋艦隊とをして敵を粉碎せしめる可能性を與へるため準備を確保せねばならぬ、即ち同地方の生産基地建設を促進する新方式を採用すべきである**

△國營農場監理長コフトニウク ウスリ  
 一 スキー州には十萬ヘクタール以上の米作好適地があるが現在は四千ヘクタールしか利用されてゐない、よつて灌漑をよくし收穫を機械化すればウスリ一 スキー平野だけでも百萬セントネルの米を供給し得よう  
 △第一獨立軍司令官シュテルン將軍 第三次計畫に於て同地方の開発を成功せ

しめんがためには植民を一層迅速にする事が最も重要である  
 又ブエンノフスキー州委員會議書記長アマエフ氏は同地方に衛生施設を擴充すべしと要求、太平洋艦隊司令官クズネツォフ提督は強力なる隣國と境を接してゐる沿海州地方の特別重要性を指摘、同地方のボルシエウイキ黨員には國防上の特別任務が課せられてゐると述べた

**赤軍將星宣誓**

モスクワ【二四】廿三日は赤軍創設廿一周年記念日に當るが當日は全聯邦陸海空軍及び内務人民委員部國境警備軍の將兵が祖國と國民と政府へ忠誠を誓ふべき旨の宣誓を行つた、モスクワの國防人民委員部では先づスターリン書記長が赤軍將兵の前に率先して祖國への忠誠を誓ひ、次いでワラシロフ國防人民委員は祖國防衛のため各人の犠牲を要求する旨の演説を行つて宣誓書に署名、更に陸海空三軍の將軍連は次の順序で署名を完了した

**即ちブジョヌイ、モスクワ軍管區司令官、クリーク國防人民委員部次長、メリリス國防人民委員部次長、シヤデニコ同次長、シヤボシニコフ參謀總長、シエルバコフモスクワ軍管區軍事ウヴェト議員ザポロゼツァ軍團委員ロクテイノフ空軍司令官、ユリリツクス全聯邦軍法會議參與會議議長、ロゾプスキー陸軍檢事長、バヴロヴ陸軍裝甲戰車局長**

(海軍人民委員部は次の順序)  
 フリノフスキー海軍人民委員、ジュダノフ海軍ソウイェット議員、スミルノフ海軍人民委員部次長、スベトロフスキー同次長、イグニチエフ軍團委員、ガルレル軍令部長、ナデジン政治局長、尚イサイ

コフ海軍人民委員部次長は渡不中のため缺席した  
**黑海協定案を否定**  
 モスクワ【二五】ソヴェト政府はドイツの東漸を阻止すると共に國際的孤立から脱却する爲最近頻りに東歐諸國に働きかけ黒海協定締結を策してゐると傳へられるがソヴェト政府は廿五日タス通信社を通じ正式に同説を否定した

**最近外國筋でソヴェト政府が黒海協定を提唱したとの説が頻りに流布されてゐるがソヴェト政府がかゝる提唱をなした事實はなく、又何國との間にも同問題につき交渉した事實もない**

**レーニン未亡人逝去**

モスクワ【二七】レーニン未亡人ナデージダ・クルスカヤ女史は廿七日午後モスクワの自宅に於て逝去した、享年七十九、クルスカヤ女史は一八六九年ウオルガ地方に生れ、少女時代は早くも共產黨に入黨、學生時代レーニンと結婚してレーニンの亡命中にも常にその艱難を共にした、一九一七年の革命後には主としてソヴェト民衆に對する共產主義教育に従事してゐたが、レーニンの死後一時スターリンの新經濟政策に反對してトロツキージノウイェフ等と共に反對派プロツキに加はつた、後轉向してスターリンに忠誠を誓ひ最近では専ら労働者の教育、反宗教運動等に從事、ロシア共和國教育人民委員部次長、黨中央委員の要職にあつた女史は文筆をよくし「レーニンの思ひ出」は特に有名である

歐洲諸國

ハンガリー

新内閣施政方針

ブタペスト【二三】ハンガリー新首相バウル・テレキ伯は廿二日午後組閣後最初の議會に臨み新内閣の施政方針を闡明して次の如き演説を行つた

新内閣は内治に於ても亦外交に於ても前内閣の政策を踏襲せんとするものである、即ち當面の問題としてはユダヤ人法案並に土地制度改革法案の至急實現に努力するであらう

ハンガリー防共協定参加

ブタペスト【二三】ハンガリー政府は今回滿洲國と共に日獨伊防共協定に参加することになったが右正式参加の議定書調印式は廿四日午前十一時ブタペストのハンガリー外務省に於て行はれた、調印式には

- ハンガリー チャキヤ外相
- ドイツ オットー・フォン・エルドマンズドルフ
- 駐洪公使
- 日 本 松宮駐洪公使
- イタリヤ フォルメンテイーニ
- 駐洪代理公使

が出席、夫々自國を代表してハンガリー政府の防共協定参加に關する議定書に滞りなく調印を了した、これを以てハンガリーは愈々名實共に世界防共陣營の一員として世界平和の樹立に盡すこととなつた

▲外相談 ブタペスト【二三】調印式終了後ハンガリー外相チャキヤ伯は左の如く語つた  
ハンガリーの防共協定は單に廿年に亘るハンガリーのボルシェヴィズム排撃の闘争に對する解答のみではなく日獨伊三國に對する友好關係の表れでもある、實にハンガリーはモントテルンの國內策動絶滅には善い經驗を有する、斯かる傾向は世界の總ての個所に起ることであり従つてハンガリーとしては率先防共のため國際提携確立に努むるの要がある、だが防共協定は如何なる國をも目標にせず唯ボルシェヴィズムの國際的非法干渉に對する防衛を意味するに過ぎない

▲ハンガリーの防共協定参加正式通報  
新京【二三】駐滿日本大使及獨伊兩公使は廿七日張國務總理宛廿四日付電報を以て本國政府の訓令に基きハンガリー國の防共協定参加を正式に通報するところあつた、ブタペストに於ても同様署名國よりハンガリーに對し滿洲國の参加を正式通報された筈で斯くて防共陣營は完全に一體化するに至つた

波外相と主として東歐問題に關し相互的諒解を基礎として懇談を重ね過般イタリヤの仲介で一旦解決を見た波洪共同國境問題に對する今後の双方の態度の諒解より更に獨伊樞軸を基礎としてのイタリヤの地中海政策への好意的諒解を求むるを目的として懇談を遂げるものと見られる

伊波會談の範圍は過般の獨波會談の範圍を出ないとの見方もあるがチアノ伊外相のワルシャワ訪問に依りポーランドと獨伊樞軸との關係が一層明確にされ今後の歐洲時局の發展に相當大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

ローマ【二三】チアノ伊外相は今般東歐問題につき相互的諒解のためポーランドを訪問することとなつてゐたが廿四日午前零時五分駐伊ポーランド大使ドルゴシヤウスキ氏を同伴、フォン・マツケンゼン獨大使、ウイラン洪公使の見送りを受けローマ出發ワルシャワ訪問の途についた

ワルシャワ【二三】チアノ伊外相は廿五日午前ローマからワルシャワに到着ベック波外相、駐波ヴァレンチノ伊大使を初めポーランド官民多数の出迎へを受けた後直ちに自動車を驅つて無名戦士の墓に詣でた、次いでチアノ外相は午後ベック外相主催の歡迎晩餐會に臨み伊波交羅を遂げる筈である、チアノ伊外相の滯波日程は左の通り

廿六日 ポーランド獨立戦に参加したイタリア人ムロー大佐の銅像除幕式に臨む  
廿七日 ビアロウエザノの森に赴き狩獵をなす  
廿八日 ワルシャワに歸還

伊外相波蘭訪問  
ローマ【二三】チアノ伊外相は廿三日夜行列車でローマ發ワルシャワ訪問の途につくこととなつた、チアノ外相はベック

伊波會談

波外相と主として東歐問題に關し相互的諒解を基礎として懇談を重ね過般イタリヤの仲介で一旦解決を見た波洪共同國境問題に對する今後の双方の態度の諒解より更に獨伊樞軸を基礎としてのイタリヤの地中海政策への好意的諒解を求むるを目的として懇談を遂げるものと見られる

伊波會談の範圍は過般の獨波會談の範圍を出ないとの見方もあるがチアノ伊外相のワルシャワ訪問に依りポーランドと獨伊樞軸との關係が一層明確にされ今後の歐洲時局の發展に相當大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

ローマ【二三】チアノ伊外相は今般東歐問題につき相互的諒解のためポーランドを訪問することとなつてゐたが廿四日午前零時五分駐伊ポーランド大使ドルゴシヤウスキ氏を同伴、フォン・マツケンゼン獨大使、ウイラン洪公使の見送りを受けローマ出發ワルシャワ訪問の途についた

ワルシャワ【二三】チアノ伊外相は廿五日午前ローマからワルシャワに到着ベック波外相、駐波ヴァレンチノ伊大使を初めポーランド官民多数の出迎へを受けた後直ちに自動車を驅つて無名戦士の墓に詣でた、次いでチアノ外相は午後ベック外相主催の歡迎晩餐會に臨み伊波交羅を遂げる筈である、チアノ伊外相の滯波日程は左の通り

廿六日 ポーランド獨立戦に参加したイタリア人ムロー大佐の銅像除幕式に臨む  
廿七日 ビアロウエザノの森に赴き狩獵をなす  
廿八日 ワルシャワに歸還

伊外相波蘭訪問  
ローマ【二三】チアノ伊外相は廿三日夜行列車でローマ發ワルシャワ訪問の途につくこととなつた、チアノ外相はベック

伊波會談

波外相と主として東歐問題に關し相互的諒解を基礎として懇談を重ね過般イタリヤの仲介で一旦解決を見た波洪共同國境問題に對する今後の双方の態度の諒解より更に獨伊樞軸を基礎としてのイタリヤの地中海政策への好意的諒解を求むるを目的として懇談を遂げるものと見られる

伊波會談の範圍は過般の獨波會談の範圍を出ないとの見方もあるがチアノ伊外相のワルシャワ訪問に依りポーランドと獨伊樞軸との關係が一層明確にされ今後の歐洲時局の發展に相當大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

ローマ【二三】チアノ伊外相は今般東歐問題につき相互的諒解のためポーランドを訪問することとなつてゐたが廿四日午前零時五分駐伊ポーランド大使ドルゴシヤウスキ氏を同伴、フォン・マツケンゼン獨大使、ウイラン洪公使の見送りを受けローマ出發ワルシャワ訪問の途についた

ワルシャワ【二三】チアノ伊外相は廿五日午前ローマからワルシャワに到着ベック波外相、駐波ヴァレンチノ伊大使を初めポーランド官民多数の出迎へを受けた後直ちに自動車を驅つて無名戦士の墓に詣でた、次いでチアノ外相は午後ベック外相主催の歡迎晩餐會に臨み伊波交羅を遂げる筈である、チアノ伊外相の滯波日程は左の通り

廿六日 ポーランド獨立戦に参加したイタリア人ムロー大佐の銅像除幕式に臨む  
廿七日 ビアロウエザノの森に赴き狩獵をなす  
廿八日 ワルシャワに歸還

伊外相波蘭訪問  
ローマ【二三】チアノ伊外相は廿三日夜行列車でローマ發ワルシャワ訪問の途につくこととなつた、チアノ外相はベック

一見ポーランドが獨伊樞軸に接近したかに見えるが實際は然らず、それはソ波協定及び近くベック外相の英獨訪問計畫によつてもわかる、伊波兩國はドナウ問題につき重大關心を持つてゐるがイタリヤがフランスと衝突してゐたのでは充分この方面に手がのばせないから、先づ以て佛伊が伸直りをすることとがポーランドの利益である

伊波會談の範圍は過般の獨波會談の範圍を出ないとの見方もあるがチアノ伊外相のワルシャワ訪問に依りポーランドと獨伊樞軸との關係が一層明確にされ今後の歐洲時局の發展に相當大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

ローマ【二三】チアノ伊外相は今般東歐問題につき相互的諒解のためポーランドを訪問することとなつてゐたが廿四日午前零時五分駐伊ポーランド大使ドルゴシヤウスキ氏を同伴、フォン・マツケンゼン獨大使、ウイラン洪公使の見送りを受けローマ出發ワルシャワ訪問の途についた

ワルシャワ【二三】チアノ伊外相は廿五日午前ローマからワルシャワに到着ベック波外相、駐波ヴァレンチノ伊大使を初めポーランド官民多数の出迎へを受けた後直ちに自動車を驅つて無名戦士の墓に詣でた、次いでチアノ外相は午後ベック外相主催の歡迎晩餐會に臨み伊波交羅を遂げる筈である、チアノ伊外相の滯波日程は左の通り

廿六日 ポーランド獨立戦に参加したイタリア人ムロー大佐の銅像除幕式に臨む  
廿七日 ビアロウエザノの森に赴き狩獵をなす  
廿八日 ワルシャワに歸還

伊波會談の成果  
ローマ【二三】ジオルナレ・ディタリヤ紙主筆ガイダ氏はチアノ伊外相に隨行目下ワルシャワに滯在中だが伊波會談の成果につき廿七日の同紙に「伊波會談の第一結論」と題する報道を送りイタリヤ側の公式見解を述べてゐる、ガイダ氏によれば伊波兩國は今後の歐洲動向に對し完全な諒解に到達したがガイダ氏の報道要旨次の通り

一 伊波會談は特別の問題を審議せず歐洲の現勢に對する伊波兩國の認識の相互諒解に努めた、従つて協定や覺書等は作成しない

二 伊波會談は特別の問題を審議せず歐洲の現勢に對する伊波兩國の認識の相互諒解に努めた、従つて協定や覺書等は作成しない

三 伊波會談は特別の問題を審議せず歐洲の現勢に對する伊波兩國の認識の相互諒解に努めた、従つて協定や覺書等は作成しない

四 伊波會談は特別の問題を審議せず歐洲の現勢に對する伊波兩國の認識の相互諒解に努めた、従つて協定や覺書等は作成しない

一 ダニエリウ問題に關しては一九三八年の歐洲政情の變化に伴ひ政治的經濟的解決に關する獨伊兩國の新たな意見を基礎として問題を考慮するに伊波兩國の意見一致した

一 ポーランド政府は同國がフランスと同盟關係にあるが佛波同盟關係を獨伊の合法的權益を侵す道具に使用する意志なきことを表明した

一 ポーランドの外交政策はフランスの掣肘を受けるものに非ず獨自の立場に於て政策を行ひ得る實情にあることを表明した

一 ポーランドのダニエリウ政策は獨伊兩國の援助なくしては實行し難いことを確認した

一 かくして伊波兩國間には歐洲の現状に對する明白なる諒解成立し兩國が政治的に著しき接近を見たことは特筆すべきでこの伊波兩國が眞の諒解に到達せる結果は伊波親善は勿論のことやがて來るべき歐洲新事態への發展に極めて良好適切なる影響を齎すものと解すべきであらう

**ポーランドに及獨氣運**

ワルシャワ【二三】ダンチヒに於ける獨波兩國學生の衝突に端を發し獨波兩國關係は目下微妙な動きを示してゐるが廿四日ワルシャワの東南ヴィルノ、クラカウ等の國內主要都市の各大學生は「ドイツを倒せ」との反獨スローガンを掲げ街頭示威を行ひ各地のドイツ商店等を襲撃した事件が起つたが廿五日も依然燃焼せずワルシャワでは大學生數千名がビルズスキー廣場に參集、ダンチヒのドイツ人學生の暴狀を鳴らし氣勢を擧げた後示威に

移りドイツ大使館に押し寄せんとしたが出動した警官の必死の阻止により漸く事なきを得た、だがルオーボに於いても退役軍人會及びポーランド獨立戦に参加した學生豫備軍人も國防總監スミグリ元帥の下に「斷乎國境を守れ」との大會議を通過する等反獨運動は日を遂うて國內各地に熾烈化する模様である、ポーランド政府は事態の悪化を憂慮し示威運動阻止に努める一方廿五日駐波ドイツ大使モルトケ氏に對し、斯かる事件の勃發を遺憾とする旨陳謝したがチアノ伊外相の訪波の折柄として頗る注目されてゐる、當局の調査によれば右はチアノ伊外相の訪波を機とし第三者たるウクライナ人の策動により起されたものといはれる

**波蘭の大學閉鎖要求**

ワルシャワ【二三】ダンチヒに於ける獨波學生衝突事件を契機とするポーランド國內の反獨氣運は依然納まらず廿七日ダンチヒと參事院はポーランド政府に對し不祥事擴大を防止する爲ポーランド側の大學閉鎖を要求した、尙クラコウ市に於ても廿七日ポーランド學生團の反獨示威があり街頭を行進しドイツ領事館に押寄せたがポーランド官憲の制止により事なきを得た

**ベルギー**

**新内閣成立**

ブリュッセル【二三】ジャスパール氏斷念の度を受けて組閣を委嘱されたカトリック黨のユベール・ビエロロ氏は廿一日カトリック黨及び社會黨員を含む新内閣

の組織に成功した、新内閣の顔顔れ左の通り  
首相兼無任所相 ユベール・ビエロ(カトリック黨)  
外相 ユージエヌ・スーダン (社會黨)  
藏相 カミーユ・グット  
國防相 ドニ將軍  
内相 ギヨーム・エーケラー (社會黨)  
法相 オージェスト・ド・シユシイヴェ (カトリック黨)

土木相兼交通相 マルク(カトリック黨)  
勞働相 アルチニール・ワオーテール (社會黨)  
農相兼經濟相 ラウル・リシャール  
文相 ベランカール  
植民相 未決定

尙新内閣は明廿二日ベルギー議會に初登壇し新内閣の施政方針を發表する筈である  
**新首相第一聲**  
ブリュッセル【二三】ベルギー新内閣は廿二日議會に初登壇しビエロロ新首相は劈頭内閣の施政方針に關し左の如き要旨の演説を行つた

ベルギーの外交政策は前内閣の政策を踏襲する筈であるが對内政策に於ては憲法上議會並に内閣の權限を制限することが先づ目下の基本的問題であらうと考へる、財政問題に關しては豫算の均衡を圖り四月一日以降の新會計年度に於てすべて政府支出を五分方節減し

よう考へてゐる、又教育、文化方面に於ては特に教化機關の分散を圖りフランダース人、ワロン人に對し夫々文化的獨立を一層享受せしめんと考へてゐる  
**内閣早くも總辭職**  
ブリュッセル【二三】去る廿一日成立したカトリック黨のユベール・ビエロロ氏を首班とするベルギー内閣は僅か一週間の短命を以て廿七日總辭職した、ビエロロ内閣突然の辭職は閣内不統一に因るもので主として社會黨出身閣僚が同内閣の財政緊縮政策就中カミーユ・グット藏相の官吏俸給五分削減の方針に對し強硬に反對したためと云はれる、廿七日の閣議度社會黨出身の勞働相アルチニール・ワオーテール氏は記者團に對し右事實を肯定して次の如く語つた

我々社會黨出身の閣僚は内閣の緊縮政策、特に官吏減俸案に對してはどうしにも同意することが出來ず遂に内閣總辭職の止むなきに至つたものだ  
**ヴァン・ゼーランド博士出馬か**  
ブリュッセル【二三】ユベール・ビエロロ内閣が僅か一週間の短命を以て互解以來ベルギー政界は極度の不安状態に陥つてゐるが政界消息通の觀測によればベルギー政界稀有の混亂状態に鑑み後繼内閣組織には元首相にして同國政界の第一人者たるヴァン・ゼーランド博士の出馬が有力と見られるに至つた

**白國にも舉國一致内閣**  
ブリュッセル【二三】ビエロロ氏を首班とするベルギー内閣は僅か一週間の短命を以て廿七日總辭職の止むなきに至つた

たが廿八日社會黨上院議員オイゲン・スーダン氏が後繼内閣の組織を委嘱されたスーダン氏は前ビエロロ内閣に於ける外相であり、なほ藏相、法相の椅子にあつたこともあり過去數回内閣に上院副議長を勤めて來たベルギー政界の元老で今回の組閣に當つてはカトリック黨、社會黨及自由黨の援助を得て舉國一致内閣の組織に成功するものと期待されてゐる

**バルカン協商會議終る**  
ブカレスト【二三】去る廿日からブカレストに於て開催中だつたルーマニア、ユーゴ、ギリシャ、トルコ四國のバルカン協商國會議は廿二日を以て閉幕し次のコンミュニケが發表された

四國代表はバルカン協商に關係ある各種の問題につき意見の交換を行つたが四國の共同政策につき完全なる意見の一致を見、同時に緊密なる連帶關係の維持を相互に確約した、尙次回バルカン協商會議は一九四〇年ベルグラードに於て、バルカン協商經濟評議會は一九三九年四月ブカレストに於て夫々開催するに決定した

會議終了後ルーマニア代表ガフエニコ外相はバルカン協商國のスペイン、フランス政權承認問題につき次の如く語つた  
バルカン協商國は原則的にフランコ政府を承認するに意見の一致を見たが然しその時期は各國夫々適當と思はれる時に單獨で行ふこととなつた  
**ブルガリア皇帝ユーゴー訪問**  
ベルグラード【二三】ブルガリア皇帝ボリス三世は廿八日午前十時ベルグラード

に到着、驛頭パウル攝政殿下、政府關係  
其の他の出迎へを受け王宮に向つた、ポ  
リス三世陛下は廿八日はユーゴスラヴ  
イア王宮にパウル攝政の客となり、同夜  
ソフィアに御歸還の予定であるが、ポリ  
ス三世はパウル攝政との會見に於て去る  
二月廿日より廿二日に亘りブカレストに  
開催されたバルカン協商會議の決定に就  
き協議するものと信ぜられ、歐洲政局を  
繞り東歐協商諸國が微妙なる動きを見せ  
つゝある時ポリス三世のユーゴスラヴ  
イア首都訪問は注目されてゐる

日蘭親善關係強調

ハーグ【二三】ウェルター植民相は廿八  
日オランダ下院に於て日蘭關係に言及し  
日本の進出はオランダを脅威するもので  
ない旨左の如く述べた

日蘭兩國間には數百年來友好關係が存  
續してをり、且つ又兩國間には不安な  
空氣を醸成するが如き何等の理由も存  
在しないのでオランダ政府としては今  
日日本の侵略を恐れることは何もない  
譯である

アメリカ

グラム島案否決

グラム島防備問題論戦

ワシントン【二三】グラム島を始め大西  
太平洋の島嶼沿海の防備強化を目的と  
する總額五千三百八十萬弗の海軍根據地  
擴張案は廿廿一日の下院本會議に上程  
されたがグラム島の防備問題を繞り早く

も賛否兩派が對立し活潑な論戦が展開さ  
れた、先づヴェインソン海軍委員長起つて  
法案の内容を説明し下院の支持を要望、  
特にグラム島防備の重要性を強調すれば  
これに對し共和黨のフイツシュ議員及び  
民主黨のホルマー議員は直ちに反對意見  
を表明しグラム島防備強化の及ぼすべき  
悪影響を指摘した、各議員の所論要旨左  
の通り

△ヴェインソン海軍委員長 本案に示された  
海軍根據地の擴張計畫により米國は充  
分な軍備を持たぬ他の民主主義國のや  
うに簡単に潰滅させることは出来ない  
ことを認識するであらう、米國は獨特  
の表現による全體主義國への回答を發  
見したのである、グラム島は戦略上極  
めて重要な地位を占めてゐるので他日  
アジアの強國がハワイ島乃至米大陸に  
對し敵對行動をとる場合にはこれを阻  
止する有力な根據地とならう

△フイツシュ議員 グラム島の施設強化  
は日本の喉元に短刀を突き付けるやう  
なものである、従つてこれは米國をい  
らざる紛争に捲き込む恐れがある  
△ホルマー議員 グラム島の施設強化は  
要緊化の第一歩となる恐れがある、若  
し海軍當局の言明する如く米國にグラ  
ム島要塞化の意圖がないとすれば、こ  
れに色々と手を着けんとする理由は奈  
邊にあるのだらうか

ワシントン【二三】廿二日も右法案に對  
する辯論が續行されたの如き論戦が行は  
れた

一 反對演説  
△シヤノン議員(民主黨) 極東の戰爭に  
際し米國にとつて比島が財産たるより

負債たることは明瞭である、何故なれ  
ば比島は日本の南方進出の途上に廣  
たはつてゐるから米國は早晩豊饒だが  
無防備なこの島嶼の占據を繞つて日本  
と戦ふを交へることとならう、滿洲及  
びその後に於ける支那に對する日本の  
進出記録に徴しても日本は極東に絕對  
不可侵の覇權を確立せんとする不動の  
決意遂行の爲には如何なる條約をも尊  
重する意志なき事が明瞭とならう、若  
し日本が米國に近接した島嶼に海軍根  
據地の築造を企圖せんか米國は必ずや  
斯かる脅威を阻止するため海軍を集結  
し日本を牽制するであらう

△タバー議員(共和黨) グラム島防備案  
は金の浪費であり且つ無益である  
△ホープ議員(共和黨) 日本はグラム島  
防備案を非友誼的企圖と見做してゐる  
がこれは米國を極東問題に捲き込むこ  
とにならう

一 賛成演説  
△イトン議員 グラム島防備案に依り  
同島に廿四臺の海軍機を駐屯せしめ得  
るがこれらの海軍機は必要の際「海軍  
の眼」として活動し他國の敵意ある行  
動を豫告するであらう

向下院議事委員會はグラム島防備案に對  
する反對が豫想外に強いのに鑑み廿三日  
の本會議に於て海軍防備強化法案よりグ  
ラム島武裝案を削除すべきか否かを表決  
に附する事に決定した

グラム島防備案通過せん  
ワシントン【二三】グラム島防備案を含む  
米海軍防備強化法案は目下下院本會議に  
於て審議されてゐるが下院は廿三日これ  
を表決に附する豫定であり一部の反對に

も拘らず大體下院を通過することとな  
り、但しグラム島防備案に關しては賛否  
の差極めて僅少と見られ共和黨側は變つ  
てこれに反對するものと見られる、廿二  
日下院が同案を討論中マニス共和黨議員  
は

グラム島防備は米國の外交政策を含む  
ものでありたまたまグラム島が海軍の  
所管に關するが故に海軍防備強化經費に  
含まれてゐるが寧ろ陸海軍費以外の豫  
算に含まれるべきである  
と述べたことは注目すべきである、無論  
軍事的非軍事的施設の區別は明瞭に出来  
ないがルーズヴェルト大統領もグラム島  
武裝は軍事的施設に非ずと抗辯して居り  
その諒解の下に通過を見ることにならう

グラム島防備と比島の獨立  
ワシントン【二三】下院島嶼委員會は廿  
二日比島の獨立問題を討論したが同委員  
會に於いても本會議同様グラム島武裝  
案が問題となり共和黨議員クロフォード  
氏は比島の日本接近傾向を擧げてグラム  
島の防備は日本を牽制しひいては比島の  
獨立を危殆に瀕せしめる旨強調した、ク  
ロフォード議員の論旨左の通り

比島と日本との經濟的、人種的一致は  
次第に日本の比島支配を招来しつゝあ  
る、比島の一部實力なる官吏、銀行家  
及び工業家は東洋の同胞たる日本人と  
の協同を喜び、先づヴァオ地方が日  
本の樹立する獨立國家の魁となり、次  
いで他地方がこれに隨はう

グラム島防備案葬らる  
ワシントン【二三】總額五千三百八十萬  
弗に上る海軍防備強化法案は廿三日下院

本會議に於て表決に附されたがこれより  
さき本會議は同法案に含まれた五百萬  
弗のグラム島防備項目に對してはその性  
質の重大なるに鑑み特にこの項目を防備  
法案中から除外すべきや否やに關し賛否  
を問ふた所除外賛成二〇五對反對一六八  
を以て問題のグラム島防備案は遂に下院  
に於て葬り去られた、次いで下院はグラ  
ム島防備費を除いた四千八百八十萬弗の  
海軍防備強化案を三六八對四票の壓倒的  
多數を以て可決、直ちに上院に回附した

グラム島案否決の事情

ワシントン【二三】最近引續き米國議會  
を賑はしたグラム島飛行基地案は政府並  
に提案者側の樂觀を裏切り廿三日下院本  
會議に於て遂に否決の運命を見たがこの  
間の事情につきワシントン政界消息通の  
意見を綜合するに大要左の如き諸事情が  
相合して問題のグラム島防備案を葬つた  
ものと觀測される

一 ルーズヴェルト政府が外交政策明示  
を後廻しにして軍事施設を先にするのは  
順序顛倒も甚だしいといふ意見が案  
外強く議員間に浸みわたつてゐた

一 民主黨自身の間にもルーズヴェルト  
大統領の對外政策の行過ぎを懸念する  
向が多くその懸念の程度は黨の方針を  
裏切つて投票を取るといふ程度に  
まで深刻化してゐた

一 新聞論調が右案支持に積極的でなく  
新聞界の大立物ロイ・ハワード氏その  
他から有力な反對論が起りニューヨ  
ーク・タイムズ紙まで賛成に躊躇してゐ  
た

一 對佛飛行機賣渡しに關する軍機漏洩  
問題が騒がれてから外交方針に關する

不安が増大し一時下火だった中、西部の孤立主義者等が再發言の機會を得た。國防に關し最近ビットマン上院外交委員長、ウインソン下院海軍委員長等の主張が極端化し米國の受ける實際の脅威を誇張してゐるとの感を懷く者少くない。

一 共和黨の勢力と結束とが昨秋の中間選挙後強められ外國の問題に容喙するより國內問題の解決改善に努力すべしとの傾向がフーヴァー前大統領の演説その他から明瞭に觀取され議會の關心を對外政策に集中するを喜ばず外國と無用な紛議の種を播くのを避けようとする空氣が動きつゝある。

**グラム島案否決まで (下院論争)**

ワシントン【二三】グラム島防備案を含む總額五千三百八十萬弗の海軍防備強化法案は去る二月十五日下午院海軍委員會から本會議に廻附されて以來連日に亘り白熱的論議を重ねてゐたが廿三日の本會議に於いて表決の段取りとなつた、この日下院本會議は正午開會、グラム島防備案に對する討論は當初三十分間と限定されてゐたが多數議員がこの制限に猛烈に反對した爲海軍防備強化法案の提案者たるウインソン海軍委員長はこれを四十分間に延長して妥協するなど本會議は表決に先立ち早くも異常な沸騰を示した、各派議員の活潑な發言の後本會議は愈々民主黨サトフィン議員提案の「海軍防備強化法案よりグラム島防備案を除外する」旨の修正案の採決に入つた、先づ總投票の結果は理想を裏切り百九十三票對百六十四票を以てグラム島除外修正案が可決された、政府當局並に下院政府派

の領袖は頗る狼狽し直ちに政府派と見られる民主黨員連をかき集め改めて「點呼投票」によつて最後の表決を有利に導かんとし、就中民主黨領袖レイバーン議員の如きは壇壇から議場の中央に進み出て嚴肅な面持ちを以て

諸君、米國は如何なる國とも戦争を欲するものでない、又他國に屬する領土を一尺たりとも獲得しようなどとは思つてゐない

と大見案を切るなどの劇的シーンを演じたが遂に效目なく、點呼投票の結果は再び二百五票對百六十八票の多數を以てサトフィン議員の修正案が可決された、かくてグラム島防備案は海軍防備強化法案から削除され總額五千三百八十萬弗の強化法案は五百萬弗のグラム島防備費目を削除して總額四千八百八十萬弗となつて下院を通過上院に廻附された

ワシントン【二三】問題のグラム島防備案は廿三日の下院本會議に於てサトフィン議員修正案の可決により遂に葬り去られたが表決に先立つ四十分間の討論時間に於て賛否派議員は交々起つて次の如き最後の討論を行ひ議場を賑はした

**△グラム島防備案賛成演説**

ウオレン・マクナツソン議員(民主黨) 若し米國がグラム島の海軍施設改修案を引込めるならば日本は米國が日本政府の抗議を懼れて極東で港の改修さへも差控へたのだと極東中に宣傳して來るだらう

アーサー・メイ議員(民主黨、下院陸軍委員長) 米國の國境線は米國旗の燃る所にある

米國が自國の所有物に手を加へるのに

遠慮はいらぬ、我々が我が領土内爲す所のことについて何の理由で日本乃至は其他の國の意見をきく必要があるのであるか、況んや日本は一九二二年の九國條約を踐躪して支那に於ける門戸を閉鎖し又支那非戦闘員を擧撃してゐるではないか

**メルウィン・マーズ(共和黨、下院海軍委員)**

日本は米國がその港灣を修理するのには反對してゐない、グラム島防備問題の結果を懼れてゐる聲は唯米國內で聞かれるのみである、日本政府の官吏さへ日本は何等この問題について報復する意向はない旨口に言明してゐる

**△グラム島防備案反對演説**

ウイリアム・サトフィン議員(民主黨、グラム島防備案削除修正案提案者)

米國は如何なる國の攻撃に對しても難攻不落たらしめなければならぬことは勿論である、然しながら何の必要のあつて國防線を太平洋の遙か六千哩の彼方にまで擴大せんとするであるか、若し英國が今日バミューダ島を要塞化せんとしてゐることが判明したならば米國民は一體如何に考へるであらうか、斯る場合に我々は果してこれを他意あり、且敵意ある行爲と考へぬだらうか

**ジャック・ニコルス議員(民主黨)**

米國は如何なる國をも懼れるものに非ず、又グラム島防備問題は日本を刺戟して戦争に追込むものだと考へてゐないが然し防備案には反對である

其他民主黨のリチャード・コールマー、共和黨のロビンソン各議員は何れもグラム島防備案削除を支持して次の如く述べ

た

單に金の浪費のみでなく日本によつて米國の對日挑戰所と考へられる懼あるグラム島防備案の如きはその提案者の頭腦を疑ふものである

**グラム島防備案否決の波紋**

ワシントン【二三】米國下院は廿三日グラム島防備案を否決したが右投票の殆ど直前迄該案の否決を豫見し得たもの殆どなかつただけにこれが投票結果が各方面に與へた衝動は相當大きい、余は廿二日も議會を傍聴したが廿三日も消息通の意見を訊して見たが余の得た印象は投票が極めて接近するだらうと云ふ事であつた、然しウインソン海軍委員長以下賛成論者は僅少な聲ではあるが必ず通過を確信してゐると云ふにあつた、然るにこれが豫想を覆したものは僅か廿五名の共和黨員を除き共和黨が殆ど擧つて反對投票を行ひ且つ反ニュー・デイル派の民主黨員を主とする民主黨六十四名がこれに呼應し、中には黨派的立場を別にして反對する民主黨員もあり進歩黨労働黨の、各々一名が反對投票したこといづれにしても理想は全く覆されたわけであつた

右結果につき余は更に多くの消息通の意見を訊したが余の聞き得た所は右結果は黨派的立場よりは寧ろ問題を自身に對する反對であると解すべきだとする意見である、即ちこれが有力な論據としては一グラム島は防禦地點としては米本土より餘りに遠隔の地にあること

一 今年度に支出する經費は僅か五百萬弗とは云へ右は軍事施設的第一階段となるもので一度ひこれを容認せんか今後同島の軍事施設を更に強化すること

なる

一 同島の軍事施設は米國をして戦争にまき込む危険があること等これに加へてルーズヴェルト大統領の外交政策を牽制せんとする底流も見逃し難い、而してこの點のみは稍々政策の現れと見ることが出来るが根本理由は内政問題を離れて施設そのものに反對だといふにある、海軍根據地案が絶對多數で通過しながらこれから切難したグラム島防備案を卅七票といふ相當の差を以て否決したことは米國の極東政策が尙極めて現實的であるといふ點を表明するものであらう、他方上院が同案に如何なる立場を探るか注目される所でルーズヴェルト大統領は三月初めワシントン歸還と共に上院に働きかけこれが通過を期するだらうとも既に噂されてゐる、いづれにせよこの種問題となる法案が一方で否決され他方で覆へされ兩院協議會にかけられること等は屢々ある所で今後とも成行を注目する必要がある

**孤立派議員連聲明を發せん**

ワシントン【二三】問題のグラム島防備強化案は廿三日の米國下院本會議に於いて賛成、反對兩派の白熱的論議の後遂に葬りさられたが、グラム島問題を契機に政府並に在野の各方面から米國外交政策に對する論議が愈々熾烈化する形勢に雖みジョンソン、ボラー、ナイの各共和黨上院議員並びにクラークボーンの民主黨上院議員は孤立主義擁護の建前から近く黨派を超越して集會を開き、米國外交が他國の戦争に捲込まれるが如き危険な方向を辿らぬ様ルーズヴェルト大統領の積極的外交策に反對である旨の共同聲明

なる

を發表することゝなつた。右につきジョ  
ンソン議員は

我々有志議員が孤立主義の立場から共  
同聲明を發することは米國外交政策の  
方向を明らかにすることに役立つと共に  
現在國內に瀰漫してある戦争ヒステ  
リーを冷す上に意義があらう

と語つたがクラーク議員も  
外交方針そのものを明かにしないで國  
防豫算を審議することは出来ないのだ  
から共同聲明を發することはたしかに  
意味がある

と共同聲明の發表に賛同してゐる  
現に米國輿論はグラム島防備案が突然否  
決されたため政府の外交政策につき全く  
判斷に迷つてゐる形その點からも孤立  
主義議員の共同聲明發表は大眾の外交政  
策に對する關心に一定の方向を與へるこ  
とにならう

**米中西部の孤立主義**  
ワシントン【二三】グラム島防備強化案  
は廿三日下院に於て一般の豫想を裏切り  
否決の運命に遭つたが右投票結果を更に  
仔細に見て注目すべき事實は米國中西部  
出身議員の投票が二百五票の中九十一票  
を占めてゐる事實で中西部は他の地方に  
比し孤立主義及び反競争機運が頗る濃厚  
な點を證するものである、他方防備強化  
賛成投票の中西部地方出身議員の投票が  
廿四票を占めて居り其の中カリフォルニ  
ア州が十七票の多數を占め更に共和黨議  
員中賛成投票を爲した十五名中七名がカ  
リフォルニア州選出議員である事實であ  
る、而してこの事實はカリフォルニア州  
其の他西部が主眼論であるといふよりは  
西部地方の安全を期するといふ感情の現

れと見るべきである、其の他の東部、南  
部の投票は賛否双方に分れ判然たる色彩  
を見ることは困難である、上院が今後グ  
ラム島問題でどう動くかは豫見し難いが  
例へばカリフォルニア州出身議員中でも  
サンフランシスコ出身のジョンソン上院  
議員の如きはグラム島施設反對の立場を  
取つて居りルーズヴェルト大統領自身も  
此の法案提出當時極めて曖昧な立場をと  
つて居りどこ迄熱意を以て下院の否決を  
覆すことに當るか疑問とされてゐるので  
特別に輿論の反對の起きない限りこれを  
上院で覆す可能性は少いだらうと見る論  
者が相當多い、尙右問題に關聯し信頼す  
べき筋の話によればワシントン上院海軍  
委員長は「グラム島施設問題は死んだよ」と  
語つたと傳へられてゐる、因に廿四日  
下院事務當局の發表によればグラム島防  
備強化案の賛否投票数は次の如くである

△防備強化反對

民主黨	六四
共和黨	一三八
進歩黨	二
農民労働黨	一
合計	二〇五

△防備強化賛成

民主黨	一五二
共和黨	一五
米國労働黨	一
合計	一六八

**對日、比政策が先決問題**  
(紐育タイムズ論説)  
ニューヨーク【二三】廿三日のニューヨ  
ーク・タイムズ紙は「グラム島防備問題  
は海軍問題に非ず」と題する社説を掲げ  
米國はグラム島防備案より前に先づその

對日、對比島政策を熟慮しなければなら  
ぬとして次の如く論じてゐる

海軍防備強化法案の中特にグラム島防  
備案に就いては賛否兩論囂々たるもの  
があるが賛成論の多くは國防的見地か  
ら左の三點を擧げてゐる、即ち

一 グラム島はハワイ乃至米國本土の  
防衛に必要不可欠ならずとは言へな  
いが重要な一地點であることは疑ひ  
ない

一 グラム島は米國アジア艦隊にとり  
戦時に於て必要であるのみならず平  
時に於て燃料補給地、艦船修繕地  
として重要である

一 グラム島防備強化は日本の大陸進  
出及び南下を牽制すべく比島の獨立  
保全に寄與するものである

然しながら右三點とも有力な論據とは  
言ひ得ない、例へばハワイ防衛上グラ  
ム島が必要ならば更にグラム島防衛上  
第二のグラム島が必要となり又平時に  
於けるアジア艦隊の修繕基地としては  
グラム島ならずとも香港、シンガポー  
ル等を利用することが出来やう、結局  
グラム島防備強化案は日本の對支政策  
及び我が對比關係の關する限り本質的  
には政治的問題であつて海軍問題では  
ない、換言すれば我々は日本のアジア  
大陸進出を如何なる限度に於て喰止め  
んとするかを先づ決定し然る後比島と  
協議の上我が對比政策の基調を確立す  
ることが必要である、而してグラム島  
防備案は斯かる政策遂行上の一手段と  
して利用すべきである

**トリビューン紙防備賛成**  
ニューヨーク【二三】廿三日の米國下院

が囂々たる賛否を戰はして來たグラム島  
防備強化案を否決したに對し、ヘラル  
ド・トリビューン紙は廿四日の紙上に社  
説を掲げて之に反對を表明し下院の否決  
は「錯誤」であるとして次の如く論じてゐ  
る

グラム島の空軍根據地としての價値如  
何に就いて今日まで下院議員達の戰は  
して來た論戰の經過に徴しても議員の  
大多數は容易に賛否何れの側にも會同  
する傾向にあつたものでグラム島防備  
案が下院に於て否決されるに至つたと  
して何等奇異とするに足りない、然しな  
がらグラム島の防備を強化することに  
よつて米國は日本の極東に於ける野望  
を制肘し得る以上下院がグラム島の眞  
の戰略的價値をもう一度評價し直すこ  
とが望ましい

**日本への影響を憂慮**  
ワシントン【二三】グラム島防備案は廿  
三日の米國下院本會議で遂に海軍防備強  
化案から除外の運命に遇つたが國務省筋  
では議會の右の決定が日本の態度及び政  
策に與へる影響につき尠からぬ憂慮を感  
じてゐる模様である、即ちグラム島防備  
案の削除に關し日本が

一 米國議會内に於けるグラム島防備案  
反對が強くなつたのは日本國內の輿論  
がグラム島問題に刺戟されて反米的に  
なつて行くのを見たからではあるまい  
か

一 グラム島防備案が否決されたのは米  
國がルーズヴェルト大統領が米の極東  
政策を武力で支持する意向のないこと  
を間接に表明したのではあるまいか

一 グラム島防備案の否決は米國が比島

防衛の意志のないことを示したもので  
はあるまいか

等の印象を受けることを極度に危惧して  
ゐるやうである

**比島の地位再検討要望**  
マニラ【二三】米國下院が海軍防備法案  
中よりグラム島防備強化の項目を削除し  
たことは比島朝野に多大の衝動を與へた  
積極で議會方面ではこれを以て米國が漸  
次極東から手を引く前提なりと見てこれ  
を機會に比島の地位の再検討を要望する  
聲が高い、グラム島問題に關する主要議  
員の意見次の通り

△ホセ・ロ・メロ議員 米國議會がグラ  
ム島防備強化案を削除したのは比島人  
の深く考慮すべき問題である、何故な  
ら極東問題に對する米國議會のかゝる  
態度は米國が將來東洋から全く武力を  
引き揚げる前觸れかも知れぬからだ

△フロイラン・ビメンテル議員 グラム  
島問題に對する米國議會の態度に徴し  
ても比島が米國と政治的關係を絶つて  
自身で自己の國防を強化せねばならぬ  
ことは明かであらう

△ホセ・ユリオ議長 米國海軍防備案中  
からグラム島防備強化案が削除された  
ことは米國內に孤立主義的潮流の強い  
ことを示すものだ

**比島獨立法改訂機運**  
ワシントン【二三】グラム島防備問題を  
繞つて米國の對極東政策就中今後の對比  
島政策の動向が顯る注目されてゐるが上  
院閣僚委員キング民主黨議員は廿四日比  
島の獨立法改訂を主張して次の如く語つ  
た

米國が戦争に捲き込まれない爲にも或は又日本の比島奪取を防ぐ爲にも余は現在の比島獨立法の改訂に賛成する、余が比島聯邦憲法作成の爲マニラを訪問した當時余は不明にも日本は民主主義時代に入らんとしてゐると誤解した日本は今や獨裁主義的國家になつたのだから比島獨立法も從つて改訂されなければならぬ

**グワム島防備案否決と米當局**

ワシントン【三二】米國政府當局はグワム防備案の否決が日本に與へる影響を頗る重大視してゐる、即ち政府の一部ではグワム防備案が葬り去られたことによつて昨年十二月卅一日の對日通牒に示されたる如き日本に米國の在支權益を尊重せしめんとする國務省の努力は或は大いに阻害されることとなりはしまいかと恐れ將來日米交渉の場合に米國側がグワム島の防備を有利な武器として用ひ得る爲にも同島防備案が上院で復活されることを希望してゐる、然し同じ政府部内にあつてもグワム島防備案に反對する向もあり海軍防備強化法案を作成したヘツパーン委員は米海軍のグワム防備案支持を公式に記録にとめてゐるが海軍首脳部の一部でさへグワム防備の可否については疑問を抱いてゐる者があると傳へられる、更に國務省の一部でもグワム島の防備は日本を刺戟して日米交渉の可能性を奪ふものであるとこれに反對してゐるといはれる、更に近く海軍防備法案を審議することとなつた上院内にもグワム防備反對論は頗る強く廿四日の如きも民主報ブラウン議員はこれに絶對反對を表明して左の如く語つた

余は海軍防備強化法案中に再びグワム島防備案を復活せしめんとする企圖には斷乎反對し、グワム島の軍事的價値を増加するやうな如何なる改修を加へるとするも米國は東洋にあまりに遠く手をのばし過ぎることとなり、日本が若しグワム島を攻撃すれば到底これは防ぎきれぬものではない、又余は海軍防備強化法案の豫算が今後増額されることにも不賛成である

**防備案否決と米紙**

ニューヨーク【三二】ワールド・テレグラム紙は廿四日の紙上に「議會の常議」と題する社説を掲げグワム島防備案が下院で否決されたことは常議の勝利である旨左の如く述べてゐる

下院でグワム島防備案が否決されたのは常議の勝利を示すものである、國防案に關する限り米國人は歴史的にルーズヴェルト大統領を支持し、從つて若しグワム島の防備が軍事的に有効なものならたとへ日本がなんと言つてもそれに賛成するだらうが實際同島は日本の統治下にある群島の眞只中であり何も役に立たぬものだからグワム防備案が否決されたのは當然である

又ニューヨーク・サン紙は「グワム島防備案」と題する社説に於て同案の罪議は上院に於て相當糾するだらうと次の如く論じてゐる

グワム島防備案は下院で否決されたがこれで問題が片附いたわけではなく同案は上院で相當もまれるだらう、ピットマン上院議員の最近の演説から察すると上院での討議は下院に於ける規冷靜ではあり得ないだらう、然しグワム

島問題が特に一般國防計畫から切離して討議されるものとは考へられぬ

島問題が特に一般國防計畫から切離して討議されるものとは考へられぬ

これを以て獨伊流の洞嶋外交を排斥する旨を明かにした、グワム島防備案削減に關する二百五票對百六十八票の票差はこの事實を物語ると同時に東半球に對する干渉には絶對反對の態度を示したものである、而してグワム島を除く海軍基地増強法案全體に對する票決二百六十八票對四票は米國民は西半球に於ける國防強化には百パーセント賛成の意志を表明したものである

海軍基地増強案中論争の中心であつたグワム島防備案は遂に下院本會議で本案から削除されることになつたがこれは明かな誤算といふべきだ、第一に米國がグワム島を防備しても日本は絶對に戦争に訴へることはない、然るに反對論者が日本との戦争の脅威云々を論じたのは笑止千萬だ、第二にグワム島防備の眞の價値は日本の南進を若干でも牽制し日本の比島擧陸を困難ならしめる點にあるが反對論者がかゝる政治的意義を忘れて單にハワイ諸島防備とか商船に對する便宜とかを論じたのは誤りだ、從つて米國は武力權行の現時の國際情勢下に於ても他の民主主義國と相結んで絶對に屈服せざるの勇氣を世界に闡明するため前から日本の武力進出抑制を企圖したグワム島防備案を

下院が削除したのは大きな誤算といふべきである

ニューヨーク【三二】ウォルター・リツプマン氏は廿五日のニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙上にグワム島防備案否決に關する論説を掲げ米國下院がグワム島防備案を否決したのは日本の進出を恐れたものではなく日本に對し挑戰す

る意思がないことを明らかにするためだ

と強調し左の如く述べてゐる

即ち議會の多數は國民の多數と同様に國防にも地理的に自から限度がありグワム島はその限度外にありとなし又グワム島防備が國防の見地よりも主として外交的意圖や政治的考慮から提示されたことを誰語してゐる、米國民は

これを以て獨伊流の洞嶋外交を排斥する旨を明かにした、グワム島防備案削減に關する二百五票對百六十八票の票差はこの事實を物語ると同時に東半球に對する干渉には絶對反對の態度を示したものである、而してグワム島を除く海軍基地増強法案全體に對する票決二百六十八票對四票は米國民は西半球に於ける國防強化には百パーセント賛成の意志を表明したものである

尚ボストン・トランスクリプト紙も廿四日の紙上にグワム島防備問題に關する社説を掲げたがその要旨は大體右と同様であつた

グワム島を續り上院賛否兩論

ワシントン【三二】米海軍防備強化法案は下院に於て問題のグワム島防備案が削除されて上院に廻附され愈々近くその審議に附されることとなつたが下院否決の後を受けて上院がグワム島防備案に對し如何なる態度に出るかは頗る注目され各上院議員と夫々の立場に於てグワム防備案復活を主張するもの、或はこれに反對するものなど海軍防備強化法案は上院の審議に先立つて早くも賛否兩派の間に猛烈な論戰を展開してゐる有様である、グワム島防備案が上院に於て如何なる運命に遭ふかは目下の所全く豫測を許さないが廿五日も次の如き賛否兩論の發言が行はれた

△グワム防備案復活賛成派  
ハミルトン・ルイス議員(民主黨) 上院の動向に對する余の判斷にして誤なれば上院は結局下院の採決に反對の立場をとつてグワム島防備案を復活することとなり、而して上院はグワム

島は米國の領土であり米國は單にこれに防禦をつくるに過ぎないのだと聲明することゝならう

ジョウシユ・リー議員(民主黨) グラム島防備條項は上院で復活すべきであらう、然しながらこれを實現する爲にはルーズヴェルト大統領はその個人的努力を働かせて大いに盡力しなければならぬ、下院がグラム島防備條項を海軍防備法案から削除したことは東洋に「悪い心理的結果」を與へた、即ち下院のなした所は米國は弱いとの間違つた印象を與へる懼あり、その結果日本の侵略政策を一層助長することとなるかも知れぬ

△グラム防備案復活反對派  
ベネット・クラーク議員(民主黨) 余はグラム防備條項の復活には反對する、上院は大多數を以て同條項の復活運動は否決するだらう、グラム島防備は殆んど宣戰布告にも等しいものだ

獨立共和黨のジョージ・ノリス議員は從來日本の對支行動を猛烈に非難し來つた人であるがグラム島防備案には反對して余は下院の採決を支持する意向であると言明してゐる、尙上院海軍委員會は愈々來週早々グラム島防備條項を海軍防備強化法案中に復活せしむべき否かの審議を開始することゝならう

X X

ハースト氏大統領の外交攻撃

サンフランシスコ【二三】ルーズヴェルト大統領の外交政策に對しては米國內にも反對論が少からずハースト系各紙は昨今盛にルーズヴェルト政府の英佛偏重政

策を攻撃してゐるがウィリアム・ハースト氏は十八日夜ロサンゼルスより全國に向けラヂオ放送を行ひ例によりルーズヴェルト政府の對歐對アジア政策の矛盾及び危險性を指摘した、ハースト氏は極東問題については米國は共產支那及び帝國主義日本の孰れにも加擔すべきではない又永年東洋諸民族に加へられた英佛兩國等の壓制政治を支持し干戈に訴へるが如きことがあつてはならないと説き米國外交政策に對する國民の再檢討を求めたのは廿一日のハースト系コール・プレチン紙はその社説に於て右ハースト氏の放送演説を引用し現在米國の探るべき外交政策は一切の外國紛争より脱出する以外になしとて更に現政府の對外交政策を強く難詰した

ボラー氏政府を痛罵

ワシントン【二三】最近病氣のため轉地療養中であつた共和黨の大立物ボラー上院議員は廿八日三週間の静養を終へワシントンに歸還したが出迎へる新聞記者團に對してルーズヴェルト大統領の國防計畫を痛烈に攻撃して左の如く語つた

政府の陸軍航空擴張案は政府と恐怖症の表現に過ぎない、その證據に軍事専門家は二年間に三千七百機の軍用機を増加しても陸軍はそれを使ひこなせまいとすら言つてゐるではないか、悪性の恐怖症にでもかゝつてゐなければ政府は太平洋の遙か彼方の役にも立たない砂丘(グラム島を指す)に飾をつけようなどは考へ付かなかつたらう、余は近く上院に出席して陸軍航空擴張案について政府をこつびどくやつつける心算だ

宣戰國民投票案提出

ワシントン【二三】民主黨クラーク議員共和黨ナイ議員、進歩黨ラ・フォレット議員等合計十二名のの上院議員は廿八日米國が戰爭に参加するには國民投票によつて宣戰を決定すべしとなす憲法修正案を提出した、法案の趣旨は左の通り

一 議會が國家の危機なりと認めた場合には對外戰爭を宣すべきか否かを國民に決定せしめる爲國民投票を施行すべし

一 但左記の場合は宣戰布告をなすに國民投票を必要とせず

(イ)合衆國及びその領土に對する直接の攻撃又は即時攻撃の脅威ある場合

(ロ)米州以外の國が西半球の如何なる國をも攻撃し又は攻撃の脅威ある場合

右法案の署名者は左の十二名である

△民主黨 アイダホ州選出クラーク議員

ミズーリ州選出クラーク議員、ワシントン州選出ボーン議員、モンタナ州選出マレー議員、オハイオ州選出ドナヘイ議員

△共和黨 カンサス州選出カツパー議員

ノース・ダスタ州選出フレージャー議員、ノース・ダスタ州選出ナイ議員

△進歩黨 ラフォレット議員

△農民労働黨 ランディーン議員、シツプステッド議員

署名者の一人ラフォレット議員は語る

周擲り潰しとなつて日の目を見る事はあるまいと觀測してゐるが同様の國民投票案は前議會でもラドロー下院議員によつて提出せられんとした事もあり、かく毎會期同様の法案が提出される事は國民の注意を惹き且國民に孤立主義政策を教へこび點から頗る有黨義とされ且政治的にはルーズヴェルト大統領の傳統破りの外交政策にブレーキをかける効果があるものと期待されてゐる

反政府宣傳防遏法制定要望

ワシントン【二三】海軍次官チャールス・エディソン氏は廿八日下院に書翰を送り最近共產黨團體により陸海軍部に政府への不服従を發見したががかる反政府宣傳の防止策として議會は陸海軍兵士に對し命令若くは規則に違反せよとの勸告又は示唆を配布する者を罰する法律を制定するよう要請した

米大統領勞働休戦を要望

ワシントン【二三】米國海軍年次大演習參觀中のルーズヴェルト大統領は廿五日勞働總同盟(A.F.L.)並に産業別組總委員會(C.I.O.)首腦者宛書翰を送り直ちに兩派の相剋軋を解消し刻下の複雑なる經濟界並に一般社會情勢に對處する爲勞働戰線を統一するよう要望した、ルーズヴェルト大統領の書翰要旨左の通り

米國勞働者階級は今日二大陣營に分割され總えず相互に抗争を續けてゐる、斯る情勢に鑑み余は勞働總同盟並に産業別組總委員會兩派に對し相互の休戦を協議する爲の委員會を指名するよう要

請するものである、蓋し現下の複雑なる經濟並に社會問題は斯る種類の委員會を通じての勞働力の提携並にその效力發揮を必要とするからであるが、かかる委員會は目的並に綱領の根本的一致のみによつて實現され得るだらう

右に關しパーキンス勞働長官は廿五日左の通り語つた

ルーズヴェルト大統領の書翰は最近昂まりつゝあつた勞働各團體間の紛議解決方を要望する勞働者間の聲に對する回答であつて地方勞働諸團體の幹部並にその團體員間に勞働者間の平和要望の聲が濃化しつゝある現在の絶好なチャンスと逃さず送られたものといへよ

「座り込み」罷業は違法

ワシントン【二三】ルーズヴェルト大統領が米國勞働界を二分する勞働總同盟、(A.F.L.)と産業別組總會議(C.I.O.)とに對し對立抗争の中止を要請したのを契機に米國勞働運動の新展開が豫想されてゐる折柄大審院が廿七日所謂「座り込み」罷業は違法である旨の重大判決を下して注目を惹いてゐる、右はフアン製紙會社が座り込み罷業参加者を解雇したのに對し政府の勞働關係局が勞働者側を擁護して會社に對し解雇勞働者の復職を要求競争を續けてゐたものでヒューズ大審院長は

坐り込み罷業は高壓的暴力行爲で何等の合法性を認めることは出来ない、不公正な勞働状態を是正するためには坐り込み罷業に訴へることもやむを得ないとの主張は合法的救済手段を無視し



て暴力行使を奨励するもので社會の基礎たる法律秩序を破壊せんとするものである

との強硬な判決文を朗讀、坐り込み罷業の違法性を強調した、大審院今回の判決は從來坐り込み罷業戦術によつて米國労働界に確たる地位を築いて來た産業別組織會議に對する重大打撃となることは必然で大統領が産業別組織會議と労働總同盟との合同を示唆したのと相俟つて急進的労働運動に對する壓迫が加はつたものとして注目を惹いてゐる、更に議會方面に於いても労働關係局がニュー・デール派の急進分子を擁して専らに労働者側を擁護して來たのに對し労働關係局を改組してこれが權限を削減せんとする氣運が見られ大統領の合同要請もこの意圖を反映して労働運動の急進化を阻止せんとする意圖に出たものではないかとの觀測が有力である

(註)産業別組織委員會(Committee of Industrial Organization)は昨年の大會で産業別組織會議(Congress of Industrial Organization)の名稱を附した

米放送局の日本紹介放送 ニューヨーク【二六】米國コロンビヤ放送局は廿六日午後二時から廿分間に亘り成人教育講座の一部として「米國に移住せる日本人の米國文化に對する貢獻」といふ題目でラデオドラマを放送、ロックフェラー研究所の至寶と仰がれた野口英世博士の偉業と高熱病研究の犠牲となりアフリカの蕃地に瘧れた野口博士の悲壯な最期の有様、それから高峰讓吉博士の

アドレナリン發明、ボストン美術博物館を世界的に有名ならしめた蔭に潜む阿含天心の功績等を全米に紹介した、伴奏としては愛國行進曲及び三曲合奏等を放送したが折しも齋藤前大使の訃報に悲しむ在留邦人には特に深い感銘を與へた

萬博日本デー催し サンフランシスコ【二三】華々しく蓋開けをした金門萬國大博覽會は連日各地から押寄せせる見物人で超満員の盛況を呈しとり分け日本館は典雅な建物と優美な庭園と相俟つて外國館中斷然人氣を集めてゐるが博覽會當局と日本人協議會では日本紹介と日米親善のため四月廿九日の天長節と十一月三日明治節を日本デーとして大々的な催しを行ふ外會期中十數回に亘り左の如き豪華なプログラムを以て躍進日本の文化を宣傳することになつた

△二月廿五日から三月廿五日迄八回に亘り日本館庭園内の池で鶴鶴實演△三月三日、離祭りを日本館内で舉行、次で日本少女の行列、パシフィック・ビルディングに於て晚餐會△三月四日、邦人兒童が世話になつてゐる公立學校教師謝恩會△三月廿日、ウエスタン・ステーツのホールで日本舞踊及び映畫の會△四月廿九日(天長節)日本デー寶島會場の行列、セント・フランシスコホテルの晩餐會、カリフォルニア會館に於て寶島少女歌劇第一回公演(寶島少女歌劇は五月廿日まで三週間に亘り同所で行なはれる)△五月五日、端午の節句、風揚競争を行ふ△六月十五日、ウエスタン・ステーツのホールに於て活花、茶、日本音楽紹介の會、ピアノの甲斐美和子、「蝶々夫人」で全米に有

名な小池壽子兩嬢も出演の豫定△七月四日、獨立祭、サンフランシスコ市主催の行列に参加△七月十日、七夕祭り日本少女の舞踊及び日本紹介の講演△七月から八月に亘り日本に關する論文募集△九月四日、労働祭、日本の柔道紹介△十一月三日(明治節)日本デー、行列、花火、花車の行列、その他米國人をあつと言はせやうと種々趣向を研究中である

米空軍事故(伯將校機死) ペンサコーラ【二三】フロリダ州ペンサコーラ海軍飛行場所屬の單座水上機十二臺は廿日午後編隊飛行中濃霧に襲はれ着陸不能となり午後十一時頃七機の操縦者は落下傘で飛び降り一命を助つたが一臺は遂に墜落操縦士は火焰に包まれて焼死した、右操縦士はG.P.プレツサといふブラジルの海軍中尉でペンサコーラ海軍飛行學校に在學中、海軍の練習飛行に参加してこの慘禍に遇つたものだが更にパラシエートで助かつた飛行士の中にもA.C.P.ホルタといふブラジル海軍中尉が加はつてゐることが判明した、この事件により米國海軍がブラジル航空技術の訓練を授けてゐる事實が明るみに出され時節柄法目を惹いてゐる

ペンサコーラ【二三】その後の調査によると更に他の一機も墜落、同機操縦の米國海軍將校ノーマン・オスターグリン中尉が惨死したことが判明した、これを以て遭難犠牲者は二名を數へるに至つた

N.Y.タイムズ外報部長急逝 ニューヨーク【二三】ニューヨーク・タイムズ紙外報部長エーリク・ヤング氏は廿二日午後急性肺炎で逝去した、ヤング氏は

氏はタイムズ紙外電欄の總元締として活躍し、又米國外交史に關する著書もある

☆ 經 濟

對南米政策促進法案可決 ワシントン【二三】全體主義國家の中南米進出に對抗するためアメリカ政府最近の對中南米政治工作は益々露骨となりつゝあるがアメリカ下院陸軍委員會は廿一日左の如き内容を持つ法案を可決した

一 政府をして南米政治工作の必要上通商並びに農業の専門家を動員し得る法案

復興金融會社貸出期限法案可決 ワシントン【二三】アメリカ下院は廿日日夜投票を用ひずして復興金融會社の貸出期限を一九四一年六月卅日迄延長する法案を可決し兩院協議會へ同附した、尙復興金融會社從屬機關たる輸出入銀行並に商品金融會社の存続期限を夫々一九四一年六月卅日迄延長する案も同様に通過し上院に廻付されてゐる

輸出入銀行法案下院通過 ワシントン【二三】アメリカ下院は廿一日一五二票對一四四票の差を以てワシントン輸出入銀行の存続期限を一九四一年六月卅日迄延長する法案を通過せしめ上院に廻付した、共和黨議員は全力をあげてその延長の阻止につとめたがこれは遂に水泡に歸した、今回の延長案に對して中南米以外の諸國に對する同銀行の融資額を最高五百萬ドルに制限せんとする修正案が提出されたがこれも否決する所となつた

輸出入銀行法案兩院協議會通過

ワシントン【二三】輸出入銀行並に商品信用保證會社の營業期限延長に關する法案は上下兩院協議會の審議を経て最終的に決定廿四日下院からルーズヴェルト大統領の手許に送附された、同法案の内容次の通り

一 輸出入銀行並に商品信用保證會社の營業期限を一九四一年六月卅日迄延長す

一 輸出入銀行の融資額を最高一億弗に制限す

米國の産業振興策 (ホフキンス商相演説) デモイン【二三】ホフキンス商相は廿四日夜アイオワ州デモインの經濟クラブ晚餐會に臨んで一場の演説を試み久しく米財界が待望してゐた政府の新産業振興政策を闡明した、演説要旨次の通り

余はルーズヴェルト大統領の偉大なるニュー・ディールを阻害することなく私的資本の投資を促進するやうな空氣を醸成することを約する、更に米國の景氣と福祉は中小工業に依る所が大であるから政府は中小工業者を援助するの必要があると思ふ、政府の行つてゐる資金撤消政策は現在のやうに不況のため産業が自らを養ふことが出来ぬ時期には必要なる産業支持の手段である現在どこ迄も景氣の回復を妨げてゐる重要な原因は信賴の缺如といふ點にあるから資本家は寛容と信義を以て労働者を待遇すべきである、一方労働階級就中労働總同盟や産業別組織會議は自己の利益ばかりでなく資本家の利益を考慮せねばならぬ、而して余は景氣回復のため左の諸政策を提唱する

輸出入銀行法案兩院協議會通過

一 資本の必要な流通を妨げる傾向ある租税の軽減或は改正

一 公共事業、鐵道、住宅建築の分野に於ける私的資本の混雜状態を打開する

一 失業者に職を與へ豫算の均衡を回復するため國民所得の増加を圖る

一 中小商工業に對し政府が援助を與へる

一 國民所得上の農民収入の割合を増加する

一 互惠通商條約の繼續及び擴張

米商相の演説を重視

ニユーヨーク【二五】廿四日デモインに於けるホプキンス商相の演説は米國産業振興に關するルーズヴェルト政府の新政策を闡明したものとて各方面の注目を惹いてゐるが政界及び財界では更に右の如き諸事情を併せ考慮に入れ今回のホプキンス商相の演説を特に重視してゐる

一 ホプキンス商相を來年大統領選挙戦に出馬せしめようとするニユー・デイル派の運動が有力化しつつある際、この演説が行はれたことはホプキンスの政策を明示する第一聲である事

一 ニユー・デイルの結果から財界で人氣を失つたルーズヴェルト政府がホプキンスの新政策で人氣を取り戻す望みがかつてゐる事

一 ルーズヴェルト大統領の引退後政策上激變を來しはせぬかといふ懸念をこの演説で緩和するものと解する向き多く従つて財界を安心させる効果があるものと期待される事

アメリカ景氣は樂觀不可

ニユーヨーク【二五】全國購買機關協會(ナショナル・アソシエーション・オブ・

パーチエーシング・エージェンツ)は廿四日發行の月報において最近の景氣の動向があまり香しからざる事を指摘、左の如く述べてゐる

一 アメリカの景氣の前途を卜するに目光を週報においては景氣活動の注目すべき上昇の起るやうな何等の徴候は見られない、尤も現在の情勢を見るに急激な景氣下降の懸念はなく、それだけに希望に充ちてゐるとも云へる、今のところ原料品の積極的な買付けを行ふことはあまり勸告し得ないが特にこれら商品の相場は今後數週間何等かの豫期せざる事件が起らぬ限り大巾の變動を示すことはあるまいといふに意見が一致してゐる、又國內の原料在荷は更に減少したがしかし原料在荷の減少は事實上景氣の好材料としての特質をある程度喪失してゐる、蓋し在荷の減少は生産の立場から見ると多くの場合原料品に對する需要の減退となつて現はれるからである

米國植物性油加工税引上げ

ワシントン【二五】民主黨選出上院議員トム・コンナリー氏は廿五日議會に對して輸入植物性油の加工税引上げを要求する懸案の課税法改正案を提出した、同法案によると國內植物性油に對する海外の競争軽減の必要に鑑み輸入植物性油の現行加工税率一割度に付三仙であるのを五仙に引上げようといふ

米鹽石油紛争解決案

ワシントン【二五】メキシコ政府の米人所有石油利權費用問題は未だに解決を見ず米墨兩國間の紛争問題として殘されて

あるが消息通筋の語る所によれば米國政府は最近右紛争處理の爲メキシコ政府に提案すべき解決案の起草を完了したといはれる、而して米國政府は右解決案を基礎として來週メキシコ政府との間に折衝を開始するものと見られるが提案の内容として傳へられる所次の通り

一 メキシコ政府は石油財産の名義を確保する

一 但し舊米系石油利權會社との間に長期契約を結び實際の採油はこれに行はしめる

西海岸財界巨頭渡日

サンフランシスコ【二六】日本貿易組合中央會では日米貿易振興のため米重要都市商業會議所代表を日本に招待することになつたがその第一陣として太平洋沿岸のサンフランシスコ、ロサンゼルス、シヤトル、ポートルランド等の商業會議所から夫々サンフランシスコ商業會議所副會頭チャールズ・ベイヂ氏、ロサンゼルス商業會議所副會頭ジョージ・イーストマン氏、シヤトル商業會議所副會頭クリステイ・トーマス氏、ポートルランド商業會議所副會頭ロレンス・ハートマン氏の四氏が選ばれ夫人帯同來る三月三日サンフランシスコ出帆の餘倉丸で渡日、約一ヶ月間各地觀光を兼ねて視察を行ふ

日巴通商條約改訂交渉

アスンシオン【二三】パラグワイ政府は豫て現行日巴通商條約の改訂を希望し日本政府にこの旨申入れてゐたが廿二日バ

ラグワイ經濟相ボサーノ氏は右改訂交渉開始のため使節團を派遣する旨左の如く發表した

パラグワイ政府は一九一九年締結の日巴通商條約に代る新通商條約締結の基礎を検討するため日本に對し經濟使節團を派遣する豫定である



ベルー叛亂軍法會議

リマ【二三】十九日早曉ベルー内相アン・トニオ・ロドリゲス將軍の一味によつて企てられたクーデターは政府軍の迅速なる出動によつて完全に鎮壓され政情は漸く安定するに至つたので政府は廿三日ロドリゲス將軍一黨、ベルー革命黨々首シリョ・オルテガ氏等叛亂軍參加者に對し軍法會議を開始した、何れも極刑は免れぬものと見られてゐる

ベルー棉日本向輸出促進請願

リマ【二五】ベルー在住邦人棉作業者は組合を組織し廿四日創立總會を開催、ベルー産棉花日本向輸出につき政府當局に請願を行つた

伯國一の日本病院

リオデジャネイロ【二三】新にリオデジャネイロに新設される管の同仁會經營日本病院は愈々來る四月頃開院を見ることになつてゐるが同病院は廿三日サンタ・クルーズなる名が與へられることに決定院長には法規的關係からサンパウロ市醫大教授ベネデクト・モンテネグロ氏を推薦する模様で設立に奔走した鎌田武次郎博士は事實上の院長として活躍する筈であるが新病院はブラジル國內唯一の大病院で二百五十名の患者を收容し得る設備あり醫療器械等は純日本國産である

同盟旬報

(毎月三回發行)
一部 卅五錢 送料壹部
半年分 五圓五十錢
壹年分 拾圓
(半年以上の定額は特別)

編輯發行 大川幸之助
東京市神田區神保町一ノ五六番地
印刷所 廣中印刷所
東京市京橋區銀座西七十一番地
發行所 法團 同盟通信社

同盟通信社發行刊物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。
東京市銀座西八ノ九

【同盟通信社別館】
振替貯金口座
東京八五〇〇番

事業専用 銀座(57) 三九七
電話専用 銀座(57) 六〇七八
郵便振替専用 銀座(57) 二二三〇
印刷費振替専用 銀座(57) 六〇七九

專用电話

# 週報

● 第百二十五號 ●

日露戰爭より  
支那事變へ

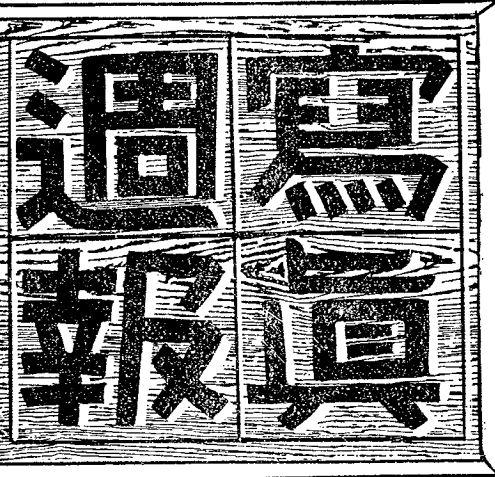
(支那事變下に再び  
陸軍記念日を迎へて)

米國海軍と太平洋  
國民健康保險組合の實績  
上海租界について

定價 五錢  
半ヶ年前 一圓二十錢  
一ヶ年前 二圓四十錢

## トツレフンパの策国

希御録目書圖行發局刷印閣内  
いさ下込申御宛局當は方の望



● 號五十五第 ●

雪の練兵  
科學の仙人日記(讀物)  
桃太郎貯金  
日本の友情  
收穫を失つた農民へ  
海外通信・讀者のカメラ

定價 十錢  
半ヶ年前 二圓十四錢  
一ヶ年前 四圓十八錢

## 国策のグラフ

陸軍省編纂  
帝國及列國の陸軍  
定價三十錢 送料不要

陸軍省情報部編纂

支那事變下に  
再び陸軍記念日を迎へて  
定價十五錢 送料六錢

海軍省海軍軍事普及部編纂  
東亞新秩序の建設と

帝國海軍  
定價十錢 送料三錢

店書國全 || 所賣直局刷印閣内 所込申  
店賣驛 || 所賣販報官地各國全

## 行發局刷印閣内

町手大區町麴市京東  
番〇〇〇九一京東替振

# 昭和十四年出版發賣

## 同盟通信社調查部編 昭和十四年版 時事年鑑

☆四六倍判八百五十餘頁  
☆美麗箱入本製本特製

『時事年鑑』は凡ゆる年鑑と百科辭典を一冊に壓縮した我國唯一の綜合大年鑑であります。その内容は今更申すまでもなく飽く迄も『時事年鑑』二十年の傳統を生かすと共に本社獨特の組織と完備せる通信網と相俟て本社調査部總動員の上取材したその豊富なる資料、正確なる統計數字を以て誇り得る最新のものとして確信致します。『昭和十四年版時事年鑑』は政治、外交、軍事、財政、經濟、交通、労働に更に文藝、美術、スポーツ等に、事變下日本の凡る實相と國際非常時局の情勢を克明に記録しつくしたもので、總ての年鑑中の王座「標準版」の自信を以つて世に贈るものであります。敢へて銀行、會社、工場、學校は勿論御家庭にも是非一部を御備へになる様お奨めする次第であります。

### 目次

一戰産産貿商郵銀新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	地位人勲	國族議	政界官展	那事	支那	陸海	國政	行政	業貴	帝政	氣土	爵皇	憲
般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲	般時業社行時經新戰經專租財外支陸海國行政業貴帝政氣土爵皇憲
演文藝家衛婦社警裁出學大高教社勞航通水鐵道陸運工礦水林農產工農	藝庭諸知	會人事	判行	術	等專同學	航空	信運道梁況通業業業業業覽事况	運動	地方六大都市	外勢	現勢	特現	外勢
藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况	藝術術識生界業察刑版界學校育寺勵空信運道梁況通業業業業業覽事况

送料 海地方三十三錢  
定 金一圓五十錢  
價

急至 御申下 さい

東京市京橋區銀座座西七丁目一番地 發行所 東京市京橋區銀座座西七丁目一番地  
電話代表番號(7)二二二番(6)  
電話貯金口座東京八五〇〇番

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可  
發行所 東京市京橋區銀座座西七丁目一番地  
社同人 盟 通信 社  
電話代表番號(7)二二二番(6)  
電話貯金口座東京八五〇〇番